

平成30年第4回宇城市議会定例会 会期日程表

会期15日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
12月 3日	月	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 専決処分の報告 ○ 議案第72号から諮問第5号までの21議案を一括上程・提案理由説明 ○ 議案第72号の詳細説明・質疑・委員会付託 ○ 議案第72号の委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 議案第73号から諮問第5号までの詳細説明 ○ 総務文教常任委員会 【 散 会 】
12月 4日	火	休 会	○ 議事整理
12月 5日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（大村、豊田、岡本） 【 延 会 】
12月 6日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（渡邊、永木、山森、五嶋） 【 延 会 】
12月 7日	金	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（原田、中山、三角、溝見） 【 延 会 】
12月 8日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
12月 9日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
12月10日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（河野正、高本） ○ 議案第73号から議案第91号までの質疑・委員会付託 ○ 諮問第5号の質疑 【 散 会 】
12月11日	火	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会
12月12日	水	休 会	○ 民生常任委員会
12月13日	木	休 会	○ 議事整理

月 日	曜	会議の種別	件 名
1 2 月 1 4 日	金	休 会	○ 議事整理
1 2 月 1 5 日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
1 2 月 1 6 日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
1 2 月 1 7 日	月	本会議	○ 開議 ○ 議案第 7 3 号から議案第 9 1 号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 諮問第 5 号の討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

1 2 月 3 日 (月)

平成30年第4回宇城市議会定例会（第1号）

平成30年12月3日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第13号 専決処分の報告について |
| 日程第5 | 議案第72号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第6 | 議案第73号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第74号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第75号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第76号 宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第77号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第11 | 議案第78号 工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事） |
| 日程第12 | 議案第79号 宇城市市道路線の廃止について |
| 日程第13 | 議案第80号 宇城市市道路線の認定について |
| 日程第14 | 議案第81号 財産の取得金額の変更について（第1回変更） |
| 日程第15 | 議案第82号 財産の取得について（災害公営住宅等） |
| 日程第16 | 議案第83号 財産の取得について（災害公営住宅等） |
| 日程第17 | 議案第84号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第18 | 議案第85号 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第86号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第87号 平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第21 | 議案第88号 平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第89号 平成30年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |

- 日程第 2 3 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
 日程第 2 4 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）
 日程第 2 5 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について（古賀 秀一氏）
 日程第 2 6 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩清水 伸 二 君
市民環境部長 園 田 敏 行 君	健康福祉部長 那 須 聡 英 君
経 済 部 長 吉 田 裕 次 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君
教 育 部 長 蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者 木 下 堅 君
総 務 部 次 長 天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長 中 村 誠 一 君

市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） ただいまから、平成30年第4回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（長谷誠一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、7番、高本敬義君及び8番、大村悟君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（長谷誠一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月3日から12月17日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの15日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（長谷誠一君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、お手元に配布しておりますとおり、1ページから6ページに監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、平成30年8月分から10月分まで提出されております。

次に、主な公式行事については、7ページのとおりであります。

次に、陳情書等について申し上げます。去る11月26日の第15回議会運営委員会において、机上配布と決定した6件の陳情書につきましては、皆様のお手元に配布のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しを頂きましたので、行政報告をいたします。

はじめに、国民健康保険税の軽減判定誤りについての報告です。国民健康保険税の均等割額及び平等割額における軽減を判定する際の所得の計算については、所得税の確定申告や青色申告による純損失の繰越控除、または災害等により雑損失の繰

越控除がある場合、本来は国民健康保険独自で算出した繰越損失額を用いなければなりません。しかしながら、確定申告に記載のある繰越損失額をそのまま用いて計算し、誤った税額を課しているものがあることが判明しました。誤りが判明した分については、法定で税額を異動することができる年度分を再計算し、追加徴収 76 件、還付 97 件合わせて 173 件の税額変更を行った上で、対象者の皆様方には納付通知書や還付手続きのお知らせ及び説明文を発送したところです。今回の過失で市民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけしたことについて、十分な反省を行った上で今後は複数職員による入念な確認を行うなど、厳密なチェック体制を強化し、再発防止に向けて努力してまいります。

次に、地方創生及び地域活性化のための協定締結についてです。新たな雇用による税収増や人口増加など、地域活性化のためには企業の立地は重要な地域資源になるものと考えております。このため市では、宇城市ビジネスサポートセンターの開設や新たな部署として商工振興課にしごと創生係を新設するなど、市民の皆様の雇用ニーズに対応できる多様な働き方の推進に力を入れております。その中でも事務職の雇用創出を進めるために、宇城市 I T 企業誘致プロジェクトを創設し、第 1 号誘致企業として東京都内に本社を構える株式会社あしたのチームと 10 月 23 日に協定を締結しました。同社は宇城市ビジネスサポートセンター内に県内初となるサテライトオフィスを開設しており、地元宇城市からの雇用を予定しております。11 月 20 日には熊本県信用保証協会と経営及び創業支援に関わる業務の連携・協定に関する連携協定を締結いたしました。今回の協定締結により創業希望者などを対象としたセミナーや相談会を共同で開催し、創業準備期から創業後まで一貫したサポートを連携して行うことで創業後の成功率を高め、地域密着型の企業を育成し、本市の成長発展につなげてまいります。

また 9 月 12 日には、日本郵便株式会社と郵便局の見守りサービスをふるさと納税の返礼品とすることについて協定を締結いたしました。このサービスは、寄附者が指定した宇城市のお住まいの方に対し、郵便局員が定期的に訪問を行い、生活状況を寄附者に報告するものです。高齢化率が 33%と県平均の 30%を上回っている本市としましては、高齢化社会の課題解決の一助となるべく期待するものであります。

次に、省庁等への要望活動についてです。10 月から 11 月にかけて総務省、国土交通省、農林水産省、熊本県選出国會議員宛に要望書を提出してきました。国道 3 号の 4 車線化に向けた整備着手、安心安全の道づくり整備のための予算要望、国営緊急農地再編整備事業の早期着工に向けた支援について、それぞれの関係機関に要望を行ってきました。今後も継続して要望を行ってまいります。

次に、熊本地震からの復興に向けた取組についての報告です。

まずは、現在建設中の災害公営住宅の進捗状況ですが、不知火町御領の災害公営住宅には、既に10戸が入居をされており、年内には不知火町御領に10戸、豊野町響原に20戸合わせて30戸が完成します。響原災害公営住宅は、木造で温かみのある住宅性能の高い高品質な住宅であり、外構の工事を残しているため年内の入居はできませんが、今月中旬に内覧会を計画しております。このほかの災害公営住宅の入居募集も終わっておりますので、年度内には98戸の入居ができ、今定例会に提案する松橋町曲野の30戸と松橋町大野の27戸の57戸を加えると、155戸の住まいの確保ができる予定であります。恒久的な住まいの提供を進めていくことで、被災者の皆様方の一日も早い生活再建を遂げていただけるよう組織一丸となって取り組んでまいります。

次に、防災備蓄倉庫の整備についてです。11月28日、小川町の旧小川支所庁舎跡地において、防災備蓄倉庫の起工式を行いました。防災備蓄倉庫については、熊本地震に類する災害の発生直後における食料や飲料水、生活物資、資機材などの備蓄不足を解消し、市民の皆様を守る備えとして旧5町に整備を計画しており、残りの4か所の整備についても順次進めてまいります。

次に、小中学校の活動についての報告です。11月9日に天草市で開催された熊本県中学校駅伝競走大会に、不知火中学校男子、松橋中学校男女の生徒が出場し、不知火中学校は6位入賞、松橋中学校は男子女子に共に優勝という快挙を成し遂げました。松橋中学校は、12月に滋賀県で行われる全国中学校駅伝大会への出場が決定しており、生徒の皆さんが日頃の練習の成果を十分に発揮し、素晴らしい成績を収められることを期待しています。

次に、松橋高等学校創立100周年についての報告です。11月16日に県立松橋高等学校の創立100周年記念式典がありました。大正7年4月に下益城郡立実科高等女学校として設立され、以来100年という長い年月を経て今日を迎えておられます。松橋高等学校は、文武両道を目標に掲げ、職員、生徒一丸となって誇れる学校づくりに邁進されておられます。これからも地域社会に信頼される学校づくりに期待するものであります。

最後に、宇城市表彰式の報告です。11月1日、平成30年度宇城市表彰式を挙行しました。今年是有功者表彰に、議会議員として地方自治発展に貢献された方3人、消防団幹部として地域に貢献された方1人、農業委員として農業発展に寄与された方1人。功労者表彰に、行政区嘱託員として住民自治と行政運営に貢献された方4人、交通指導員として社会貢献された方3人、民生・児童委員として福祉の推進に尽力された方7人、国民健康保険運営協議会委員として国民健康保険事業の推

進に寄与された方3人、教育の振興と発展に尽力された方1人。善行者表彰に市の公益のため多額の資材を寄附された方1人、合わせて24人の方々を表彰しました。受賞された皆様大変おめでとうございます。

以上、行政報告といたします。

○議長（長谷誠一君） 以上で、行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 報告第13号 専決処分の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第4、報告第13号専決処分の報告について、執行部に報告を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 報告第13号専決処分の報告について、議案集は3ページからとなっております。

公用車の事故に係る損害賠償の専決処分でございます。4ページをお願いいたします。平成30年5月15日、熊本市中央区熊本市役所駐車場で、駐車するため後退させていたところ、隣に駐車してあった相手方車両に衝突し車両を破損させたため、市に賠償責任が生じたものでございます。損害賠償の額は14万3,405円です。市が賠償責任において処理したことの報告であります。

総務部からは、以上でございます。

○教育部長（蛇島浩治君） 報告第13号、公用車の事故に係る損害賠償の専決処分について報告いたします。議案集の5ページをお開きください。

平成30年9月15日、菊池郡大津町森1000番地、大津町運動公園球技場敷地駐車場で発生した事故で、市職員が公用車で熊本県民体育祭サッカー競技会場に役員団の激励に随行した際、会場内駐車場に駐車するために後退をしていたところ、後方の確認とハンドルの切り返しを誤り、右側後方に駐車していた相手車の左側フェンダー一部と公用車の右側部が接触し車両を損傷したため、市に賠償責任が生じたものでございます。損害賠償額は12万円でございます。このことについて専決処分いたしましたので報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（長谷誠一君） これで、報告第13号を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第72号 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議案第73号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第74号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正

する条例の制定について

日程第 8 議案第 7 5 号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 7 6 号 宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第 1 0 議案第 7 7 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第 1 1 議案第 7 8 号 工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線
（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）

日程第 1 2 議案第 7 9 号 宇城市市道路線の廃止について

日程第 1 3 議案第 8 0 号 宇城市市道路線の認定について

日程第 1 4 議案第 8 1 号 財産の取得金額の変更について（第 1 回変更）

日程第 1 5 議案第 8 2 号 財産の取得について（災害公営住宅等）

日程第 1 6 議案第 8 3 号 財産の取得について（災害公営住宅等）

日程第 1 7 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 1 8 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第
2 号）

日程第 1 9 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 2 号）

日程第 2 0 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2
号）

日程第 2 1 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第
2 号）

日程第 2 2 議案第 8 9 号 平成 3 0 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 3 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 4 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 5 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について（古賀 秀一氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第 5、議案第 7 2 号平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算
（第 5 号）から、日程第 2 5、諮問第 5 号人権擁護委員候補者の推薦について（古
賀秀一氏）までを一括議題とします。市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回提出します案件は、条例 4 件、その他 7 件、予算 9 件、諮
問 1 件の合計 2 1 件としております。議案としまして、条例案件では、宇城市長等
の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ほか 3 件。
その他案件では、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、ほか 6 件。
予算案件では、宇城市一般会計及び特別会計並びに企業会計の補正予算案件が 9 件、
合わせて 2 0 議案でございます。諮問案件としまして、人権擁護委員候補者の推薦

の1件となっております。

平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ6億6,590万円を増額し、歳入歳出の予算総額を359億8,927万5千円とするもので、国補正予算に関わる危険ブロック塀の撤去や小中学校の空調設備設置事業などにつきまして、急を要するために先議をお願いするものであります。詳細につきましては、それぞれの関係部長から説明いたします。

これらの案件につきましてよろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第72号から諮問第5号までの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第72号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

議案第72号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第72号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。補正予算書のこちらの方でございます。単独であるやつです。

今回の補正予算は、国の補正予算第1号に伴うもの、また学校給食センター建築事業に係る継続費の設定を行う予算案となっております。それでは配布しております平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）の1ページをお開き願います。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億6,590万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ359億8,927万5千円としています。内容につきましては、国の補正予算第1号に伴う学校の緊急重点安全確保対策に係る小学校施設のブロック塀安全対策及び特別教室等への空調設備設置並びに学校給食センター建設事業について早急な対応の必要性が生じたため、予算対応を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。主な歳入の費目では、国庫補助金を8,978万6千円、市債を5億5,670万円追加しております。

続いて3ページをお願いいたします。歳出費目でございます。小学校費を2億6,950万円、中学校費を2億3,640万円、また学校給食費を1億6,000万円追加しております。

4ページをお願いいたします。第2表継続費です。学校給食センター建築事業、総額22億2,000万円について、平成30年度から平成32年度までの継続費を設定しております。

5ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正でございます。学校給食

センター建築事業における継続費の設定に伴いまして、債務負担行為の廃止を行っております。

第4表地方債補正です。中学校施設整備事業ほか2件の起債の限度額を紙面のとおり変更しております。

続きまして、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。10ページをお願いいたします。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料で850万円、節15工事請負費で2億6,100万円を追加しております。小学校施設における空調設備設置を13校、擁壁改修8校に係る事業費となっております。特定財源といたしまして、国庫補助金4,902万7千円、地方債2億1,460万円を計上しております。

次に、項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料で450万円、節15工事請負費で2億3,190万円を追加しております。中学校施設では空調設備設置を5校、擁壁改修2校に係る事業費となっております。特定財源としては、小学校費と同様に国庫補助金4,075万9千円、地方債1億9,010万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。項8学校給食費、目5給食センター建設費、節15工事請負費で1億6,000万円を追加しております。先ほど説明しました継続費におきまして、平成30年度の年割額8億8,600万円のうち工事費に対して不足する額1億6,000万円を増額するものでございます。特定財源としまして、地方債1億5,200万円を計上しております。

今回の補正予算は、11月7日成立の国の補正予算第1号については、補正予算を直ちに実施し、国、地方を挙げて迅速かつ着実な執行に取り組むとの総務大臣通知もあり、また契約行為や予算の執行に期間を要する必要があるため、議案の先議をお願いするものでございます。

以上で、平成30年度一般会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第72号の詳細説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第72号は、先議の申し出がっておりますので採決まで行います。

これから議案第72号の質疑に入ります。質疑はありますか。

○15番（渡邊裕生君） 15番、渡邊です。ただいま議題になっております宇城市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

まず、今回この第5号と第6号が今会期中に同時に上程をされました。ただいま先議ということでありましたけれども、この5号と6号が分けてといいますか、一

緒にできなかった理由を1つはお尋ねしたいなど。要するにこれを先議にして急がれる部分に関しての詳しい説明をいただければと思います。

それと、具体的な中身に関しましては、11ページの1億6,000万円の補正があっていますが、補正前の額が16億4,300万円、ここに1億6,000万円を補正して18億300万円となっておりますが、私が1つ分からないのは、継続費で総額22億円という金額が出ております。その継続費の総額との兼ね合い。今回のこの補正で1億6,000万円を増額されて18億円にされたというのがどういことなのかというのが余りよく分からない。要するに値上げをされるんですが、入札は幾らで入札公示価格といいますか、予定価格で出していけるのか、そこら辺等の兼ね合いがちょっと余りよく分からないというのがあります。

それと、今回この補正後の18億300万円が、補正予算（第6号）の方の補正前の額にそのままこの数字が出ていますが、この5号がもう通る前提で6号の予算を計上されたのかなと思いますが、ちょっとそこら辺のこともなかなかちょっと分かりづらいものがあるかなと思います。委員会付託がなされるという話を聞きましたので、委員会の方で十分審議をしていただきまして、今の質問に関しては委員長報告にまとめていただければいいのかなと思っております。ただ、この補正予算の5号と6号を分けられた理由をお聞かせください。

○教育部長（蛇島浩治君） まず5号、6号ということで、分けて先議ということでお願いをするようにしたところでございますけれども、まず、先議でお願いをしたいということにつきましては、本件が平成30年度の交付金の交付決定を受けております。これ以上もう現在5回入札をしたところでござますけれども、これ以上の工期と着手の遅延となった場合に、後年度におきましての交付金に影響を及ぼすという懸念を心配しているところでございます。そのようなことから2月の議会までに入札を決定し、2月の議会までに議決をいただければということで、早期の再入札を行いたいということでお願いをしたところでございます。

また、建設工事の積算でござますけれども、こちらは見積りの歩掛りということで活用しております。見積り証明期間が3か月ということでござまして、この3か月を経過いたしますと再積算の業務を発注し、再積算する必要があります。今回の積算をしておりますこの金額を、再積算をいかして契約に至るために複数回の入札ができればと考えているところでございます。基本的には、この事業が子どもの命に直結する給食事業、新しい衛生基準に適合したものを早期につくって、安全安心な給食の提供を実現したいという思いからでござます。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

○12番（五嶋映司君） 今回のこの補正で、継続費で総額22億2千万円の建設費が

出てきていますが、この建設費は今も説明なさったけれども、建設費の議決はするんではなくて、今回1億6千万円だけを議決するという形になっておりますが、この1億6千万円を議決すれば、基本的には22億2千万円を認めたことになる、そういう議決のようになるような気がしますその辺はいかがなんでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） 予算書の詳細の方には1億6千万円と書いてございますが、この予算書全てをもって議決ということになりますので、今回4ページに継続費、学校給食センター建設事業22億2千万円、平成30年度から平成32年度までという年割額をしておりますので、こちらを決議いただければ、こちらで予算を執行できるということしております。

○12番（五嶋映司君） ということは、ここでどういう形になるか僕は聞いていないんですけども、先議ということで、今議長の報告だとこの場で議決までもっていきたいというお話ですと、今渡邊議員の質問では委員会付託があるんだとおっしゃったけども、委員会付託はどうされるのか、はっきり私どもは聞いていないので。もし、22億2千万円をこの場で議論して決めてしまうということになると、この金額の予算を今短時間の中で議決していいものかどうか非常に疑問なんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議会事務局長（吉澤和弘君） 今回の件につきましては、この後の質疑の後、本会議を休憩しまして、総務文教常任委員会を開いていただいて、午後から再開を考えております。

○12番（五嶋映司君） 今の説明は分かりましたが、先ほどの議長の説明ではこの場で議決するとおっしゃったものですから、ちょっと違うんじゃないかという。先にそういう説明が頂きたかったというのが1つあります。それと同時に、この休憩で議員を皆さんを待たせてやるということになるんですけども、議会運営上、例えばここでやることによって、日程的に何日違うのか。17日までですから。17日間しか変わらないですね。いわゆる先議じゃなくてまともな、普通の議決をするということをして17日しか変わらないわけですけども、今までこの案件約1年ちょっとかかって5回も不調になってきている状況の中で、非常に議論をしなきゃいけない問題を含んでいる状況の中で、それを今日やると。それと17日間の違いでどう違うのか。先ほどの総務部長の説明でしたかね、今教育部長の説明でも補助金の関係うんぬん、懸念とおっしゃいましたね。例えばこの17日間の間でその懸念の問題は払拭できないのかどうか、17日間でその懸念が大きく膨らむのか。だから日程的になんでその先議するのかということを、もう1度正確に御説明いただきたい。17日間の違いを含めて、17日間中どういうことが起きてどうなる可能性があるからということも含めて。

○教育部長（蛇島浩治君）　まず今回先議でお願いしたいと思っておりますのは、入札の関係もございます。本日議決をいただきましたら直ちに工事の施工伺いを起案いたしまして、スケジュールでございます、１２月７日に指名審査会、指名通知等をいたしまして、そこから明けた１月に入札、そして１月の２１日に仮契約に至ればと考えておりますけれども、これを１７日議決にいたしますとこのスケジュールに当てはまらないといえますか、遅れてしまうところでございます。そういたしますと、次に入札を考えますのがもう３月に入っていくスケジュールになってまいります。そのようにいたしますと、ぎりぎり最悪というような状況も懸念いたします。少しでも早くこの補助金の確定も取っておきたいと。そして、この後２期工事３期工事もございます。そちらの工事も、例えば資材の搬入等によりましては、遅れてまいりますとそちらにも補助金の部分で影響が出るのかなということで、まずはこの１期工事、まず工事に着手することが重要ではないかと考えるところでございます。

○１２番（五嶋映司君）　今のは、１７日間のうちにスケジュールをちゃんと書いてもらって、ここがこうですこうです、だから先議しなきゃいけませんよというのを是非出していただきたい。この場で説明いただきたいということですね。それともう一つは、先ほどおっしゃった２２億円を結局決めることになるんですよとおっしゃった。ということは、２２億円になることの説明がこの議場の中で一切ない、このことに関しては、１７億７千何百万円が４億８千万円ぐらい増えるよ、今計算したら４億８千万円ぐらい増えるよという。それが増える理由の説明がなくて、ここで議決してください。それは委員会でやりますからいいですよということではなくて、そのぐらいの大きな金額になったらまずはここで説明して、委員会で議論をいただくということが筋じゃないかと思いますが、その辺はいかがですか。

○教育部長（蛇島浩治君）　金額につきましてはあれなんです、今設計額の増額といたしましては、当初から国土交通省が示します積算基準等に則って実施をしておりました。けれども、熊本県におきましては、この市場環境というものが特殊な状態となっておりまして、国の示す見直しの手法等に則って検証をいたしまして、再計算を行ったところでございます。第５回の入札の応札者の入札内訳書の調査、分析を行い、設計書の歩掛とのかい離が大きかったものを中心に市場調査を行い、再計算を実施したものでございます。具体的には、国土交通省の積算基準から歩掛、積算資料、見積り歩掛等の順序で採用をしたところでございます。単価の熊本県内の状況がかい離が見られるということから、見積書に置き換えて実施したこと、それと見積り、歩掛りについても再度見積書の徴取、ヒアリング等を実施し、再積算を行った結果この金額を今回お願いするものでございます。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったことを先に出してもらわなきゃ。これだけ増えるのはこうですよと、これは22億円決議する議案ですよと、このことはね。そのことを4億8,000万円なんで増えるのかって今頃になって説明してもね。そしてそれを僕らには、今僕が質疑をやったから出てくるだけの話であって、議員には一切そういう説明せずに委員会付託して委員会で決まったらそのことが、もし委員会の中でその問題が出てこなきゃ何にも出てこないわけでしょう。だから、僕はこの提案の仕方はそういう意味では非常に問題があると。だから、しっかり事前にこういうことでこう説明して、先議ではなくてこれをまともな議案として議論すべきだと。そうすると、先ほど渡邊議員がおっしゃった第5号と第6号の関連なんかもすっきりする。例えば第5号が通るということでやらなくても、第5号と第6号は一緒にやれるわけですから。しかも、その何日間の間のタイムラグの大きな損害が、宇城市にものすごく侵害が起こす可能性があるなら先議をやるべきだと思います。しかし、その説明がいわゆる可能性があるとかっていうことでしか問題がないのであれば、しっかりと僕は議論する。それがやっぱり議会の役割だと思います。是非、その辺はこの提案の仕方を御再考いただきたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 五嶋議員御指摘のとおり、総額だけで御説明したところから、これまで戸馳大橋のときも同じようなことで説明してきたものですから、このような説明になったというところからでございます。今後は、議員御指摘を踏まえまして、説明の仕方を若干変えていきたいというところは考えております。

○12番（五嶋映司君） 再考していただきたいと思います。

○議長（長谷誠一君） 動議でしょうか。

○12番（五嶋映司君） 動議にはまだしていません。その辺に関して再考できるのかできないのか。その辺はちょっと見えてこないですから、その辺の部分もし間違えていたらやり直してください。

○議長（長谷誠一君） ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時45分

再開 午前10時49分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○12番（五嶋映司君） それでは改めて動議を出します。議案第72号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）、この議案を先議から外して普通の議案として扱っていただくようお願いする動議を出します。

○議長（長谷誠一君） ただいまの五嶋議員の動議提出に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（長谷誠一君） 起立5人です。宇城市議会規則の要件を満たしておりますので採決します。

これから議案第72号の先議について採決します。採決は起立採決によって行います。議案第72号について先議することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（長谷誠一君） 賛成多数です。したがって、議案第72号について先議することは可決されました。よって、先議に付します。

ほかに質問ありませんか。

○1番（原田祐作君） 先ほどから急ぐことの理由について、教育部長から補助金との関係で懸念がある、不安があるというようなお言葉が数回出てきたと思っております。その中で、具体的にそれでは、例えば3月本年度中にどこまでやらなければいけないのか。例えば入札が終わって契約をすればいいのか、若しくは前渡金を支払わなければならないのか、そういった明確なここまでやらなければ補助金が減らされる、そういったところはきちっと分かっているのか。また、それによって今年度中にその要件が満たされなかった場合、幾らその補助金が減額されるのか。そこを御説明いただきたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） 今年度事業費のうち今年度予定をしておりますのは、事業費のおおむね4割ということで、8億8,000万円を予定しているところでございます。そちらに伴います交付金が7,800万円という予定でございます。そしてまた平成31年度に工事を5割、そして平成32年度という形で先ほど継続としたところでございます。最悪繰越ということになってきますと、2期工事3期工事がどんどん後に遅れていくということで、そちらが懸念されるということで、まず平成30年度の4割の工事8億8,000万円に対します事業の執行をしたいと。こちらにつきましては、資金前渡という形で執行をしていければと考えるところでございます。影響額としては7,800万円に影響が出るかなと思うところでございます。

○1番（原田祐作君） それでは、その具体的に3月の末までにどこの段階まで進めとかなければいけないのかというのを、今の答弁の中では分からなかったもので、重ねてお聞きしたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） 工事につきましては、現在の業者の手持ちの工事等を考慮いたしますと、なかなか着工にはすぐには至れないという部分もございまして、工期の方に余裕工期といいますか、そちらをしております。業者の手配が付き次第の工事になるかと考えておりますので、工事につきましては、現在の現場には着手が

ない状態でありまして資金前渡という形で4割の支出が可能かと考えるところでございます。

○1番（原田祐作君） すみません、私がお聞きしたいのは、着手金とか前渡金は分かりました。ではなくて、その7,800万円補助金があるという理解なんですけど、それを使うためには3月までに契約をすればいいのか、若しくはその前渡金を払わなければいけないのか、若しくは様々なその工事の段階があると思うんですけども、最低限これをしておかなければこの補助金が使えませんよという、その最低限のラインというのをお聞きしているんですけども。

○市長（守田憲史君） 入札が終わりましたら、契約をするには議会議決が必要でございますので、2月、3月議会で議決をいただいて本契約にしなければなりません。それと金額もさることながら、やはり宇城市が文部科学省、県も間に入っていた補助金でございまして、早々にお返しをするということは、今後の長い宇城市の市政としてかなりよろしくないと考えるところでございまして、是非ともこの17日間を大切にさせていただけたらと皆様方をお願いするところです。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

これで質疑を終結します。議案第72号は総務文教常任委員会に審査を付託します。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午後 1時30分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど総務文教常任委員会に付託しました議案第72号について、総務文教常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから常任委員会における審査の経過並びに結果について、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） それでは、先ほど行われました給食センターの問題につきまして、総務文教常任委員会審査報告をいたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、補正予算案件1件の議案であります。委員会を本日12月3日に大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部局長、次長並びに関係課長の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された、主なものを要約して申し上げます。

議案第72号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）について、委員から「学校給食センター建設工事について、今までの予定価格が今回の予定価格へ増額となった内容は」との質疑に対し、執行部から「入札内訳書の調査・分析を行い、設計書の歩掛りとかい離の大きかったものを中心に市場調査を行い、再積算を実施したもの。結果として杭工事代が1.5倍、鉄骨工事代1.5倍、金属工事代が2.4倍であったため」との答弁がありました。また委員から「仮に工事がどんどん遅れた場合、子どもたちへの安心安全な学校給食提供に及ぼす影響は」との質疑に対し、執行部から「松橋給食センター建設が昭和58年、豊野と不知火については平成4年頃であり、天井のねじが破損し、調理器具も老朽化しており、安心安全な学校給食提供に支障を来すこととなる」との答弁がありました。また委員から「今後いろいろな議案については、今後執行部は詳細な説明をするように」との意見もありました。

討論においては、委員から「積算根拠等について不明瞭な部分があるため反対」との意見がありました。

以上が質疑と答弁の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果、総務文教常任委員会に付託されました補正予算案件1件については、可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（渡邊裕生君） 15番、渡邊です。先ほど私が質疑の時間に行いました質問に関して、後ほど委員長報告でお答え願いたいと申しておきましたが、今の報告では私が意とした答弁はなかったように思われます。どうなったのでしょうか、お答えください。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） 委員会におきまして、渡邊議員のここでの質問に対しましては、委員会には一言にも出ませんでした。そういうところで私たち、委員の方々もそれに対しての異議とか質問とかございませんでしたので、一応省略をさせていただいたわけでございます。また時間とかそういうのがあれば、それに対して対処をしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○15番（渡邊裕生君） 審議の中で誰からも質疑が出なかったというお答えでしたが、委員の皆さん方はそれぞれ個人の思いで発言なさいますが、委員長は私がここで質疑をしたことは聞いておられたと思います。委員長の権限で、執行部に対して渡邊議員からの質問に関してはどうかという質問が、委員長からなされるのが普通じゃないかなという私の過去の経験からすれば、委員長がそれを執行部に求めるという

ところで済む話ではないのかなと思っておりますが、非常に残念なことであります。終わります。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） 渡邊議員の話されるとおりでございます。委員長として勉強不足でございます。今後はそういう意見を集約いたしまして、適正に処理してまいります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

○12番（五嶋映司君） 12番、五嶋でございます。先議の件については、この議場で動議を否決されました。ですから先議になること自体は問題ありませんが、先議をするための理由が結局明確ではありませんでしたが、そういう議論は委員会の中でなかったのかどうかも確認をしておきたいと思います。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） 先議の問題につきましては、委員会では質問の質疑事項に入りませんでした。今後とも委員もそういうのに対して、御意見の中に対してもやはりそういう対応をするような委員であられること、私を含めて議員でありたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。ないようですので、これで質疑を終結します。

これから議案第72号の討論に入ります。討論はありませんか。

○15番（渡邊裕生君） 15番、渡辺です。反対の立場で討論いたします。先ほど委員長報告からありましたように、私が疑念といいますか質問したかった点に対しては全く何も明らかにされていない中で採決に対しては、私は反対の立場です。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。賛成の討論の方。

○21番（石川洋一君） 21番、新志会の石川です。議案第72号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）につきまして、賛成の立場で討論をしたいと思いますが、その前に今回のこの第72号議案、先議ということで通常委員会質疑は省略するということが恒例でありましたけれども、やはりことの重大さということで議長の采配で委員会があったということ、我々はしっかりお互いに肝に銘じなければならないと思いますが、やはり執行部の提案の仕方については、今後しっかり配慮をしていただいて、なるほどという中で議案審議が進められるようお願いをしておきたいと思います。

それでは討論をしたいと思いますが、今回の宇城市学校給食センター整備事業は、行政改革大綱で計画されたもので、合併した自治体として施設の統廃合等による効率化は使命ともいえるものです。また、平成8年度に大阪府堺市で起こった学校給食においてO-157による食中毒により女児が亡くなるという事故を受けて、学校給食衛生管理基準の改正及び学校給食法への搭載に起因し、新しい衛生管理基準

に適合した施設を整備する本事業は、安全安心な学校給食の実施のためにも早期に実現すべきものと考えます。熊本地震や東京オリンピック等の影響等により、建築事業は厳しい市場環境にあります。今後も早期に収束する見込みもないことから、一定の負担についても適正な基準に基づく積算がなされているものであり、本事業については推進すべきと考えます。以上の理由から、議案第72号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）に賛成をいたします。議員諸氏の賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

○12番（五嶋映司君） 12番、日本共産党の五嶋映司です。反対の立場で討論いたします。先議で行われるということに関して、説明の中での質疑の中でも質疑をいたしました。結局先議にしなければならないという理由が今頂いたメモによりますと、これでも明確ではない。議会を大事にするという考え方をするならば、この日程からみても、その途中に特別に1日この案件だけでの委員会を開く余裕は十分にあるように感じます。それと同時にこの給食センターの予算4億8,600万円も、今まで予定された金額よりも増えるにもかかわらず、その理由が委員会の中では多少説明がされたように報告がありましたが、基本的にこの議場に対して、議員皆さんに対しての詳細な説明が行われていない。そしてまたこれが3年度にわたるいわゆる継続予算ということになっておりますが、この継続すべき理由も明確ではありません。確かに平成30年度に8億8,600万円ぐらいの予算が組まれていますが、確かにそれは理由としては可能性としては分かりますが、それを明確に説明する必要があるのではないか。この予算の提起の仕方は、総じて議会制民主主義に大きな影響を与える議員に対しても市民に対しても議論の余地と理解をする十分な機会を与えていないという気がしてなりません。このような形でのこの提案、この予算の提案の在り方には基本的に反対です。そういうことを含めてこの議案に反対をいたしたいと思います。議員の皆さんの御賛同をお願いして反対討論といたします。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

○16番（河野一郎君） 16番、彩里の河野であります。議案第72号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）に賛成の立場で討論をいたします。本工事の設計価格については、国の積算基準に基づき適正に実施されており、見直しについても国の基準に基づき市場調査等を行い実施されていることや、入札についても公共事業として地域性を配慮した入札条件から徐々に緩和する方法をとっており、プロセスには問題ないと思います。これらを踏まえ、一定の増額は熊本県内の建築環境の現状を踏まえれば必要であると考えます。また交付金についてもこれ以上の遅延

においては影響があるとのことであれば、早期に契約に至ることが本市においてよりよいと考えます。以上の理由から、議案第72号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）に賛成をいたします。議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） これで討論を終結します。

これから、議案第72号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第5号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第72号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第73号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（古賀秀一氏）まで議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、議案第73号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第74号宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第73号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集の6ページから9ページ、説明資料集は2ページから7ページとなります。

本市の市長、副市長、教育長、議会議長、副議長及び議員の特別職に支給される期末手当の支給月数は条例により一般職と同月数と規定されております。ここ近年、一般職においては人事院勧告によりまして、期末手当を据置、勤勉手当の増額の改正のみを行ってまいりました。しかしながら、特別職においては期末手当のみの支給であるため、据え置く状態が長く続いております。多くの地方自治体においては特別職の期末手当につきましては、国の一般職の指定職員に準拠して改正される国の特別職に合わせまして、毎年度見直しを行っているため、県内他市とかい離が生じている状況でございます。一般職の給与につきましては、人事院勧告に基づき毎年度改正を行っていることを考慮し、この度特別職について一般職同様に見直しを行う必要があるとの判断をいたしたところでございます。

見直しにあたりましては、11月1日に行政外部の委員で構成される宇城市特別

職報酬等審議会に諮問し、特別職の期末手当の年間支給月数について現行の２．６月から年間３．３５月に改めることが適当である旨の答申をいただいたところであります。条例改正につきましては答申に基づきまして、年間２．６月を年間３．３５月に改正するものです。以上、詳細説明を終わります。

続きまして、議案第７４号宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。議案集は１０ページから２７ページまでです。説明資料集は８ページから２２ページまでです。

人事院におきまして企業規模５０人以上の約１万２，５００の民間事業所における個人別給与を実態調査し、出された人事院勧告に準拠するための条例改正でございます。宇城市一般職の給与に関する条例ほか関連する１条例の改正となります。主な内容を説明いたします。

説明資料の８ページから９ページをお願いいたします。第１条関係が人事院勧告に基づく一般職の給与に関する条例の改正でございます。第２５条で宿日直手当、第３０条で民間企業のボーナスの支給割合４．４６月と公務員の期末勤勉手当の支給月数４．４月を比較し、勤勉手当を０．０５月分引き上げる改正及び民間給与との交差６５５円、平均０．１６％を埋めるための給料表の改正となります。民間企業の初任給との間に差が大きいことを考慮しまして、初任給を１，５００円引き上げ、若年層についても１，０００円程度の引き上げ、その他は４００円の引き上げを基本に改正を行います。施行期日は公布の日からとしております。

説明資料の１９ページから２０ページをお願いします。第２条関係でございます。６月及び１２月に支給されている期末勤勉手当の支給月数に続いて、同率となるよう勧告がなされていることに伴う改正でございます。施行期日は平成３１年４月１日からとしております。

説明資料２１ページから２２ページにつきましては、第３条、第４条関係となりまして、宇城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正になります。人事院勧告並びに宇城市一般職の給与に関する条例の改正に伴うそちらも改正になります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） 議案第７３号及び議案第７４号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第７５号宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） 議案第７５号宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をいたします。本案の宇城市手数料条例第６条第２項については、証明の無料交付の該当法令の明確化を図ること。また別表の変更につきま

しては、手数料の一部を減額することにより窓口交付事務の簡便化を図るとともに、マイナンバーカードの交付普及推進を図るため、宇城市手数料条例の一部を改正する必要が生じ、提案いたすものであります。主な内容につきましては、議案集２８ページから２９ページ、及び説明資料の２３ページから２５ページを御覧願います。

現在、コンビニ交付では、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍付票の写し、所得課税証明書を交付しております。コンビニ交付並びに庁舎内の証明交付機と窓口での証明交付を比較し、ランニングコストの負担等を考慮の上、証明書交付手数料を１５０円減額することによりコンビニ交付等を大いに活用していただき、マイナンバーカードの普及を図りつつ、窓口での混雑の緩和、市民の皆様の利便性の向上を図れるのではないかと考えているところでございます。

以上で、議案第７５号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第７５号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第７６号宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第７６号宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案集の３０ページから３４ページ、それと説明資料の２６ページから３７ページをお願いいたします。

簡易水道事業におきまして、国から平成３２年度までに地方公営企業法を適用するよう求められております。具体的に特別会計から企業会計への移行ということになります。このため本市の簡易水道事業を平成３１年度から地方公営企業法を適用するにあたりまして、水道事業の企業会計と会計を統合するものであります。これに伴いまして、関係条例を整備する必要がありますため上程するものでございます。

以上で、議案第７６号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第７６号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第７７号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についての詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第７７号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について詳細説明をいたします。議案集の３５ページ、説明資料の３８ページから３９ページになります。

本件は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合がくまもと県北病院機構設立組合へと名称変更したため、規約の一部変更するものでございます。熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第２９０条の規定により、関係地方公共団体の議会の

議決を経る必要があることから、今回議会の議決を求めるものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第 77 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 78 号工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）から、議案第 83 号財産の取得について（災害公営住宅等）までの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第 78 号工事請負契約の変更契約の締結について詳細説明を申し上げます。議案集の 36 ページ、それと説明資料の 40 ページと 41 ページをお願いいたします。

今回議案として工事請負変更契約締結の議決をお願いいたしますのは、黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事でございます。変更の内容といたしましては、橋りょう架け替えによる移設する市道黒崎内潟線と国道 266 号線の交差点に、交差点照明設備の追加、橋台部下部工検査路の追加及び賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用、いわゆるインフレスライドによります単価変動に起因するものでございます。説明資料の 40 ページは工事請負変更仮契約書でございます。工事番号、大規模更新第 A の 2 号、工事名、黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事、今回変更増額 3,964 万 6,951 円、現請負金額 14 億 9,357 万 8,160 円、変更請負金額 15 億 3,322 万 5,111 円、金額はいずれも税込みでございます。契約の相手方、住所、福岡県福岡市博多区博多駅前 3 丁目 2 番 1 号、名称、日立高圧建設工事共同企業体、代表者氏名、支社長峰村健。以上で、議案第 78 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 79 号宇城市市道路線の廃止について詳細説明を申し上げます。議案集の 37 ページ、それと議案説明資料の 42 ページから 46 ページをお願いいたします。

道路法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づきます宇城市市道路線の廃止は、三角地区 1 路線、不知火地区 1 路線、松橋地区 3 路線、豊野地区 2 路線の合計 7 路線でございます。

まず、三角地区の小学校登校線、これは国道 266 号熊本天草幹線道路三角大矢野道路改築工事に伴いまして、熊本県が市道の付け替えを行ったもので、終点が変更となりますことから一旦廃止し、工事の施工に合わせ路線を分割し再認定するものでございます。

次に、不知火地区の東部幹線 1 号線は、松橋駅西側開発に伴う道路改良工事で、起点を変更しますことから一旦廃止し、路線を分割して再認定するものでございます。

次に、松橋地区の3路線は、第2次宇城市総合計画の重点プロジェクトであります市内中心部の交通渋滞の緩和と、交通拠点へのアクセスを目的とした道路整備を推進します大野川リバーサイドロードの計画路線と重複する路線となります。久具寄田井手下線は、起点から終点までが重複しますため廃止するものでございます。道の駅松橋線は、路線の一部が重複し、終点が変更となりますことから一旦廃止し、再認定するものでございます。久具市ノロ金ヶ崎線は、路線の一部が重複し、起点の変更と合わせ、起点の字名も変更となりますことから一旦廃止し、路線名を変更して再認定するものでございます。

最後に豊野地区の2路線は、路線の中に宇城市の重要文化財に指定されている石橋が市道として認定されている区間があります。現在石橋の部分は車両通行の規制をしております。2路線とも石橋の部分は文化財として管理することとし、権現坂・山崎橋線は山崎橋の部分を除き、終点を変更するため一旦廃止し、再認定するものでございます。薩摩渡橋線は路線延長26.4㍍で石橋自体が市道となっておりますため、路線を廃止するものでございます。

以上、市道路線の廃止にあたりまして議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第80号宇城市市道路線の認定について説明を申し上げます。議案集の38ページと39ページ、それと説明資料の47ページから52ページをお願いいたします。

道路法第8条第1項の規定に基づき、宇城市道として認定する路線は、三角地区2路線、不知火地区3路線、松橋地区4路線、小川地区1路線、豊野地区1路線の合計11路線でございます。

まず、三角地区の2路線は、先ほど市道路線の廃止で申し上げました国道266号熊本天草幹線道路三角大矢野道路の改築工事に伴いまして、熊本県が市道の付け替えを行ったもので、工事が完了し、平成30年10月1日付で引き渡しを受けました。小学校登校線は、終点を変更しまして470㍍、三角ランプ下線は新規に269㍍を認定するものでございます。

次に、不知火地区の3路線も、先ほど市道路線の廃止で申し上げました松橋駅西開発に伴うもので、東部幹線1号線は起点を松橋駅駅前西側に変更し、1,466㍍認定するものでございます。松橋駅西線は、松橋駅西側から不知火支所前のウキウキロードまでの730㍍を認定するものでございます。塚原区内8号線は、不知火支所前のコンビニエンスストアから北へ150㍍を認定するものです。

次に、松橋地区の3路線につきましても、市道路線の廃止で申し上げました大野川リバーサイドロード道路整備に伴うものでございます。道の駅松橋線は、起点はそのまま道の駅うきと宇城総合病院の間を南側交差点まで135㍍を再認定する

ものでございます。久具金ヶ崎線は終点はそのまま、起点を市道南田久具線との交差点に変更しまして起点の字名も金ヶ崎と変更となることから、路線名を変更しまして218線を再認定するものでございます。大野川リバーサイドロード線は、起点を県道八代鏡宇土線の広域連合南消防署の交差点から、大野川上流へ河川堤防道路を利用しながら、松橋高校、宇城地域振興局付近の旧国道3号線を横断し、終点は道の駅うきと宇城総合病院の間を通りまして、県道松橋停車場線の交差点までの2,980線を新規認定するものでございます。残り1路線の曲野大坪4号線は開発区域内の道路であり、平成元年7月に宇城市に寄附されたものでございます。現在は住宅が建ち並び、生活道路として維持管理していくため、147線を再認定するものでございます。

次に、小川地区の小川駅西線は、第2次宇城市総合計画に掲げております持続するまちづくりを目指し、快適な幹線道路ネットワーク網の整備としまして、交通結節点であります小川駅へのアクセス向上を図るため150線を新規に認定するものでございます。

最後に豊野地区の権現坂・山崎橋線につきましても、市道路線の廃止で申し上げましたとおり、宇城市の重要文化財である山崎橋を除きまして、162線を認定するものでございます。

以上、市道路線の認定にあたり議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第81号財産の取得金額の変更について詳細説明を申し上げます。議案集の40ページ、それと説明資料の53ページ、54ページをお願いいたします。

今回の議案としまして、財産の取得に伴い取得金額の変更をお願いいたしますのは、豊野町響原地区の災害公営住宅の買取金額の精算によります変更でございます。説明資料は、宇城市豊野町響原地区災害公営住宅と譲渡契約（第1回変更）でございます。契約名、宇城市豊野町響原地区災害公営住宅等譲渡契約（第1回変更）、今回変更減額7,415万6,040円、当初取得価格7億2,839万6,280円、変更取得価格6億5,424万240円、いずれも税込みでございます。契約の相手方としまして、住所、福岡市中央区長浜2丁目2番4号。名称としまして独立行政法人都市再生機構九州支社、代表者氏名としまして、支社長西周健一郎でございます。

以上で、議案第81号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第82号財産の取得について（災害公営住宅等）の詳細説明を申し上げます。議案集の41ページ、それと説明資料の55ページから60ページをお願いいたします。

今回の議案として、財産取得の議決をお願いいたしますのは、平成２８年発生しました熊本地震に伴いまして、松橋町に建設いたします軽量鉄骨造２階建ての２棟３０戸の災害公営住宅の財産取得でございます。契約につきまして平成３０年１１月５日に相手方と仮契約を締結しているところでございます。内容は、松橋町曲野中村地区の３０戸です。１、財産、曲野中村復興住宅。２、所在地、宇城市松橋町曲野字中村１０７２番地１。３、取得価格６億１７３９万３千円、これは税込みでございます。４、契約の相手方、住所、熊本市東区錦ヶ丘１８番２４号、名称、大和ハウス工業株式会社、代表者氏名、支配人平尾豊幸でございます。本件は、宇城市公募型買取市営住宅土地建物提案型建設業務委託におけますプロポーザル方式の選定の結果により、大和ハウス工業株式会社が建設した災害公営住宅を取得するのでございます。

以上で、議案第８２号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第８３号財産の取得について（災害公営住宅等）の詳細説明を申し上げます。議案集の４２ページ、説明資料の６１ページから７０ページになります。

今回の議案として、財産取得の議決をお願いいたしますのは、先ほど申しましたとおり、平成２８年に発生しました熊本地震に伴いまして松橋町大野に建設いたします鉄筋コンクリート造３階建ての１棟２７戸の災害公営住宅の財産取得でございます。契約につきましては、平成３０年１１月５日に相手方と仮契約を締結しているところでございます。内容は、松橋町大野地区２７戸でございます。１、財産、松橋大野復興住宅。２、所在地、宇城市松橋町大野字浜田２８７番地ほか。３、取得価格９億８,０６３万７,８４０円税込みです。４、契約の相手方、住所、福岡市中央区長浜２丁目２番４号、名称、独立行政法人都市再生機構九州支社、代表者氏名、支社長西周健一郎でございます。宇城市の市有地の災害公営住宅建設につきまして、平成２９年２月２３日付で締結の平成２８年熊本地震における災害公営住宅の整備に係る基本協定に基づき、独立行政法人都市再生機構に整備をお願いし、取得するものでございます。

以上で、議案第８３号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第７８号から、議案第８３号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第８４号平成３０年度宇城市一般会計補正予算（第６号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第８４号平成３０年度宇城市一般会計補正予算（第６号）について説明申し上げます。配布しております平成３０年度宇城市各会計補正予

算書の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7億3,700万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ352億5,227万2千円としています。内容につきましては、主に普通建設事業に係る予算の補正、継続費などの予算の設定を行う必要が生じたものでございます。

2ページをお願いします。主な歳入の費目では、基金繰入を1億9,484万2千円追加、市債を9億5,430万円減額しております。

3ページをお願いいたします。主な歳出費目では、保健衛生費で1億717万9千円を追加しております。

続きまして4ページをお願いします。都市計画費を9,878万2千円、消防費を8,179万5千円追加しております。次の中学校費では7億3,075万1千円の減額、社会教育費は1億5,263万9千円の追加、また学校給食費は6億5,512万2千円の減額をいたしております。

5ページをお願いいたします。第2表の継続費補正でございます。松橋中学校屋内運動場建築事業、総額11億9,400万円につきまして、平成30年度から平成32年度までの継続費を設定しております。この松橋中学校屋内運動場は、本体のみとなっております。それと11億9,400万円の内訳につきましては、工事費が11億5,400万円、工事の管理業務が4,000万円としております。

続きまして6ページをお願いします。第3表繰越明許費でございます。こちらは一番上が熊本地震復興基金被災宅地復旧支援事業補助金としまして、県の補助金を活用しております被災宅地の復旧支援でございます。年度内に工事が終わられるものがあることから今回繰越明許を設定するものでございます。続きまして、県議会議員一般選挙費、こちらは4月7日投開票の県議会議員で、今年度から来年度にまたがる契約等いわゆるポスター掲示場の設置なんかを支出するために予算の一部を繰り越すものでございます。それと3番目が、松橋総合体育文化センター大規模改修工事、今現在やっておりますウイングまつばせの改修工事の工事費を繰り越すものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。第4表で債務負担行為の補正でございます。1の追加で、熊本県自治体情報セキュリティクラウド接続回線利用料ほか83件を追加し、11ページをお願いします。2の変更です。公民館警備保安業務委託、松橋、豊野ほか20件を紙面のとおりに変更しております。

続いて、13ページをお願いします。第5表地方債補正です。1の変更で、庁舎等施設改修事業ほか9件の起債限度額を紙面のとおりに変更しております。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。若干飛びます

25ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目6上水道費、節24投資及び出資金1億1,100万円を増額しています。水道事業会計に対する出資金でございます。

続いて27ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目4観光費です。28ページに移りまして節15工事請負費で7,500万円を増額。金桁温泉施設建設工事に係る補正予算でございます。特定財源としまして、地方債7,400万円を計上しております。

続いて、29ページをお願いいたします。款7土木費、項5都市計画費、目2下水道費、節19負担金補助及び交付金で9,778万2千円を増額しています。下水道事業会計に対する補助金となっております。

30ページをお願いします。款8消防費、項1消防費、目3災害対策費、節15工事請負費で8,050万円を増額しております。防災拠点センター施設整備関連の工事費の増額です。特定財源としまして地方債7,890万円を計上しているところでございます。

31ページをお願いします。款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料を4,000万円減額、また32ページに移りまして、節15工事請負費を6億9,240万円減額しております。松橋中学校屋内運動場建築工事業については先ほど説明しました継続費を設定しまして、複数年での予算計上を行うこととしたため、翌年度以降の支出を予定している分につきまして予算の減額を行うものでございます。本年度の予算の減額に伴い、特定財源でございます地方債についても6億9,540万円を減額しているところでございます。続いて、項5社会教育費です。目1社会教育総務費、節15工事請負費において1億800万円を増額しています。防災拠点センター整備に伴う三角地区生涯学習センター解体工事費となりますが、今回の補正予算において平成31年度までの債務負担行為を設定しており、この補正額は本年度の支出見込みとなっております。特定財源としまして、地方債1億800万円を計上しております。

続いて目2公民館費です。33ページに移ります。節15工事請負費において4,800万円を増額しております。不知火地区の防災拠点センター整備に伴う中央公民館解体工事費です。中央公民館の解体工事費についても当初予算において平成31年度債務負担行為を設定しましたが、今回の補正予算計上に併せまして債務負担行為の限度額を減額しております。

続いて35ページでございます。項8学校給食費、目5給食センター建設費、節13委託料で250万円の減額、節15工事請負費で7,064万8千円の減額、節18備品購入費で5億8,320万円の減額を行っております。学校給食センタ

一先ほどの補正５号でこちらの予算を減額するものでございます。事業費の減額に伴いまして特定財源につきましても、地方債を６億１，９２０万円減額、学校給食費負担金を４４０万円減額しております。

以上で歳出の予算の説明を終わります。

続きまして、歳入予算を説明いたしますが、特定財源につきましては、歳出予算の中で説明しておりますので、一般財源の主なものを説明いたします。

１７ページにお戻りください。款１８繰入金、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金で財源調整として１億９，４８４万２千円を繰入れ、補正後の財政調整基金の繰入額は７億５，２５６万１千円となります。先ほど委員会でも御指摘を受けましたが、予算の詳細説明ということでございますので、若干これまでとダブるかもしれませんが、配布しておりますこちらの補正予算６号のポイントという１枚紙がございますので、こちらの方と予算書のページで説明を申したいと考えております。

全体は、予算規模はもう説明は終わっておりますので、補正の内容の歳出の主なものということで、第２次宇城市総合計画に合わせた形で説明申し上げます。

まず、復興するまちづくりで、防災拠点センター施設整備関連事業費でございます。こちらは防災拠点センターの実施設計に伴いまして、工事費が増となっております。松橋西、松橋東、豊野の防災拠点センターでございます。予算書ページは３０ページの分となっております。次に防災拠点センター施設整備関連（除却事業）ということで、こちらは三角地区生涯学習センター解体工事費で、こちらは２億７千万円予定してしておりますが、そのうちの４割の前払金分１億８００万円でございます。こちらは予算書で３２ページです。並びに中央公民館解体工事費が４，８００万円です。こちらは１億２千万円の工事費の前払金４割分となっております。こちらは３３ページでございます。次に、危険ブロック塀等安全確保支援事業費ということで、危険ブロック塀等の安全確保をするための支援事業費でございます。１００万円を計上しております。国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１となっております。

続きまして、２番、育てるまちづくりでございます。松橋中学校屋内運動場改築事業費でございます。まず工事管理業務の皆減ということで４千万円を減額しております。こちらは継続費を設定させていただいております。平成３０年度がゼロ、平成３１年度に１，２００万円、平成３２年度に２，８００万円で継続費の方で４，０００万円移しております。予算書は３１ページでございます。続きまして工事費の前払金４割分を残して減額しております。こちらは平成３０年度に４億６，１６０万円、平成３１年度に５億７，７００万円、平成３２年度に１億１，５４０万円の

継続費ということにしております。今回は総額で11億5,400万円、予算書が32ページでございます。その下の継続費の補正は先ほど継続費で説明しましたとおり、建築工事に11億5,400万円、工事管理業務に4千万円としているところでございます。続きまして、学校給食センター建設事業、こちらは学校給食センターは予算を継続費に振り替えた関係で、こちらの方で豊野給食センター解体設計250万円減額、外構工事7千万円減額、給食配送車の改修64万8千円の減額、給食センターの改築に伴う備品購入5億8,320万円の減額、予算書では35ページとなっております。

続きまして、3番、住み続けるまちづくりで、河川改良単独事業費でこちらは大野地区の排水対策の詳細設計業務委託に220万円を増額しております。既存予算を活用させていただきまして、補正後で1,800万円としているところでございます。

続きまして4番、持続するまちづくりで、道路維持・新設改良単独費で道路の緊急修繕費に500万円の増額、これは28ページでございます。それと小川駅西開発関連の補正で、不動産鑑定委託に20万円、建物補償調査等で350万円、こちら28ページでございます。水道事業会計出資金、こちらは資金不足に落ち入る見込みから基準外繰出しをしているものでございます。1億1,100万円で25ページでございます。下水道事業関係補助金、こちら不足分を基準外繰出しということで9,800万円、こちらは29ページでございます。

5番の選ばれるまちづくり、観光振興事業費で金桁温泉施設建設事業費7,500万円の増額でございます。建設費総額を1億7,500万円としております。こちらは28ページです。フラワーフェスタ2019実行委員会補助金550万円です。こちらは3月30日、31日にフラワーフェスタを予定していることから、今年度に補正するものでございます。こちら予算書28ページでございます。その他としまして過年度公共土木施設災害復旧費で浦石打線道路災害復旧、橋りょう部分でございますが、委託料で2,080万円、工事費で1,300万円を増額しております。こちらは予算書35ページです。

以上で、平成30年度一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第84号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第85号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第86号平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（園田敏行君） 議案第85号平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書 101 ページをお願いいたします。今回の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 226 万円を減額し、それぞれ 90 億 2,490 万 1 千円とするものであります。

まず、歳入から説明します。107 ページをお願いいたします。款 3 県支出金 27 万円の増額は、国保制度改正に伴い市の申請から県の申請ベースへ移行したため、そのシステム改修に係る特別調整交付金でございます。国から 10 分の 10 でございます。また、款 5 繰入金 253 万円の減額は、職員給与改定等に伴います減額を行うものでございます。

次に、歳出を説明します。108 ページをお願いいたします。款 1 総務費 226 万円の減額は、歳入でも説明をしましたように職員給与改定等に伴います減額、及び国保制度改正に伴いますシステム改修業務委託料、国 10 分の 10 によるものでございます。

以上で、議案第 85 号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第 86 号平成 30 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書 201 ページをお願いいたします。今回の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42 万 2 千円を追加し、それぞれ 7 億 9,050 万 5 千円とするものです。

まず、歳入を説明します。206 ページをお願いいたします。款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金 42 万 2 千円の増額は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの提示額に基づきます保険基盤安定事業繰入金、及び職員給与改定等に伴います職員人件費の調整等など増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出を説明します。207 ページをお願いいたします。款 1 総務費、項 1 総務管理費 10 万 2 千円の増額は、歳入でも説明をしましたように、職員給与改定等に伴います職員人件費の調整等によるものでございます。また、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金 32 万円の増額は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの提示額に基づきます保険基盤安定負担金でございます。また、広域連合に納付するものでございます。

以上で、議案第 86 号の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第 85 号及び議案第 86 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 87 号平成 30 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第 87 号平成 30 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について詳細説明を申し上げます。

平成30年度宇城市各会計補正予算書の301ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,236万8千円とするものでございます。

歳出から説明しますので、308ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で52万9千円を増額しております。これは給与改定に伴う給料等の増によるものでございます。続いて、款2保険給付費、項1保険給付費、目2介護サービス等給付費2千万円を減額しております。これは負担金補助及び交付金について同じ款及び項の目4高額介護サービス等費に組み替えたものでございます。

次に、歳入を説明いたします。戻りまして307ページをお願いします。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4事務費繰入金52万9千円を増額です。これは人件費の増額によるものでございます。

以上で、平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第87号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第88号平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）から議案第90号平成30年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）までの詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第88号平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

補正予算書の401ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の補正となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,870万6千円とするものでございます。

407ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入を御説明申し上げます。款5繰入金、項1繰入金、目1繰入金253万8千円を減額し、6,600万5千円とするものでございます。この減額は国の高料金対策基準に該当したことによります増額と、人件費及び高料金対策該当に伴います財政安定化支援基準外繰入金の減額により、差引き253万8千円を一般会計繰入金から減額したものでございます。

続きまして、408ページの3、歳出を御説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を253万8千円減額し、予算総額を1億570万7千円とするものでございます。この減額は主に人事異動に伴います職員の人件費等の減額によるものでございます。

以上で、議案第88号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第89号平成30年度宇城市水道事業会計予算（第1号）について説明を申し上げます。

501ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出では、平成30年度宇城市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございます。支出の第1款水道事業費用の既決予定額10億6,523万5千円に補正予定額39万2千円を減額し、支出予算総額を10億6,484万3千円としております。次に第3条、資本的収入及び支出でございます。第1款、資本的収入の既決予定額1億1,119万7千円に補正予定額1億1,100万円を増額しまして、予算総額を2億2,219万7千円としております。

続きまして502ページをお願いいたします。第5条、他会計からの補助金です。予算第10条中補助金を受ける金額は、1億2,418万6千円を2億3,518万6千円に改めるものでございます。

まず、収益的収入及び支出の支出の説明を申し上げます。506ページの補正予算第1号明細書をお願いいたします。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費7万2千円を増額しまして、総額を4億4,026万8千円としております。これは県が管理します石打ダム管理負担金の増額となります。次に、目4総係費46万4千円を減額しまして、総額を1億819万1千円としております。これは、人事異動に伴います職員給与等の人件費の減額となります。

続きまして、507ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款1資本的収入、項3出資金、目1他会計出資金、節1他会計出資金に1億1,100万円を計上しております。これは水道事業会計におきまして、平成31年3月末における現金不足による4月の支払いができなくなる状態を防ぐために一般会計から基準外繰出金を計上するものでございます。

以上で、議案第89号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第90号平成30年度宇城市下水道事業会計予算（第1号）について説明を申し上げます。補正予算書の601ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出で、平成30年度宇城市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出を補正するものでございます。収入の第1款下水道事業収益の既決予定額12億8,452万4千円に補正予定額1億549万2千円を増額しまして、収入予算の総額を13億9,001万6千円とするものでございます。また支出の第1款下水道事業費用の既決予定額15億72万5千円から補正予定額1,387万3千円を減額しまして、支出予算の総額を14億8,685万2千円とするものです。

次の602ページをお願いいたします。第3条は資本的収入及び支出になります。支出の第1款資本的支出の既決予定額11億3,921万6千円に補正予定額462万2千円を減額しまして、支出予算の総額を11億3,459万4千円とするものです。

次に、第4条は債務負担行為になります。予算第5条で定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり補正するものでございます。

603ページをお願いいたします。第5条は議会の議決を経なければ流用することができない経費で、予算第9条第1号に定めた、1、職員給与の既決予定額8,282万円から補正予定額1,557万7千円を減額し、総額を6,724万3千円とするものです。

第6条は、他会計からの補助金です。予算第10条中補助を受ける金額は5億3,482万円を6億3,260万2千円に改めるものでございます。

少し飛びまして、608ページをお願いします。補正予算第1号明細書で、収益的収入及び支出の収入を説明いたします。款1下水道事業収益、項2営業外収益、目2他会計補助金、節1他会計補助金を9,778万2千円増額するもので、内訳としましては、平成29年度剰余金確定によります収入不足分としてを流域下水道に3,627万9千円、特定環境保全下水道へ264万3千円基準外繰入れ、農業集落排水に5,886万円を充てるものでございます。同じ目5引当金戻入益、節1退職給付引当金戻入益771万円は、将来負担額の確定により増額するものでございます。

次に609ページをお願いいたします。支出の説明を申し上げます。款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費を人事異動によります人件費としまして19万2千円を減額しております。また目4総係費では1,418万1千円を減額するものでございます。内訳としまして人件費の減額補正、それと次のページ610ページにあります節35負担金で、八代北部流域下水道維持管理負担金としまして平成29年度精算分確定により341万8千円を減額するものです。目7その他の営業費用は過年度の還付金増加により50万円増額するものです。

次の611ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1施設建設費を、人事異動によります人件費としまして462万2千円を減額しております。

以上で、議案第90号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第88号から議案第90号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第91号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 議案第91号平成30年度宇城市民病院事業会計予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

宇城市各会計補正予算書701ページをお開き願います。第1条は総則になります。第2条です。収益的収入及び支出での支出の補正になります。第1款病院事業費用、第1項医業費用の既決予定額5億278万1千円を、補正予定額293万8千円増額し5億571万9千円とし、病院事業費用総額を5億1,305万7千円とするものです。

次の702ページをお開きください。第3条です。今回の給与費補正に伴います議会の議決を受けなければ流用することができない職員給与費額を3億3,646万円に変更するものです。

補正の内容につきましては、706ページをお開き願います。宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）の明細書になります。収益的収入及び支出での支出の補正明細です。人事異動及び人事院勧告等による給与費の補正です。款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費の節1給料を97万2千円増額、節2手当を86万2千円増額、節5法定福利費を110万4千円増額するもので、総額で293万8千円の増額補正です。

以上で、議案第91号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）につきましての詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第91号の詳細説明が終わりました。

次に、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（古賀秀一氏）の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。議案集は43ページ、資料集が71ページになります。

現委員であります豊野町の古賀秀一さんが平成31年3月31日付で任期満了となりますので、再推薦をお願いしたく議会の意見を聞く必要がありますので提案するものでございます。古賀秀一さんは、人格、識見ともに優れ、人権擁護委員にふさわしい方でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） 諮問第5号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第26 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第26、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日4日火曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、明日４日火曜日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

来たる５日水曜日は、午前１０時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も大変御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後３時００分

第 2 号

1 2 月 5 日 (水)

平成30年第4回宇城市議会定例会（第2号）

平成30年12月5日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長	園 田 敏 行 君	健 康 福 祉 部 長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君

教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、8番、大村悟君の発言を許します。

大村議員より撮影の願いが出ましたので、最小限の撮影で許可をいたします。

○8番（大村 悟君） おはようございます。議席番号8番、会派彩里の大村悟でございます。

文部科学省からの資料からの抜粋であります。今いる子どもたちの65%は、将来今は存在していない職業につくとの予測があり、また今後10年から20年程度で、今ある仕事のうち半数近くの仕事が自動化される可能性が高いとのことあります。文部科学省の資料に記載されている信じがたい予測であります。それらの予測を裏付けるかのような事例にも、最近続けて接するようになってきたのも事実であります。先日、中国のことではありますが、アナウンサーロボットが何回もテレビニュースで紹介されていました。表情も豊かで、発言内容を全くかんだりしないアナウンサーの登場であります。確か日本国内だったと思いますが、自動運転のバスが施行されているニュースも目にしました。さらには、NTTドコモが人工知能AIを使って自宅で生活する高齢者などの会話内容や、血圧、体温といったデータを解析し、必要であれば看護師に連絡できる仕組みを開発したということも、11月の新聞で目にいたしました。同じ11月の新聞記事であります。ANAホールディングスは、福岡市で小型無線機ドローンを使って、本土と離島との間で日用品を運ぶ実験をしたとのことであり、2020年以降にドローン配送を事業化したとのことあります。このような例は遠く離れたよその話だけではありません。身近なところでは、議員皆さん方にも既に説明がありましたので御存知のように、宇城市役所においても、日本国内初の導入ということではありますが、既に業務を自動的にこなすロボットソフトが導入されています。人間がパソコン上で行うあらゆる操作をRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）と言うそうありますが、そのRPAが記憶をし、人間に代わって自動操作するというものであります。今まで人が行っていた業務を機械にやらせ、人は考える必要のある業務に回せるという説明であったかと思います。小学校では、2020年に完全実施される新学習指導要領であります。こういう世の中の動きを背景に、子どもたちが将来社会に出ても対応できるような力を育むというのが、新学習指導要領の大きなねらい

になっているのではないかと受け止めているところであります。併せて、宇城市が将来を生き抜く市として今後発展していくためには、私たち議員もこのような社会の動きをしっかり受け止め、理解した上で、市政に対して適切な提言ができるよう努めていかなければならないと再認識しているところであります。

それでは、早速ではありますが、そういうことをも意識しながら議長より許可を得ましたので、事前に通告しました内容につきまして質問させていただきます。

今日の質問項目は、大きくは5点であります。前回の質問以降、新聞報道やテレビニュースで得た情報、市民の皆様方からお聞かせいただいた内容等を整理して組み立てさせていただきました。1点目が職員の不祥事防止策について、2点目が熊本地震からの復興状況と新たな断層の認識と対策について、3点目がウイングまっばせの改修状況と今後の改修計画について、4点目がスマート農業の現状と宇城市への普及について、5点目がICT教育機器導入の進捗状況と今後の導入計画についてであります。

前段が長くなりましたが、質問に入ります。まずは大きな1点目、職員の不祥事防止策についてであります。8月17日付、熊日新聞に次のような記事が掲載されました。宇城市は16日、6月から7月に職員の懲戒処分が相次いだことを受け、職員対象のコンプライアンス法令遵守研修会を市役所で開いた。不祥事の再発防止と公務員としての倫理観を再確認してもらおうと、総務課が初めて企画、中堅以下の職員約200人が参加したという記事でありました。

そこで小さな1点目ですが、五町合併以後の不祥事発生状況と、その時検討された防止策についてお尋ねをいたします。

次からの質問は、質問席でさせていただきます。

○総務部長（成松英隆君） 合併以降、職員の不祥事は16件ありました。懲戒処分以最も重い免職処分3人を含む述べ28人を処分しております。

その都度、市職員としての自覚を促し、市民の信頼を損なわないよう注意喚起を行い、中でも管理職員に対しましては、部下に対する指導を徹底するよう綱紀粛正をしてきたところでございます。

一方、防止策につきましては、事件発生後各部署において、不祥事を起こさせない仕組みづくりをするために、管理マニュアルの作成など講じてまいりました。

ただ、本年7月に発生しました公金横領事件に関しましては、3年前に同様の事件が発生し、事故防止マニュアルを作成したにもかかわらず、そのマニュアルそのものを履行していないなど、組織としての体をなしていないところがございました。

不祥事が起きやすい職場環境の要因の1つでございます「管理監督者の怠慢」「マニュアルの形骸化」「一人担当制」などどれも当てはまるものでござい

た。

なお、公金横領は今後二度とあってはならないと考えているため、今回の事件発覚直後から、徹底的な検証を行い、その後自動券売機の導入をはじめ現金取扱事務を最小化するよう事務フローを見直しております。

現在、公務員倫理及び法令遵守意識をこれ以上劣化させないよう、関係するマニュアル改訂、部下指導力向上やコンプライアンス遵守など、研修の実施など全庁挙げて再発防止に取り組んでいるところでございます。

○8番（大村 悟君） 合併以後、16件の職員不祥事があり免職処分3人を含む延べ28人が処分されているとのこととあります。3年前の不祥事発生を受け、事故防止マニュアルを作成したにもかかわらず、3年前と同じような不祥事が発生してしまったというのは、市民の1人としても非常に残念に思ったところであります。市としては、同じような不祥事がまた続いたとの反省から、今回は、早速自動券売機の導入やコンプライアンス法令遵守の研修の実施等、すばやく以後の対応をしていただきました。今後の不祥事防止に向けて、継続した研修等の実施が行われていきますようによろしくお願いいたします。

関連してであります、3年前の前回もそうでありましたが、今回も本人のみならず上司の処分が行われております。先ほどの答弁の中で「管理監督者の怠慢」という表現がありましたが、ということは、上司の指導体制にも課題があったということをも市も認めておられるということだと解釈をいたしました。

そこで、小さな2つ目の質問に入ります。不祥事等防止のためには、今後ますますの上司の指導体制の確立が望まれると思いますが、上司となっていかれるためには、教員の世界にあります教頭採用試験や校長採用試験のような職員昇格制度があるのが通常だと考えますが、本市の職員昇格制度についてお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 先ほども申しましたが、不祥事防止もさることながら、組織のマネジメントを担当する部下を管理する職員の質は、市役所の果たすべき業績と直結するため、どの職員を昇任させるかは極めて重要な問題であると認識しております。

本市では、平成19年度より県内では熊本市、八代市に続きまして、係長昇任試験を導入いたしました。導入に至った経緯としましては、年齢にかかわらず、能力と意欲に満ち、著しく変化する社会情勢に耐えうる人材を広く発掘するとともに、選考の透明性、公平性を確保するものであります。

試験は筆記で、係長に求められる判断力や人の上に立つにあたって最低限知っておくべき教養を評価し、論文で課題に対しての自分の考え、問題意識の高さや論理構成力などを評価します。また、個別面接は、係長に必要な「リーダーシップ」

「あきらめない姿勢」「改善する意欲」など現状の取組と照らしながら評価していきます。

合格者につきましては、任用候補者名簿に登載し、人事異動時の昇任対象となります。

なお、個別面接につきましては、直近３年間は名簿登載者の現状を常に見極めるということから、試験としてではなく、任用選考時に全ての名簿登載者を対象に行ってきたところでございます。

○８番（大村 悟君） 平成１９年度から熊本市、八代市に続いて係長昇任試験が導入されたということであります。しかしながら、平成２７年からは、試験時の面接を外して任用候補者名簿に登載されたのち、任用名簿にある皆様方に面接を実施という方法に変わったという説明でございました。経験からして、私の頭の中では疑問符が付くところであります。

そこで再質問になりますが、任用時ではなく試験の段階で面接を実施し、筆記、論文、面接の結果から、任用候補者名簿に登載していく。その方法を是非検討すべきだと思いますが、市の考えをお尋ねいたします。併せまして、課長昇任試験についての市の考え方もお聞かせください。

○市長（守田憲史君） 係長職は、現場の最前線で指揮をとる大変重要な職位であります。試験導入以後、個別面接は試験種目としていましたが、ここ３年間は常に現状を見極めたく、筆記試験で可否を判定し、名簿登載者全てを任用時に面接するという形をとりました。

ただ、合格させることは、本人が昇任を楽観的に見てしまうおそれもありますので、大村議員御指摘のように、本年度からは元に戻し、個別面接の評価を含め、可否を判定いたします。

また、課長昇任試験は、県内では熊本市のみ導入している現状であり、任用については、日頃の勤務実績の積み重ね、管理職としての資質や将来性などバランスの取れた多面的な評価を行い、それ相応の職員であれば、年齢にかかわらず登用するような選考をしているところであります。

○８番（大村 悟君） 私が言うまでもなく、今年度から既に面接が係長昇任試験に組み込まれたということで、それが自然の形ではないかなと思い、歓迎するものであります。課長級昇任試験につきましては、現在熊本市だけが実施されているようですので、他の市町村の動き等も見ながら今後の検討課題にさせていただけたらと思います。

次に大きな２点目、熊本地震からの復興状況と新たな断層の認識と対策についてお尋ねします。

小さな1点目は、現在も住んでおられる仮設住宅入居者の現状と、退去後の仮設住宅の活用計画についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、健康福祉部からは仮設住宅の入居状況についてお答えをいたします。

10月末時点における建設型応急仮設住宅については、6団地176戸中、127戸に入居されている状況です。

127戸の現入居者の今後の見込みとしましては、災害公営住宅への入居予定が55世帯、自宅再建予定が60世帯、民間賃貸住宅への入居予定が12世帯となっております。

また、みなし仮設住宅については、304世帯が入居されております。304世帯の今後の見込みとしましては、災害公営住宅への入居予定が63世帯、自宅再建予定が154世帯、民間賃貸住宅への入居予定が81世帯、高齢者施設等への入所予定が6世帯という状況になっております。

○土木部長（成田正博君） 土木部から、退去後の仮設住宅の活用計画についてお答えいたします。仮設住宅は先ほどもありましており、市内に6か所、176戸の仮設住宅があります。このうちグラウンド以外にあります4か所を70戸程度の市単独住宅として活用する予定としております。具体的に申しますと、御領、小川の井尻、松橋の曲野長谷川は、市有地に建設してありますのでそのまま市の単独住宅として使用できます。小川の仮設住宅は個人の私有地でありますので、地権者との用地交渉ができれば使用する予定としております。なお、応急仮設住宅は、現在は仮設ということであります。一般住宅とするためには、建築基準法に合致させるための塗装や防腐、シロアリ防除、防蟻の処理等の改修をする必要があります。改修後の住宅は、老朽化した市営住宅の住み替え用の住宅としても活用していきたいと考えております。

○8番（大村 悟君） 全て数値を出していただきましたので、ちょっと繰り返させていただきます。仮設住宅6か所176戸あるうちに、現在127戸に入居をされているということであります。その方たちの今後の見込みとしては、災害公営住宅への入居予定者が55世帯、自宅再建予定の方が60世帯、民間賃貸住宅入居予定が12世帯ということだったかと思います。みなし仮設住宅につきましては、304世帯が入居をされておられて、今後の見込み先としては災害公営住宅への入居予定が63世帯、自宅再建予定が154世帯、民間賃貸住宅への入居予定が81世帯、高齢者施設等への入居予定者が6世帯ということであったかと思います。仮設住宅の今後の活用についても併せて答弁をいただきましたが、市内6か所に現在176戸あるが、そのうちグラウンド以外にある4か所の70戸程度を一部地権者との用

地交渉が必要なところもあるが、建築基準法に合致させる改修工事を行ったのちに、老朽化した市営住宅の住み替え用住宅として活用していくということだったかと思います。有効活用と思いますので、計画どおりに進んでいきますようによろしくお願いをいたします。

次に進みます。災害公営住宅への入居希望を出したが、希望どおりの所に入居できるのだろうかと心配しておられる方がいらっしゃいます。

そこで小さな２点目は、災害公営住宅の建築進行状況と、入居希望状況についてお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） まず、災害公営住宅の建築の進捗状況についてお答えいたします。

現在、御領第２住宅１０戸は既に入居されております。今年の１２月までに不知火の御領第１、１０戸それと豊野の響原２０戸、合計の３０戸が完成いたします。その後に小川の川尻２０戸、松橋南豊崎の方に２２戸、両仲間地区に１６戸の合計５８戸が完成し、平成３０年度中には９８戸に入居できる予定でございます。

今議会に提案しました５７戸につきましては、議会で承認をいただきますと平成３１年度中に完成、入居できる予定でございます。

また、今後の予定としましては、小川地区に２６戸の建設予定で現在用地交渉中であります。平成３１年度には完成を見込みまして、総戸数が１８１戸となりますので、入居希望者は、いずれかの災害公営住宅に全員入居できることとなります。

入居の決定につきましては、募集時に公表しております高齢者世帯等の優先順位に従いまして、入居者の決定通知をしているところでございます。しかしながら、今後の住まいの確保が未定であり、申し込みをされていない世帯もあります、これらの方々に、今後どのような住まい確保をされる予定なのか、希望や状況を聞きながら対応していくことが必要かと考えております。

○８番（大村 悟君） 現在、不知火町御領の１０戸が既に入居済み、今年１２月までに同じく不知火町御領１０戸、豊野町響原２０戸が完成、その後小川町川尻２０戸、松橋町南豊崎２２戸、松橋町両仲間が１６戸の合計５８戸が完成し、平成３０年度中には９８戸に入居できるということで工事が順調に進んでいるようであります。さらには、今議会に提案してあります分５７戸につきましては、議会承認が得られましたならばということではありますが、平成３１年度中に完成、入居できる予定ということであります。その後の予定がまだありまして、小川地区に２６戸の建設予定で現在用地交渉中ということであります。こちら平成３１年度には完成予定であり、全部完成しますと入居希望者はいずれかの災害公営住宅に全員が入居できるとの見込みのようであります。住まいの確保が未定でありながら、災害公営住宅

への入居希望の申し込みをされていない世帯もあるということですので、そちらの方々への最後まで対応をよろしくお願いいたします。

次に入ります。7月13日付熊本新聞に「宇城地域に2活断層」という大きな見出しで、次の記事が掲載されました。「国土地理院は12日、2017年度に実施した八代地区の活断層の調査結果を発表した。新たに両仲間断層と糸石断層が確認され、同地区の活断層は日奈久断層などを含め計7か所になった。両仲間断層は、宇城市松橋町久具周辺から、同市松橋町両仲間周辺にかけてほぼ南北に延びる約3キロメートルの断層。糸石断層は、宇城市豊野町糸石周辺から美里町中小路周辺にかけ、ほぼ東西に走り延長は約3キロメートル、航空写真の判読や現地調査で露頭した地層の状況などを踏まえて設定した」そういう記事でありました。

そこで、小さな3点目は、この両断層に対しての市の認識と今後に向けての防災対策についてお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 議長のお許しを得まして、糸石断層と両仲間断層の全体図ということで図面を配布しておりますので参考とさせていただきます。

国土地理院におかれましては、活断層調査の専門家で構成される全国活断層帯情報整備検討会を設置し、航空写真の判読及び地形・地質学的野外調査などにより、活断層の調査を実施した結果、本年7月に新たに活断層を公表し、本市では、先ほど御案内の糸石断層と両仲間断層の2つの箇所が確認されております。

糸石断層は、美里町中小路付近から豊野町田馬地区で西側に延びる断層と分岐しまして、豊野町暁付近まで水晶山の麓をほぼ東西に延びる約3キロメートルの右横ずれの変位を伴う活断層です。また、両仲間断層は松橋町堀切から松橋町両仲間にかけて、ほぼ南北に延びる約3キロメートルの断層で、一部に縦ずれの変位を伴う活断層となっております。

活断層は、数十万年前に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層で、この活動により地震を引き起こすものでございますが、この断層がいつ動いたかは調査が実施されていないため、国土地理院はこの活断層地図からは、いつ動くのかは推測できないとしています。今後、関係機関において調査・研究が進められる中で、情報収集を行っていきたいと考えております。

また、2つの活断層が公表されたことに伴いまして、糸石断層が豊野地区の防災拠点センターの建設予定地の近くを通っていることが判明したため、防災拠点施設としての安全性及び利便性を考慮し、建設場所を変更したところでございます。

今後に向けた防災対策につきましては、市内各地区に防災拠点センター及び防災備蓄倉庫等の整備を行うとともに、熊本地震の教訓をいかしながら、地域防災計画の見直しや業務継続計画、受援計画、備蓄計画の策定及び自主防災組織の育成、市

総合防災訓練の実施など、平常時から地域住民や防災関係機関と連携して防災対策を推進していきたいと考えていますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○8番（大村 悟君） 地図も配布していただきましたが、この両断層、国土地理院もまだいつ動くのかは推測できないという段階のようでございますので、関係機関での調査研究が進みましたら、情報につきましては地域にも早急に公表し、啓発をしていただきますようお願いをしておきたいと思います。今の時点では、市の予定している防災拠点センター、防災備蓄倉庫の整備を着々と進め、併せて地域防災計画の見直しや各種計画の策定、自主防災組織の育成等に力を注いでいくことが、新たな断層のある周辺地区も含めた形での市の防災対策となるとのことだと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に大きな3点目、ウイングまつばせの改修状況と今後の改修計画についてお尋ねをいたします。現在ウイングまつばせの文化ホールが改修中であり、いろいろな催しがらぼーとでの開催になったり、小学校音楽会などは遠く宇土市の市民会館での開催で、市民の方には不自由をおかけしているところであります。

そこで、小さい1点目ですが、ウイングまつばせ文化ホールの改修状況についてお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） ウイングまつばせは、平成10年の建築で20年が経過します。建築物の防水や空調、給排水・電気設備及び舞台装置や照明、音響設備はおおむね15年から20年で改修更新時期を迎えるものばかりでございます。

したがって、施設の老朽化は著しく、大規模改修工事は平成27年度から基本設計を始め、平成28年度の実施設計の予定が熊本地震によりやむなく延期をしたものでございます。平成29年度に実施設計、平成30年度が改修工事となりました。

しかし、震災等による工事価格の高騰で、当初予算に計上した6億5千万円では、予定していた工事項目を完了するには2億円以上不足することが判明しました。今回は、緊急を要する文化ホールの吊り天井の耐震化工事及び天井組み込みの一般照明と音響機器の取り替え、空調設備の更新等にとどめました。なお、今回の工事につきましては、平成31年8月の完了を目指して進めております。

○8番（大村 悟君） ウイングまつばせは平成10年の建築ということで、老朽化が激しく、地震のために改修工事が延期になっていたが、平成29年度に実施設計、平成30年度に改修工事が始まったということであります。今回は工事価格の高騰もあって、緊急を要する文化ホールの吊り天井の耐震化工事、天井組み込みの一般照明と音響機器の取り替え、空調設備の更新等が進められており、平成31年8月の完了を目指しているとのこととあります。文化ホールが改修中でありますので、

ウイングまつばせという同じ施設内にあるメインアリーナについても、やがて改修の時期を迎えるのではと予測をいたします。市民の方からは、メインアリーナができて長年経つが使い勝手がどうなのか、各種大会を誘致できるような大規模な改修も必要ではないのかというような声も聞こえるようになってきました。

そこで、小さな2点目になりますが、ウイングまつばせメインアリーナの改修計画についてお尋ねをいたします。今回残された工事もまだあるようでありますので、それらを含めた形での今後の改修計画をお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） メインアリーナを含め第2次の改修計画について説明いたします。

まず、改修工事の時期については、熊本地震の復興状況を見ながら実施したいと考えています。しかし、現在でもしゅん工後20年が経過していることから、建物、設備の老朽化は著しく、可能な限り早く実施したほうが望ましい状況です。

工事箇所は、メインアリーナについては熊本地震で被災した天井周りの照明や、空調ダクトの吊り物等、松橋中学校の体育館代替として使用していたため、未修理になっている部分や音響設備、床フローリングのコミュニティアリーナを含めた全面改修です。また、文化ホールは舞台装置、舞台照明等です。そして建物の全体的なことでは屋上の防水、そして屋上庭園の撤去、外壁タイルの全面改修工事等が主なものでございます。

○8番（大村 悟君） メインアリーナにつきましても、大規模改修の予定があるということで安心をいたしました。可能な限り早く実施したほうが望ましい状況であるとのことですので、安心安全を最優先していただき、できるだけ早めの改修に着手できますようによろしくお願いいたします。

次に大きな4点目、スマート農業の現状と宇城市への普及についてお尋ねをいたします。9月1日に九州農政局のトップに就任された堀畑局長は、「生産性や所得向上のためにロボットを活用したスマート農業の普及が急務とみる」と新聞で言っておられます。また、別の記事であります、近年情報通信技術ICTやロボットを駆使しての省力化と、品質向上を図るスマート農業が注目されている。除草ロボットや自動運転のトラクター、水田の給排水バルブを自動で開け閉めするシステムなどは、実用段階に入っているとも記されていきました。県内では、農作業情報を蓄積するクラウドシステムや、ハウス内の温度、日照を自動制御するシステムを導入し、作物の品質向上などにつなげている現場もあるとの記載もありました。さらには、有明工専の教授と学生がIT企業と共同で、畑の土中の水分量などを測定し、遠隔地で確認できる装置を開発したとの記事もありました。

そこで、小さな1点目は、市が把握している全国におけるスマート農業の現状に

についてお尋ねをいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 全国的に導入が始まったスマート農業には、機械や作業の自動化、管理の自動化を目指すシステムが研究、開発されております。完全自動化へ向け日々日進月歩で技術革新が進んでいる状況でございます。

では、現在の導入事例の紹介をいたします。

まず、北海道においては、全国に先駆けて技術導入が進んでおり、大型ほ場で効率的な農作業を進めるために、トラクターや田植え機などにGPSガイダンスシステムや自動操舵装置が導入され、その割合は平成27年時点で6%近くになっております。土地利用型農業では機械化が進んでいるため、その機械の効率的運用に役立つシステムの導入が進んでいるようであります。

山形県では、畜産で子牛の哺乳作業を自動化し、群れで飼育管理するシステムを導入されております。このシステムは個体につけたICタグにより、生育ステージごとの乳量をコントロールするとともに、哺乳データを管理するシステムでございます。また、重量物を持ち上げる作業の軽減を図るアシストスーツも開発されております。

県内で導入している事例としましては、熊本市の農事組合法人が水稻・畑作で総合営農管理システムを導入しております。農作業データの可視化・共有化を図り、タブレットでは場の位置情報を確認することで、地域の地理に詳しくない雇用オペレーターでもほ場を間違えることなく、速やかに作業に入ることが可能となっております。

また宇城市内でも、施設園芸は自動開閉装置や炭酸ガス発生装置を導入しているハウスが数多くあります。その管理を自動化あるいは見える化にするようなデータ等の蓄積は行われていますが、詳細な環境制御を行う環境測定装置を導入するまでには至っておりません。環境測定装置については、まだ価格に見合う能力があるところまでは言えないと考えられるため、技術の向上を期待しているところでございます。

導入事例の一部を紹介いたしました但、農業者の高齢化や担い手不足が進んでおり、全国的に導入に対しての機運が高まっていると考えているところでです。

○8番（大村 悟君） 全国への導入事例だけではなくて、熊本県あるいは宇城市への導入事例についてもたくさん紹介していただきました。農業の規模やつくっている作物の違い等で、導入事例も異なるということが分かりましたし、現時点では高価であり、今後技術の向上も期待されるということも理解できるところであります。今の答弁にもありましたが、全国的に存在する農業に関しての課題、宇城市も同じ傾向だと思います。農業従事者の高齢化、後継者の不足、農家の減少が言われていますが、今後も農業を維持していくには、人力で及ばない部分をカバーする仕組み

が不可欠とも言われています。その仕組みの1つがスマート農業だと私は考えます。そこで小さな2点目になりますが、スマート農業の宇城市への普及に向けての市の考えをお尋ねいたします。

○経済部長（吉田裕次君） スマート農業の取組には、1、ロボット技術、2、ビックデータ、3、人工知能の活用等があります。

まず、ロボット技術では、農機ロボットの自動操縦技術による省力化や収穫作業などをロボット技術による自動化を図ります。ビックデータは、ほ場の状況を撮影したり、センサーで計測したりして集めたデータを解析し、効率的な栽培管理を図ります。人工知能（A I）は、新規就農者向けの技術やノウハウをシステム化して、農業の経験のない人でも農業に従事できるようにして人材不足の解決を図ります。

農業従事者の高齢化が進み、深刻な労働力不足が予想される中、農作業の省力化を図るためにもスマート農業の普及は必要不可欠なものであると考えます。また、跡継ぎとなる人材が不足していく中、難しい農業技術の伝承をスマート農業のシステムを活用することによって、新規就農者へも伝えやすくなり、担い手の育成に役立てることができます。

ただし、スマート農業の導入にあたっての初期費用が通常の農機に比べて割高であり、導入が始まったばかりの現時点では、費用対効果の見通しが立てにくい状況でございます。しかしながら、高齢化や労働力不足、技術の継承といった現在直面している課題を克服するためには、ビックデータや人工知能（A I）によるスマート農業の更なる展開が必要であると考えます。

今年度補助事業で導入した農業機械では、G P S機能で作業運転の直進や効率的な植え付けをアシストする田植え機や、ほ場ごとの収穫量を蓄積できるコンバインの導入をいたしました。

今後、国営基盤整備事業により、ほ場の大区画化や集約化が進めば、自動化が進んだ作業機械の要望は高まっていくと期待しております。今後も、本市としましてより一層の普及活動を推進してまいりたいと考えます。

○8番（大村 悟君） スマート農業の導入にあたっての初期費用が高価であり、導入が始まったばかりの現時点では、費用対効果の見通しが立てにくい状況であると市の判断がある一方で、高齢化や労働力不足、技術の継承といった現在直面している課題の克服のためには、更なるスマート農業の発展が必要とも捉えておられます。今年度宇城市にも、補助事業でG P S機能付きのコンバイン等を導入されていますので、効果を検証しながら国営基盤整備事業の完遂を待つのではなく、町によってはスマート農業の研修会等が開催されたりしているところもありますので、国営基盤整備事業と並行しながらスマート農業に関する研修会等を実施するなど、スマー

ト農業の普及活動が進んでいきますよう要望をいたしておきます。

次に大きな5点目、ICT教育機器導入の進捗状況と今後の導入計画についてお尋ねいたします。ICT教育に活用してほしいという高額寄附もあったということで、予定より早めの機器導入が進んでいるように感じておりますが、まず小さな1点目は、ICT教育機器の導入状況についてお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） ICT教育機器の導入状況についてお答えいたします。

これまでは、大型提示装置、いわゆる電子黒板等を中心に整備を進めておりまして、昨年度までに小学校に44台、中学校に44台、合計88台を導入しているところでございます。

今年度は、ICT環境整備のための寄附が500万円ありましたので、電子黒板等を小学校に18台導入することにしました。また、パソコン室の学習用コンピュータをタブレット型に変更し、12の小中学校に409台を更新します。

来年度は、6つの小中学校に約250台の更新を予定しているところでございます。

○8番（大村 悟君） 電子黒板の導入、パソコン室のパソコンのタブレット型への変更が急ピッチで進んでいるように感じますが、更なるICT教育機器の充実に向けてということで、新しい学習指導要領の実施が近くなり、文部科学省の示す整備水準や整備期限がはっきりしてまいりました。2022年度までに求められる整備水準を視野に入れた計画的な導入を期待している1人ではありますが、小さな2点目は今後の導入計画をお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） この質問の前に、先ほどのメインアリーナの改修でございますが、来年平成31年9月に熊本県民体育祭が宇城市で行われます。それに間に合う部分というか、かなりそれに合わせてできる限りの改修もしたいと考えております。失礼しました。

今後の導入計画についてお答えいたします。ICT機器の整備には、多額の事業費が必要となります。教育のICT環境整備の重要性は認識しておりますので、パソコン室の学習者用コンピュータ及び教員への校務用コンピュータの更新を次年度完了させます。約1,100台でございます。

昨日、国の情報が入りましたが、今エアコン、特別教室についても補助金がある程度出ました。今後エアコンは特別教室に全部完成させまして、それと並列しながらも今後このICTに力を入れてまいります。

併せて、パソコン室の無線LAN整備の完了。加えて全ての普通教室と特別教室への電子黒板の導入を考えております。大村議員の要望なさっておられる、文部科学省の5箇年整備方針を達成できるよう整備してまいります。

私の２期目の大きな目標、公約である教育の振興については、教育のまち、宇城市にふさわしいよう重点的に推進してまいります。

○８番（大村 悟君） 文部科学省の５か年整備方針を達成できるように整備してまいるといふ力強い御答弁をいただきました。ありがたく思います。先ほどの答弁どおりの導入が確実に進んでまいりますように大きな期待をし、しっかり注視もしていきたいと思います。

次に、今年の１０月会派全員で市内中学校を訪問し、電子黒板の使用状況を授業参観することによって確かめさせていただきました。その後市役所において、電子黒板の活用の仕方について業者から説明を受け、フルに活用できればより効果的な学習成果を上げることができると思うに至りました。今フルに活用できればという表現を使いましたが、そのためには、市内全校の全教職員が導入された機器の使用方法に熟知しなければなりません。

そこで、小さな３点目ですが、有効活用のための職員研修の現状と今後の計画についてお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 職員研修の現状と今後の計画についてお答えをいたします。

電子黒板等の操作研修は、昨年度、全小中学校の希望された教員に行っております。さらに、各学校のＩＣＴ担当教員にも行っております。

今年度は、パソコン室のコンピュータ更新に伴い教職員に対し、学校ごとに操作研修やネットワーク等に関する研修を行うことにしております。

操作研修に関しましては、今後も継続的に実施することにしております。また、使い方が分からない教職員に対しましては、各学校のＩＣＴ担当教員と、教育委員会におりますＩＣＴ支援員が連携して、効果的な活用を含め操作方法の習得を支援してまいります予定でございます。

○８番（大村 悟君） 昨年度は、研修の対象者が先生方の一部に限られていたということですが、今後次年度につきましては、全員が研修を受けられる場を設定されるということだと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上、今日は大きくは５点お尋ねをさせていただきましたが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前１１時０３分

再開 午前１１時１５分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、19番、豊田紀代美君の発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） おはようございます。19番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しを頂きましたので、大きくは6点について今回は一般質問をさせていただきたいと思っております。

質問に入ります前に、議会開会の冒頭に守田市長からもございましたが、11月9日の開催、中学校駅伝県大会で男女共に独走の優勝を成し遂げました宇城市立松橋中学校、私の母校でございますが、後輩の頑張りに心からエールを送りたいというふうに思っております。また、12月1日の九州大会では、男子が2位、女子が3位という優秀な成績でございました。12月16日に開催される全国大会に、男女共優勝を目指して頑張ってもらいたいと心からエールを送るところでございます。

それでは大きな1点目、学校部活動の社会体育移行についてでございますが、小さな1点目、9月議会一般質問後の取組の進捗状況について、まずはお尋ねをしたいと思います。

後の質問は質問席にて行います。よろしくお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） まず、9月以降の社会体育移行への取組について説明いたします。

10月3日に社会体育移行検討委員会を開催しまして、学童スポーツクラブ設置に向けての協議や、各学校の進捗状況について説明を行いました。

また、本年度11月中旬に3回目の保護者説明会を三角地区、不知火・松橋地区、小川・豊野地区の3地区に分けて行い、各学校の進捗状況を把握したところであります。

進捗状況におきましては、前回の8月末の状況では学童スポーツクラブへの移行を予定しているが19クラブ、そのうち12クラブが指導者の確保ができた、7クラブが指導者の確保ができていないという状況であり、新規でクラブチームを立ち上げるが2クラブという状況でありました。

今回の調査結果は、前回と比較しますと学童スポーツクラブへの移行を予定しているが18クラブ、そのうち17クラブが指導者の確保ができた、1クラブが指導者の確保ができていないという状況であり、新規でクラブチームを立ち上げるは変わらず2クラブでありました。

そのほか、既存のクラブチームや総合型地域スポーツクラブへ加入するが5クラブ、廃部などにより行き先を個人で検討するが11クラブ、新規でクラブチームを立ち上げるかまたは既存のクラブチームに入るか検討しているが2クラブという状況でありました。

今回も説明会終了後、各学校ごとに学童スポーツクラブ設立に向けた話し合いを積極的にまた建設的に行っていただいたところでございます。

○19番（豊田紀代美君） 教育部長、御報告ありがとうございました。

時間の都合もございますので、小さな2点目に入りたいと思います。社会体育移行までのタイムスケジュールについて、教育部長にお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 移行までのタイムスケジュールにつきましては、先ほどの答弁のとおり、第3回目の保護者説明会を11月中旬に行い、そこで12月28日までに学童スポーツクラブ設立予定届の提出をお願いいたしました。

並行して、スポーツ振興課では、小学生向けの既存のクラブチームの調査、総合型地域スポーツクラブの種目把握を行う予定であります。

来年1月からは、学童スポーツクラブの設立を予定していない保護者に対して、調査した既存のクラブチームや総合型地域スポーツクラブの紹介を行っていく予定です。

2月に入って、4回目の保護者説明会を予定しております。ここでは学童スポーツクラブ設立予定届の提出があった団体のみに集まっております。説明会の内容は、具体的なスタートに向けての規約の作成、練習計画書の作成、スポーツ保険の加入手続きに必要な書類の提示などを行う予定であります。

以上が、今後の主なスケジュールとなっております。

○19番（豊田紀代美君） ただいま教育部長より学校部活動の社会体育移行について9月議会一般質問後の進捗状況と移行までのタイムスケジュールについて御報告を頂戴いたしました。今、私の手元でございます平成30年11月社会体育移行保護者説明会議事録と、11月28日に教育部からいただきました参考資料に基づいて解決すべき問題点、疑問点を述べさせていただきたいと思います。

今から申し上げる問題点5点、要望1点を解決できないと、社会体育移行はかなり難しいものではないかというふうに私は判断をさせていただいております。1点目、総合クラブSCC宇城の会員となり保険に入らなければ、学童スポーツの活動ができないようになっている仕組みが疑問である。文部科学省のスポーツ振興基本計画では、全国市町村に少なくとも1つ総合型地域スポーツクラブを置くこととされていることは、もちろん承知をいたしております。2点目が、各学童スポーツクラブに指導者確保、組織づくり、総会、会計処理や毎日の練習計画、活動計画の報告までも求めるということは、現実的に大変保護者に負担をかける。現に保護者の説明会でも不安の声が多数挙がっております。3点目、事故が起きたときの責任の所在が不透明である。4点目、宇城市学童スポーツクラブ設立届出は市教委以外にわたるのか。わたるとしたら個人情報保護法に抵触をする。また、来月4月から学童

スポーツクラブの設立を予定していない保護者を、各団体に紹介することも同じく個人情報保護法に抵触をするおそれがある。また、他の団体にも平等に紹介をする仕組みに改めるべきである。個人が特定できる情報の目的、使用以外第三者への提供は違法であるということであります。５点目が、総合クラブＳＣＣ宇城以外の受け皿となる法人、団体等があれば説明会等で同列に紹介をすべきであるというふうに思います。６点目、社会体育移行後もこれまで同様に継続した予算措置を強く望む。

以上でございますが、教育部長のお考えを簡潔にお願いしたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） これまで社会体育移行検討委員会を開催しまして、小学校部活動がスムーズに社会体育へ移行するよう検討を重ねてまいり、各学校や保護者への説明を行い、おおむねの御理解はいただいたと理解しているところでございます。しかし、議員が話された問題点、疑問点のように、いざ移行ということになりますと保護者や部活動後援会の間にも不安があるのも十分に認識しているところでございます。社会体育への移行後は、これらの問題を丁寧にお聞きするため、宇城市学童スポーツクラブ連絡協議会（仮称）を設立しまして、学童スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブ、そして宇城市教育委員会が連携し、活動の諸問題の解決にあたっていききたいと考えているところでございます。

なお、来年度予算につきましても、これまでどおりの予算を確保できるように努力をしてまいりたいと思います。

○１９番（豊田紀代美君） 今私が申し上げました問題点、疑問点を真摯に受け止めていただき、今後活動の諸問題の解決にあたっていくと教育部長から御答弁をいただきました。さらには来年度予算につきましても、これまでどおりの予算を確保できるように努力をする。今ヒアリング中ではございますが、是非来年度のみならず、予算措置を強く要望をいたしておきます。

次に大きな２点目、文化部活動についてでございますが、国のガイドライン、また県の指針についてお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） まずは国のガイドラインについて説明いたします。

本年３月に、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが策定されています。これは、小学校ではございませんで、中学校における運動部活動の方針であります。学校の設置者にあつては設置する学校に係る運動部活動の方針を、校長にあつては学校の運動部活動に関する活動方針を速やかに策定するよう記載されています。

この中に、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取り扱いをするようにとされております。

本年11月には、文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの素案が示され、中学校段階の文化部活動においては運動部活動と同様に、学校の設置者は方針を策定し、学校長は活動方針を策定することとされています。主な内容は、練習日数・練習時間の制限や確実な休日の設定などでございます。

熊本県の指針につきましては、本年6月に小・中学校段階における文化部活動のあり方について通知されています。小学校段階における文化部活動については、熊本県小学校における運動部活動の指針に準じた取り扱いをすることとされています。この指針には、部活動は学校において計画する教育活動で、校長を中心とした責任体制の下、学校の指導方針に沿って行い、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要があると記載されております。

本市におきましても、県の指針に基づき小学校の文化部活動の方針を本年7月に策定しております。

その方針は、部活動は、教育活動として学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付けるとしています。また部活動の設置にあたっては、児童の希望、指導者、施設設備等の条件を十分に踏まえて適切に設置するということにしております。

○19番（豊田紀代美君） 御答弁いただきましたけれども、本年6月の一般質問の中で原田議員から質問があった時の教育部長の御答弁は、国においては平成30年度に文化部活動のあり方に対する有識者会議を設置し、文化部活動のあり方について議論をし、文化活動のあり方に関するガイドラインの策定を進める予定とございます。教育委員会といたしましても、国県の動向を見ながら、課題解決に向けて学校と協議を重ねてまいりますというふうに御答弁いただきましたので、私は今回国のガイドラインについての質問をいたしております。今の部長の御答弁とはちょっと整合性がないというふうに考えておりますが、また県の指針に基づいて、小学校の文化部活動の方針を本年4月に策定されたと御答弁いただきました。さらには、部活動の設置にあたっては児童の希望、指導者、施設整備等の条件を十分に踏まえて適切に設置するとの御答弁でしたが、それでは今現在も保護者が非常に不安に思っておられる、困っておられる現状を果たして把握しておられるのでしょうか。

先月11月14日に文化部設置小学校6校の保護者との意見交換会が開催をされ、御連絡をいただき私も出席をさせていただきました。その際、教育部からも2人、各設置校の保護者、三角小学校、松橋小学校、当尾小学校、豊川小学校、豊福小学校、河江小学校からそれぞれ代表者が15人出席をされ、議員が4人参加をいたしました。その中の主な意見としましては、第1点、子どもたちは文化部活動を続けたい、同じく保護者も続けたいと強くお訴えになっておりました。特に指導者の問

題につきましては、豊福小学校のタカキ先生の卓越したスキルの高い指導で、豊福小学校は、春、秋ともに金賞を連続で受賞をいたしております。この先生も8年目になりますので、異動の可能性もあり、せめて優秀な先生は宇城市の中で指導をしていただけないものだろうかという強い御希望が、御要望があつておりました。2点目、保護者が運営するとしたら練習場所、全体練習やパート練習、楽器保管場所、負担金、指導者の確保が非常に難しいということでありました。3点目、少なくとも宇城市立の小学校では、格差のない音楽系文化部の活動にしてほしいという意見もありました。4点目が、社会教育文化部の移行後も継続した予算措置を強く望む。また大会等の参加費用の予算措置についても、お願いをしたいという意見がありました。また保護者から、学校長の判断で廃部になったりするのがすごく不安です。社会体育移行と同様に移行期間があれば、準備期間が必要だというふうな意見がたくさんございました。

そこで小さな2点目、本委員会と音楽系文化活動の本年度移行の具体的な取組について、教育部長に御答弁をお願いしたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） 学校における部活動は校長を中心とした責任体制の下、学校において計画する教育活動でございます。学校の指導方針に沿って行われておりますスポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものでございます。

県及び市教育委員会とも、文化部活動の社会教育移行の方針はありませんので、来年度以降も学校現場における状況により判断されるものと考えております。

部活動は、学校教育の一環として行われますので、その際は学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など、運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるように、学校と十分協議をしてまいりたいと考えています。

さらに、来年度予算につきましても、例年どおりの予算を確保するよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

○19番（豊田紀代美君） 県及び市教委も文化部活動の社会教育移行の方針がなく、持続性可能な運営体制が整えられるように、学校と十分な協議をされるということであれば、いち早くその旨を保護者の方に説明をしていただきたいというふうに思います。保護者の中には先ほども申しましたように、廃部になるというふうにもう既に活動をあきらめておられるところがありました。この間の意見交換会の中でもそういう話はたくさん出ておりました。そういうことですので、まずは説明を保護者に安心していただくように、移行はないんだということの教育委員会の方針を、やはり保護者の方に理解していただかないと、保護者はもう完全に移行するという

形の中で今動いておられます。そのところを強く要望しておきたいと思いますし、今部長からございました来年度予算については本当にありがたく思います。是非、来年度以降も予算の措置はお願いしたいというふうに思っております。この件につきましては、総務文教常任委員会の中でしっかりと協議をしていただきますようお願いを申し上げて、次に移りたいと思います。

次は大きな3点目、放課後の子どもの居場所づくりについてでございますが、小さな1点目、待機児童の把握についてお尋ねをいたしたい。放課後の子どもの居場所づくりについて、移行のアンケート調査を踏まえて御答弁を頂戴いたしたいと思っております。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 社会体育移行アンケート調査結果に基づきましては、先ほども御説明いたしました、もう少し詳しく説明させていただきたいと思っております。学童スポーツクラブへ移行予定が18クラブということで、部員数が413人でございます。新規でクラブチームを立ち上げるが2クラブで、部員数69人。既存のクラブチームや総合型地域スポーツクラブへ加入するが5クラブで、部員数68人ということで、25クラブの児童は引き続きスポーツ活動を行うという結果でありました。また、そのほかに廃部などにより行き先を個人で検討するが11クラブ、部員数で137人。新規でクラブチームを立ち上げる、または既存のクラブチームに入るか検討をしているが2クラブで、48人の児童がどうするか検討しているという結果でございました。

今後健康福祉部としっかり連携をとって、児童の安心・安全な居場所づくりに努めてまいりたいと考えております。

○**19番（豊田紀代美君）** 申し上げたいことはたくさんありますけれども、今部長の方から健康福祉部としっかり連携をとって、児童の安心・安全な居場所づくりに努めると力強くおっしゃっていただきましたので、後のことは、議会後にお打ち合わせをさせていただきたいというふうに思います。

小さな2点目、平成26年4月30日、さらには平成30年9月14日付の文部科学省、厚生労働省から教育事務所を経まして、市教委、健康福祉部に通知がされている放課後子ども総合プランまた、新・放課後子ども総合プランについての基本的な考え方、また学校の余裕教室や放課後利活用が可能な空き教室等の活用について、平岡教育長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○**教育長（平岡和徳君）** まず、今回通知がありました2019年から実施されます新・放課後子ども総合プランでは、1つ目に近年の女性就業率の上昇等によりまして、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれること、2つ目に、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるような教育委員会及び福祉の両事業

に關係する者たちが、連携を一層深めていくこと、この2点が求められているところでは。こういった背景を鑑みまして、議員の御質問の中にあります余裕教室等の活用につきましては、宇城市、学校、地域の関係者が連携をしまして、一体となって子どもたちへの支援を進めていかなければならないというふうに思っているところでもあります。

また、その趣旨に則りまして、放課後児童対策の取組をさらに推進していくために学校施設の活用を前提にしまして、使用計画や利活用等について十分な協議を行いながら、教育委員会と福祉部局で連携を深めて、学校や学童保育、放課後子ども教室の関係者との間の中で、共通理解や共通の情報交換を図ることが重要だというふうに考えております。それらの充実が、児童、子どもたちの安全・安心な居場所の確保につながっているところでは。

ただ、学童保育や放課後子ども教室の場合、学校職員がいない時間帯にも利用されるわけでもあります。そこで、学校全体の危機管理、そして何かあった際の責任の問題が生じてまいっているところでもあります。

現状における対応としましては、放課後児童育成事業の規模であったり、その活動する内容、こういった学校教育の活動の影響等を調整しながら、利用する教室等を独立したセキュリティにするなど、そういったハード面の対策をとることで、転用が可能となり、議員がおっしゃられたようなニーズに応じた余裕教室が利活用されるのではないかと考えております。

なお、特別教室等の一時的な利用につきましては、これまで同様、学校教育に支障を及ぼさない範囲の中で、管理規則の中の規定に添いまして、それに基づいた校長の判断で貸与が可能であると考えております。

- 19番（豊田紀代美君） 平岡教育長より大変ありがたい力強い御答弁をいただきました。教育長御指摘のようにこのプランには、教育委員会と福祉部局の連携は不可欠でございます。今後これまでより以上に、共通理解や情報の共有を図られましてされるということを今教育長の御答弁で確信をいたしました。また学校の余裕教室の活用については、新たな整備に際しては、学校施設の活用を前提とした学校施設の使用計画や利用計画も十分に協議をしていただき、まずは教育委員会と学校、さらには福祉部局の双方が責任を持つ、先ほど教育長がおっしゃったとおりでございます。放課後の利用する教室等を独立したセキュリティにハードで対策されて、転用が可能になり、ニーズに応じた小学校の余裕教室の実施場所として利活用が可能になるという御答弁も頂戴をいたしました。特別教室の一時的な利用についても校長判断で貸与が可能であるとのこと、この件につきましては、小学校長宛に教育長より新・放課後子ども総合プランについての趣旨の理解、職員の周知、事業推進の

御協力についての依頼文を11月22日付で、各小学校校長宛に出していただきましてありがとうございます。今後各校長先生の御判断で、判断を積極的に協力していただけるものだというふうに大きな期待をするところでございます。常に教育長が力説されております、大人一人ひとりが子どもたちの未来に触れているという深い自覚を持って、子どもたちの安心安全な居場所の提供をしなければならないと私も強く思っているところでございます。さらに、教育長の御尽力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

次に、健康福祉部長にお尋ねをいたしたいと思います。市町村行動計画について盛り込むべき具体的な内容について、お尋ねをいたしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） ただいま御紹介がありました新・放課後子ども総合プランに掲げてあります市町村行動計画に取り組むべき内容としましては、放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量、放課後子ども教室の2023年度までの実施計画など10項目の内容がでございます。

市では、宇城市次世代育成支援行動計画及び宇城市子ども・子育て支援事業計画を盛り込んだ総合的な計画として策定した、すこやか宇城っ子プランにおいて、放課後子ども総合プランの推進として、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の量の見込みや確保方策等を明記しておりまして、この計画に基づき、毎年子ども・子育て会議において審議いただいているところでございます。

平成31年度がすこやか宇城っ子プランの計画更新時期でございまして、個別ニーズ調査を実施し、平成32年度から5年間の計画策定を予定しております。計画策定にあたっては、今後取り組むべき事項について、個別ニーズ調査の内容等を含め調査結果が次の計画書に反映できるよう、教育委員会ははじめ関係部署との連携を図り、子ども・子育て会議で審議を行っていくこととしております。

○19番（豊田紀代美君） 先ほども申し上げましたけれども、文部科学省、厚生労働省が推進をしている放課後子ども総合プラン、新・放課後子どもプランにある学校施設の徹底活用した実施、促進の1点目、責任体制の明確化、先ほど教育長から御答弁頂戴いたしました。2点目、余裕教室の徹底活用、3点目、放課後等における学校施設の一時的な利用の促進等、そのほかすこやか宇城っ子プランに必要な個別ニーズの調整を教育委員会としてしっかりと調査をされ、これを連携されまして健康福祉部の方にお渡しいただきたい。そして行動計画に反映していただくことを、両方の連携をしっかりといただく。先ほどから教育長もおっしゃいました。このことが非常に大事でございますので、繰り返し申し上げます。

続きまして大きな4点目、国内全国で初の本市本格導入のRPAを活用した業務改革についてでございますが、先月11月14日に開催されました私の所属をいた

しております新志会の会派の勉強会で、初めてこの取組について知りました。全国初の本市本格的導入のR P A等を活用した業務改革について、お尋ねをいたしたいというふうに思います。そこで具体的なR P Aの活用について、さらにはR P Aの導入に至った経緯について、総務部長にお尋ねをいたしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 議員御案内のR P Aというのは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略でございます、パソコン上で行うキーボード操作やマウス操作を自動化することができるもので、パソコンに組み込むソフトウェア型のロボットでございます。一般的には定型業務やルーティン業務に向いており、人よりも早く、正確に処理することができます。

本市は、社会情勢の変化に伴い、国・県からの権限移譲や地方創生業務、また平成28年熊本地震における災害復興業務への対応など、慢性的なマンパワー不足に陥っているところでございます。

この課題解決のための有効な手段はないかと考えていたところ、R P Aというものにたどりつき、その導入効果を検証したのちに、今回の導入に至ったところでございます。

また、導入効果の検証のための調査・分析業務は、昨年、全国7団体のうちの1つとして選定されております総務省の業務改革モデルプロジェクト事業を活用して、全額国費で支援を受けております。

このR P A業務への本格導入は、御案内のとおり本市が全国で初めてということもございまして、全国的にも注目されておまして、11月末までに全国の自治体や議会からの視察が30を超えており、市長や副市長自ら視察に来られた自治体もあります。

○19番（豊田紀代美君） 社会情勢の変化に伴う国・県からの権限移譲や地方創生業務や、さらには熊本地震における災害復興業務への対応など、慢性的なマンパワー不足の課題の解決のために、R P Aへの導入はルーティンワークに有効な手段だと思っております。また、全国初の導入で全国的に注目がなされており、11月末までに全国の自治体や議会から30の視察を超えているという御報告でありました。またお聞きするところによると電話やメールについては、4月1日から11月30日まで約90件問い合わせがあったというふうにお聞きをいたしております。また、市長や副市長自らが視察研修に来られたとの御報告、宇城市の知名度アップにつながれば、必ずやつながると思っております。また、全額国費で一般財源の持ち出しがないということも非常に喜ばしいことだというふうに思っております。

そこで、R P A導入による具体的な効果について、総務部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君）　今回は臨時・非常勤職員の給与、ふるさと納税、住民異動、後期高齢者医療、会計（債権者登録、物品管理）、水道の6つの業務に本格導入することで、年間1,700時間ほどの削減効果を見込んでおります。

既に導入しております後期高齢者医療の保険料変更決定通知書作成業務につきましては、これまで半日かかって職員がやっていた作業がRPAによって約6分で終了したということが分かっております。

このようにRPAの導入により、削減できた時間を活用しまして、企画や立案などの付加価値の高い業務への時間の再配分と、職員の配置転換ができることを期待しているところでございます。

○19番（豊田紀代美君）　引き続き、今後の展開についてお尋ねをいたしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君）　先ほど申しました6業務以外にも導入できるものがないか、現在、調査・検討をしており、今後も効果が見込める業務に拡大していく予定でございます。また、RPAをさらに有効活用するために、文字の電子化などを視野に入れ、進めていきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君）　RPAの導入によって削減した時間を活用して、企画・立案などの付加価値の高い業務への時間の再配分と、職員の配置転換に期待ができるという総務部長の御答弁をいただきました。今後も、効果が見込める業務に拡大の予定もあるというふうに今お聞きをし期待をいたしております。また、多様化する住民ニーズについても、RPAやAI等には対応できない市職員の皆さんの血の通った住民サービスについても、今後も特段の御配慮をお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして大きな5点目、ワンピースのキャラクター像の誘致についてでございます。ワンピースキャラクター像の誘致について、11月30日の宇城市役所のワンピースのキャラクター誘致の会議の様子がテレビで流れておりました。岩清水部長も出演されておりましたけれども、非常にテレビ映りも良かったというふうに思っております。そこで、ルフィの仲間「麦わらの一味」のキャラクター像の誘致に向けた本市のお取組について、まず市長にお尋ねをいたしたいと思います。

○市長（守田憲史君）　議長のお許しを得て、資料をお配りしております。御参照ください。

漫画ワンピースのキャラクター像誘致についてお答えいたします。ワンピースについては、議員もよく御存知かと思いますが、県出身の尾田栄一郎氏原作の漫画で、現在まで単行本が90巻発行され、全世界42か国以上で翻訳、さらにこれまでの累計発行部数が4億4千万部を超えるという、ギネス記録にも認定される大人気作

品です。

今般、尾田氏の県民栄誉賞受賞を記念して、県庁プロムナードに主人公ルフィの像が設置されることになり、先週１１月３０日に完成除幕式が行われました。

また、ルフィの仲間「麦わらの一味」の８体の像につきましては、今年６月の県議会一般質問において、「県庁に設置するルフィ像を起点に被災した各地域に仲間たちの像を展開することができれば、被災地を大きく勇気づけることにつながる」と知事が答えられました。

このことについて、本市でも同じく６月議会において、宇城市でも仲間の像の受け入れ態勢を準備してはどうかとの質問に対し、宇城市も被災地であり、是非設置していただけるよう準備体制を整えていきたいと、県内自治体の中でいち早く参加表明を行ったところ です。

その後、１０月中旬に開催された県主催の意見交換会において、県から正式募集があり、希望市町村が被災地ごとのストーリーを組み立て、提案し、県が被災地をつなぐストーリーを組み立てていくというものです。

今回の提案に当たっては、３つの観点（復興につながるストーリー、設置場所の管理、設置後の活用策）、２つのストーリー（被災地ごと、被災地をつなぐ）、１つの目的（熊本地震からの復興）を踏まえた上で、かつ、そのキャラクターをその場所に設置することに対して、ワンピースファンからも理解を得られる視点が重要とのことでした。熊本県からあくまでもテーマは復興であり、観光ではないと強い指導があつているところでもあります。

そこで、庁内でワンピースに詳しい職員を募り、総勢９人による「ONE PIECEプロジェクト会議」を発足させました。この中で、宇城市のどの場所にどのような特徴を持つキャラクターの応援があることで、どのように本市の復興につながるのかを熱心に議論・検討し、関係機関との協議を経て、１１月３０日提出締切日に２案の提出を行いました。

○１９番（豊田紀代美君）　６月議会で溝見議員の一般質問にもありましたけれども、県内でいち早く「麦わらの一味」のキャラクター像の誘致に手を挙げていただき、参加表明されたことは大変良かったことだと思っております。さらには宇城市役所でワンピースに詳しい職員９人、「ONE PIECEプロジェクト会議」を発足されたと今御報告を市長から頂戴いたしました。９人の精鋭プロジェクトチームで熱心に議論・検討し、関係機関との協議を経て、１１月３０日に２案を提出したと御答弁をいただきました。

そこで小さな２点目、本市は熊本地震の被災地でもあり、ワンピースは海洋冒険のロマンの海賊漫画でもあります。海つながりで三角東港の海のピラミッド付近に

ナミ像の誘致を強く要望したいと思いますが、一応もう11月30日に締め切られておりますので、その分も含めて企画部長に御答弁を頂戴いたしたいと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいまありましたように、ワンピースは海賊王を夢見る少年ルフィと、その仲間たちによる海洋冒険ロマンの漫画でございます。熊本地震の被害が大きかった自治体の中でも、数少ない海に面した地形でございます本市に、仲間の像が設置されることにつきましては、全国のワンピースファンにも作品の世界観を共有いただけるのではないかなというふうに思っております。

先ほど、市長から11月30日に2案提出を行ったという報告がありましたけれども、まず第1案としまして、松橋町の県博物館ネットワークセンターに考古学者でありますニコ・ロビンというキャラクターを設置したいと提案をいたしました。熊本地震の際に、同センターが全国からの応援ボランティアの活動拠点として復興の始まりとなったことは、皆さん方の記憶にも新しいかと思えます。

また地震では、人だけではなく文化財も傷つきました。当センターでは、県内各地の被災した文化財を救うための文化財レスキュー活動が行われてもおります。文化財の復旧活動を象徴するこの地にニコ・ロビンが配置され注目されることで、改めて文化財の歴史的価値や文化財を守り、次世代へ受け継いでいくことの大切さを認識する良いきっかけになればと思っております。

またもう1つの案についてでございます。今回、先ほどありましたように、ナミの像を三角東港にという議員から御提案をいただいたところです。これにつきましては、先の県主催の意見交換会におきまして、先ほど市長からもありましたように、「観光が目的ではなく復興がメインテーマである。復興につながるストーリーがあるということが設置場所選びの基準である」という明示がございました。このようなことから、残念ながら三角東港への設置提案を断念したところでございます。何卒御理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

そこで同じくナミですが、このナミの特徴をいかしつつも、かつ、復興につながるストーリーを描くことができます市立中央図書館・不知火美術館を県に第2案として提案いたしました。ナミというのは、ミカンと子どもが大好きなキャラクターでございます。特に不知火地区はミカンの産地であり、デコポンの発祥の地でもあります。また中央図書館は、地震により1年3か月の休館を余儀なくされましたが、子どもたちの集いの場であるこの図書館を再開させようと、被災後多くの市民ボランティアによります本の整理や震災記録を後世に残すため、新聞を切り抜いた手づくりの震災文庫を開設し、今でも広く発信を続けられております。

さらには、近くの不知火小学校では1年8か月もの間、仮設校舎での学習を経験し、現在は建替えに向けた準備を進めている状況です。

このように、子どもたちの安全・安心の環境をつくり、笑顔を取り戻すためには、子ども思いのナミの力が必要だとプロジェクトチームの意見が一致し、提案に至ったところでございます。

両地区は、いずれも市が熊本地震からの復興のシンボルとして整備を進めております防災拠点センターにほど近いことから、復興するまち、宇城を実感いただける機会になるのではと考えているところでございます。

なお、県内の被災地をつなぐストーリー性の創造という観点から、この2つの提案以外のキャラクターがふさわしいと作者や出版社、あるいは県から逆に提案される場合もあると伺っておりまして、この場合は別途改めて協議していくことになろうかと思っております。

震災は苦しい経験でございましたが、全国からたくさんの支援や出会いを通じて復興の第一歩を踏み出せました。熊本地震を風化させないため、「麦わらの一味」の力を借りつつ、他の被災市町村とも連携し、復興に向けた力強い歩みを全国に向けて発信していきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 今、御答弁をいただく企画部長からも誘致への情熱が伝わってまいりました。考古学者のロビンと航海士のナミを御提案いただいたという御報告をいただきました。2案共にしっかりとしたストーリーをお考えいただき、さすが9人の精鋭のプロジェクトチームだなというふうに感心をいたしております。企画部長御指摘のように、この熊本地震はつらく苦しい経験でしたが、全国からたくさんの御支援や出会いを通じて、復興の第一歩を踏み出すことができました。企画部長御答弁の繰り返しになりますが、熊本地震を風化させないためにも「麦わらの一味」の力を借りて、被災市町村と連携しながら、宇城市から復興に向けた力強い歩みを全国に発信しなければならないというふうに思っております。是非、宇城市に「麦わらの一味」のロビンかナミ像が誘致できますように、今後とも誘致活動に対して精一杯御努力をお願いいたしたいと思っております。

先日、吉田県議にお会いいたしました。実は、吉田県議も90巻全部お持ちだそうです。非常にワンピースのファンでもございますので、是非県議の方からもお口添えをとということをお願いいたしておきました。我々議員といたしましても、この誘致につきましては、執行部やそのプロジェクトチーム9人、これは「麦わらの一味」の今皆さん御覧の9人を文字って、その9人のプロジェクトチームにしたというお話も企画部長からちょっとお聞きをいたしました。非常にその思い入れ、それから他の自治体に比べてのそのプロジェクトチーム会議を開いた、それからこの間のテレビ放映でもありましたけれども、ほかのところとは比べものにならないぐらい宇城市は頑張っているという実感がわいてまいります。どうかひとつ誘致できま

すように我々議員としても頑張っていかなければならないと思っております。御奮闘よろしく願いいたしておきます。

それでは最後の6点目、産廃破碎施設の事業計画についてでございますが、小さな1点目、松橋町内田区に設置者から県知事宛に事業計画が提出されております。地元の時系列の取組と意見書について、本市のお考えについて市民環境部長にまずお尋ねをいたします。

○市民環境部長（園田敏行君） 現在、松橋町内田区に申請をされております産業廃棄物処理施設につきましては、施設設置に係る事業計画書によると、瓦礫類を破碎・分級し、再生クラッシュランとして再利用化する中間処理施設と明記をされております。

産業廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、県知事の許可を受ける必要がございます。

次に、設置者から県への許可申請に係るこれまでの進捗状況でございますが、本年4月5日付で県知事へ施設設置に係る事業概要書、6月21日付で事業計画書が提出されております。それを受けて県の現地調査及び内容審査があり、関係地域として内田区、豊福区がおおむね半径1キロ以内で指定され、9月から10月にかけて両区の住民を対象に、設置者による事業説明会が開催されたところでございます。

その後、両区の事業説明会での住民の方々の御意見を踏まえ、10月29日付で施設の設置に反対する意見書が両区長より県知事へ提出されております。

今後の流れとしましては、設置者から県知事へ意見書に対する見解書を提出、また地元関係者に対しましても、原則として説明会を開催し周知に努めなければならないこととされております。

最後に、県知事から市の意見聴取を経て手続き終了となる運びとなっております。

市としましては、見解書の遵守、事業所及び事業所周辺におけます大気汚染・騒音・振動等十分注意を払い、関係法令に基づく基準を遵守することを許可条件とする旨、県に要望してまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） ただいま市民環境部長より、松橋町内田区に申請がされております産業廃棄物処理施設に対する処理業の許可までの流れを、時系列に経過の説明もいただきました。議長のお許しを頂きまして、議員各位と執行部の皆様には机上配布をさせていただきましたので、株式会社共生の松橋町内田への産廃破碎施設設置申請についての時系列の一覧をお目通しいただければというふうに思います。8月5日から10月31日までに至るまでの経緯をお示しさせていただいております。末松県議、吉田県議と内田区長、豊福区長とともに県へ事業計画の説明、詳細

説明についてのお尋ねにもまいりました。また申請者の違法行為についても、本市や県に御報告をいたしました次第でございます。また、内田区民の皆さんへの説明会や豊福区民の皆さんへの説明会にも、それぞれの区から御案内をいただきましたので、私は出席をさせていただきました。内田区の区民説明会の中では全会一致で事業計画に反対、豊福役員会でも全会一致でこの事業計画にも反対するという決議がされました。ここで熊本県知事宛の内田区長の西村区長におかれまして、提出されました意見書の内容について、抜粋を皆さん方に御紹介を申し上げたいと思います。

産業廃棄物処理施設設置に関わる事業計画についての意見書。熊本県知事蒲島郁夫様。松橋町内田区区长西村秋二。

内田区は、山に囲まれた小さな地域であります。山の木々に育まれ清流が流れる自然豊かなところで、豊かな自然をいかし宇城市のまちのむらづくり応援団補助金や、熊本県のくまもと里モンプロジェクト補助金を活用し、白岩山のハイキングコースの設置や蛍を見る夕べ、ヤマメのつかみ取り大会などで地域の活性化を図っているところでございます。私もこの3つの事業全て参加をさせていただいております。産業廃棄物処理施設計画の場所は、有間田川の上流に所在し、直下には内田区民が管理する水道の水源井戸があります。内田地区は上部が石灰岩で地下水が浸透しやすいがその下は硬い岩盤のために浅い井戸となっています。一方有間田川は浅川と合流をして宇城市の広大な田畑の水源となっています。有間田川はここ3年大雨による洪水で、民家や駐車場、駐車中の車に被害が発生しております。今回当地に事業計画を申請された株式会社共生は、申請段階にもかかわらず無届で産業廃棄物処理を行い、過去においては騒音、粉塵等で地域住民から苦情が出ており、最近まで産業廃棄物の搬入が、たびたび地域住民から目撃をされております。10月4日の事業説明会においては、地域住民からも指摘されたように信頼、信用できない企業であると判断をいたしているところです。このような状況下の中で事業計画が許可されれば、不法な廃棄物が処理されることも予想され、内田区の水源である地下水が汚染され、汚染された水が広大な田畑に流れ、大雨により水害が助長される内田区及び下流地域の広範な地域に多大な被害が及びます。清流を含む豊かな自然を売りものに、地域活性化に取り組んでいる地区に清流や地下水の汚染が心配される事業が進出することは痛手であり、今まで取り組んできた苦労が水泡となります。このような理由によって10月14日に行われた住民説明会では、全会一致で事業計画に反対することが決議されました。

これが意見書の抜粋内容でございます。守田市長にお尋ねいたしたいと思います。今申し上げました内田区長の県知事宛の意見書、さらには私から提出させていただきました時系列一覧表を御覧いただき、守田市長のお考えをお示しいただきたいと

存じます。

○市長（守田憲史君） 産業廃棄物処理施設の設置許可は、県知事が出すこととなっております。熊本県が地元住民の方々から関係地域への様々な影響を配慮し、施設の設置に反対する地元の意見書が提出されたことを真摯に受け止めること、そして県が誠意を持って判断されるよう、宇城市としましても、地元とともに熊本県に強く強く要望してまいりたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長ありがとうございます。本日は関係者の内田区、豊福区からもたくさん傍聴にお出でいただいております。市長の御発言にどれだけ心強い思いをされているか計り知れません。今後とも地域住民の生活、地下水、農業用水を守りぬくために、特に有間田川から浅川への農業用水は現在計画中の国営基盤整備事業の上流にあたります。今後とも特段の御尽力を賜りますように心から守田市長をお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時13分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、22番、岡本泰章君の発言を許します。

○22番（岡本泰章君） 皆さんこんにちは。新志会の岡本です。先般の通告に従いまして、早速質問に移らせていただきます。

平成の大合併により名実共に本市が九州のほぼ中心となりました。九州の中心は熊本です。熊本のほぼ中心は宇城市であります。このように地理的に大変恵まれた地域で、合併後13年が経過しましたものの、まだまだこれからの発展を秘めた可能性ある宇城市であります。この九州の中心の宇城地域の発展には、何を申しましても太古の時代から交通網、交通機関の整備が時代に即して、将来にわたって必要であることは誰しも分かっておられることだろうとこのように思います。そこで、市民の生活を支える公共交通体系の構築につきまして、本題に入ります。

本市は、平成19年度に市民の生活を支える公共交通機関の1つである小川町内の当時3路線の赤字路線バス全部を一斉に廃止し、当時新たな交通手段を導入する検討を本格化しました。平成20年4月から小川町海東地区の路線バス、沿線地区を対象に予約制乗合タクシーの運行を開始しました。さらには平成22年4月には

三角町戸馳地区の赤字路線バスを廃止し、戸馳地区でも予約制乗合タクシーの運行が開始されました。本市ではこのような新公共交通体系の構築に向けての経緯がございます。そして今日に至っているわけでございます。小川町海東路線バス廃止前の平成18年度、国・県を含めました本市からの路線バスへの補助金総額が6,829万円、そのうち本市の負担額は4,957万円、約5,000万円が平成18年度には、バス会社3社に補助金として支払っておりました。それから11年が経過しております。今日の平成29年度のバス会社3社への補助金総額が1億561万5,000円。このうち県からが877万8,000円補助があっているものの、ほとんどが私どもこの本市、宇城市でございます。9,683万7,000円宇城市からの支払いであります。平成19年度から赤字路線バス廃止に取り組んだものの、その頃宇城市管内で29系統のバス路線がたいした再編が行われず、海東とそれから代表的には戸馳、この2つぐらいが代表的に始まりまして、後はちょぼちょぼとやってあるようでございまして、進展もなかったのが今回の平成29年度11年目にはついに4,726万円が加算された。そして先ほど言いました1億561万5,000円、ここになっているわけです。これを踏まえまして、乗車人数が少ない赤字路線バス対策に取り組まねば、また同じような本市の補助額が増大するばかりでございます。これは乗合バスのシステムでございますから、このシステムに逆らっておってはどうにもならないわけです。本市の補助額が増大しますから、その対策といたしましては具体的に申しますと、重複する1系統を廃止または統合したり、さらには利用者が少ない時間帯の思い切った減便、朝夕のみの運行とか、いろいろ考えなくちゃいけない。さらには路線の廃止、もう極端に言えば。どうにも乗れないならばですね。また路線の短縮、そして経由、変更あるいは延伸も考えないといけないという知恵を出さないといけないですね。事業者と丁寧に粘り強い対策が進まねば、今後も毎年補助金は御存知のとおり本市の持ち出しが多くなるばかりであります。1億500万円が1億5,000万円ばかりになります。あと5年もしておれば。だから例えば、交通事業者の赤字を補填するという考え方ではなく、住民の利便性に税金を使うという視点で、要するに住民の利便性につながる予算編成を我々はやらなくちゃいけない。特に本市は広範囲でありますので、地域にあった公共交通のあり方を考えることが非常に大事であります。

そこで、本市の公共交通関係のあり方について現状をどのようにひとつ捉えておられるか伺いたいと、このように思っております。

第2の質問につきましては、質問席からいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 議長の許可をいただきまして、議員の皆さんのお手元に資料を配布させていただいております。A3の大きいやつが宇城市の路線バスの系

統図でございます。A4の紙が宇城市の補助金の各路線ごとの一覧表でございます。過去5年間を付けております。こちらの方も一緒に御参照いただければというふうに思います。

それでは、本市の公共交通のあり方をどのように捉えているかという御質問にお答えしたいと思います。

本市の公共交通につきましては、JR鹿児島本線、三角線をはじめ、路線バスが3社20路線走っておりまして、うち7路線が宇城市と熊本市を結んでおります。また、市内4地区で乗合タクシーを運行しておりまして、このうち小川町の海東地区と三角町の戸馳地区は、路線バスの廃止に伴う代替路線として運行されております。不知火町の長崎地区それから小川町の小野部田地区の2地区につきましては、交通空白地対策として運行を行っております。

市の公共交通における課題といたしましては、これまで議会でも何度か取り上げられておりますけれども、年々、路線バスの利用者が減少し、交通事業者に対する市の運行補助額が増加していることが挙げられます。先ほど1億561万5千円という補助額がありますが、この一覧表を見ていただければ分かるかと思えます。熊本地震以降にバスの利用者が回復しない中、これ以上の補助額の増大を防ぐためには、先ほどありましたように路線の廃止や路線の再編など、抜本的な対策が必要であると認識しております。

また、市の中心部において、駅とバスターミナルが離れており、交通結節機能が十分ではなく、その上、駅と学校、公共施設や病院などとのアクセスも十分とはいえない状況でございます。

さらには、市全域に交通空白地が点在し、一部で乗合タクシーなどの対策は講じておりますが、交通事業者も十分な従業員数、運転手のことですが確保できておらず、全地域をカバーするまでには至っていないのが現状です。

このような課題に対しまして、市民アンケートや乗降客数などの具体的なデータを基に対策を検討すべく、今年度、新たに地域公共交通活性協議会を立ち上げまして、交通事業者、住民代表、関係機関等々の意見を伺いながら、宇城市地域公共交通網形成計画の策定作業を進めているところでございます。

この中で、路線バスの再編、それから新たな地域公共交通の導入、運行を継続する場合の基準の設定、それから交通結節機能の強化等を図りながら、市民の公共交通への意識を高める活動を行うなど、具体的かつ持続可能な市の交通体系網の整備を進めてまいりたいと考えております。

○22番（岡本泰章君） それでは、再質問させていただきます。市民の今ありましたが利便性向上に税金を使うという視点で、要するに税金をいるところに使う、地域

にあった公共交通のあり方をどのようにひとつ考えておられるか、お伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 今議員からありましたとおり、私も市民の利便性向上に税金を使うという視点で、地域にあった公共交通のあり方を考えていくことは、非常に重要な視点だと考えております。このため、先ほどありましたように地域公共交通網形成計画の策定を通して、現在の公共交通機関の動向、それから利用者のニーズをしっかりと把握しつつ、三角、不知火、松橋、小川、豊野それぞれの地区に応じた対応策を提示し、地域にあった公共交通の実現に向け、交通事業者や関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

○22番（岡本泰章君） それでは、次に入ります。

市の支出が抑えられ、利便性の高い仕組みについての1つであります、三角地域の公共交通機関体系の構築についてですが、今までとくと申してきました赤字路線バスの問題解決は、喫緊の1つ課題であります。これは三角地域だけではございません。全地域において思い切った赤字バス対策を実行しなければ、5年後には先ほども言いましたが、何回も言います、また膨大な補助金増になりかねません。この問題解決にあたっては、地域住民との懇談会あたりを十分にやりまして、ただいま御提示いただきましたこの資料を、ここらあたりをしっかりとメスを入れて、あらゆる角度から検討してバス会社としっかり話し合い、また協議し、さらには路線系統を一緒になって調査でもすると。ここらあたり具体的にやらなければただ机上論でやっていてはこの解決はできません。そこをとにかくお願いであります、やってください。そうしなければ、また同じように1億500万円が1億3千万円、1億5千万円、こういうふうになります。そういうところで既存のバス会社と協力し合い、いかせる路線はいかすと。そして廃止すべき路線は廃止すると、さらには事業者による再編が行われるようこちらからやっぱり出向いて補助金払わないといけないわけですから。行政としてできることは惜しみなくひとつ協力してやっていただきたいとこのように思っております。ここらあたりが大事なことだろうと思います。ここらあたりをちょっと間違えばバス会社との協議がうまくいかずに、本当大変なことになります。相手は商売人ですから、そこらあたりはしっかりと考えてやっていただきたいとこのように思います。

要するに路線バスとして言いたいことは、自立ができる可能性がある路線については残すと。あるいは本市においてどうしてもこの公共交通の路線は残してもらわなくちゃいけない、こういうところで最後の締めをやってもらわなくちゃいけないだろうとこのように思います。その廃止しました路線の代替には、やはりもう1億500万円も1,000万円もバス会社に払うような時代になりましたら、少しぐ

らい今県内では芦北町、それから水俣市ほか4町村が産山村とか、ここらあたりが児童生徒と一緒に町民も乗車できるスクールバスでの対応。これは地域格差が出てきます。町民も乗るときには無料でございますので、これに越したことはないけれども5町が集まっているいろいろ400円取られたり、海東線では乗合タクシーで一番遠いところで400円、始まったときには500円だった。最初の時には600円にする、もうそうすると誰も乗らないよと言いましたけれども。だからそのような児童と一緒に混乗方式と、混ぜる乗る方式と。これは現に芦北町は町村にまたがるものだけ3路線残して、あとは全部このスクールバスでの対応をやっている。しかし最近になって執行部は、あんまりそこまでやると民業圧迫したりいろいろが出てきますので考えないといけないというところでやっております。うちは先ほどから言っておりますように、もう1億500万円も払っているのですから、少しぐらい思い切ってここらあたり利用して、この1億500万円を削減してほかの方に回す、こういうふうな仕事をやっていただきたいなと私は思って質問に立っております。

それからこのデメリットは、先ほど言いましたように民業圧迫とそれから地域間格差、ここらあたりがありますね、5町の中では。種を明かしましたが。それからメリットは、やっぱり地域の住民の高齢者の方々が今の乗合タクシーなんかをよく使っておりますので、高齢者の方々と子どもたちの交流というのが非常にできていていいんじゃないかなというメリットもあります。そういうところでひとつ知恵を出して頑張っていただくなるとこのように思います。要するに、幸いにも三角町においては合併当初から、ただいま言いました乗合タクシーのときには、路線バスが走っておりましたね、三角の戸馳地区には。ここをスクールバスに替えてあります。大型2台も入れて47、8人乗りかな。それからまた大口あたりのあちら方面につきましては、定期券を支給して現在も続けております路線バスでの通学、そういうふうなところで、そちらに移行するのもスムーズにいくんじゃないかなと、こういう定期券をやっておりますので。心配なのは大人の方々も乗れると、ここらあたりが無料等々、ここらあたりの周知徹底が必要だと思います。ずっと広報で1回ぐらい流してもみんな分からないです。やはり出向いて区長を中心にして説明会をするなり、いろいろやって周知徹底をやると。実行に移すときには、そういうところまで配慮してお願いしたいと。

このようなところで、質問お伺いしたいのでございます。提案をいたしまして。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいま三角地域の公共交通体系の構築についてということで御質問をいただきました。現在、三角地区を運行しております路線バスは7路線で、路線バスの系統図も御参照いただければと思いますが、7路線走っており

まして、うち松橋産交から三角産交、それと宇土駅前から三角産交、それから三角産交からさんば一る、これは上天草市になりますけれども、シャトル便という呼び方をされております。それから済生会の三角産交から小田良地区の4路線が平日、休日とも運行しておりまして、三角産交から大口、それから済生会みすみ病院からさんば一る、それから黒崎環状線の3路線が平日のみの運行という運行状況にございます。また、戸馳地区では先ほどバス廃止という話がありましたけれども、その代替措置として、平成22年から乗合タクシーを運行しているところでございます。

議員御指摘のとおり、これらの一部におきましては、路線が重複しておりまして、本年9月に行いました全路線の乗り込み調査によりますと、バスの利用が平日の小中学校への通学、それから済生会みすみ病院への通院の時間帯で、一部の区間、時間帯に偏りがあることが分かってきました。そこで現在交通事業者などと路線網の整理やダイヤの調整、それから先ほどから議員の御指摘があったスクールバスとの役割の再構築などにつきまして具体的な検討を行っておりまして、効率的な路線網の整備を目指して取り組んでいるところでございます。

○22番（岡本泰章君） 今偏った小中学生と路線バスに乗るのは、それから三角病院の方にその中において7路線がいくつも重複したり、ここらあたりに何度も言いますが、やはり丁寧にバス会社と協力し合って、そしてそこでひとつ応分の削減をやってもらいたいんですよ。それすることには全部このまましておけばずっと上がるだけです。毎日毎日、毎年、毎日上がります1日1日。それで11年間の中で5千万円上がったんですから、事実ですから。そこらあたりで、特にひとつスクールバス等も考えてみていただきたいと思います。ほかに方法はなかろうと思います。何か対案があれば非常にそちらのバス会社もやはり企業でございますから、営業をやっていないてはいけないのでそこらあたりを真剣に出してください。

それでは、ここらあたりで2つ目の質問に入ります。松橋、不知火の一部において循環バスを運行していただいたらなとこのように思っているわけです。課題となっています、先ほどから言っております赤字路線バスで、補助金を削減していただきまして、しっかりと先ほどからメス、メスと言いますが、あらゆる角度から見入れて補助金の減額に向けて最大に努力をやって、応分の削減を図り、それをそっくりこの宇城市の中心であります松橋駅、松橋町、不知火の一部ここに持ってきてまして、小さい小型の循環バスで均一の150円台で乗ってもらう。ここらあたりが今考えてください、宇城市役所にも警察にもこの真ん中におきまして中心も中心、熊本の中心です。こういう乗り物が、市のど真ん中にいつも砥用行きと八代行きとちょこちょこっと走っておりますが、先ほどから答えがっております駅と700mのバスの事業所の間隔があると。以前は200m先のところにバスのあれが

ありましたから、スムーズにいていたんです。そこらあたりをひとつ考慮に入れます、循環バスについて1つ提案をいたしますがお伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） ただいまの松橋、不知火の一部における循環バスの導入についてということでお答えをいたします。

松橋駅と学校や病院などを結ぶ交通手段につきましては、依然とニーズがございますけれども、昨年度から議論を進めてきております「駅まち☆未来創生会議」におきましても、先ほど議員からありましたように松橋駅とバスターミナルが700メートルぐらい離れており、駅に乗り入れるバスが周辺を走行する路線全体の4分の1にとどまることから、駅の交通結節機能を強化することが重要との意見が出されております。

地方創生の観点からも市外への人口流出を少しでも抑え、市全体の活性化を図っていくためには、市の玄関口から中心部への交通利便性が向上し、人の往来が活発になることが重要なことと思っております。そこで先ほどからも答弁しておりますとおり、現在策定中の地域公共交通網形成計画におきまして、松橋駅の交通結節拠点としての機能向上に向け、市街地を回遊する新たな地域公共交通の導入可能性について検討の必要性があると考えております。

なお、ニーズがあり新たな公共交通を導入しましても、実際に乗っていただけないということでは、路線を維持することが難しくなっております。本年9月から10月に実施しました市民アンケートの結果によりますと、路線バスや乗合タクシー公共交通ですけれども、これを全く利用しない方が80%を占めておりまして、その理由として「車などの他の交通手段の方が便利だから」という回答が、そのうち実に86%を占めております。

新たな路線導入につきましては、たとえ月に数回でも、実際に公共交通を利用される本当の利用者のニーズをしっかりと見極めながら、研究を進めていきたいと考えております。

○22番（岡本泰章君） やはり先ほどから言っておりますように、この宇城市の中心にやっぱり小型でいいですから循環バス。ここらあたりにはやはり投資しないといけないです。先行投資をです、公共交通、そこです。だからこの点についてはひとつそこらあたりを考えて、そしてお客のニーズといいますので、ここについては啓発活動、乗らなければもうやらないよ、やめてしまうよと極端なことを言えばそのくらいのことを言って、先に進むようにしなければ実は実らないだろうと、これに財源は先ほどの全路線の1億500万円の補助金の中から少しずつでも削減してくればここに持ってこられるわけです。そうすると1億円ぐらいで、後で市長に質問いたしますが、そこあたりが何とか可能になりはしないかなと、私は自分で試算し

てみたところでございます。

次へ、それでは3番目に入ります。3つ目の海東線の予約乗合タクシーの再編について、この海東線につきましては、海東路線バスが50余年にもわたり、当時は1路線でございましたが、50年の中で最終的にはJR小川駅から海東まで3路線が運行していました。1路線も残さず予約制乗合タクシーに全部移行してしまいました。このような経緯があります。この予約制乗合タクシーの、平成24年から改正されました、平成24年から平成29年までの利用に対する海東地区での乗合タクシーの補助金、これが6年間を平均しますと、約350万円ぐらいが海東地区の今乗合タクシーに移行してから払っているわけでございます。1台当たりに4人乗れるんですけど、乗ってもらえば市も少なく払ってよろしいけれども、1人、2人目に満たないわけです。タクシーに乗っていたようにタクシーが2,500円ばかり掛かるようにして乗っていかれる。ここらあたりはいりすぎるなと思います。だからそこらあたりをまた後でまた申しますが、9人乗りぐらいで巡回するなら私は思っているわけです。その中で運賃も均一運賃でひとつやっていただけたならなとこのように思っております。当初のバスからここに移行するときには、海東線は遠いところは600円、そういうことを言ってもらっても、往復1200円です、誰が乗りますかと。こういうふうな話をしまして当初500円から始まっています。そして現在は今片道400円になっています。近いところは200円とか幾らでやっております。まちの中心部とか駅まで。だからここらあたりについても、均一した150円ぐらいのこれをやらしてもらうならなと思っているわけです。その時の路線バスが340円だったんです。340円か360円だったかな。そういうところで皆さん方がバスを変更するとき調査されました。そしてパートの方々を雇ってただ実がないんです。ただ乗り降り、それについて調査。そして乗られないからということで乗り手がないというところで、ぽっとう強く3路線とも廃止してこのように持ってきたわけです。それはそれとしてよろしゅうございますが、その時これが今現在まで運行されておりますのに、こういうことです。高齢者のみの利用になっております。またそういうシステムになっていなかったんです。駅まで通勤者とか通学、ここに8時から海東から出ていてもどうにもなりません。熊本だろうが八代だろうが宇土だろうが松橋だろうが氷川だろうがですね。そういうただ高齢者のみの公共交通で現在まで10年間続いております。さらには、電車で海東方面に来るには、小川駅から片道2,400円か3,000円の遠いところは、このタクシーしか海東方面にはありません。駅を利用する人に。電車で来られた小川駅利用者の海東方面への道は閉ざされて10年です、そのままです。外部の人との交流が薄れてくれば、地域は元気どころが衰退の一途をたどるのであります。活性化に向けて

もマイナスでございます。このような体制の今の乗合タクシーの状態では。ならば 350 万円も払うならもうちょっとやりやすい、そして、先ほどあり方について部長が答えられました。やはり利便性向上ここらあたりを考えてやるならと思います。というのは、公金を生きるところに使い、しかも市民の利便性によってつながる乗車人員が 9 人以下ぐらいのコミュニティタクシーです。ここらあたりを地区の拠点地区まで、そうすると電話も何もかけずにできると。ここらあたりは事業者と打ち合わせてもらいまして、350 万円払えばできてくるんじゃないだろうか。そうすることにより朝の便あたりが解決すれば、これはダイヤは自分たちで組んだんですから、利便性があるように、先ほどから利便性について考えますと部長はおっしゃっているから。そこをやっていただきたいとこのように思っております。

もう 1 つはイオンモールは、コミュニティバスを動かしております、駅から自分のところまで。海東方面までもちょっと助成すれば動かしますよともう 5 年前から私もあそこに乗り込んで打ち合わせしました。そしてまたこの本市にも打ち合わせに来られたと思います。再編がありますからしばらく待ってくださいということで私ももう黙っておりましたが、ここらあたりについても、先ほどのスクールバスと同じように無料でございます。シロでございます。営業車ではございません。ここらあたりについてはまたひとつ強く検討を要請しておきます。

それから、公共交通の維持を任されているのが自治体であります。我々の市町村ここらあたりです。本市として持続可能な公共交通を確保するには、要するに本市自治体への補助金の依存ができるだけ少なく、しかもモータリーゼーションの世の中にも対応できる、例えば、利用者にコミュニティバスとかコミュニティタクシーの存在が浸透するように、今まで駅を起点として路線バスが運行していた地域にせめて高齢者向けに 1 往復、子どもたち向けに 1 往復、月曜日から金曜日、欲を言えば土曜日までと思いますけれど、集落や団地をきめ細かく巡回できるコミュニティバス、またさらには小回りがきく、何度も申しますが乗車人員 9 人以下のコミュニティタクシーでのきめ細かなサービス、ここらあたりをやってもらうなら利用者数等の実態に応じた交通体系、それから三角、不知火地区あたりでは混乗スクールバス、また松合地区におきましても、小学校が統合で不知火の方にまいますので、不知火中学校もちゃんとスクールバスを動かしておりますので、ここらあたりの利用も一緒になって考えていただくなるとこのように思っております。このような持続可能な公共交通体系の構築には、平成 29 年度の財政負担額と同程度の年間 1 億円を上限とする財政負担額でひとつ取り組んでみるならなと、私なりに考えたところでございますので、特に財政負担額について市長にお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 先ほどからの御議論のとおり、市の交通事業者に対する運行補

助額は年々増加しておりまして、平成29年度は路線バスに対する補助が約1億600万円、乗合タクシーへの補助が約500万円、このうち県から約900万円の補助を差し引いた約1億200万円が、公共交通の維持に要した経費となります。

市民の生活を支える持続可能な市の公共交通体系の構築におきましては、公共交通機関を利用される皆様のニーズにできるだけ応えてまいりたいと考えております。

現在4か所に特別に乗合タクシーが運行されております。岡本議員、長谷議長が産交バスに大きなパイプがおありなわけで、そのような事情からも乗合タクシーが特別に運行されているという認識がございます。特別に、また特別というのはなかなか厳しいものがあることも、是非とも御推察願えたらお願いするところでもございます。

議員の御提案の中で、限られた財源の下で最大限工夫をしながら、地域の公共交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

○22番（岡本泰章君） ありがたい力強い言葉をいただきました。とにかくただいま申しましたところあたりを一生懸命、事業者ともまた市とも一生懸命になって、この難局を乗り越えないといけないだろうとこのように思っておりますので、よろしく願いまして、次の質問に入らせていただきます。

それでは、2番目の農業の振興を妨げる有害鳥獣対策について。まずはイノシシ、シカなどの被害対策、捕獲に向けての具体化についての質問に入ります。皆さん方も既に御承知のとおり、平成24年の補助事業によってイノシシ、シカなどの被害対策として金網の現物支給で設置は地域の総意に任せての侵入防止柵対策、また個人での箱わな、足わななどでの捕獲、さらには狩猟者による銃、箱わなでの捕獲に取り組みましたが、侵入防止柵としての一応の成果はあったものの捕獲には至らず、本市において特にイノシシ、シカなどの繁殖が旺盛で、今後の対策は侵入防止柵と並行してイノシシ、シカなどの捕獲に対する、特に捕獲に的を絞りまして本市全域で対策を講じるのが喫緊の課題であると考えております。と申しますのも、平成29年度の農産物鳥獣被害額が、県全体で2年連続減でありました。被害額4億7,700万円と発表があっていたものの、困ったことには私どものこの宇城市、宇城地域そして上益城地域では被害額が増加しております結果になっていますから、さらには現実問題といたしまして農業被害だけではなくて、皆さん方も大分経験されておりますが、イノシシ、シカなどによる車との衝突。ここらあたりが国道とか県道上でどんどん発生しております。

そういうところで、もう1つは民家近くでイノシシの繁殖が盛んになっております。それからまた農業従事者の高齢化で耕作放棄地でのイノシシの繁殖が出ております。このように中山間地の集落では懸念していたことが現実となりました。もう

既にイノシシ、シカあたりが人里に下りまして住みつき、またここ1、2年前ぐらい前から、シカが生姜の芽ややわらかい葉っぱを芽ごと食べる被害が出ています。味を覚えて食べ始めたのではないかと、学習しているようでございます。食うのと食わないのがいるそうです。ついに海東特産の生姜にまで被害が出るのではないかと地域の生産者の方々は不安になっておられます。これらをひとつ踏まえて、課題解決には農業が基幹産業の宇城市でございますので、行政と農協が、本市とJAうきが、共同で本格的な捕獲対策を全庁での組織づくりと計画的な捕獲に早急に取り組むのが最善の策だと私は思っております。

そこで課題解決にあたりまして、1つが猟友会への協力要請は、今までもやっておられますがさらにやっていただきまして、各支部への助成について、例えば猟友会員が講師で各支部での農家ハンターの育成、そのためには今の助成にちょっとまた足してやるならまた気合が入るだろうと思いますので、よろしくお願いしておきます。それから、さらには地域住民にこの捕獲対策の協力などについて、鉄砲でしとめたり先ほど言いました人里に下ってきておりますがそこでは銃は使えません。そういうところで非常に不安がっておられる。もうイノシシは水飲み場があるところの竹やぶとか茂みの中、そこで巣作りをやって子育てをやっているわけです。これが人里に来ているわけなんです。そこらあたりについては、地域住民も一緒になって考えてもらわなくちゃいけないだろうと思います。だから啓発活動の充実。2つ目が、狩猟免許取得にあたって講習会開催とか、さらには期間限定で2年間ぐらいの限定で補助金をアップしてもらおう。ここらあたり現状が本市が3分の1、それからJAが3分の1、あとは個人負担となって狩猟免許を取っておられるようでございます。取ったならば今度はいろいろ組合に入ったのち猟友会に入って、年に1回会費を払わなくちゃいけないと。そういうところで2年間限定で箱わなとかこの狩猟、全てこの狩猟免許でございますので、ここにひとつ頑張ってもらいたいなどこのように思っているわけです。3つ目が捕獲道具、侵入防止柵の金網とか箱わなの無料提供は現状のとおりでやってもらえれば。それから先ほどシカといいましたが、この網、イノシシも入ります。網とかこの電気柵、それから銃などにも農協と一体となって、もう取りかかった以上、本格的に防止策とそれから捕獲とその平行線でやっていかなければ、もう宇城市には非常に御覧のとおり、広報にも載せてあったように1,379頭とか、このような数字に捕獲が上っています。そういうところで、やはり最終的には金の問題ですが、そこらあたりを応分の助成をしていただきたいとこのように思っています。4つ目が、中山間地での耕作放棄地対策についてが、例えば放棄地の売買とか貸借のあっせんとか、さらには竹やぶになってイノシシの住みかになっておりますが、そこにやはり箱わな、人の土地だから勝手に

わなをかけるわけにはいきませんので、ここらあたりについても配慮してもらって地主の許可を得てもらおうとか、ここらあたりをやはり市と農協が一体となって手を尽くしていくということをやっていただきたい。5つ目が、捕獲した獲物の奨励金は従来どおり、農協も応分のこれについては助成をしていただくと。今まで1万2,000円かな、1頭イノシシかな。それからシカが1万円とか、成獣とかいろいろ決まっていますが、ここらあたりについて今までどおり何か聞けば、国あたりが下がったとか減額したとかいっておりますので、ここまですべてみんなが取りかかろうというはまりが出ておりますから、従来どおりやっていただければ幸いだなと思っております。

まだまだこの問題解決には詳細はたくさんありますが、ここらあたりを提案してお伺いをいたしたいとこのように思っております。

○経済部長（吉田裕次君） 5つの質問、こちらの方で通しで答弁させていただきます。

まず、1つ目の質問です。猟友会への協力要請と各支部への助成についての件ですが、猟友会三角支部においては、若手の農家ハンターへ捕獲の技術指導を実施されており、その成果として捕獲数も増加してまいりました。

また、各支部への助成については、基本額とし各町の猟友会へ10万円、また銃免許所持者へ100万円を人数割で各支部に年間委託料として助成しております。

それと、啓発活動においてはJA熊本うきとともに、「えづけストップ事業」として熊本県の補助事業を活用し、三角町古場地区を対象として、先進地研修や勉強会等を実施し、地区住民の啓発を促しております。

また、来年度において専門の講師を招いた駆除、防除、啓発等の講演会を計画しているところでございます。

次に2つ目の質問で、狩猟免許取得についての質問ですが、まず、補助の条件として、猟友会への加入が必須となっております。宇城市の補助金交付要綱では免許取得費の3分の1以内を補助することになっております。JAにおいても同率の3分の1を補助しております。

今年度の免許取得における試験は、県内で6回実施されますが、それに併せて熊本県猟友会より、事前講習会が宇城市でも7月に実施されております。これにつきましては、行政区への回覧で情報を提供し、免許取得者の確保に努めているところですが、なかなか応募者が増えないのが現状であります。

免許取得者の人材確保、強化を推進し、狩猟免許取得の助成につきましては、本市の鳥獣害防止対策協議会とJA熊本うき鳥獣害対策本部と協議してまいりたいと考えます。

3つ目の捕獲道具、防護柵等の提供についての質問ですが、防護柵につきましては

は、本市鳥獣害防止対策協議会で、例年１２月に行政区全体へ回覧し、次年度の事業要望を募集しております。これにつきましては、国の補助事業を活用しており、採択条件としまして、近隣農地での受益戸数３戸以上が対象となります。補助率につきましては、国の配分額によって変動するため定まっておりませんが、平成２８年度は１００％、平成２９年度は９２％の補助率となっております。なお、国の補助事業に対象外となった農地については、市単独事業で３分の１を補助しております。用途に応じて、ワイヤーメッシュ柵及び電気柵を購入し、受益者で設置してもらうことになります。

また、シカ対策として、既存のワイヤーメッシュ柵に網を設置し、侵入防止対策をする場合の網についても、費用対効果が認められれば補助対象となります。また、箱わな、くくりわなにつきましても、国の補助事業で購入し、猟友会に貸与しております。

それから、来年度になりますが新たな機材としまして、電気止め刺し器を購入し、各猟友会支部への貸与を考えております。これにつきましては、捕獲後の駆除者の精神的苦痛の軽減と、駆除の効率化を図るためのもので有効的に活用できればと思っております。

次に４つ目の質問で、イノシシのすみかとなる中山間地での耕作放棄地対策ですが、農業生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するため、中山間地域等直接支払制度を活用し、平成１２年度から対策を実施しております。

そのほか中山間地域等直接支払制度の条件に該当しない荒廃した農地につきましては、耕作放棄地の解消を目的とした国事業の荒廃農地等利活用促進交付金事業及び県事業の耕作放棄地解消事業により対策を実施しております。

さらに農地を貸したい方には、農業公社を経由し、担い手に対して貸し借りの仲介を行う農地中間管理事業で耕作放棄地を未然に防ぐ対策をしております。

以上のように、対策は実施しておりますが、高齢化や担い手不足により荒廃農地が増加傾向にあるのが現状でございます。農地が荒れるとイノシシの繁殖を促す要因となるので、今後も各事業を推進し対策を図ってまいります。

最後の５つ目の捕獲費の報奨金についてであります。本年度より国からの補助金がイノシシ１頭当たり１千円減額となり７千円となりましたが、昨年同様、イノシシの成獣１万２千円、幼獣５千円、シカ１万円の予算を確保し、猟友会に駆除委託料としてお願いしているところでございます。

鳥獣害対策は、市だけではなく広域的な対策も必要となっていくため、ＪＡ、近隣市町村と協議しながら今後の対応を検討していきたいと考えます。

○２２番（岡本泰章君）　５つ質問しましたが、特にお願いしたいところは再質問いた

しますが、三角の古場地区での勉強会を先ほど挙げられましたが、本市全町でのこういう勉強会を展開していただくなるとこのように思っているわけです。そうでないと今広域的になってしまいますから、三角ですべて海東方面、小川方面、豊野方面、松橋方面いろいろ出ております。もうシカもひょっとすると宇土半島に行きますよ。小川の河江地区から川を下りまして、シカが川の溜まり場に新芽が生姜みたいに食べています。そういうのが出て現に小川の河江地区にも子ジカか何かそれが出ました、今年。農政課では捉えていると思います。だから地区に出向いて区長を中心としまして、啓発活動そして講習会、ただ通り一遍こうですもんねってやってもいけませんから、本格的にやるためには御苦労かけますけど皆さん方が現地に出向いて農協の方々も。ここにつきましては私も先だって農協の組合長、それからこの担当の常務、それと担当参事の方々と打ち合わせをしてきて、一応皆さん方にはちょっと黙って行きましたがそういうところまでやりまして、大いにお互いが協力し合って、この難を対策をやっていきますのでよろしく市長にもお伝え願いますという話でございましたから、あとは皆さん方一生懸命、私たちもまた出て行くときには頑張っておますのでよろしくお願い申し上げます。そういうところで、そういう啓発活動をやっていただきたいと思います。これについて御答弁お願いいたします。

○**経済部長（吉田裕次君）** それでは、啓発活動の御答弁を申し上げます。啓発活動については、古場地区だけではなく宇城市全域に協力を仰ぎながら、取組を促してまいりたいと考えます。また講習会につきましても同様に参加を募ってまいりたいと考えております。

○**2 2 番（岡本泰章君）** では、市長ひとつお尋ねします。有害鳥獣の駆除を促進する意味で、2年間程度で狩猟免許取得の補助金を上げることに對しましてどう思われるか伺いたします。

○**市長（守田憲史君）** 狩猟免許取得補助金の2年間アップについては、J Aと足並みをそろえ、岡本議員の提案どおり実施してまいります。

○**2 2 番（岡本泰章君）** 力強い発言いただきましてありがとうございます。頑張ってください。

それでは最後に捕獲しましたイノシシは放置はできないので、各狩猟従事者が、衛生上も1,379頭も昨年度は捕獲しておりますので、これを経済部が指導しまして埋設しているという状態でございますが、やっぱり衛生面も考えていきます。また、今は非常に捕獲も進んできて、今後もずっと増えてきますので、宇城市に3つぐらい簡単な処理場を造っていただくなると、そして自分たちでやっていける。今、川あたりで自宅裏あたりでやって、先ほど刺し止めも購入するというお

答えがあつておりましたが、これはもう増えるのは間違いございません。年に1回子どもを出産しますので、8頭から9頭ぐらい多いときには。そういうところでひとつ是非やっていただきたいとこのように思いますので、この点に御見解をお伺いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 先ほどのイノシシの捕獲した処理なんですが、経済部の方ではそういった指導はしておりませんので、猟友会にお願いして狩猟者で処理をしていただいております。

捕獲したイノシシは放置できないので、各狩猟従事者が適正に埋設処理をしていただいております。しかし平成28年度が942頭、平成29年度が1,379頭と捕獲数が急激に増加傾向でありますので、埋設処理にも限界が生じてくるおそれがあります。

有害鳥獣の処理問題につきましては、県内だけではなく全国的な問題でもありますので、宇城市・宇土市・美里町を含めた宇城地域で連携し、議論をしていきたいと考えております。

○22番（岡本泰章君） 時間が来ましたのでこれで終わりますが、いろいろ検討しましたところにつきましては、検討を強く要請しまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、岡本泰章君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

明日6日は、午前10時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦勞様でした。

-----○-----

延会 午後2時12分

第 3 号

1 2 月 6 日 (木)

平成30年第4回宇城市議会定例会（第3号）

平成30年12月6日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 山本裕子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長 園 田 敏 行 君	健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君
経 済 部 長 吉 田 裕 次 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君

教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、15番、渡邊裕生君の発言を許します。

○15番（渡邊裕生君） 皆さんおはようございます。朝からちょっと雨模様で、また最近ぐずつきの天気が続く中での今日の一般質問を迎えました。うき未来21、渡邊裕生です。時間いっぱい頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

昨日の熊日新聞の一面に、水道民営化法成立へという見出しが目に付きました。自治体連携も推進していくということも書いてありました。種子法が廃止され、移民法も審議中で、今日水道の民営化ということで日本の土台が変わっていく、そんな時代になってきたと思えるようになりました。よそごと、人ごとと思っていたものが、我がこととして意識せざるを得ない時代になってきたような気がします。

今日は、質問に先立ちましてウルグアイ第40代大統領ホセ・ムヒカ氏の言葉を読んでみたいと思いますので、しばらくお耳をお貸しいただければと思います。

「もし、ドイツ人が一家族ごとに持っているほどの車をインド人もまた持つとしたら、この地球はどうなってしまうのでしょうか。私たちが呼吸できる酸素は残されるのでしょうか。例えば、最も裕福な西側諸国と同じようなレベルで70億、80億の人に消費と浪費が許されるとしたら、それを支えるだけの資源が今の地球にあるのでしょうか。それは可能なのでしょうか。今のこの文明をつくったのは私たちです。私たちは市場と競争社会から文明という落とし子を生み出し、物質面での驚異的な進歩をもたらしました。そして市場経済は市場社会をつくり出し、それを世界規模に拡大してしまいました。いわゆるグローバリズムです。そのグローバリズムを私たちはコントロールできていますか。逆にコントロールされてはいないのでしょうか。こんな残酷な競争で成り立つ社会で、みんなで世界を良くしていこうなんて本当にできるのでしょうか。私たちは本当に仲間なのですか。我々が今挑戦しようとする目の前の巨大な困難は、決して環境問題だけではなく、むしろ政治の問題なのです。人類は、今消費社会をコントロールできていない。逆に、人類の方がその強力な力に支配されているのです。我々は、発展するためにこの地球上にやってきたのではありません。幸せになるためにやってきたのです。人生は短くあつという間です。しかし、その人生こそが何より価値あるものなのです。余計なものを買うためにもっともっと働いて人生をすり減らしているのは、消費が社会のモーターと

なっているからです。なぜなら消費が止まれば経済が麻痺してしまい、経済が麻痺すれば不況というお化けが我々の前に姿を現します。しかし今、この行き過ぎた消費主義こそが地球を傷つけ、更なる消費を促しています。商品の寿命を縮めできるだけ多く売ろうとする。今の社会は1,000時間もつような電球はつくってはいけないのです。本当は10万時間、20万時間ももつ電球はあるのに、そんなものはつくらない。なぜなら、我々はもっと働きもっと売るために、使い捨て文明を支える悪循環の中にいるからです。これは政治問題です。我々は、今までと違う文化のために戦い始めなければならない。石器時代に戻ろうと言ってはいません。このままずるずると消費主義に支配されるわけにはいかない。私たちが消費主義をコントロールしなければならないと言っているのです。ですから、私はこれが政治問題だと言いました。とても謙虚な思いからです。かつて、賢人たちエピクロスやセネカ、そしてアイマラ人たちは次のように言っています。貧しい人とは、少ししかものを持っていない人ではなく、もっともっとと幾らあっても満足しない人のことだと。大切なのは考え方です。気付かなくてははいけません。水問題や環境の危機だけが事の本質ではないということです。見直すべきは我々が築いてきた文明のあり方であり、我々の生き方です。なぜそう思うか。住宅やマイカーローンに次から次へと支払っているうちに人生が終わってしまう。そして自分に問いかけるのです。これが私の一生だったのかと。発展は幸せの邪魔をしてはならない。発展は人類の幸せ、愛、子育て、友だちを持つこと、そして必要最低限のもので満足するためにあるべきものなんです。なぜならそれらこそが一番大事な宝物なのだから。環境のために戦うのなら、一番大切なのは人類の幸せであることを忘れてはなりません」ウルグアイ第40代大統領ホセ・ムヒカ氏の言葉でした。

それでは、質問に入ります。前回に引き続き、第7期介護保険計画についてお尋ねしたいと思います。前回は主に6期の総括と7期の展望について質問をさせていただいたわけですが、今回は7期で変わったところ、新たに出てきた制度などについてお尋ねいたします。

まず第1に、介護サービスを利用したときの自己負担額についてですが、これまで1割から2割だったものが、高所得者は3割になると聞きました。対象となる所得の基準と3割負担になるのは、宇城市で何人ぐらいいらっしゃるのかお答えいただきたいと思います。また、今回変わったという2号被保険者の保険料の仕組みについても説明をお願いしたいと思います。

後は、質問席から行います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 介護保険のサービスを利用したときは、原則利用料の1割から3割を今回の改正から支払うこととなります。介護度ごとに、1か月に1

割から3割負担で利用できる金額に上限が設定されておりまして、限度額を超えてサービスを利用した際は、超過した部分については全額自己負担となります。

また、この3割負担に該当される世帯は、現役世帯並みに所得がある世帯でございしますが、本年8月から適用されるものでございます。

宇城市における3割負担世帯の割合については、本年8月現在で、介護認定を受けている対象者3,448人中、約1%の36人という状況でございます。

第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決定されます。

国民健康保険に加入している方は、世帯人数や所得によって変わり、世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分・介護分を合わせて世帯主が納付をすることになります。

職場の健康保険に加入している方は、加入している医療保険の算定方式により、医療分・後期高齢者支援分・介護分を合わせて給与から差し引かれることとなります。なお、昨年8月からは、段階的に各医療保険の保険者ごとに負担能力に応じた保険料が決定され、2020年度から全面的に総報酬割になる予定となっております。

○15番（渡邊裕生君） ありがとうございます。職場の健康保険に加入している皆様方については、なかなか私たちには分かりづらいその保険者ごとの金額というのがたぶん出てくるかと思しますので、私たち国保世帯についてなんですけど、基本的には国民健康保険の負担割合と同じような形で負担をしていかなければならないと思っはいるんですが、具体的に幾らぐらいになるのかというのがもし分かればお答えいただきたいと思ひますし、国保世帯の場合、低所得者への軽減措置が市町村ごとに設けられると本に書いてありました。宇城市の場合はどうなっているんでしょうか。分かる範囲でお答えいただければと思ひます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 国保税についてお答えいたします。国保税の保険料の算定にあたりましては、医療と介護分含めたところで所得に応じて算定をいたします。したがひまして、低所得者に対する軽減措置も同じような取り扱いになるかと思ひます。額につきましては申し訳ありません、算定はしておりませんので提示できませんが、大きな額の差にはならないと読んでおります。

○15番（渡邊裕生君） また機会があれば、その細かい数字ぐらいまでお聞かせいただければと思ひます。

次に、介護医療院についてなんですけど、これもこの7期で新しく出てきた言葉です。まずこの介護医療院とはどういうものなのか。説明をしていただければと思ひます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 介護医療院は本年４月に創設されまして、介護保険上の生活機能と医療法上の長期療養機能を併せ持った新たなモデルの施設となります。

利用者の尊厳を最期まで保障し、状態に応じた自立支援を常に念頭に置いた長期療養・生活施設であり、さらに施設を補完する在宅療養を支援し、地域に貢献するとともに開かれた交流施設として、地域包括ケアシステムの深化・推進に資する社会資源であります。しかしながら、この施設の財源は介護保険となり、保険者の負担は増大するものと想定されます。

○１５番（渡邊裕生君） 今お答えいただきました、財源が全て介護保険になってしまうという、これができるくと非常に大きな負担になるというのは今部長がおっしゃったとおりだと思います。そこで、この宇城地域でこの７期中にどれくらいの施設ができるか、もし分かればその状況をお尋ねしたいと思います。そして、もし介護医療院ができると仮定した場合、この宇城医療圏における地域のベッド数はどう変化するのでしょうか。分かる範囲でお答えいただければと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 平成２９年度に熊本県が医療機関に対して、療養病床から介護医療院等への転換意向について調査を実施しておりますが、その際には宇城市内で平成３２年度までに転換する医療機関はないという結果でございました。このため、介護医療院の利用を織り込まない条件の下で、第７期の介護保険料の設定を行っているところです。

地域医療圏における必要ベッド数については、医療法では病床数の必要量と病床の機能区分に応じた既存の病床数との差で過不足を判断するように規定されています。

熊本県地域医療構想によれば、宇城地域の病床数で充足している病床機能は、急性期と慢性期であり、将来的にこの病床部分の一部が介護医療院に転換する可能性はございますが、現時点でそうした情報はあっておりません。

○１５番（渡邊裕生君） ７期においてこの介護医療院に関しての懸念はないと思われますので、少し安心したという部分でもあります。

それでは、次の共生型サービスについて。これも今期新しく出てきた制度でありますので、詳しい仕組みの説明をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 平成２９年の介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現に向けた取組として、高齢者と障がい者及び障がい児が、同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスを位置付けるとされております。

すなわち、介護保険事業所及び障害福祉事業所が、必要な基準を満たし、共生型サービスを提供する事業所として認められれば、高齢者と障がい者及び障がい児が

いずれか1つの事業所においてサービスを受けられるようになります。

共生型サービスの創設によって、介護・障害福祉、それぞれの事業所がお互いの事業所指定を受けやすくなります。また、介護保険・障害福祉それぞれの運営・施設基準を満たしていれば、原則として共生型サービスの提供と報酬請求が可能となります。

しかしながら、地域の実情や事業所の特徴に応じたサービスを展開しやすくなる一方、高齢者また障がい者及び障がい児に接したことがない介護職員の負担が、かなり大きくなることが想定されます。またハード面として、高齢者と障がい者が同じフロアで安全に過ごすために、様々な場面を想定した整備が必要になるなどの課題も多くあります。

なお、現在宇城市においては、共生型サービスに取り組む事業所の情報はございません。

○15番（渡邊裕生君） 今、部長の答弁で、宇城市ではこの共生型に取り組む事業所の情報はないということで、これもそれぞれの事業所においては、やっぱりハードルが高いという問題があるようですので、なかなか踏み切れないところかなと思いましたし、障がい者も65歳になったら介護保険という括りでおそらく介護を必要とされる。しかし障がい者はやっぱり障害者施設の中でしかできていかないこともあろうかと思しますので、この共生型サービスがどうなっていくかというのは、私も今後の行方を見守っていきたいと思います。

続いて、今回の一番大きな問題ではあるんですが、インセンティブについてということで、まずそのインセンティブという言葉が、なかなか今まで耳慣れない言葉でもあります。ですので、まずインセンティブとは何ぞやということで、制度の説明をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） インセンティブ交付金についてお答えいたします。高齢者の自立支援や重度化防止につながる取組を促すインセンティブ、いわゆる報償金として設けられる新たな交付金制度でございまして、前向きに努力したり成果を上げたりした自治体に、リターンとして国が交付するものでございます。頑張ったところが報われる仕掛けによって自治体の保険者機能を強化し、介護保険の持続性を強化する狙いがございます。

実際に国が交付金を配分するにあたっては、自治体の取組の優劣を評価する項目は79項目あり、市町村が59項目、都道府県が20項目あります。相対的にプロセス評価、過程、工程の評価が多く、例えば事業所への指導や専門職への研修を十分に行っているか、ケアプランの点検をどの程度まで実施できているかといった視点が盛り込まれております。

地域包括支援センターの活動もチェック対象となり、地域包括支援センターへの相談を市町村と共有する仕組みを整備していたり、運営方針や支援内容を運営協議会で話し合っ改善したりしていれば、相対的に高いポイントが得られることになります。

アウトカム評価、成果の評価としては、代表的なものは要介護度の変化率で、維持及び改善の度合いをきめ細かく見るため、一次判定で分かる要介護認定等基準時間の変化率も用いられます。

国は、評価指標を基に、本年度200億円の予算を確保して地方に配分予定でございますが、本市としましてはそれぞれの項目について資料を提出していますが、内示予定が来年1月頃になると予想されており、現時点ではどれだけの交付額となるかは分からない状況でございます。

○15番（渡邊裕生君） 大体分かりました。それでは4番目の7期の非常に重点目標であります自立支援・重度化防止の取組についてであります。この今御説明をいただきましたインセンティブに値する取組ができるのか、具体的に対策を示してほしいと思いますが、説明をお願いします。

○健康福祉部長（那須聡英君） インセンティブ交付金は、保険者機能を強化し、介護保険制度を維持・継続する目的で設立されたものでございまして、介護保険サービスが必要な方への自立支援を促し、重度化防止の取組を行うことにより、介護給付費の抑制につなげるためのものでございます。

本年3月に策定しました第7期宇城市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本目標として、積極的な介護予防と自立生活の支援を掲げており、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、生活支援等の介護予防を積極的に推進することで高齢者の自立生活を支援し、重度化防止につなげてまいります。自立支援・重度化防止の取組でインセンティブに値するものの代表的なものとしては、1つ目に地域ケア会議において多職種との連携による個別事例の検討を行い、対応策を講じること、2つ目に医療・介護関係の多職種が参加する研修会について保険者としてサービス提供者を支援すること、3つ目に認知症支援に携わるボランティアの育成、4つ目に介護予防・日常生活支援総合事業の住民への周知、5つ目に地域密着型サービス事業所の運営推進会議における評価・指導、6つ目に地域密着型サービス事業所への具体的な実地指導などが考えられます。

○15番（渡邊裕生君） ある程度の対策は講じられてもいますし、今まで取り組んだことの評価が、このインセンティブにつながるものであればというふうに私も期待をしたいと思います。

そこでなんですが、自立支援・重度化防止の取組でインセンティブがもたらす影

響についてお尋ねしたいと思います。先ほど介護給付の抑制につなげるというのが1つの大きな目標であるというふうにお答えになっておりましたが、実際家族にとっては介護度が重い方がより多くの介護サービスを利用できるために、介護度の判定には非常にシビアになろうかと思います。これまで以上に厳しく判定され、軽い介護度と認定される可能性も出てくるのではないのでしょうか。利用者や家族の意向等のギャップが起こらないか、私はこれを心配するわけですが、この点についてはいかがですか。

○健康福祉部長（那須聡英君） インセンティブ交付金の目的については、先ほど申し上げましたとおり、重度化防止の取組を行うことが目的となりますけれども、認定については平準化というのも大きな目標の1つでもあります。このことによりまして、認定を厳しくするとかそういう状況にはならないように努力をしたいと思います。

○15番（渡邊裕生君） ありがとうございます。是非ですね、やはりその利用者、家族にとってやさしい制度であってほしいと思います。やっぱりその判定は判定、これはもう当然のことではありますが、このインセンティブがあるからどうにかしようというそんな意識が働くものでもないだろうと思いますので、是非そのところはしっかり御指導をよろしくお願いしたいと思います。

さらに再質問させていただきますが、インセンティブ制度はその制度や仕組みの評価だけでなく、その利用者の改善状況の評価も対象になると思います。では、その利用者の状況を誰が調査報告し、それを誰がチェックするのか。この辺の仕組みについてもお答えいただければと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本年度、平成30年度の保険者機能強化推進交付金の申請はもう済ませているところでございますけれども、各指導監査であるとかその辺の内容を把握しまして、職員が評価の表に採点を付けていきます。それを県に提出いたしまして、その後県からの評価を加算した形で国に提出するという形になるかと思います。

○15番（渡邊裕生君） 仕組みは今お答えいただきました。なかなか一人ひとりの介護度の改善の状況だとか、例えば要介護3の人が2になることが果たしてありえるのかとか、3の人がそのまま3でいることはこのインセンティブにとってはそれは丸なんだというような、結局その現場での判定を誰が実際していくのかというところが、私非常によく分からないなと思って、それを結局三千数百人の方が介護認定を受けてらっしゃるわけですが、一人ひとりのその介護度のチェックと改善の度合い、そこら辺を見ていく人がいないことには、このインセンティブにはつながっていかないだろうと思いました。ですから、今後そういう評価をきちんとできる体制

づくりというのをやっていかないと、せっかくの中身が国に伝わらないというのも出てくるでしょうし、非常に手間のかかる仕事ですし、要するにマンパワーとか人手のいる仕事だろうとも思いますけれども、是非的確な判断と調査をお願いしたいと思います。

それでは、次の５番目に地域ケア個別会議の役割についてというふうに挙げておりますけれども、まず、この地域ケア個別会議のこの会議が果たす役割というのはどういうものなのでしょうか。分かりやすく説明していただければと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス及び多様な支援を提供することが必要でございます。

そのための期間として、地域ケア個別会議においては、高齢者が自助努力を基本にしながら保険・福祉・医療の専門職相互の連携、介護保険を中心としたフォーマルサービス、さらにはボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域の様々な資源をネットワーク化し、高齢者を継続的かつ包括的にケアする方法・手段を考える場となっております。

本市におきましても、月に１回会議を開催し、２、３事例ほどを検討しており、保健師・看護師・理学療法士、作業療法士・社会福祉士・介護支援専門員・管理栄養士・生活支援コーディネーターなどの専門職をはじめ、民生委員・嘱託員など多職種にてケース検討を行い、高齢者の自立支援に向けての課題解決につなげております。また、事例検討をとおして事例提供者や参加者相互が高齢者の自立支援に資する総合的な支援能力の向上を図っております。

さらには、多職種から受けた助言をいかして、課題の明確化・解決方法や長期・短期目標の確認、自立支援に向けた優先順位の確認、具体的な支援や対応及び支援者や対応者の確認、サービス見直し・決定を参加者で共有し支援継続に努めております。

○１５番（渡邊裕生君） 地域ケア会議の中で、どういうことが話し合われているかというのは今の説明で分かりましたが、今の答弁の中で月に１回、２、３の事例を検討されるということでした。私もこれは全然知らなかったんですけれども、この７期の事業計画には、在宅医療介護連携の課題の抽出と自立支援に向けた支援を行うというふうに書いてありますが、その２、３の事例を検討することで三千数百人ほどいらっしゃる介護認定者の課題が果たして見えてくるのでしょうか。これは素朴な疑問なんですけど、この地域ケア個別会議をどう理解したらいいのかなと思っていて、よかったらその辺のところをちょっと説明していただければと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 介護認定者は３，０００人がございますけれども、そ

の中で個別会議に図って介護度を下げるような懸案的事項というのは、比較的介護度が低い方たちが対象になるかと思います。その中でも重要なケースを絞り込んで月に2、3件ということで、その2、3件だけでも非常に長い協議の時間がかかっているということで、特別なケースだけを今現在協議をしているということになるかと思います。

○15番（渡邊裕生君）　そういうちょっと重たい課題に取り組むというふうに理解していいのかなと今思いました。この地域ケア個別会議が6期から始まって、重要な位置を占めているというふうに私は思っていたんですけども、要するにこの宇城市、若しくは宇城地域のその介護認定をされている方のいろんな地域的な課題というものを、この地域ケア個別会議でやっぱり抽出しながらどう改善していくかという、非常に大きな役割を果たす会議であろうというふうに思いますので、今後この会議の充実に努めていっていただきたいと思います。それが要するに月1回でいいのかとか2、3の事例で済む話なのかというのが、私はよく分からないんですが、是非その辺のところは、この個別会議の中でも今現状これでいいのかっていうのを是非部長の方から投げかけていただいて、もし改善できるのであれば、より密度の高い会議にしていっていただけるように改善をお願いしたいと思います。

続いて6番目の訪問リハビリ・通所リハビリについてということなんですが、私たちが普通身体機能の改善というときに、頭にすぐ思い浮かぶのはやはりリハビリテーションなんです。手術をした後、もう今はすぐ次の日からでもリハビリですといって歩かされたりとか運動されたりとかしますけれども、要するに歩行がちょっと困難になってきた、それがリハビリテーションを受けることによって現状維持ができていく、若しくは改善に向かうということにつながっていくというのは私も理解しているところです。そういった意味で自立支援・重度化防止ということに、このリハビリテーションというのは今後欠かせない取組じゃないかなと思っているんですが、自立支援・重度化防止との関係についてをちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君）　通所リハビリは、介護老人保健施設や医療機関で医師の指示の下、理学療法士や作業療法士などのリハビリ専門職が中心となって行われるリハビリでございます。一方、訪問リハビリは、利用者の居宅をリハビリ専門職が訪問してリハビリが行われます。どちらも在宅で暮らし続けることができるように、利用者の日常生活の自立を助け、心身機能の維持・回復を図ることを目的としております。

また、この両リハビリテーションは、心身に障がいを持つ人々の全人間的復権を理念として、単なる機能回復訓練ではなく、潜在する個人の資質能力を最大限に発

揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものでございます。

高齢者のリハビリテーションがもたらす自立支援のイメージとしては、虚弱高齢者や閉じこもりがちの高齢者が生活期リハビリの中で、まず機能回復訓練として、座る・立つ・歩く等の日常生活を送るための訓練を行う心身機能へのアプローチが最初の段階でございます。

次の段階で、日常生活動作向上の働きかけとして、食事・排泄・着替え・入浴等、また日常生活を送るための手段の向上への働きかけとして、掃除・洗濯・外出等ができるように、高齢者の尊厳を守りながら意欲への働きかけと環境調整を行う活動へのアプローチがあります。

最後の段階で、役割の創出・社会参加の実現として、地域や家庭の中での生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりを行う参加へのアプローチがあります。

リハビリテーションによる身体機能の向上を単に動けるようになったと判断するだけではなく、階段を昇降できるようになり活動範囲が広がった、行動範囲が広がり生きがいを感じられるようになったと思われる、その人らしい暮らしの再構築を支援することが必要であると考えます。

○15番（渡邊裕生君） 非常にこのリハビリというのがいかに大切かというのが、今部長のお話で私分かったような気がします。そこで宇城市の現状と今後の事業展開については、どうお考えになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 昨今、医療機関においては、入院患者の生活の質向上や医療費の適正化と行った視点から、早期退院患者が増えることが予想されます。このことは、医療依存度の高い方が、在宅現場に戻ってくることを意味しております。このため、これまで入院中に行われてきた在宅を想定した入浴動作訓練や階段の昇降訓練などの日常生活動作訓練が、本来医療現場で行われてきたリハビリも短期間で終了することから、退院後の通所・訪問リハビリで行う必要が出てくると思われます。

単純な身体機能の維持・向上だけではなく、早期退院支援といった医療機関との連携や地域社会全体を包括する支援という新しい役割が、訪問リハビリ・通所リハビリに求められてきております。

宇城市内には現在、医療機関及び介護事業所合わせて約90人の理学療法士と作業療法士、18人の言語聴覚士が在籍しております。

今後、ますますリハビリテーションの需要が増加していく中で、医療・介護職等との連携を進めながら、限りある各専門職を有効に活用し、高齢者の態様に応じた

対策を考え、地域で提供できる体制整備をと考えているところでございます。以上でございます。

○15番（渡邊裕生君） ありがとうございます。この第7期3年間でありますけれども、是非このリハビリの充実を目指して行って、インセンティブにつながるような結果が出ることを期待しておりますので、是非頑張ってくださいと思います。

最後に、介護保険料についてなんですけれども、7期の結果をどう8期へ反映させるかということ、また介護保険料決定のプロセスはどうなっているのかについてお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 第7期介護保険事業計画におきましては、第1号被保険者の保険料基準月額を6,300円と設定いたしました。これは第7期において第1号被保険者が負担する保険料負担率が1%引き上げられたこと、来年10月の消費税10%への引き上げによる総給付費の増加、高齢者人口の増加による介護認定者数の増加予測に伴うサービス見込み量の増加を想定して、第6期の基準額に対し引き上げをしたものでございます。

第7期の事業については、事業計画における基本目標、1つ目に生涯現役社会の実現と生きがいに満ちたまちづくり、2つ目に認知症になっても安心して暮らせるまちづくり、3つ目に医療と介護が連携し在宅でも安心して暮らせるまちづくり、4つ目に高齢者の生活を支える多様なサービスの活用を目指したまちづくり、5つ目に介護サービスの質の確保・向上に向けたまちづくり、以上の5点を進めつつ、国の制度改正に柔軟に対応して第8期の計画に反映していく予定でございます。

保険料決定までのプロセスについてお答えをいたします。第8期の介護保険料につきましては、来年度から準備に入る予定でございますが、厚生労働省の見える化システムによる要介護認定者数の推移及び今後の施設整備の動向から、施設・居住系サービス利用者と利用見込み量を推計し、介護サービス給付費と介護予防サービス給付を算定いたします。

算定した総給付費に一定額以上の所得者の利用者負担の見直しによる財政影響額を算出し、それに勘案した調整後の総給付費を基に標準給付費と地域支援事業の費用を算出いたします。

標準給付費と地域支援事業費を前提に、基金から最低限必要な部分を残した額を取り崩して第1号被保険者の保険料収納必要額を算定して保険料を設定する予定としております。

設定した介護保険料につきましては、介護保険事業計画審議会において審議をしていただくこととしております。

○15番（渡邊裕生君） 議長のお許しをいただき、皆さんの机の上に資料を配布して

います。これは6期における介護給付費の総額です。この7期の事業計画の87ページを後で御覧になってください。実は空欄になっている部分があります。その表を完成させたものです。推計値と実績値の差額は8億5千万円ほどです。9月の一般質問でも述べましたように、推計値だけで保険料を決定するのではなく、現実の数値を見て判断していただきたいと思います。今の答弁では、基金を取り崩して1号被保険者の保険料を設定したいということでしたので、願わくば保険料引き下げ若しくは据え置きという方向で動いていただけたらと思います。今回のインセンティブ交付金も期待していいのかどうかは分かりませんが、6期とは違う変化がありますので、是非この自立支援・重度化防止への取組の充実にしっかり努力していただいて、結果が出るようなそういう7期であってほしいと思ひまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして空き家対策についてなんですが、全国で現在空き家の数は850万戸だそうです。近いうちに1,000万戸超えるという予測が出ております。実際私たちの身近なところにも、かなりの空き家が存在しております。地域からも何とかしてほしいという声が強くなってきました。空き家対策は、除却と利活用の2本立てで取り組まなければならないと思いますが、国の制度として幾つかの事業があるようですので、それらについてお尋ねします。1番目に、空き家対策総合支援事業について制度の説明をお願いします。

○土木部長（成田正博君） 空き家対策総合支援事業の説明の前に、宇城市空き家等対策計画策定の経緯と内容について御説明したいと思います。

今、議員話されましたとおり、全国的に人口減少等の進展に伴いまして、適正に管理をされていない空き家等の増加が見込まれております。適切な管理がされない空き家等は、防災・防犯・景観等、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、地域住民の生活環境保全のため、空き家等の対応が必要となってきました。

国で、この空き家等の問題解決策としまして、平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。宇城市では、平成30年2月に学識経験者、住民代表、警察、消防等の委員で構成します宇城市空き家等対策協議会を設立しまして、協議会の中で宇城市空き家等対策計画について論議し、その後住民からのパブリックコメントののち、12月中に対策計画を策定する予定としております。

対策計画の内容としましては、1つ目、空き家等の発生防止策、2つ目が、空き家等の適正管理、3つ目が空き家等跡地及び空き地の活用策、4つ目としまして管理不全空き家等の対策の4つの基本的な方針ということになっております。

○企画部長（岩清水伸二君） それでは、先ほどの御質問の空き家対策総合支援事業に

ついて制度の御説明をしたいと思います。

議長の許可を頂きまして、議員の皆さん方のお手元に空き家対策総合支援事業の概要を示す資料を配布しておりますので、こちらの方もどうか御参照をお願いしたいと思います。

空き家対策総合支援事業は、平成28年度に創設された事業でございまして、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施する空き家対策の総合支援を目的としております。先ほど説明がありました空き家等対策計画の策定と協議会の設置が条件となります。

補助事業の内容としましては、空き家の活用と空き家の除却この2つが主なものでございまして、地域活性化を目的とした公共施設や用地が対象となっております。計画的な利用に供されることが必要でございます。

国の補助率としましては、空き家の活用事業につきましては、事業主体が地方公共団体の場合が2分の1、事業主体が民間の場合が3分の1となっております。また、空き家の除去事業につきましては、地方公共団体、民間の場合いずれも5分の2の補助という制度でございます。

○15番（渡邊裕生君） それでは、続けて2番目の空き家再生等推進事業についても制度の説明をお願いします。

○企画部長（岩清水伸二君） 空き家再生等推進事業についての御質問でございます。

この空き家再生等推進事業につきましては、社会資本整備総合交付金の事業として平成20年度から始まったものでございます。事業内容につきましては、先ほど説明いたしました空き家対策総合支援事業とほぼ同じ内容でございます。

ただ、本事業につきましては、主にまちづくりを主眼とした事業で、空き家住宅以外の空き建築物、いわゆる倉庫とかいった類の建築物も対象となる部分に少し違いがございます。

○15番（渡邊裕生君） 今説明していただきました2つの支援事業につきましては、やはり除却した後、そこが公共の場にならなきゃいけないとか、まちづくりに寄与しなければいけないとかいうそういう縛りがあって、なかなかその目的ができていないとこの事業を受けられないという、何か非常に地域にとってもハードルが高い事業かなという気はしました。しかし、うまくすればこういう事業、補助金を使いながら地域の空き家対策ができていくのかなというふうに思っております。市が今回策定されます空き家等対策計画について、中身は先ほど土木部長がおっしゃいましたが、具体的な成果物としてはまだ私たちの目には触れない状況でありますので、これができあがってから、また改めてこの地域の空き家をどうするかという話はさせていただきますと思います。

3番目と4番目に関しては、今の話は大体どちらかというと除却の事業だったんですが、まず空き家をどう活用するかとか、空き家になさない何か取組はあるのかと思って探して、一応ここに2つ載せております。3番目の住宅セーフティネット制度についてですが、空き家を貸し借りをする場合に、安心して貸し借りができるのではないかと思います質問に上げてみました。制度説明をお願いします。併せて、長期優良住宅化リフォーム推進事業についても、空き家をつくらないというのも1つの方法ではないかと思います質問をします。制度の説明をお願いしたいと思います。

○**土木部長（成田正博君）** 住宅セーフティネット制度について御説明申し上げます。国で住宅セーフティネットの根幹であります公営住宅の大幅な増加は望めないという状況から、民間住宅の空き家・空き室を活用した、新たな住宅セーフティネット制度を平成29年度からスタートさせました。

この制度の概要といたしまして、1つ目が住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、それと住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つから成り立っております。

いずれも、県、政令市、中核市、居住支援協議会等が行っている事業でございます。

続けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業について御説明申し上げます。

この事業は、質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境の整備を図るために、既存住宅の長寿命化や三世帯同居などの複数世帯の同居の実現に資するリフォームを推進するための国の補助事業でございます。

工事前に事前調査と維持保全計画書作成し、住宅の劣化対策や耐震性、省エネ対策などの特定の性能項目を一定の基準まで向上させることを条件に補助される事業でございます。

補助率は3分の1となります。リフォーム後の住宅性能に応じまして、100万円から250万円限度でございますが、それが上乗せといいますか性能に応じてございます。

補助対象者は、リフォーム工事の施工業者または買取再販事業者、買い取ってそれを販売する事業となりますので、事業者が直接国に登録を申請して補助を受け、受注者に還元するものという制度でございます。

○**15番（渡邊裕生君）** ありがとうございます。内容は非常に何かいいんじゃないのかなという思いがするんですが、実際、宇城市が直接これに関わることはないというのは分かりました。それでうまい具合に業者とかその事業協会みたいなのができれば、こういう事業もありなのかなと思いながら、議員の皆さん方こういうのもあるということで、何か今後これを活用してどうにかなるんじゃないかなと思わ

れる点があったら、是非取り組んでいただきたいと、私も何かそういうのがあれば
と思っております。

そこで、今4つほど出しましたけれども、ほかにもいろんな国からのメニューは
出てはいるようですけれども、これらを含めて今後宇城市で取り組む事業はあるの
かなと、今後の展望についてお聞かせいただければと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） 今後の空き家対策の展望というところでお答えいたしま
す。先ほどお話ありましたように、今対策計画が策定されますので、これからの事
業になるかと思えます。空き家、空き地につきましては、今後、人口減少に伴いま
して、ますます増えていくことが予想されますことから、これらの対策としまして
は、空き家、空き地の流動化を促進し、いかにして活用につなげていくかが重要な
ポイントになると考えております。

このようなことから、後は、官・民・学、特に大学など教育機関との連携も模
索しながら、空き家を増やさない取組、空き家対策にかかる情報収集や施策の研究
を今後進めてまいります。

○15番（渡邊裕生君） ありがとうございます。とにかくやっぱりその個人の資産
なわけですから、そう簡単に他人が手を出す、出せないというのはもう重々分かっ
た話です。しかし、何とかしなきゃいけないという今の世の中の状況というのも考
え合わせながら、是非、この宇城市の空き家対策が進みますことを御期待申し上げ
て、質問を終わらせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

○市長（守田憲史君） 先ほどの介護保険で、渡邊議員が据え置き、若しくは値下げを
というこの御主張、本当市民の方にとっても大切なことと思うんですが、この推計
値と実績値が違って、その3年間で8億5,700万円の御指摘ですけれども、し
っかり調べていらっしゃると思うんですが、それについて渡邊議員はそう思ってい
らっしゃらないかも知れませんが、今後議事録を見たときにこれだけ一見8億5,
000万円がそのまま貯蓄で残ったんじゃないかと思われがちだと思うんです。今
後議会の方々にもお願いしたいんですが、我々には反問権がございませんので、1
回質問をなさったら、我々にもその答弁をする機会是非つくっていただけたらと
思います。今日時間がありませんので、しっかりうちの健康福祉部がそれについて
答弁は用意しておりました。今後どうぞよろしくお願いいたします。

○15番（渡邊裕生君） 今、市長のおっしゃったとおり。あくまで予算と決算の違い、
それはもう私も十分分かってます。ただ、推測値と実際の決算額っていうのはこ
の表のとおりだと。だから実際残ったお金はじゃあ真水で幾らなのかというと、具
体的にはこれまでは見えてきません。ただ、私が知っている限りだとおそらく2億
円か2億5,000万円ぐらいじゃないかと気はしていますけど。それはそれでし

っかり健康福祉部の方でチェックしていただければよろしいかと思しますので、この部分を議事録に残される部分に関しては、もし補足が入れられれば、補足として今のことをいれていただいて結構だと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 15 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2 番、永木誠君の発言を許します。

○2 番（永木 誠君） おはようございます。2 番、新志会の永木誠でございます。本年 4 月の宇城市議会議員選挙でたくさんの方々の御支援を賜り、初当選させていただきました。そして今回初めての一般質問ということでかなり緊張しています。父のような堂々とした姿に比べますと多少見劣りすると思いますが、多くの宇城市民の皆様のために、誠心誠意務めさせていただく所存でございます。最後までよろしくお願いします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告を申し上げておきました 4 点について質問させていただきます。質問事項は、1 点目が小川中学校の改修工事について、2 点目が国営基盤整備について、3 点目が出村橋について、4 点目に市道住吉線について質問させていただきます。

まず、小川中学校校舎などの整備状況について。昭和 45 年に建築された小川中学校校舎など約 50 年が経過しています。その間の生徒数の減少や施設・設備の老朽化などのため、多様化する学校教育の対応が遅れているのが現状だと思います。また、平成 28 年に発生した熊本地震により、教室棟をはじめ管理棟や体育館などの至るところにひび割れが生じ、災害復旧工事が完了するまでは子どもたちは不安な日々を過ごしていました。学校施設は、子どもたちの学習生活の場であるだけでなく、災害時には地域住民の方たちが避難して来られる場でもありますので、常に安心安全を確保しておく必要があると思います。

そこで質問します。熊本地震前は校舎や屋内運動場などの大規模改修計画がありましたが、これまでの改修履歴をお尋ねします。

なお、後の質問は質問席で行います。

○教育部長（蛇島浩治君） これまで実施しました部分的な改修工事や災害復旧工事を除いた大規模な改修工事の履歴について、順を追って説明いたします。

まず、平成５年に教室棟の床張り替えなどの室内大規模改修工事、平成６年に管理棟の電気・機械設備などの室内大規模改修工事、平成７年に管理棟・教室棟の外壁大規模改修工事、平成８年に体育館大規模改修工事、平成２２年に管理棟・教室棟・技術室棟の耐震補強工事、平成２７年に屋内運動場・武道場の非構造部材改修工事を実施しております。

○２番（永木 誠君） 平成２２年に耐震補強工事が実施されていますが、熊本地震の発生により校舎などが被災しています。被災したことにより、耐震性能が補強工事を行ったところより低下していると思われます。耐震後の耐力度調査は行っているのか、（２）の耐震状況についてお尋ねします。

○教育部長（蛇島浩治君） 熊本地震により管理棟、教室棟、屋内運動場及び武道場等の壁、バルコニー及び土間コンクリートのひび割れ等が確認され、災害復旧工事を施工しております。

平成２８年８月に教室棟の西側、東側及び屋内運動場の耐力度簡略調査を実施しております。同年１０月に報告書の提出があり、教室棟西側が基準を下回っているという結果が出ております。

本年４月に、文部科学省から「公立学校建物の耐力度調査の実施方法について」が通知され、新たな実施要領が示されましたので、現在詳細な耐力度調査を行っているところでございます。

○２番（永木 誠君） 調査結果次第とございましたが、熊本地震で校舎などが被災し、簡略調査で基準を下回っているということと、また建替えから５０年近く経過した校舎などの劣化が著しいことを踏まえ、建替えで検討すべきではないかと思うが（３）の今後の整備計画について、どのようなお考えを持っているのかお尋ねします。

○教育部長（蛇島浩治君） 現在進めております耐力度調査の結果報告を来年３月に予定しておりますので、その調査結果及び老朽化の度合いを見極め、大規模改修工事による長寿命化を図るのか、あるいは建替えが妥当であるかを判断してまいりたいと考えております。

○２番（永木 誠君） 再質問になりますが、来年３月に調査結果に基づき、建替えか改修かを判断するということですが、この調査結果が平成２８年に行った簡略調査と同じように基準を下回った場合は、建替えを検討することになるのかお尋ねします。

○教育部長（蛇島浩治君） 調査結果が基準を下回った場合についてお答えをいたします。

選択肢といたしましては２点ございます。１つ目は、構造体の長寿命化やライフ

ラインの更新などにより建物の耐久性を高める施設の長寿命化を図る事業。2つ目は、構造上危険な状態にある建物として、建物を建て替える事業の2つになるかと思っております。

○2番（永木 誠君） 再々質問になりますが、基準を下回った場合は2つの選択肢があるということですが、私個人の意見としましては、小川中学校の校舎などは、経年による劣化が著しく、危険な建物と判断していますので、建替えが妥当だと思っています。是非お願いしたいと思います。また、小川中学校には駐車場がほとんどありません。運動会などの大きな行事があるときは、近隣の消防署やイオンモールなどに車をとめてもらっています。大勢の人が集まる行事は、駐車場不足は当然のこととは思いますが、通常の生徒送迎の時間帯に車の列ができ、付近の住民の方が非常に困っておられますので、施設整備の折に駐車場も併せて整備していただきたいと思っています。

守田市長にお尋ねしますが、小川中学校の整備計画について、どのようなお考えを持っておられるのかお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 現在は、耐力度調査を行っていますので、その調査の結果を待って、建替え（新築）か、大規模改修かを判断したいと思っています。そのいずれにしろ、小川中学校は整備することとしていますので、駐車場等の外構整備も含め検討していきます。

もしも、耐力度が基準以下だった場合は、建替え（新築）も1つの選択肢であると考えております。本来、これは震災前でもありますが、新築ではなく小川中学校は改修補強で計画をしておりました。しかしながら合併特例債の延期がされたこともあり、財源的なところなので、もうちょっと検討してまいりたい。耐力度がなかった場合、その可能性について検討してまいりたいと考えております。

○2番（永木 誠君） 是非、建替えで検討していただくようお願いし、次の質問に移ります。

大きな2番の国営事業について。現在2年目の調査であります、（1）のこれまでの経緯と進捗状況についてお尋ねします。

○経済部長（吉田裕次君） これまでの経緯と進捗状況ということでお答えいたします。国営基盤整備事業は、平成26年度から平成28年度までの3か年にわたり、概略調査である地域整備方向検討調査を経て、農林水産省から地区調査の採択を受けました。平成29年度から平成31年度までを地区調査の予定期間とし、現在、2年目にあたります。

地区調査は、実施主体である九州農政局の出先機関にあたります北部九州土地改良調査管理事務所が執り行っております。本市では、これまでに市長を会長とする

推進協議会を設立し、事業計画を策定する施設計画部会を4回、営農部会を5回、換地部会を2回、環境配慮部会を1回開催してまいりました。

また、地元の調査対象地区におきましては、集落座談会を3回ずつ、整備計画にかかる集落検討会を2回ずつ行ってまいりました。

その結果、現時点における整備計画平面図の案ができ、概算事業費や対象人数等をおおむね整理することができております。

まず、農地の対象面積ですが、調査対象面積は884㌔でございましたが、整備対象面積として精査しましたところ838㌔となりました。

対象地権者は約1,300人となっております。概算事業費につきましては、当初から申しておりましたとおり、現在のところ約350億円となっております。

周知活動としましては、8月に全地権者に対しまして、国営事業パンフレットを配布しております。

今後におきましては、地区推進委員会議の開催を経て、地元説明会を開催し、仮同意の徴収を3月上旬までに行う予定でございます。

○2番（永木 誠君） 仮同意を3月上旬までに行うとありましたが、そこで（2）の仮同意でどのくらいの同意率を見込んでいるのかお尋ねします。

○経済部長（吉田裕次君） 仮同意の見込みについて御答弁いたします。国営基盤整備事業の地区調査期間におきましては、中間年度にあたります平成30年度に仮同意の徴収を行い、最終年度の平成31年度に本同意の徴収を行わなければなりません。

現在、対象地権者が約1,300人で、そのうち約半数は土地持ち非農家であります。また、宇城市外に居住している地権者も約200人おられます。仮同意の徴収方法といたしましては、宇城市内の居住者には地元推進委員221人に直接配布と回収を依頼し、宇城市以外の居住者には、返信用封筒を同封し、郵送にて依頼するようにしております。

いずれにいたしましても、同意率が低ければ、農林水産省の採択を得ることができません。実際に、高知県では本事業に取り組み、平成29年度において仮同意の徴収を行いましたが、同意率が80%と低かったため、地区調査を1年延長されております。

本市の目標としましては、仮同意で95%以上の同意を目指してまいります。

○2番（永木 誠君） 再質問になりますけど、地権者の同意率が農林水産省の採択要件に大きく影響されると思われますが、本事業を成功させるためには、何としても今回高い同意率を得なければなりません。地権者のうち約半数は土地持ち非農家ですが、多くの地権者から同意を得るための具体的な方策はあるのかお尋ねいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 仮同意の徴収につきましては、何と申しましても地元地区推進委員の尽力にかかっております。市内在住者につきましては、御理解いただき同意してもらうよう必要に応じて何度もお願いにいくこともあろうかと思ひます。同意率の向上につきましては、やはり地元の熱意に限ります。

経済部といたしましては、地区推進委員の負担をできる限り軽減できるよう、事業について分かりやすいパンフレットの作成と地元における説明会を開催し、地権者の御理解を得たいと考えております。

また、市外の地権者で返答がない方に対しましては、市内に居住する地区推進委員から連絡を取っていただくとともに、必要に応じて、居住先まで出向き、理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

○2番（永木 誠君） 宇城市の基幹的産業は農業でございます。現在の農業は農業者の高齢化、人手不足、担い手不足と様々な課題が山積しております。また施設園芸では、水の問題もあります。水問題も一緒に考えていかなければ高い同意率が得られないと思ひますので、水問題も水の事業で検討していただくよう重ねてお願いいたします。この事業が実現しますと、新規作物の導入などこれからの農業スタイルが変わり、スマート化もできます。農業の持続性の確保につながると思ひますので、この国営事業に関しましては、重要な事業でございますのでまだまだ様々な課題があると思ひますが、是非一つ一つクリアしていただき、実現できますよう強くお願いし、次の質問に移ります。

大きな3番、出村橋について。数年前に出村橋の拡幅工事が計画で上がっておりますが、実際の工事までに至らなかったのは、様々な要因によって断念せざるを得なかったと聞いています。しかしながら出村橋の交通量を見ると、トラック、乗用車の通行は依然として多く、通学路としても多くの児童と住民の皆様方が利用しています。そこで、現在の出村橋の耐震の現状はどうなっているのかをお尋ねします。

○土木部長（成田正博君） 出村橋は、県道竜北・小川停車場線から県道八代鏡宇土線を結びます1級市道川尻・出村線の2級河川、八枚戸川に架かる橋でございます。

現在、河江小学校や小川中学校の通学路の一部となっており、多くの児童生徒が利用する地域住民生活に密着した重要な橋でございます。

この橋は、昭和37年に架設されまして、長さ18.3メートル、車道幅員3.7メートルのコンクリート橋で、築造から50年以上経過しています。老朽化が進み、幅員が狭いために、車両の通行や歩行者にとって安全な状況にないことは認識しております。

老朽化対策としまして、平成23年度に橋りょう補強工事として、床板補強、断面修復、ひび割れ注入等を実施しております。

熊本地震もありまして、橋りょう点検を本年2月に実施しました結果、防護柵の腐食や床板の損傷は見られるものの、国土交通省が示します判定基準では、落橋の危険性まではない、予防保全段階の2の段階ということになっております。3はどういうものかと申しますと、3は早期に措置を講ずべき状態、4は通行止めをして緊急措置を講ずべき橋というのが3と4の段階レベルでございます。

しかしながら、この橋の前後の市道の道路幅員は5.0メートル程度あります。橋りょう部分だけが狭く危険な状態となっておりますが、こういった状況で車両の離合ができず、対向車両のどちらかは待機しなければ、待っていなければいけない状況となっております。

小学校の保護者からも、歩道が無く危険、手すり古いなどの御意見を賜っております。

市としましては、児童や地域住民の安全確保のために、橋りょう拡幅の必要性を認識しているところでございます。

○2番（永木 誠君） 先ほどの答弁にもありましたが、車道幅が3.7メートルであります。児童の通学路でもあり、歩行者にとって危険な状況でありますので、そこで（2）の出村橋の拡幅についてお尋ねします。

○土木部長（成田正博君） 現在の危険な状況を解消するには、市道川尻・出村線の道路規格に合わせまして、橋りょう部分の幅員を5.0メートルへの拡幅が必要と考えております。

しかし、橋りょう拡幅工事は、多額な事業費が掛かります。補助金等の財源を模索していく必要があります。

今後、通学路といった観点や地域住民の安全を確保するために、地域との合意形成を図りながら事業実現に向け努力していきたいと考えております。

○2番（永木 誠君） この出村橋は、災害時の避難路でもありますので、早期実現に向け強くお願いし、次の質問に移ります。

大きな4番、市道住吉主線について現在の進捗状況についてお尋ねします。

○土木部長（成田正博君） 住吉主線の改良につきまして、現在の状況を説明いたします。

住吉主線は、小川町の上住吉集落から主要地方道八代鏡宇土線を横断しまして、県道八代不知火線までを結ぶ約3.6キロメートルの1級市道でございます。

このうち現在改良に取り組んでいる区間は、八代鏡宇土線から八代不知火線までの延長約2.1キロメートルでございます。

現状は、1級市道でありながら幅員が約3メートルから4メートルと車両の離合も厳しい状況であります。改良によりまして幅員を6メートルから6.5メートルの道路とする計画となっております。

おります。

この路線のうち新幹線高架から東側約1,300メートルの区間は、都市防災総合推進事業の中の避難路整備事業としまして、また西側の800メートルは有利な起債を活用し拡幅改良を進めております。

本年度の進捗状況としまして、まずは本年5月に下住吉区公民館で住吉主線改良計画と用地取得、測量計画などの地元説明会を開催いたしました。

今年度実施します事業の内容としましては、新幹線の高架東側部分の避難路整備としまして、測量設計、対象用地の買収及び補償、また東側を一部約100メートルの区間を工事をする予定としております。また、新幹線高架西側の改良部分については、拡幅改良に向けた設計、それと西側といいますが県道八代鏡線から約100メートルぐらい下がった部分からの100メートルの道路拡幅工事を予定しているところでございます。

○2番（永木 誠君） それでは（2）の今後の計画についてお尋ねします。

○土木部長（成田正博君） 今後の計画としまして、対象用地の買収を進め、拡幅工事に着手していく予定でございます。しかしながら、この計画路線は総延長が2.1キロメートルと長く、市の単独費での施工は大変厳しいため、国の補助金等の有利な財源を活用し、地権者及び地元の方々の御理解、御協力を得ながら、日常生活の安全を確保するため、できる限り早期に整備を進めていきたいと考えております。

○2番（永木 誠君） ありがとうございました。是非早い完成をお願いし、大分時間は早いですが私の腹時計が今になりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで、永木誠君の一般質問を終わります。
ここでしばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、山森悦嗣君の発言を許します。

○3番（山森悦嗣君） 皆さんこんにちは。議席番号3番、会派彩里、山森悦嗣でございます。今年の4月に行われた宇城市市議会議員の選挙で初当選しました。それから7か月が経ち、本日私の初めての一般質問をさせていただきます。

事前に通告を出しておりましたので、早速質問に入らせていただきます。今日の質問は大きく4点あります。1点目が国道218号線の4車線化についてでありま

す。2点目が豊野町における復興住宅についてでございます。3点目が防災センターについてでございます。最後の4番目が6次産業についてであります。

それでは質問に入らせていただきます。1点目の国道218号線の4車線化についてであります。国道218号線萩尾から豊野町までの4車線化期成会設立についてです。平成28年4月14日、熊本地震による国道218号の2車線において片側交互通行となり、その後4月16日いわゆる本震による通行止めとなったわけです。そのいきさつは、県のマンパワー不足により現地の判断にて通行禁止を行うよう指示を受けた株式会社奥村建設が、警備員不足も重なったため当時私が豊野方面隊隊長を行っており、地域を巡回活動していた私に依頼がありました。団員がう回路説明等、交通誘導に行った状況でした。もちろん、消防団員の中にも複数被害を受けた団員もいたわけであります。1つ返事で分かりましたといった状況ではありませんでした。しかし、自分たちのまちは自分たちで守るという私の強い意思を伝え、了解してもらいました。結局、復旧工事が終わったのは4月17日朝3時頃だったと記憶しております。その後、消防団員の交通警備としては解散していただきました。その後私は午前9時ぐらいに市役所に向けて車で来ておりました。その当時国道218号線に、すれ違った車両が自衛隊車両でありました。多くの自衛隊車両が国道218号線を山都町の方に上っていった記憶があります。そのような防災のときの通行止め、また新山崎橋も昭和38年に架けられており、それから55年が経過して、強度が心配されております。また企業誘致による地域活性化を進めるには、4車線化といったインフラの整備が重要要件となってきますので、是非期成会の設立、そして4車線化の整備を強く要望していくものと感じております。

後は、質問席にて質問します。

○土木部長（成田正博君） 国道218号は、熊本市、宇土市、美里町、山都町を経過しまして、宮崎県延岡市までを結ぶ延長133.4^{キロメートル}の一般国道でございます。宇城市内の4車線化の状況は、国道3号線から松橋インターを過ぎた萩尾交差点までとなっております、そこより東の区間は2車線の対面通行となっております。

この2車線区間のうち、特に豊野町寺村地区におきましては、山間地形と地盤、そして震源地に近かったこともありまして地震の影響が大きく、災害復旧工事に期間を要しましたことは、議員お話のとおりでございます。

市としましては、国道218号は宇城市東部につながる基幹道路でございます。交差点改良や舗装補修等の整備につきましては、継続しまして県に要望しているところであります。

御質問の期成会等の設立につきましては、4車線化など国道218号の整備促進を図る上で、地域の要望や熱意を期成会等の活動を通じ、国・県につないでいくこ

とが、大変重要と考えております。

期成会を設立するためには、沿線市町との協調・連携も不可欠となってまいりますので、沿線市町並びに道路管理者であります県と協議の場を持ちながら、検討を進めさせていただきたいと考えております。

○3番（山森悦嗣君） 分かりました。そこで、人的交流を支え、地域を活性化する基盤整備、交通安全対策の強化等のため、また本路線は3次緊急輸送道路に指定されており、大規模災害時に円滑な救援、復旧活動を行うためには、高規格幹線道路、九州縦貫自動車道とのアクセス性も高める必要があります。防災の観点からは土砂崩れが発生した区間等もあることから、未整備区間4車線化が必要である。本事業箇所が整備されることで、高規格幹線道路の1つのアクセス性がより一層高まり、緊急時避難救助機能を一層向上することができると思っておりますので、是非とも国道218号の期成会設立を切にお願いします。

それでは、次に入ります。2番目の復興住宅についてお伺いします。豊野町における復興住宅の進捗状況をお尋ねします。

○土木部長（成田正博君） 復興住宅の進捗状況についてお答えいたします。

豊野町の響原復興住宅は、2LDK13戸と3LDK7戸、合計20戸の戸数とみんなの家1棟を現在建設中であります。

まず、20戸は本年12月に完成予定でございますが、みんなの家とその前にできます広場は、2月の完成予定となっております。

入居案内まで期間を生じますので、12月中旬に内覧会を予定し、入居予定者や仮設住宅等へお住まいの方々へ通知をしたところでございます。

響原復興住宅は、この住宅が宇城市の熊本地震からの復興のシンボルになればと考え、くまもとアートポリスプロジェクトに参加しております。設計者は日本有数の建築家とお聞きしております。

設計コンセプトは、新しい団らんの住まいとして、広いリビングが広い庭に面しまして、団らんの場が庭や野外に開かれ、近隣の方々や地域のコミュニティの交流へつながればと考えております。

また、併設しましてみんなの家（集会所）とみんなの庭があります。みんなの家は、住民をやさしく迎える玄関として、和傘をイメージした繊細な柱・はりによります穏やかで華のある空間で様々な催しが、日常とは少し異なる空間で行われることを提案しております。

みんなの家とみんなの庭は、お互い連携し内外に活動の場を用意しております。雨天でも使える広いひさしとのり面で遊べるすり鉢状の庭が、季節・時間・活動に合わせまして多様な遊びや交流を引き出し、みんなを元気にするスペースとして、

多世代の交流の場になることを望んでおります。

○3番（山森悦嗣君） 私も先月末に豊野町の復興住宅を見学させていただきました。

2LDK、3LDKの2つの部屋を、高橋建設の部長に案内してもらいました。全戸南向きで非常に部屋も明るく家のぬくもりも感じたわけであります。特にリビングが天井も高く、広く私の目に映ったわけであります。ここに入居される方に喜んでもらえると私もその時思いました。何よりそれぞれの家の前に庭があり、家庭菜園ができるようなスペースも設けてあったのが印象的でありました。その復興住宅の近くには、水晶苑だったり響原団地などの子どもたちの声もたくさん聞こえておりました。まさに多世代の交流の場になっていくものと願っております。これから入居される方が買い物弱者にならないように、アグリパークなどと連携を密にしてもらって、そこに入居される方の御希望に添うよう今後も周知のほどをよろしくお願ひします。

次に、豊野町における復興住宅の申し込みの状況をお尋ねします。

○土木部長（成田正博君） 響原復興住宅につきましては、今年の4月と9月、2回申込の受付を実施しました。申し込まれた方の状況をみてみますと、高齢者の方が多く家族と相談後に申し込まれている状況であります。

このため、判断の遅れる方が多く時間が掛かっている状況だったと思っております。これまで募集戸数20戸に対しまして、現在12戸の申し込みとなっており8戸が申請待ちといった状況でございます。

そういった状況でございますが、先ほど申しました内覧会を開催すれば、見ていただければ温かみのある高い住宅性能や住みよさが多くの人に伝わり、空き室はいずれ埋まってくると考えております。現状としては以上でございます。

○3番（山森悦嗣君） 分かりました。先ほど12月に完成予定、そして12月中旬には内覧会も開催するとのことですが、12月ですので何かとお忙しい時期でもあると思います。1人でも多くの方に内覧会に来ていただけるよう望んでおります。見ていただければ、その住まいだったり、住居区間・スペースなどが伝わっていくものと私自身も思っておりますので、後は天気がどういうふうになるか分かりませんが、そういった全てが兼ね合ったときは、皆さん多くの方が御来場いただけるものと思っております。

続きまして、3番目に移らせていただきます。防災センターの進捗状況についてお尋ねします。全体的な防災センターの進捗状況を踏まえて、豊野地区の防災センターの進捗状況、また糸石断層の発表から建設場所の変更までの経緯や実施設計における豊野地区防災センターの特色を踏まえた概要をお尋ねします。

○総務部長（成松英隆君） 全体的な進捗の前に、こちらの防災センターの概要を若干

説明させていただきたいと思います。

本市では、災害に強いまちづくりを目指して、熊本地震後に復興まちづくり計画を策定したところでございます。その中で耐震機能は通常の建物の1.25倍で、災害に備えた避難場所等の機能を持った活動拠点としまして、防災拠点センターを市内6か所に整備し、市全体の避難・応急対策活動を支えるための拠点の整備を図るようにしたところでございます。これは、復興に向けた最重要プロジェクトと位置付け、あそこにいけばという住民の安心感につながるような場所を目指し、避難収容に加え、各地域の特色を踏まえた役割を持たせる形で、複合的な機能を備える整備計画としているものでございます。

お尋ねの現時点における防災拠点センターの進捗率は、解体工事分を除く契約ベースで10.85%となっております。現在は、本体実施設計の終盤を迎え、粛々と進めているところでございます。工事につきましては、防災井戸7か所のうち5か所の契約を終え、一部では現場着手がなされております。また、防災備蓄倉庫につきましても5か所の契約を終え、こちらも一部が現場着手をしているところでございます。本体工事につきましては、松橋西・松橋東・豊野の3か所の実施設計後、速やかに工事発注を計画しており、残り3か所の三角・不知火・小川につきましても、国へ申請しております補正予算の採択待ちをしている状況でございます。順調に行きますならば、今年度中には契約ベースによる進捗率が90%以上図られる見込みで、外構工事のみを残すところで進められているところでございます。

豊野防災拠点センターにつきましては、本年7月12日の国土地理院による糸石断層の発表がなされました。断層は、水晶山の北麓を東西に延びる約3^{キロメートル}の右横ずれの変異を伴う活断層で、豊野公民館前においては、縦ずれの変異と活撓曲が確認されています。この活撓曲とは、断層活動によって段差ではなく、たわみが現れるとのことでございます。そのため、地震発生により豊野公民館前の道路が寸断される懸念があるため、建設計画地を豊野小学校敷地へと変更する方針とし、翌週には、熊本県の担当者をはじめ、地元囑託員などの関係者への説明を行いまして、御理解得たところでございます。そのようなところで、他の防災拠点センターとの足並みをそろえるまで進めることができたところでございます。

豊野防災拠点センター施設の概要は、鉄骨造平屋建てでございます。建築延床面積971.3平方メートル、諸室は定員24人程度の研修室1つ、定員15人程度の研修室2、定員30人程度の研修室3を設けており、炊き出し室と併設する和室の会議室がでございます。和室は、避難所開設時において受け入れする場所であり、大規模災害時は要配慮者への優先スペースと考えています。定員200人のコミュニティ室は、現在の豊野公民館の小ホールと同規模の広さを保ち、移動型ベンチの

設置を計画しています。これは、平常時はベンチとなり、集合すればステージにも代用できるものです。災害時はベッドとしても利用可能です。またシャワー室や授乳室も完備する予定です。避難時でも気持ちをやわらげるため、木調を意識したつくりとしております。

外構部においては、本体東側に防災備蓄倉庫を併設し、本体南側には防災井戸及びマンホールトイレを設置しています。また、炊き出し室の外部には屋外炊事場スペースを設け、避難者や車中泊者への食事の提供などが実施できるように計画したものでございます。

○3番（山森悦嗣君） 今の答弁からも、現在の状況からしましても順調に進んでいるように受け止めております。また国土地理院による糸石断層が発表されましたが、これも防災拠点センターの建設計画の段階での発表であったため、豊野小学校敷地へと変更することが可能になったと思っております。いずれにしても、熊本地震のとき避難されていたときに比べると、ほとんどが兼ね備えてあるように受け止めています。ただ防災拠点センターとして、災害弱者または障がい弱者の方にやさしい運営のあり方が一番大事だと思っております。私も熊本地震のとき、そのような意見といいますか反省があり、そのように思った次第であります。やはりいつ何時起こるか分からないあのような大規模な地震のときに、どうやって拠点センターまで行く、またその後の避難段階、みんなが1つになって自助・共助を守りながら、その局面を乗り越えていくのが一番大事かと思っておりますので、その辺もよろしくお願いしておきます。

続きまして、宇城市学校給食センター稼働後における、豊野学校給食センターの用途についてお伺いします。

○教育部長（蛇島浩治君） 宇城市学校給食センター整備事業の進捗は、平成29年度までに上下水道整備・造成工事等が完了しています。

本年度以降は、建築工事・厨房機器購入・外構工事等を予定しております。特に建築工事は、資材や労務等を調達する期間として余裕期間を活用し、平成32年度までにしゅん工予定です。その後、厨房機器購入・外構工事等のしゅん工を経て、平成33年9月稼働に向けて取り組んでいるところでございます。

豊野学校給食センターの業務は、宇城市学校給食センターに移行しますので、新センター移行後に解体工事を計画しているところです。

なお、解体工事につきましては、学校給食センター整備事業の一環といたしまして、国の交付金の対象としているところでございます。

○3番（山森悦嗣君） 再質問をお願いします。先ほど教育部長の答弁によると、新給食センター開設後は、豊野給食センターとしての機能はなくなり、用途廃止となる

見込みのところであります。現在、豊野給食センターの建物は、平成5年に建築され、構造は鉄筋コンクリートであり、耐震強度もクリアしていると思いますので、解体するのはもったいないような気がします。何かほかの用途に利活用することもあると考えられるのではないかと思います。例えば、現在旧豊野小学校敷地内にある豊野学童保育所は、建設からかなりの年数を経過しており、改修等の対策が必要な時期を迎えていると思います。市の財政状況から考えると新築は難しいと思いますので、学童保育所として利用することもあるのではないかと考えております。このことについて、健康福祉部としての御見解をお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議員御案内のとおり、豊野学童保育所は、平成28年の熊本地震による復旧工事は済んでおりますが、昭和55年に建築されまして、築後37年を経過しておりまして、耐震強度もクリアしていないため、耐震改修等の対策が必要と考えておりまして、公共施設管理部署と今後の維持管理等について協議を進めているところでございます。

ただいま山森議員から御提案のあった給食センターの利活用も対策の1つではないかと考えます。

健康福祉部としましては、まずは、新放課後子ども総合プランの趣旨に基づき、子どもの安全性を考え、豊野小学校内の余裕教室を第1と考えておりますが、今後保護者の意向も聞きながら、学校・教育委員会、公共施設管理部署と協議を進めてまいりたいと考えます。

○3番（山森悦嗣君） 分かりました。今話されたように進めていただきたいと思っております。豊野学童保育所は、熊本地震により復旧工事は済んでいると言われましたが、現在の学童保育所は、再び大きな地震が起きたら非常に危険だと思えるから、なるべく早い対応のほどをよろしくお願いします。

次に（3）番。防災拠点センター完成後の公民館についてお伺いします。

○総務部長（成松英隆君） 防災拠点センター完成後における豊野公民館につきましては、現在のところ解体の方針としておりますが、それには一定の手続きを経た上で実施したいと考えております。

一定の手続きにつきましては、まず、現在約4割を借地としている豊野グラウンド、既に解体を行いました豊野福祉センター跡地、グラウンドの一角にある仮設住宅、先ほども話にありました耐震のない児童館、旧小学校グラウンド及び同体育館などあそこらあたりが一体となっている豊野町にある公共施設を、総合的に整理等を考える必要があることが1点でございます。2点目が、豊野公民館を解体する前に、民間等への譲渡への可能性について検討が必要であるのではないかと考えております。

豊野公民館の単体で判断する場合は、解体が好ましいと思いますが、全体的な公共施設のバランスを整える必要があると考えております。

公園化のお願いでございますけれども、そういう中の1つとして今後研究をさせていただければと考えております。

○3番（山森悦嗣君） 今の答弁ですと、民間等への譲渡の可能性について検討する必要があるとのことですが、そのような考えも一理はあるかもしれませんが、そのところは私も今後見届けていくつもりでありますので、どうぞその点もよろしくお願いしておきます。仮に公民館が解体になる方向で進んでいった場合に、公民館の南側に庭園があります。是非それをいかしては公園といいますか庭園といいますか、そういったものをそこにつくっていただけたらと思っております。ちょっとした椅子とかテーブルとかを希望しているわけでありまして。そこ周辺を、そしてまた散策できるようなくつろげる空間をつくっていただきたいと願っているわけでありまして。

続きまして、最後の4番目に入らせていただきます。6次産業化についてでございます。現在宇城市における6次産業についてお尋ねします。

○経済部長（吉田裕次君） まず6次産業の説明の前に、1次産業から3次産業までをちょっと説明させていただきます。

まず、第1次産業とは、農業・林業・水産業など自然の恵みである農林水産物をそのまま取り扱う農家や漁師のことで、その第1次産業で生産された原材料を元にしてジャムやジュース、魚の干物といったものに加工・製造することが第2次産業となります。第3次産業とは、小売、流通、サービス業のことで、スーパーマーケット、コンビニ、百貨店、運送業が該当します。6次産業化とは、農業や水産業などの第1次産業が、食品加工・流通販売にも業務展開し、農業者が主体的かつ総合的に関わることにより、加工賃や流通マージンなどの今まで第2次・第3次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者自身が得ることによって農業を活性化させようとするものであります。

具体的には、柑橘農家がミカンを青果物としてだけではなく、自らジャムやジュースに加工し、ネット等を活用し直接販売することでありまして。身近なものとしては、豊野町の干し柿が良い例ではないでしょうか。

今後は、6次産業化の要望に対し、該当する国や県の補助事業を探しながら、支援をしていきたいと考えております。

○3番（山森悦嗣君） 詳しく説明していただきありがとうございました。第1次産業としての農林業、すなわち生産。第2次産業として製造業、すなわち加工。第3次産業としての小売業、すなわち販売。このような総合的かつ具体的に推進を図り、新しい産業の育成と新たな付加価値を生み出す取組を6次産業化といいます。まさ

しく宇城市において基幹産業であり、豊かな農産物がたくさん採れる市でもあります。これからのことを考えますと、今の時代にやるべき事業の1つとっております。人口減少や高齢化が進む中、担い手不足が深刻化しており、雇用・所得の確保が重要になってくると思います。年代に問わず、皆さんが生きがいを持って働くためにも、人それぞれ得意分野があり、好きなことで人生を楽しみそして社会に頼られる、収入が得られる、そういうことで皆さんが笑顔になる。これが皆さんの生きがいにつながっていくとっております。昨日豊田議員の一般質問で、ワンピースのキャラクター像の誘致について質問がありました。その答弁で、ワンピースの好きな職員9人でプロジェクトを組んでとの答弁がありました。私はこの6次産業も行政、JA、商工会、そして市民にもそのように興味がある方がおられるならば、同じテーブルにこの6次産業化に着手できるとしております。JAの加工販売部の方にも前もって話を聞きにいきました。「是非、お願いします。市民の1人として楽しみにしています。」とのお答えをもらいました。もちろん、経済部だけでなく、宇城市には宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略があり、良質な雇用をつくるため、稼ぐ力を高めると記してあります。どうぞその点も併せて宇城市全体としてこの6次化に次年度には着手できるようよろしく願いしておきます。

それでは、次に6次産業における補助金の有無についてお伺いします。

○経済部長（吉田裕次君） 国事業においては、6次産業化にかかる市場規模の拡大に向けて、農林漁業者等が取り組む新商品開発や販路開拓等の取組及び加工・販売施設等の整備の支援があります。

新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査、新商品を開発するための加工機械等のリース等の取組の支援などでございます。

また、新商品開発に向けて加工適正のある作物を導入する際の技術講習会受講や試験栽培の実施などへの支援をする食料産業・6次産業化推進交付金がございます。

県事業においては、商品の安全・安心の高度化を図り、全国展開への加速化を目的に、高度な衛生管理基準をクリアにするため必要な機械・機器の整備等に必要経費を支援するくまもと6次産業化総合支援強化事業があります。

本市におきましても、ホームページでくまもと6次産業化総合支援強化事業を周知しております。補助金の内訳は、県2分の1、事業実施主体2分の1の負担となります。

採択要件としましては、農林漁業者3戸以上で構成する団体・法人で、対象経費につきましては、高度な衛生管理基準をクリアする農林水産物加工等施設整備に必要な機械・機器の導入経費が主な対象となっております。

宇城市管内の実績としましては、本年度宇城彩館で食品衛生検査機が導入されて

おります。過去には、不知火町の肥後あゆみの会が露地野菜の一次加工機、小川町の生活研究グループが野菜の乾燥機械が導入された実績がございます。

今後も補助事業を活用し、6次産業の推進につなげていきたいと考えております。

○3番（山森悦嗣君） 今の答弁で、くまもと6次産業化総合支援強化事業があるとの答弁でした。しかし、今お聞きしたところ、何か非常にハードルが高いような感じに取りました。ただ先に述べたように、この事業を進めていく中で、仮にJAの選果場が空いているスペースがあるとしたなら、その選果場の一部を利用しながら進めるのも1つの政策だと思います。

それでは、最後の質問に移ります。宇城市独自の銘菓についてお伺いします。

○経済部長（吉田裕次君） 平成27年1月に宇城市市制10周年記念式典が開催され、参加者記念品として、宇城市各地の銘菓をお配りしております。

三角町のくろ虎、不知火町のデコボーロ、松橋町のれんこんの里、小川町の生姜パウンドケーキ、豊野町の干し柿が配布され、それぞれにそのお菓子の由来が添えられておりました。

このように本市には、地域に根付いたお菓子や新鮮な果物など多くの産品があり、物産館等で販売されております。しかしながら、宇城市独自の銘菓として捉えた場合、周知不足なのかインパクトが弱いように感じられます。

今後はマーケティング調査などを含め、関係団体と連携しながら産品の知名度を上げられるよう努めてまいります。

また、新たな産品の開発について、お菓子メーカーと打ち合わせを行いました。この材料でできるできないは、お菓子メーカーの判断になります。その後、原材料を粉末化・液体化に一次加工し、お菓子メーカーに提供することになります。その後、手づくりでテーブルテストし、製品として提供できる場合、ラインテストで機械で対応できるか確認します。その後、デザイン・パッケージ、名称、販売場所など販売の責任を決めることになります。

通常の場合、生産ロット数を決めて買い取り方式となりますので、継続的に販売することが難しく、一度商品を開発したとしても単発に終わることが多いようです。

このように、難しい取組となりますので、産品の開発ができる方策を今後も検討してまいります。

○3番（山森悦嗣君） 三角町のくろ虎、不知火町のデコボーロ、松橋町のれんこんの里、小川町の生姜パウンドケーキ、豊野町の干し柿。それぞれのお菓子がありますとの答弁でありましたが、私自身も全部は食べたことがありません。是非今度食べて味わってみたいと思っております。お菓子メーカーの打ち合わせとして特色のあるお菓子、5つ特色のある農産物を使ったお菓子、あるいは全然宇城市とは由来の

ない材料などいろんなアイデアが取り組まれる中で、必ず商品が生まれてくるもの
と思っております。

3日か4日か数日前、私もテレビで見たのがあります。そこは鮮魚店の市場であ
りました。魚の売れ行きが非常にここ近年悪いということで、そこでされていたの
が魔法の布を使って熟成させる、いわば加工品であります。かなりの時間を費やし
てできあがった商品だとその時テレビで言うておりました。臭いも風味も最高に仕
上がり、出来は上々ということでかなりのお客から信用され、その後売れ行きも順
調に伸びていると行った情報も目にしました。なかなかそういった分野も非常に時
間もかかり、お金も掛かると私自身も知っておりますし、肉でも熟成すればそうい
ったものができるのも皆さん御存知かと思います。それだけ開発していくには相当
のエネルギーもいるかと思えますけれども、いかんせんこの時代をこの6次産業で
どうにか宇城市を盛り上げていきたいと私自身も強く思っているわけであります。
この時代に生活習慣、また食の意向も変わりつつある中で、6次産業は難しい反面、
おもしろい意味があると総合的に思うわけであります。最後になりましたが、私自
身今回の選挙で勇気を持ってこの世界にまいりました。今後とも皆さん方の絶大な
御協力をいただきながら、私なりに頑張つてまいりますのでよろしくお願いしま
す。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで、山森悦嗣君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後1時48分

再開 午後2時00分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、五嶋映司君の発言を許します。

五嶋議員より撮影の願いがありましたので、必要最小限でこれを認めます。

○12番（五嶋映司君） 皆さんこんにちは。12番、日本共産党の五嶋でございます。
議長のお許しを受けましたので、一般質問をいたします。

国の政治では今臨時国会が開かれています。宇城市でも外国人研究生の労働力に
頼って経営している事業者がたくさんおいでになります。今国会で論議されている
入国管理法改定案は、新しい移民対策とも言われ、私たちの生活や経営に直接影響
する可能性を含んだ法案です。一昔前までは、入管法と言えば外国に行つての空港
でのビザ申請など、ちょっと変わったところしか感じないものでしたが、この入管
法今では非常に身近なところに外国人がたくさんおいでになるということで、身近

なものになっています。このような大事な法案の根幹に関わるデータの誤りが発覚し、国会答弁のうそが明らかになったにもかかわらず、資料も提出しないという状況で衆議院で強行採決されました。さらには与野党合意で進めるという国会運営の最大限のルールさえ守られない状態は、国会で多数を占めれば何をやっても許されるかのような現政権の国会軽視の暴走は、衆議院議長ですら苦言を呈せざるを得ない状況です。ついに週刊誌で、うそつきは安倍晋三の始まりとまで書かれる状況は、国民の模範として国のかじ取りを行う人としてあるまじきことではないでしょうか。さらにこの国会で、漁業への大企業参入を拡大する漁業法の改正が農水委員会で採決され、戦後70年間地元漁業者へ優先的に漁場を与え、漁協が主体となって沿岸漁業の環境を守ってきた仕組みを大きく変えようとしています。また昨日の熊日の一面トップ、今日の渡邊議員の中でも取り上げられましたが、命をつなぐ水、これを提供する水道事業の運営権を、営利を目的とする民間企業への委託を推進する水道法の改正、さらにはTPPを上回る農業破壊協定ともいわれる日本とヨーロッパのいわゆる日欧EPA協定の承認案、どれも十分な審議をしないままの採決です。さらにこの間にアメリカの通商交渉で合意した日本語への訳仕方が問題になったいわゆるTAG（物品貿易協定）、これはまさしくFTA（自由貿易協定）そのものであり、その交渉は、原点はTPPに合意したものが原点になる出発点となると言われるところをみると、究極の輸入自由化への際限ない道であり、究極の農業つぶしの交渉ではないでしょうか。このような国会運営は、地方自治体の議会運営にも大きな影響をもたらしてしまうんじゃないでしょうか。今議会の執行部の議案の提案の仕方には、大いに疑問を感じ、市民への説明責任と議論の場としての議会をどうお考えになっているのか、強く再考を要望いたします。

それでは、通告申し上げた質問に入ります。まずは国民健康保険税について。この制度は1958年の国民健康保険法の全面改正に伴い、1961年から国民皆保険の基礎となる1つの制度として施行されている制度です。その第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健、この保健というのは健康を保つという保健の意味です。国民保健の向上に寄与することを目的とするとして、この事業が社会保障の1つの形態であることを明確に示しています。私も国民健康保険は国民皆保険制度の根幹をなすもので、国民の健康の向上に寄与する事業でなければならないと思います。質問の第1は、国保税とはということで提起していますが、私のこの国民健康保険の捉え方と執行部との考えに大きな違いがあると議論が進みませんので、この大きな違いはないかまずは確認していきたいと思います。

続いての質問は、質問席から続けます。簡潔明瞭の答弁をよろしくお願いいたします。

ます。

○市民環境部長（園田敏行君） 国民健康保険とは、憲法第25条の生存権及び国民生活の向上に努める国の義務の規定により、また国民健康保険法第1条に規定される社会保障制度の体系の中で、社会保険の1つであり、国民皆保険の中核となる医療保険制度と考えられます。

国民健康保険に加入される被保険者の方は、農業、自営業などの職場における健康保険や共済組合保険等に参加されている方以外を対象としたものであり、構造的に他の健康保険と比較して、65歳から74歳の高齢者の方及び所得の低い方が多くなっている制度であります。

国民健康保険の運営は、各市町村が主体となり、保険税、国庫負担金などを財源として保険給付などを行う事業であります。平成30年度からは国保制度の改革に伴いまして、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに役割を担うことになっております。

国保税は、被保険者の前年所得による所得割、被保険者数ごとの均等割、世帯ごと平等割により算定をし、税率及び金額については、各市町村の条例により規定しているところでございます。また、平成30年度からは、県が財政運営の主体となったことにより、各市町村の標準保険料率を毎年算定し、市町村に示し、それを基に各市町村において決定することとなっております。

平成30年度における県内14市の中で、県が調査したところによりますと、1人当たりの保険料、保険税を比較すると14市で7番目に位置する状況であります。

ちなみに宇城市におきましては、平成30年度の国保税率につきましては、基金等から約6,000万円を繰入れし、平成29年度の税率から引き下げて、被保険者の負担軽減に努めているところでございます。

○12番（五嶋映司君） 非常に詳しい説明をいただきました。そこまで説明していただかなくてもよかったのかもしれませんが、ありがとうございます。

今おっしゃったように、国保税の認識は私とほぼ一緒だと思います。基本的に社会保障の一環であるということでは法律に書いてあるとおりですから、そこでは一致できる。その点で一致しながら議論を進めていきたいと思います。おっしゃるように今健康保険の中には、日本の中には4つ基本的にはありますね。まずは国民健康保険、それから協会けんぽ、いわゆる政府管掌保険といった保険ですね。もう1つは組合健保、これは大手企業、大企業だとか何かがやっている企業内だけの健康保険組合、それともう一つは皆さんがお入りになっている共済健保。先生だとか地方公務員だとかやっている共済健保、この4つがあります。まず国保税がどんな位置になるのかというのをまず見てみたいと思ひまして、議長の許可をいただいてこ

の4つの国保税の比較をしてみました。フリップで示します。

これが4つの国保税の比較です。対象を夫婦に小中学生1人ずつの4人世帯。所得、収入じゃありません、所得が250万円という設定で計算をいたしました。それによると国保税は473,400円、これは市の方で出していただいた数字ですからほぼ宇城市の国保税、これで間違いないと思います。協会けんぽ224,640円、組合健保、これは組合健保というのはいろいろあります。この辺に皆さんのなじみの深いヤマザキパンの組合健保で取りました。これは介護保険も全部含めた金額ですから、これが192,000円ですから、ほぼ間違いないと思います。共済健保186,351円、これね、実はこれを質問する前に執行部にあんまり違っていたら恥ずかしいからと監修をお願いしました。共済健保はどうも2万円ぐらい実際にはこれよりも高いみたいです。大体二万何千円ですか、くらい高いみたいですから、20万円超えているみたいです、共済健保186,000円になっていますが。大体これを見ますと、協会けんぽ、組合健保、共済健保は大体横並びです。ところがダントツなのは国保、2倍です。これだけはまず是非、この国保2倍という状況を覚えていただきたいと思います。

この高い要因の第1は、協会けんぽもほかの健保3つは、基本的に事業主負担があります。事業主が半分です。仮に10万円の保険料だったら5万円を事業者が出します。それは共済健保、協会けんぽは大体そのとおりです。ただし、組合健保は大手のところは組合員には3割しか負担して、7割負担しているところもあるんです。ヤマザキパンは、これは6割ぐらい会社が負担しています。大体半々のところも多いですけども、組合健保はそのぐらいの違いがあります。ところが国保はどうなっているかとみますと、設立当初はほぼ50%に近い負担でした。これはどういう理由かといいますと、まず国保は先ほども言ったとおり、国民皆保険制度という制度の根幹をなす制度で、社会保障の一環として位置付けていますから、国が足りない分は補填するというシステムになっています。それが設立当初は50%に近い。ところが今現在どうなっているかというと、計算の仕方で多少は違うとしても、国の負担が25%前後しかありません。それがこの高い理由の第1だと思います。それともう一つ、健康保険税の組み立てに1つ要素があります。ほかの3つの保険税は所得に対して何%と全部決まっているんです。所得に対してのパーセントです。ところが今は国保は資産割は無くなりました。昔は資産割ありましたね。ところが今は平等割、均等割というのがあります。平等割、均等割というのは、均等割は世帯ごとにかかるのは均等割でした。逆ですかね、平等割が世帯ごとで均等割は一人ひとりにかかるということになると、これも4人世帯でいきますと所得があるのが仮に御主人だけだとすると、あと3人は所得がないんですね。この人たちも国保

税は掛かるんです。ところが、普通の税金にはこれがかからない。これが1つの大きな高い要因になっていると思います。しかも、先ほど答弁で説明があったとおり、国保世帯の8割は所得が200万円以下なんです。この所得言いますとこの250万円というのはどのくらいかというと、給料、年間所得にすると大体三百六、七十万円です。月に大体三十二、三万円の世帯です。国保世帯はそんなないですね。200万円以下が8割。これは比較するのに実を言うと200万円でやるとへたすると共済のところなんかはあんまり200万円以下って少ないんですよ。だからこれちょっと高い金額で比較をしましたが、そんな状態になっております。

ちょっと説明が長くなりましたが、今のような理解をしています、執行部としては国保税を高くしている要因はその辺のそういう理解をしています、あんまり、これは正確じゃなくてもいいです、当たらずとも遠からずと思いますか、それともいやそんなことはないということでお思いになるか。その辺はちょっと感想だけを伺いたい。

○市民環境部長（園田敏行君） 国民健康保険におきましては、先ほども説明しましたが、65歳から74歳の高齢者が多いというのが一番の原因かと思っております。

○12番（五嶋映司君） おっしゃるとおりですが、それはちょっと僕も原稿に書いてたけど忘れました。65歳から74歳、60歳から後期高齢者に入るまではみんな入らなきゃいけないんですね。ところがこの人たちは年金生活者。皆さんみたいに辞められた後の年金が高い方はいいんですけど、国保の年金なんていうのは、平均が年金所得の月にすると4万円ぐらいなんですね。そういう人たちが非常に多い。定年退職した方もそんなに高い給料、今、年金も切り下げがどんどん進んでいますから、高いほどではない。そういう原因であるということは大体ほぼ理解が一致できることだと思います。

それでは、次の問題に移ります。私が主張したいのは、今国保運営の中でどういう状況にあって、今負担がどのくらい重くて、それを引き下げる状況はないのかどうかというのを探りたい。それで皆さんと議論をしているところですから御理解いただきたいと思います。

それでは、本年度の国保会計の収支予測が分かりましたら、是非教えてほしいと思いますが、事前に頂いたらなかなかこれは予測できないということですが、今の段階での収支予測が分かりましたら、分からなかったら分からないで結構ですから、分かりましたら教えていただきたい。

○市民環境部長（園田敏行君） 今現在の国保会計の本年度の収支予測につきましてですけれども、平成29年度の繰越金の状況を本年9月議会において説明をいたしました。

と思います。その繰越金が5億4千万円程度ありました。ただ、今後基金積立、それから償還金等に支払いが出てまいりますので、現在の医療費の状況も2か月遅れの請求ということで、半年分ぐらいの請求しか払ってございません。

今後インフルエンザなどの流行がまた考えられますので、給付費の伸びが今後伸びれば、基金の取り崩しが出てくるかと思っております。

○12番（五嶋映司君）　そうですね、ちょっとまだ支払いが済んでいない部分があるから、分かりにくい部分はあると思いますが、今の状況の中でみると、今後の状況によって変わるという状況で、今までの状況の中では、去年国保税1世帯当たり約1万円強引き下げていただきました。それですから、かなり僕は財政的におかしくなるのかなと思ったら、さほどでもない。今からの状況がおかしくなったら分からんけどということは、今までの状況では何とかカツカツぐらいでいっているのかなという感じだと思います。そういう状況の中で、収支予測は分からないというのは分かりました。それでは、国保税会計の財政の状況をまず伺いたいと思いますが、先ほど去年の繰越しが5億4,000万円ぐらいあったとおっしゃいましたし、去年の段階で平成29年度の段階でそれまでは基金がゼロだったんですね。平成29年度の中で1億3,000万円ほどの基金を積み立てをいたしました。そして5億4,800万円程度の余剰金のうち、その中から今年度の9月議会で、3億5,000万円ぐらいの基金積み立ての補正がなされたように思いますが、そうすると今基金の総額が4億9,600万円程度あるのかなと思いますが、ここの単に財政状況の説明があればお願いしたいんですが、この財政状況ということで特に基金の状況を今の私の理解で違わないかどうか、その辺をちょっと教えていただきたい。

○市民環境部長（園田敏行君）　基金の見込みについてですが、本年10月末現在で1億3,800万円程度の基金があります。今後先ほど5億4,000万円という繰越金のお話をしましたけど、その中で今後前年度の精算金としまして1億2,000万円、それから高額療養費の支払関係で6,600万円、それから除いた分が基金ということで3億5,000万円ぐらいを基金に積み立てる予定ということで現在やっております。

○12番（五嶋映司君）　3回規定がどんどんほかのところに行っちゃったから、ちょっとあれですから御指摘ください。

今おっしゃったように、ただ補正で9月議会の補正予算で、3億5,874万円基金積み立ての補正がとっているんだよね。だから4億9,680万円あるんですね、基金は。今10月1日とおっしゃったけど、10月1日ではたぶんそれはなっているはずで、補正で組んでいるんですから。だから今あった4億9,800万円、それ以外で今おっしゃったように国へ返さないといけない部分がこんだけ

あるよ、これがこのくらいあるよ、6,000万円ぐらいこれあるよというお話をいただきました。しかし、これは今後の状況が多少変われば、多少ね2億円、3億円ということはあり得ませんから、今後の診療状況のインフレがかかっても何しても、よっぽどのがない限りは、多少の振れはあったにしても。だからこの4億9,680万円は財政的には国保財政として、基金いわゆる貯金として残っているという理解をしたいと思いますし、もしそれが間違いならば御指摘いただかなきゃいけません、そういう状況だと思います。

それではついでに、今宇城市の国保世帯、ちょっとこの前聞くの忘れちゃって、9,100か200だと思いますが、国保世帯数はどのくらいでしょうか。

○市民環境部長（園田敏行君） 世帯数は9,120世帯ぐらいです、今現在。

○12番（五嶋映司君） 今度は来年度の国保税に移ります。3回規定、同じところでどんどんやっているんですが、ちょっと申し訳ないです。

今おっしゃったように、私の整理で間違いないと思いますけれども、国保の基金総額が4億9,680万円、今後の平成30年度の国保会計の見込みは多少のずれがあるかもしれんけれども、ほぼトントン。国保の世帯数は9,120。こうすると今国保税というのは、言いたかったのはこんなに高い国保税です、国保税で集めたものが基金として残るならば、この基金は、この国民が平等じゃなきゃいけないこの保険料を下げるために使うのが当たり前じゃないかというのが私の論拠です。そうすると、例えば何かあったとき基金残さんよということは多少はあります。多少はありますが、今までの流れの中で言いますと、今政府は国保税が大変だというのは分かっている、今回の県の移行に伴って3,500億円の国保税に対する助成をやっています。全国の知事会は、1兆円の国保税に対する助成を今要請をしています。そういう状況ですから、地方自治体も県に移行した県も、みんな国保税大変だというのはよく分かっているんですね。ですから、そういうことでいくならば、そしてほかの市町村は、これは前々回のときも質問しましたが、ほかの市町村はかなりの市町村約半数以上ですね、ただやっていないところも何か所があるんですね。阿蘇市だとか何とかって、いわゆる基準外繰入れをしていないところもあります1回も。宇城市は1回やりましたね、2億円。ところがその後宇城市の財政が割と国保税は良くなったから、その後はやっていません。宇土市だとかほかのところはほとんど、熊本市なんかほとんど基準外繰入れで国保税を下げるようにやっています。ですからそういう論拠からすると、基金はあればあったに越したことはないけれども、できれば国保税を下げるために使える、そういう理解をします。そうすると、仮に今9,420ですから、ここで宙に計算するわけですからあれですけども、4億9千万円あるなら世帯当たり49,000円下げるような計算になっちゃうん

ですね。前回1万円下げたんですけれども、今の論拠をすると、来年度の問題は別です。来年度どうなるか貯めたいのは執行部としては貯めたいとおっしゃるかもしれないけれども、それはこんなに高い国保税ならば、一般会計からの基準外繰入れでも入れるべきじゃないかという論点も私はあります。だから、そういう意味ではそのくらい下げることが理論的にはありますが、理論的に成り立つと思いませんか。どうでしょうか。

○市民環境部長（園田敏行君） まず、すみません、基金の年度末での見込みは4億3千万円程度です。今年度繰入金を6千万円程度予定をしておりますので、それを使ったところまでということ。

先ほど申しましたように、今後給付費の状況を見ないとそれに投資するというのは、まず現時点では難しいかと思います。あと県の方で標準税率が12月から1月にかけて保険料の算定状況が出ますので、それを見た上で、保険料率については市の独自の軽減策も含めたところで検討したいと思います。

○12番（五嶋映司君） 御無理はごもっともなんですね。執行部としてはそれしか答えようがないと思いますけれども、私は今言ったような論点は間違っていないという気がします。執行部が基金を残したいというのもよく分かります。しかし、これを見ても半分使っても4億3千万円、3千万円の違いはもうこの今大まかに計算しているところですから、あんまり影響しませんから。世帯当たり2万円ぐらいなら半分使えばできるという感じがします。是非御検討いただきたいと思いますが、市長に感想だけでいいです。今の数字の議論をした中で、国保税を下げる方向に是非御検討していただく可能性はないのかどうか、是非その辺の見解を伺いたいと思います。

○市長（守田憲史君） 五嶋議員の御主張も分からないではないんですが、私も市長になる前はここでございます。・・・の立場からいくと、ここの部分はお金払っているわけですね。これは確かにこうですが、健康保険の根本は、ここは事業者が払ってその民間の競争をやっているんですよ。ですから、これをもって高い低いでは、それは企業努力を否定して根底を覆すと私は思います。だからといって、決して高いのは自分も払ってきましたので、それはそれでこれをもって国保が目いっぱい高いという議論では私はいけないと思います。すみません、それでおっしゃるとおり、今後の4億数千万円において基準外繰入れをやるやらないの議論の中で、宇城市は今14市の中で7番目ですよ、少し下がってきました。これはこれでまずは喜んでいただいて、この国民健康保険のパイはすごく大きいんですよ。その中で宇城市のできる範囲はもうそれはそれは小さいものです。その中でうんぬん議論もですが、今後この前の介護保険の問題でもありますが、だんだん負担する側が減っていきま

す。そして国民健康保険の受給者の方々は、どんどんまた増えるかその少し減るぐらいですか、ただ負担者、負担する側の人たちがもう目に見えて大きくなる中、今後この国民健康保険、県単位の中でしっかりとした指導が行われる中、いろいろ御不満はあるかもしれませんが、今14市中7番目であること。ここでまずはある程度の御了解をいただけたらというのが僕の感想です。

○12番（五嶋映司君） 感想はありがとうございました。突然申し上げて申し訳ないと思いますが、7番目というのはちゃんとグラフにつくってちゃんと見ています。下がりました。この下げてもらったことには感謝しています。下げたところは今回県に移行したところが幾つかあるようですね。だけど宇城市が一番大きいんです。それは感謝です。ただし、それでもまだ下げられる。今おっしゃったほかのところは企業努力で半分やっているんだよとおっしゃった。これは法律で決まっているんですよ。ほかの企業は、例えば組合健保も協会けんぽも共済も、雇用者が半分払わなきゃいけないと決まっているんです。本当は国保税もそうだったんです。ところがどんどん減ってきちゃった。今は25%しかないんですよ。これだから、地方自治体の責任ではないということをはっきりしているんです、これは。だから国に制度を変えようと僕らも要求しています。しかし、国に変える前に、ここにこんだけ金があるんだったら下げられるじゃないかと。それで国保運営には困らないんじゃないかと。困ったにしても、ほかのところは一般会計からの基準外繰入れでやっているんだよというような論点も否定できないと思います。だから是非、もうこれ以上、ある意味じゃ今回の議会の中では市長しっかり答弁していただいて議論になりました。こういう議論を進めていくのが僕は議会だろうと思います。そして反問権ということも言いました、反問権もちゃんとしっかり受け止めていきたいと思います。ですから、是非執行部も今のことが、これは下げるということはなかなか言えないけれど、下げる状況にあるんだということだけを確認しておきたい。ただしそれを下げる下げないは執行部の問題ですから、こんだけあるならば、半分残しても2万円ぐらいは下げる状況にある、これを答弁を求めるのは酷ですから答弁はいいですけども、是非、そうですか反問権の問題だから、下げる状況にあるということはどうでしょうか。その辺での答弁ができればお願いします。

○市長（守田憲史君） 先ほど申しましたように、これ国の依存するところがかなり大きくございます。その中でこの宇城市の財源でできる裁量というのは微々たるものだと思います。今後その国保・介護保険・後期医療含めて、大変今後ひっ迫するのが目に見えている中のこの裁量を、その4億のお金があるとしても、それはその全体から見た場合かなり裁量的には小さいものであつて、そこを今基準繰入れうんぬんの議論をすることは、ただ、その個人的な負担が高いのは重々分かりますが、そ

こをもってすぐに値下げ、基準外繰入れという議論はしないというのではなくて、慎重でありたいと考えます。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。是非慎重でいいですから検討していただきたい。下げる条件は整っていると私は思いますので、是非ひとつお願いして次の質問に移りたいと思います。

次に、給食センターなどの入札について伺いたいと思います。給食センターの問題は、議会初日に先議で出された給食センターに関する補正予算第5号で議論しましたが、入札が5度も不調になるというのは、何かほかに問題がなかったのか議論が必要だというようなことを思えてならなくて、一応この前の議会当日に議論しましたから、その部分は省きながら進めていきたいと思いますが、執行部としてはこの問題に関しては非常に神経を使われていて、不調になるたびに全員協議会で何度も説明をいただきました。その説明の経過については、今、今日そこにメモを持って来ていますから、例えば第1回目の不調は参加資格に問題があったと思うから、これを例えば経営審査点を1,500点以上に緩和したとか、2回目はジョイント・ベンチャーの組み方を変えたとか、3回目はちょっと意味を取り替えますが、そういう形でいちいち1回ごとに説明をいただいております。そういう意味では良く分かるんですが、どうも的が違うんじゃないかという気がしてしょうがないんですけども、もう一度整理して何回もなるとあれですけども、不調になった最大の要因は今の時点で、補正予算が成立したという時点で結局22億2千万円という金額が出てきた。この時点で不調になった最大の原因は何だと思っておりますか。

○総務部長（成松英隆君） 五嶋議員1回目から5回目をとおして最大の原因は何だとおっしゃいますけど、その時々原因は私はあったと思いますので、そちらから説明させていただきたいと思います。

一番問題にされているところは、2回目じゃなかったかと思います。これは県内の建築一式A1等級2社の構成したジョイント・ベンチャーというところで、参加資格をつくりました。その場合、2組のジョイント・ベンチャーが参加しますということを表明されております。ただ、開札しましたが2社とも辞退されたということで。じゃあこの時我々がどう考えたかという、やはり県内のジョイント・ベンチャーはこの事業に興味を持たれたということは紛れもないと思うんですよ。ただ参加したものの積算したところ予定価格と合わないんじゃないかということで辞退されたんじゃないかということで、3回目は、そこを踏まえて設計額の時点修正をしまして、約3,400万円の金額を増額しました。3回目は2回目と同じ状況で発注したというところがございます。ただ、このときは先ほど2社と申しましたが2社も来られなかったというところが、ちょっと残念なところがございます。そ

の後、県内で駄目ならやはり全国に広めようじゃないかということで、参加要件を緩和して、全国に総合評価方式で950点以上ということで下げて、全国にしたにもやはりなかったということがあっております。このとき考えたのは資材もやはりしているということで、この3回目、4回目、後ほどします5回目は同時進行形でうちの方は計画をやっておりまして、4回目で取っていただけたらラッキーかなというところで考えていたものですから、それでやっぱり駄目でしたと。やっぱり最後は工期の問題もあったということで、工期を公告文に平成32年3月まで延ばして出して、その全国に今度は条件付きの一般競争入札に変えてやったところでございます。大手2社から応札がございました。その結果、前からお知らせしましたとおり、約3億7,900万円の予定価格の超過でございました。最終的にここまで来まして、予定価格が我々が想定しているものと事業者との間でかい離があったというところでございます。その間も我々設計をしたごとに、熊本県にこの内容で間違いないかということも確認しながら進めてきたところでございます。1回目2回目というのは、3回目までやはり地元に仕事を落とせないかということまで考えてやってきたところが結果でございます。最終的には、全国の市況と熊本県における価格が若干かい離するという状況であるというところに至ったところでございます。

- 12番（五嶋映司君） 今おっしゃったのは、今まで説明されたことの繰返しなんですよね。今そういう話は僕も聞いています。ただ問題なのは、この設計事務所に出されて、その辺はちょっと問題じゃないかもしれませんが、4,900万円ぐらいの予定価格で2,900万円ぐらいに落ちているんですよね、たぶん、今見たら。そんな感じですけど、その問題は別として設計本来ならば、この宇城地域の業者の状況はその地域の自治体が一番詳しいはずですよ。詳しくなければならぬ。建設業界だからそれはもう業界別だからというのは、行政として責任を持っていないという話になる。だから第1回目の時に、いわゆる宇城市の活性化を図ろうと宇城市内の業者を含めてジョイント・ベンチャーを組んで、何とかうちの仕事を落とそうと僕もそうしてほしい、そう思ってやったけども駄目だったと。その時に結局積算価格をしっかりと読める専門家がいたのかどうか。できなくてもいいです、読める人と、自分ではできないけども読める職員が、宇城市の中にどうも今はあんまりいないんじゃないかという気がしてしょうがないです。というのは、一連の事業を見ても、例えばこれはちょっと話が飛びますけれども、金桁温泉のやつは1億円だったのが1億7千万円ぐらいになっちゃった。理由はいろいろ説明しましたから聞いていますけれども、見てみると最初から設計事務所何でこんなことを落としているんだと、排水の仕方とかこんなのは最初から分かっていることではないかと

いう気がしたりなんかして、その辺はどうかという疑問があったり、そのことに関してはいいいです、そんな疑問を持ったり、松橋の町の体育館幾ら増えたんですかね。2億円ぐらい増えたんですかね。最初はこれだけでできると言われて、この前補正で出てくる金額見ると増えていますね、かなり。これだとね、宇城市はこの間に今から災害防災センターもやる工事をどんどんやります。前々回の一般質問で160億円ぐらいやるんじゃないのと言っています。確かにそれはたぶんそうだと思います。sonだけ工事をやるのに、今みたいな状況の中でやっていたんじゃない、おい、本当に宇城市はちゃんとした仕事ができるのか。そういう疑問を持たざるを得ない。だからここで言っているのは、どこかで基本的な部分で違ったんじゃないか。最初からの出だしが。業者に任せて設計も任せて積算も任せて、それが不調で出したらば、ほかに聞いて県もいい、あそこもいいと言った。それでいいと言ってそれでやってくる。じゃあ宇城市の判断は、一番市内の状況を知っている宇城市の判断はどうなのかと言ったら、その聞いた判断になってしまったんじゃないかと疑問に思うんですが、その辺はいかがですか。

○総務部長（成松英隆君） 五嶋議員は何か今県に判断を委ねたということでございますけど、あくまで宇城市が積算したものを県に確認をもらったというところでございますので、その確認結果が宇城市と同等ということでございますので、宇城市の職員がやったことには間違いはないと思っております。確かに職員数、大手の設計業者というのは全て分業制になっておりまして、専門的なところをやっていますのでそれを全て見るというのは不可能かと思いますが、発注に対しては、今のところはちゃんとやっていると私は信じております。

○市長（守田憲史君） この5回にわたる不落、私の判断が甘かったところは認めるところでございます、それについては皆さんに市民の方々におわびするところでございます。1回目2回目、それなりの考え方をみんなと合議の中で進めておりました。その中でいろんな専門性がある中、その宇城市にとっても技術者が相当そこでできるわけではありません。やはり大手今度の設計会社も東京からの大手でございます。そこにある程度の専門的積算はお願いしなければなりません。その流れと我々としてはなるべく安く落としたいという気持ちもありますもので、その中でこれをしたらどうだ、これはどうだと一つずつをしていきました。1回は3,700万円を上げたんですね。設計会社に頼んだ3,700万円が上がってきました。自分も無理だろうと思いました。なぜならば、玉名市民会館が30億円が37億円で落札し、それも全国から1社だけが来た。その数字を見たときに、うちも3,700万円の増額はとても無理と思いました。だからこれも駄目かもしれないけれど、一応それで出してもらったので一応入札かけようと。もしかしたら専門家がそんな

言ってくれたので、落ちるかもしれない。しかしながら、たぶん駄目だから積算またやり直さないと駄目なんで、その準備ぐらい言っという方がいいんじゃないの、その中で我々は期間があったんですね。また再度の積算根拠を出していただくに。その間にもう1回2回入札ができるじゃないの、ほかの条件違いであるからというところで、僕としては一発うんぬんよりも、全ての可能性の入札を探ってそれが結果的に駄目であったんですが、もう4回目5回目は、もう金額が億単位に上がらないと落ちないであろう。その積算をしている中での入札であり、我々としてはそのこまごましたことではございますが、もうできる限り安く、そしてできる限り早めに入札をといろいろな手法を検討したところでございまして、全てが後手に回ったわけでもなく、並行的にいろいろな場合場合を考えての不落でございます。今回は、金額を上げていただいたのでかなり期待を持っているところでございますが、それでもまず駄目かもしれないを含めて、この17日間を早めに先議をして、そうしますと、この3月までの本契約に2回の入札ができるんだというところの執行部の要望もありましたもので、議会には大変御迷惑をおかけしているところですが、先議で議決をいただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

- 12番（五嶋映司君） 市長がおっしゃっているのはごもっともで、僕もこれが職員の方が一生懸命やっているのはよく分かっているんですよ。ところがどこかでスタート地点でどうも違うんじゃないかと。もっと行政はしっかり組み立てを考えるべきじゃないか。それが思った1つは、もうこれはこれで終わりにしたいと思いますが、宇城市がどんどん事業をやります。市民の皆さんも前回も言ったとおり住宅再建を一生懸命始めます。いろいろ話を聞いていると、みんな頼んだけどやっと始まったとか、まだ始まらんとか、それで値段が高いとかいう話があります。昨日の委員長報告の中に、掘削工事は1.5倍とか鉄鋼工事は2.4倍とかって、とにかくものすごい上がっていると報告がありましたね。宇城市の現状はそんなに上がっている。だからそれが市民に影響をあんまり与えない形で公共工事を進めていただきたい。今のままでいくとどんどん高くなって行って、先ほどの玉名の話じゃないですけども、もうどんどん高くなってしかやれない。もう災害公営住宅はほぼ目鼻がついているみたいですから、本当に良かったと思うんですけども。災害公営住宅の急がないといけない部分はかかってもしょうがないです。これやらなきゃ。ところが何とかなるものに関しては是非検討しながら、それともう1つは、市の中でこんだけの大きな工事がやれる状況があるならば、専門家も何人かおいでになるんですね。1級建築士がおいでになったりする。そういう人たちをこの間少し要請をして、そういうことが理解できるような職員を育てるとか、そういうことを是非できないかと。でなければ、みんな丸投げとは言わないにしてもコンサルだとか、コンサル

にしかできないこともしょうがないですけども、設計会社なんかに出してそれでできたものを大手のやつが正しいとそれを信じるしかないのかもしれないけれども、それを地域の状況と一緒に判断できるような職員の要請ができないものかということ进行います。答弁がありましたら、はい。

○総務部長（成松英隆君） 民間住宅がまだ公共事業で圧迫しているんじゃないかという事で、こちらは建設業界の方に確認いたしました。その時の回答が、震災復興である民間住宅の建替えは公共事業をしている業者ではなく、民間住宅をしている業者が中心となって担っている状況であるので、民間住宅に関してはほとんど影響がないと考えます。ただし、先般からあっております全般的な影響でございますけど、建築工事全体です、これは全国的な。人手不足、資材不足、これは国の方でも議論になっております。資材の方は先般も説明いたしております。そういう状況で基礎は少なからずそこでは影響があるという回答を得ております。

もう1点建築士ですが、こちらは我々もずっと建築士を採用しようとしております。毎年出しております。その中で震災後は、鹿児島県鹿児島市から職員を建築士を派遣していただき、今年の3月まで復興支援に来ていただきました。大変有り難く思っております。その採用の中で今年4月1人建築士を採用しました。その後も建築士を採用し続けています。今もし続けます。今回は建築士の会報か何かでこういうことをやっているということで載せていただくようにしておりますので、決して我々が何の努力もなく、ただのんのんと見ているわけではなく、五嶋議員がおっしゃるように人もいるだろうということで。ただ来てくれません。是非、その点は御理解いただければと思います。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃるように、とにかくどこかでやっぱり違っているね。だから5回も不調になるというのはやっぱりどうもあんまり思わしくない。結果的にいわゆる結果論でいくと、結局高かったんじゃないかという話になってしまふ。これはしょうがないかもしれないけれども、だから是非その問題はあくまでも民間にあんまり影響のでない、今おっしゃったの言ってるけどね、もういいです。僕はかなり影響しているという感じをしていますから、今後も影響しないような方向で是非考えていただくことをお願いして、この問題は終わりにしたいと思います。

それでは、最後にちょっと時間が無くなりましたが、学童保育の問題に移ります。学童保育については、昨日の豊田議員の質問でほぼかなりの部分がはっきりしました。ただ問題なのは、昨日総論的に例えば、国が出した放課後プランですか、国が出した9月に頂きました放課後子ども総合プラン、これに従っていわゆる学校教育と児童クラブを連合して何とかしたいと国が言っているみたいですから、そういう総論的な御意見は教育長の答弁の中でもいただきましたから、それいいです。じゃ

あ各論でいって、実際に今学童保育じゃもう困っているところが、これはもう時間がないから答弁なくていいです、直接行きます。学童保育がかなり満タンで困っているところがあるわけね、実際に。ところがこれに対しては、待ちはないという考え方があるみたいですけども、しかし60、70というのは何とかしなきゃいけないというのが事実です。それは昨日の説明では、この放課後プラン、学校施設を利用しての放課後プランを考えていきたいと、今後計画を立てたいと。これを平成31年度に完成しなきゃいけない、今年度もどうやるかね。一生懸命、平成31年度までにやりなさいと言っているんですね、これね。平成31年度までに計画を出しなさいか。平成31年度はかなりの部分で実行に移せる部分は移していったきたいと思うんですけども、具体的に今これを見ると空き教室があるようなところは、例えば松橋小学校なんてのは教室が足りないんじゃない。ですね、豊福の、当尾は少し余ってきたのかな。ところがこれね、分割しなきゃいけないところは学校に教室がないようなところばかりなんですよ。総論はいいです。各論で来年度部活がなくなって多少需要が増える。これはちょっとね、見解がそれぞれあるかもしれないけど、まず150人ぐらいはどこ行くか決めていない人がいるんですね、昨日の数字でも。だから、そういう人たちの受け皿の可能性もある。実際に来年度、この60人ぐらいいるところの対策はどのようにお考えになっているかというのを伺っていききたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、定員を上回っている学童保育所というのは、松橋第1、松橋第2、それと当尾保育所、青海学童でございます。青海学童については、議員も御承知のとおり、今ランチルームを利用して改修等を進めている状況です。そのほかの学童につきましては、確かに児童数は多いところでございますけれども、今度の新総合プランの中にありますように、一時的な使用というのも余裕教室の1つという考え方がございますので、その辺のところも含めたところで学校、それと教育委員会と協議をしていきたいと思っております。

○教育部長（蛇島浩治君） 健康福祉部長が申しましたように、新しい新・放課後子ども総合プランというのが出たところでございます。そこあたりも十分承知をしているところでございますけれども、まずはということで、先般各小学校に確認をしたところでございます。そのような中では、現在の小学校におきましては、子どもの習熟度に応じた少人数教室の実施でありましたり、特別支援学級が年々増加しているということで、現在全く使用していないところあたりに若干解釈も違ったかもしれませんが、全く使用していない教室は今のところないという回答をいただいたところでございます。この新・放課後子ども総合プランの趣旨に則りまして、教育委員会としましては健康福祉部と連携して、そちらの連携を深めて余裕教室の

活用を今後促進していきたいと思っているところでございます。

また、特別教室等を一時的に利用するというものにつきましては、これまで同様に学校教育に支障を及ぼさない範囲では、学校管理の規定に基づきまして校長先生の判断で対応は可能と考えているところでございます。

○12番（五嶋映司君） 総論的な話ばかりで、学校に聞いたら教室は空いていないと。例えばさっきおっしゃったけど、松橋第1、第2は、もうこれ予定をオーバーしていますけど、松橋小学校には余裕教室はありませんと。この放課後子ども総合プランと学童保育、学童クラブを展開するには、今の状況の中では厳しいという判断があるような気がします。じゃあ実際にこれを来年度できそうなどころはどこがあるのか。是非その辺はどうなんですか。ない、ある、ちょっとその辺お答えいただきたい。検討できそうなどころでいいんですよ、実施までいかないにしても。

○教育部長（蛇島浩治君） 先ほど申しましたように、現在お聞きした部分では、学校のそのような状況もありましたので、今一度学校と丁寧話してそういう可能などころを探っていく必要があるかなと思うところでございます。

○12番（五嶋映司君） 是非ね、これね、学校部活がどうなるかというのもまだ1つの大きな課題です。昨日の報告なんか見ても、500人くらいの人たちはそのまま続けると言っているんですね。それでは学校の先生たちの負担軽減はできないじゃないかという話になる。しかし今度はこの問題が出てきてこれを一緒にやると、結局危機管理誰がするんだって先生がうんぬんという話になると、先生たちはもっと過重労働になっちゃう。だから非常に痛しかゆしですね、そういう意味では。これには地域の力を借りなさいと書いてある。だけどそれが簡単にいくはずないですね。今度の学校部活動の問題でも全くそんな状況です。是非ね、そういうことも含めて来年度、もうすぐですね4月、来年ね。部活は4月で一応目鼻を付けなきゃいけないから。ところがそれもあんまり解決せず、満足な解決の仕方と言い切れない。この学童保育もおっしゃったように定員オーバーは今おっしゃっただけっていうけど、だけど、国の基準で半分ぐらい分けなさいという基準は超えているところはほかにたくさんあるね。例えば、河江なんかは70人超えているなら半分に分けなきゃ駄目ですよということですから、是非そういうことを検討していただきたいことをお願いして、ちょっと予定したとおりに進まなくて、執行部の皆さんには迷惑をかけたことが、今日の一般質問をこれで終わりたいと思います。是非、御要望申し上げたことを真剣に御検討いただくこと重ねてお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会

にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日 7 日は、午前 10 時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

-----○-----

延会 午後 3 時 01 分

第 4 号

1 2 月 7 日 (金)

平成30年第4回宇城市議会定例会（第4号）

平成30年12月7日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤和弘君 書記 山本裕子君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長 園 田 敏 行 君	健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君
経 済 部 長 吉 田 裕 次 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君

教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	財 政 課 長	木見田 洋 一 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、1番、原田祐作君の発言を許します。

○1番（原田祐作君） 皆様おはようございます。議席番号1番、会派うき未来21、原田祐作でございます。本年も早いものでもう12月、皆様におかれましては何かとお忙しい時間をお過ごしのことと思います。本年を振り返ってみますと、これいささか私ごととなりますが、例年以上に非常に深い悲しみに触れる機会があった、このように感じております。特に、私が保護者会の役員を務めております熊本西高校におきましては、5月にここ宇城市松橋町から通う生徒が、通学中に飲酒運転のドライバーによりその尊い命が失われる事故が発生し、また、11月には学校内において部活中の事故により、また尊い命が失われてしまいました。お亡くなられた方の御冥福を心からお祈り申し上げるとともに、御家族の方に心からお悔やみを申し上げますところでございます。通夜式や葬儀に参列いたしますと、亡くなられた方の無念さを思い、心が痛み、また、御家族、御親族をはじめ、御参列された皆様の深い悲しみにいたたまれない気持ちがこみ上げたことを心に強く感じております。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの統計によりますと、平成27年には学校管理下における負傷、疾病の発生件数が107万8,605件で、小学校、中学校、高校いずれにおいても、体育館や運動場での発生件数の割合が高くなっております。また、通学中の負傷件数においても、小中高合わせると全国で5万件を超えて発生しております。通学途中ということで、交通事故によるものも多く含まれていると考えることができると思っております。教育環境というと、学校内における学びの環境についてというのがパッと頭に浮かびますが、学びの環境と同様に大切な命を守るための環境、その環境づくりにおいても真剣に考えていきたい、このように思っております。

少々前段が長くなりましたが、1つ目の質問に入ります。小中学校の部活動について質問いたします。来年度から本格的に運用が始まる学童スポーツクラブについて、11月に行われました保護者説明会では、おおむね形も明確になり紆余曲折はありましたが、総合型スポーツクラブとの関わり方も大よそははっきりとしてまいりました。12月末をもって移行調査期間を終了し、1月からは設立に向けた段階に移行していく、このような説明がございました。この点につきましては、準備が進

まない部活動の切り捨てではないかという疑念は若干残りますが、宇城市全体の子どもたちの環境を見渡したとき、致し方ない部分もあるのかと一定の理解は示しております。そこで今回、学童スポーツクラブについて3点質問いたします。小問の1番、運営補助金について質問いたします。補助していただく期間と金額、それについていつまで幾ら頂けるのか、金額については、算定基準があればそこも含めて明確にお願いいたします。

次の質問からは、質問席で行います。よろしくお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 小学校の運動部活動の社会体育移行におきましては、「家庭環境で運動したくてもできない子どもをつくらない」の考えの下、活動指針を定め、放課後の時間に通学している学校施設で活動できるようにと、学童スポーツクラブの設立に向けて取り組んでまいりました。

部活動が社会体育となりますと体育施設を使用するときには、施設の使用料や照明料が発生いたします。

宇城市では、前回の第3回宇城市議会定例会において、福永議員にもお答えしましたように、保護者の負担を少しでも軽減できるように宇城市教育委員会で定めた活動指針に基づき発足した学童スポーツクラブにおきましては、施設の使用料と照明料を時限的に免除することを考えております。

また、運営補助金におきましては、現在部活動に補助金が交付されておりますが、その算定基準を参考に支援の在り方、また期間におきましても、研究してまいりたいと考えております。

○1番（原田祐作君） 再度質問いたします。今の答弁の中で施設の使用料、照明料の免除を時限的に行うとありました。この免除というのは全額免除と理解してよろしいのか。また、期間は明確に定まっているのかの答えをお願いしたいと思います。

また、運営補助金につきましても、現在学校部活動に補助が行われていると思いますが、その額を最低としてそれ以上を検討していただきたいが、その部分の見解をお願いしたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） これまで、小学校の運動部活動は、活動日数に関係なく、体育館の使用料や照明料の支払いが発生しないように、学童スポーツクラブにおきましても、使用料と照明料につきましては、免除、保護者の負担なしと考えております。また、その期間につきましては、まだ協議が必要でございますので、ここでは時限的とお答えさせていただきたいと思います。今後の学童スポーツクラブの移行の状況、運営の状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

運営補助金におきましても、部活動補助金を継続したところで交付できますように研究してまいりたいと考えております。

○1番（原田祐作君） 運営補助金につきましては、今までは部活動、今後は保護者主体ということで若干形は変わりますが、やはりこの変換期ということで非常に混乱、またひょっとしたら費用的にもいろんなものが必要かと思いますので、できれば前向きに現状維持、若しくはそれ以上、時限的でも構いませんので、これを期待するところであります。

それでは、小問の2番に移ります。学童スポーツクラブに移行する場合、その備品の移行と施設利用の許可について質問いたします。現在の運動部活動備品の管理方法について、これは学校備品であるのかまた保護者管理の備品であるのか、両方あると思いますが、それをどのように把握されているのか。またその移行について各学校間で不平等が生じないよう配慮が必要と考えておりますが、その点についての考えをお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 現在、運動部活動で使用しております備品におきましては、学校が管理している備品と部活動の保護者後援会の会費などで購入した備品が存在いたします。屋外では、サッカーゴールやソフトボールのベースなど、屋内の体育館では、ミニバスケットゴールなどが学校備品であります。

また、保護者後援会で購入した備品には、各学校、各種目で違いますが、例えば救急箱やボールを入れるかご、ユニフォームなどがあるかと思います。

学校備品の使用におきましては、今までも社会体育で使用していますので、学童スポーツクラブでもそのまま使用できます。

保護者後援会の備品におきましては、保護者後援会で話し合っていていただき、移管先を考えていただかなければならないと思っております。

部室や部活動専用倉庫などの学校施設の使用におきましては、学童スポーツクラブの設立の場合は、学校長の許可の下、使用することになるかと思います。

学校施設の使用におきましては、10月の校長会で説明を行いました、各学校で不平等が生じないように、引き続き説明を行ってまいりたいと考えております。

○1番（原田祐作君） この点につきましても、教育委員会の積極的な関わりを期待するところであります。

では、小問の3番に移ります。宇城市学童スポーツクラブ連絡協議会、これは仮称であったと思うんですが、このような文言が先日の説明会では登場いたしました。私は、運動部活動の社会体育移行につきましては、移行後も行政がしっかりと責任を持つ、こういうことを繰り返し発言を行ってまいりました。この考えは今も変わってはおりませんが、今回の連絡協議会の構成を見ておりますと、そのメンバーの一部に教育委員会が記載されており、事務局として保護者の窓口、こういった役割を担うそのような説明があったように記憶しております。それでは、その関わり

について、いつまで関わっていくのか、その期間と関わり方についてお伺いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 宇城市教育委員会では、熊本県教育委員会の児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針に基づき、小学校の運動部活動を社会体育へ移行するために社会体育移行検討委員会を設置し、様々な課題について協議してまいりました。

運動部活動は、平成31年4月から社会体育移行となりますが、熊本県の基本方針でも小学校の運動部活動の社会体育移行後における取組として、各市町村は委員会の継続設置を行うようにうたっております。

宇城市教育委員会では、社会体育移行後も引き続き関係団体で構成します委員会を設置しまして、学童スポーツクラブが活動する上での様々な課題について、解決に向けた取組を継続的に進めるとともに、より適切なスポーツ環境を整えられるように努力をしてまいりたいと思います。

○1番（原田祐作君） 再度質問いたします。熊本県の基本方針の中で、委員会の継続設置がうたっており、課題解決とスポーツ環境の整備に継続的に努めるという答弁が今なされました。これは、学童スポーツクラブが存在する限りは行政もしっかりと関わっていく、このように理解いたしました。それでよろしいのでしょうか。当然将来学童スポーツクラブの在り方が変化し、ちょっと正確な数字は忘れましたが、その今学童スポーツクラブとして設立した団体が、どんどん数が減っていったりとか、そのような変化。こういう場合が変化し、その関わり方、そういったときには当然変化する、そのように私も理解はしております。しかし、そのようなスタート当時の関わり方の変化が発生するような場合においては、しっかりとしたやっぱり議論、これを重ねた上での関わり方の変化、これを希望いたしますが、その辺についての見解をお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 先ほどお答えいたしましたように、運動部活動が社会体育へ移行した後も、関係団体で構成いたします委員会を設置しまして、その課題解決に向けた取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。ただし、学童スポーツクラブの運営が順調にいきましたり、また先ほど議員話されましたように、いろんな変化がありましたような場合には、その委員会において協議を行い、その在り方も考えていかなければならないかと考えております。

○1番（原田祐作君） 今回のこの小学校の社会体育移行については、やはり非常に多くの保護者様がやっぱり心配し、またこの移行に向けて教育委員会もかなり御苦労いただいたと思います。このような御苦労が決して無駄にならないよう、積極的にまた継続的に関わっていただき、また学童スポーツクラブこうやって立ち上げた、

これがなくなるまでしっかりと関わりと持っていただきたい。そのように期待をするところでもあります。

それでは、次、小問の4の質問に移ってまいりたいと思います。文化部活動の活動状況についてお尋ねいたします。現在の小学校、宇城市内では主に音楽系になると思うのですが、その文化部活動についてどの程度把握されているのかお尋ねいたします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 小学校文化部活動の活動状況についてお答えをいたします。

県及び市教育委員会とも、文化部活動の社会教育移行の方針はございませんので、来年度以降も、学校現場における状況により判断されるものと考えております。

部活動は、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの上、運営上の工夫を行いまして、体制が整えられるよう、学校と十分な協議をしてみたいと考えております。

○**1番（原田祐作君）** それでは、続きまして小問の5番について質問いたします。これは若干、先般行われました一般質問の中と重複するかもしれませんが、今後の文化部活動の指針について、まずその指針は存在するのか。また、各学校間でこの認識において差があるように思われますが、その点についてお尋ね申し上げます。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 小学校における文化部活動の活動指針についてお答えいたします。

熊本県の指針につきましては、本年6月中に小中学校段階における文化部活動の在り方についてと通知されております。

この通知に基づきまして、本市におきましても本年7月に、これまでの「小学校における運動部活動の方針」を基に、「小学校の文化部活動の方針」を作成しております。

その方針として、「部活動は、教育活動として学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける」としております。また、「部活動の設置にあたっては、現児童の希望、指導者、施設設備等の条件を十分に踏まえて適切に設置する」としております。

ほかに練習日や練習時間、大会参加回数なども改めています。

各学校で差があるのは認識しておりますけれども、各学校ともその特性に合わせてこれまで活動してきた経緯がありますので、各学校において活動方針を立て、それに基づいて活動をしておられます。

○**1番（原田祐作君）** どのように認識をされているのかは、大体理解ができました。そこで再度質問いたします。先日の豊田議員の一般質問の中にもありましたが、器楽部、吹奏楽部の保護者の皆様と意見交換をいたしました。そこで私が強く感じた

ことは、各学校間で認識がばらばらであったことを強く感じております。そのまま部として存続するところ、保護者主体の運営を模索し、学校側と調整を行っているところ、廃部の方針が示され、存続に向けた嘆願書を提出されているところ、まさにばらばらでございました。その上で運動部活動の社会体育移行と混同されている、このように感じられているところもありました。その他意見交換会の中ではある保護者の方からこのような意見もいただきました。「私はここ数年、毎回議会だよりを読んでいる。運動部活動の話は頻繁になされているが、私たち器楽部の話は全くなされていない。私たちはこんなに困っている。なぜ議員さんたちは私たちの声を気づいてくれないのか」このような意見をいただき私自身、もっと認識を深く持たなければならなかったと心に強く、改めて強く思いました。私はこの話し合いの中で一番の問題は各学校間でその認識の差、これがあることだと感じました。同じ宇城市の公立の学校の中で、部活動の運営においてその差がある。確かに学校管理者の判断によるという点は十分理解をしております。先ほどの質問の中、学童スポーツクラブの備品の移行、この答弁の中にありましたが、学校間で差が生じないように、このために教育委員会ができることがもっとあるのではないかと感じております。教育委員会の判断を学校長の判断、その考えに押し付ける、そういうことではなく、各学校間で統一の見解を示していただくような働きかけ、これを校長間で行っていただけないでしょうか。確かに、各学校で特性がありまた地域性もあり、非常に困難でこれはデリケートな問題だということは重々承知の上です。全ての学校運営において統一の見解を出してほしい、ということではありません。ただ、部活動においては統一の見解も出していいのではないかとというのが私の思いですが、このことについての見解をお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 繰り返しになる部分もございますけれども、学校における部活動は、やはり校長先生を中心とした学校の責任体制の下、学校において計画する教育活動でありますので、学校内の教職員等で協議を重ねていただいていると思っております。

これまで、各学校の特性に合わせて活動してきた経緯がありますので、各学校において活動方針を立てられるものと考えております。

教育委員会としましては、学校と保護者の十分な協議を見守りながら、対応してまいりたいと考えている次第でございます。

○1番（原田祐作君） 非常にやっぱり難しい問題であるということは分かりました。でも今の現状を話しますと、今年度は廃部、もう器楽部辞めます、このように言われている。ところが来年度違う校長先生が来たときには、ひょっとしたらまた再開するかもしれない。このようなことも発生しております。ですので、私が希望する

のは子どもたちがやりたいとなった場合には、やはりやれる環境づくりこれが必要じゃないかなと思っております。特に音楽部に関しては、楽器の調律であるとか、また楽器一つ一つも非常に高価なものがある。ですから、せめて今の答弁の中で部活動としては存続、このような方針が明確に示されましたので、器楽部、吹奏楽部のこの部費についてはやはり確保していただいて、来年度以降状況が変わったときには、やはり楽器の整備若しくは器楽部の活動ができるような環境づくりを是非ともやっていただきたい。このように申し添えて、この件については質問を終わりたいと思います。

それでは、小問の6番について質問いたします。小学校の運動部活動の社会体育移行、これについてはいろいろまだ課題とか思いはあるんですが、大よその見通しはついた、このように理解はしております。そこで、では同じ義務教育課程として、中学校の部活動については同様の動きはないのか、その今後についてお伺いしたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） 中学校の部活動の今後についてでございますが、まず、国のガイドラインが本年3月に策定され、中学校等における運動部活動は、生徒がスポーツに親しむ基盤として、今後も持続可能なものとなるよう、県・市町村・校長は活動方針を策定するとされています。

それを受けまして、県の指針が4月に改正されております。この指針では、「生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも、休養日や練習時間を適切に設定する」などが追加されております。生徒の健康・安全に留意し、適正な活動が行われるよう配慮して指導することが必要とされています。

国・県の指針等には「持続可能なものとなるよう」、または「適切な活動が行われるよう」と記載されておりますように、社会体育移行の動きは現在のところないと考えております。

○1番（原田祐作君） 今の答弁の中で、現在はそのような動きはないということですが、今後の動向を注視して、もし同様な動きがあった場合には今回の非常に今保護者も不安になって、教育委員会も御苦労されたこの経験を踏まえて是非ともスムーズな対応が取れるような、そのような環境づくりに期待をするところであります。

それでは、小問の7番に移ります。今までとはちょっと色が変わってくると思うんですが、小中学校の移動手段、これは部活動に限ったところではないのですが、その多くは自転車であると考えております。その自転車なんですが、近年この自転車に関係する事故が非常に多く発生している、このように思っております。実際通学中の事故も、宇城市において報告がなされていると認識をしております。子ども

の命を守る環境づくりとして、どのような取組が行われているのか。事故の発生状況等含めて質問いたします。また、自転車の事故に対する保険としてTSマークというものがあります。これは自転車安全整備点検で、これは有料となるのですが、それを受けるとTSマークというシールを自転車に貼ってその補償が受けられる、このような制度と思っております。赤色と青色のTSマークがありますが、赤色のマークでは、賠償責任補償制度の最高額が1億円、このようになっております。非常に大きな額の賠償が課せられた、そのような事故の報道も目にすることがあります。子どもたちの安心安全、また保護者にとっても安心安全、そのような環境づくりの一環として、自転車の安全整備に対する補助、また座学だけではなく実地での安全運転講習を行政主導で行えないのか。事故発生状況と併せて質問いたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 交通安全を含めた安全教育については、各学校とも、年度初めに教育諸計画を立てて、その計画に基づいて安全指導を行っております。

交通事故から身を守る技能や心情を育て、安全を確認する態度を日常生活で習慣化させることを目的に、正しい歩行の仕方、安全な自転車の乗り方などを指導しております。

しかしながら、児童・生徒の交通事故は、毎年発生しております。昨年度は10件発生し、全て自動車と絡んだ事故でございました。

まれに、歩行者と接触する事故がありますが、この場合は、保護者と学校が連携して対応することとしております。

議員お尋ねのTSマーク補助や実地点検を行政主導で行えないかということでございますけれども、自転車の整備・点検は、各家庭の責任の下で行っていただきたいと思うところでございます。

○1番（原田祐作君） これは私の記憶の中の話で、記憶が間違っていたら申し訳ないんですけども、私たちが小学校時代は、確か夏休みに入る前か入った直後ぐらいに、自分の自転車を学校まで押して行って、学校でみんな集まってそこで業者に来ていただいて自転車の点検だけしていただいて、整備をしてくださいよという助言をいただいたり、また実地での安全運転の講習、このようなものがあったように記憶をしております。やはり子どもの頃から、自転車であろうがこれに対する安全意識を少しずつ醸成していく。これが大人になってから車のハンドルを握ったときに、安全運転の意識の向上につながると思っております。これも立派な教育の一環ではないかというふうに理解をしております。今の子どもたちの安全を守るためだけではなく、このような子どもたちが大人になったとき、将来の子どもたちの命を守る、これにもつながるのではないかというふうに思っております。先日、交通指導員の方にお話をお聞きしました。やはり以前は、実地での安全指導も行っていたという

ことをお聞きしました。ところが現在においては、先生たちの御苦勞またはPTA、保護者の方の忙しい時間、そういったことも関係するのかどうか分かりませんが、やはり実地の研修はなくなって、年度当初今申し上げました座学での講習、この1回きりになっていると。できれば子どもたちにもっとこう安全の大切さ、また自転車の怖さ、危険さ、これを分かってもらうために実地の研修をやりたい。そのために安全教育指導員、警察署にもいらっしゃるようなんですけど、人形とかスタントマン、こういった方を現地に連れて行ってそういう時間をつくりたい。是非これをやりたいんだというような強い思いを感じました。またその自転車の事故についてもですけれども、今答弁の中で自転車と歩行者の接触する事故においては、保護者と学校が連携して対応する、このようなお話もありましたが、確かに今までの地域社会であれば隣の子どもが私に自転車にぶつかってきたとしても、以前から知っていますから、いいよって、今度から注意せないかんよ、こんな声掛けで済んでいたかもしれません。ところが現在は、やっぱり住宅地が開発されてどんどん違う地域から人が入ってくる。今国の中でもいろいろ議論がされていますが、移民という形で全く外国の人が住んでくる。こういった方に子どもがぶつかった場合、わあ、元気がいいね、今度は気を付けなんよ、これで済むのか。外国並みに数千万円若しくは億までにいかないにしても数百万円、数千万円という賠償が子ども、その子どもは支払能力が無いので親に課せられた場合、非常にこういった将来もすぐ近くまで来ているような気がします。ですので、できれば学校、保護者、ここが本当にやるのは私はそれが第一だと、これは十分に理解しておりますが、できれば子どもたちの命を守るそういった観点で、もうちょっと行政がそこに援助、少し手を添えていただければ、そんな環境づくりを期待する。このような意味合いでこの質問をさせていただきました。是非とも、今後小学校、中学校、特に中学校あたりは通学で毎日使います。TSマークの整備率もかなり上がってきたと、100%には届かないけれどもという話も聞いております。その辺は調査研究いただいて子どもたちの命を守る、この観点でその環境づくりに努めていただきたいなと、このような気持ちを期待を添えさせていただきたいなと思っております。

それでは、これで大きな問題の1番は終わりました、大きな問題の2番に移ってまいりたいと思います。大きな2番、上水道環境の整備についてお伺いしたいと思います。小問の1番と2番を併せてお尋ねいたします。上水道の整備状況は、市内どれほどの割合で整備がなされているのか。また、市内の公共施設、これは主に小中学校また災害時の避難施設、これになるような施設に浄水設備がどの程度整備されているのか、若しくは整備されていない施設があるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。併せて、現在この宇城市の上水道の水質保全のための検査方法、

これについてもお答えいただきたいと思います。

○**土木部長（成田正博君）** 宇城市におきます平成30年3月31日現在の給水状況でございます。総戸数が2万3,846戸のうち1万7,163戸、人口にいたしますと5万9,321人のうち4万2,530人、率にしまして約7割の世帯に対して給水を行っております。

市の公共施設、主に学校と避難所ということでございましたので、小中学校の施設数18か所、それと災害避難施設40か所、この40か所は大規模な災害でこういった多くの避難所がいるというときの想定で40戸としております。

上水道への接続状況について説明をしたいと思います。上水道給水区域内の小中学校15か所と災害避難施設は、全て上水道への接続が完了しています。これは区域内でございます。上水道区域外の小中学校施設3か所と災害避難施設4か所が、市の上水道が供給されていない施設となります。

次に、上水道の水質検査の方法でございますが、上水道事業を運営するためには、水道法によりまして規定の水質検査を行う必要があります。

検査の種類につきましては、法定検査と毎日検査がございます。法定検査については、水道水に含まれます一般細菌・大腸菌・カドミウムなど、多くの項目についての含有量調査を一定配水区ごとに毎月行わなければならないことになっております。水質調査の資格を有する民間業者に委託して行っているところでございます。毎日検査でございますが、色・濁り・臭味・残留塩素濃度につきましては、一定配水区ごとに毎日行うことになっております。

市としましても、安全・安心な水の確保と供給のため、安全管理の徹底に努めていきたいと思っております。

○**1番（原田祐作君）** 再度質問いたします。今の答弁の中で、上水道給水区域外の小中学校3か所と災害避難施設4か所が、上水道が給水されていないということがありました。具体的にその名称はどこになるのか教えていただきたいと思います。また、これはひょっとしたら土木部の所管からはずれるかもしれませんが、緊急時に電気よりも一番大切な水、この水の確保の観点から、それらの施設がどのような給水方法か、これについてお尋ねいたします。

○**土木部長（成田正博君）** 上水道区域外の小中学校3か所でございますが、不知火中学校、それと不知火小学校、海東小学校でございます。この施設の給水方法でございますが、不知火中学校と、不知火小学校は不知火中央簡易水道組合からの給水となっております。海東小学校につきましては、小学校敷地内に設置されております小学校が所有します井戸からの給水ということになっております。

水道区域外の災害の施設でございます。災害避難所施設4か所でございますが、

不知火中学校の体育館、不知火小学校の体育館、龍燈公園、それと海東小学校の体育館です。いずれも先ほどと被っている給水状況になります。この施設の給水方法ですが、同じく不知火中学校と不知火小学校、龍燈公園は、不知火の中央簡易水道組合の供給でございまして、海東小学校の体育館も敷地内の小学校が所有します井戸からの給水状況ということになっております。

○1番（原田祐作君） 今、お答えいただきました不知火中央簡易水道ということは、この管理は上水道と同等と捉えていいのかなと思っております。また、海東小学校は地下水という形で理解いたしました。

それでは、小問の3番と4番について質問いたします。先ほどお答えいただきました不知火の施設に関しては不知火中央簡易水道ということで、ある一定程度の上水道と同等程度の管理がなされていると理解いたしました。海東小学校は井戸水ということなのですが、今回この熊本地震発生時に多くの地下水道に変動が生じているこのような話をよく聞きました。例えば湧水量の変化ですとかまた水質の変化ですね、濁りまたは出なくなったこのようなことになると思うんですが、このような話を聞いております。そこで、これはちょっと海東小学校にしか当てはまらなくなったんですけども、子どもたちの口に入る可能性のある施設の水ですね、ですから海東小においてはその給食も日常的にこの井戸水で賄われていると思うんですが、このような施設、その体育館、いろんな方が避難されてくると思います。高齢者の方また近所の方、若しくはミルクを必要とする小さな子ども連れの方。こういう施設においては、私自身上水道環境が重要ではないかと考えております。その点について見解をお聞きしたいなと思っております。

○土木部長（成田正博君） 未整備地区に今後どうするのかという点でございしますが、上水道区域外ということで理解しております。給水区域外の施設に給水するためには、区域を拡張する必要があります。

現在の給水区域を拡張するためには、県に水道事業経営変更認可申請書を提出しまして、その許可を得て整備できることとなります。

しかし、水道事業は公営企業としての運営を求められますので、申請書をする場合にはそこに対する加入率、それと費用対効果、それと施設の耐用年数経過後のいろんな管理、更新を考える必要があります。

最近、更新費用の問題が全国的な問題になっておりますが、市としましても給水区域拡張等につきましては、慎重に対応していかなければならないと考えております。

○1番（原田祐作君） 確かにひと言で給水区域を広げてほしいといっても、やはり道路を掘削し、非常に莫大なお金が掛かる。これはもう重々承知をいたしております。

ですからそここの水の大切さ、このバランスこれをどのように考えて運営していくのか、そういったことになるかと思うんですが、そこで1つ再質問いたします。今のお答えの中で様々な経費というのがありました。その中で本市において施設の耐用年数経過後の更新費用、老朽化したところの対策、様々な管種の配管が様々な年度でいろんなところに埋まっている。こういったことで喫緊の更新施設、その費用とその辺の概要についてお伺いしたいと思います。

○**土木部長（成田正博君）** 水道施設には、取水施設の井戸、原水を浄水します浄水場、水を送りますポンプの施設、排水施設の管路それと電気計装設備などがあります。更新が必要な施設、喫緊の更新が必要な施設ということでございますが、更新が必要な施設としましては、ほとんどの施設が耐用年数を経過しております。特に喫緊に今すぐ更新しなければ危険という施設は現在ありませんが、来年度に水道施設の長寿命化計画を策定する予定としております。内容は、施設の耐用年数それと老朽化状況を踏まえまして、更新計画を策定するものでございます。この計画を基に今後方針を検討していきたいと考えております。

○**1番（原田祐作君）** おそらく非常に大きな予算とそのまた時間ですね、このようなものが必要となってくると思いますので、是非その辺の計画も十分私どもも見させていただきながら、また議論を深めさせていただきたいなと思っております。できれば小学校ぐらいは上水道環境にならないかなというのが私の思いなんですけども、そういった期待も込めて、次の質問に入りたいと思います。

それでは、小問の6番についてお伺いいたします。今後の水道事業計画についてなんです。今、長寿命化計画という文言がありましたので若干被るかもしれませんが、今回特に今国会で非常に話題になっております水道事業の民営化、これを念頭にちょっと議論を進めていきたいなと思っております。本日付の熊日朝刊においても、6日国会衆議院を水道事業の民営化、この関連法案が成立し、公布から施行までおよそ1年だよという記事が載っていた、このように思っております。この民営化の問題なんですけれどもこれはやっぱり水道の料金、またその水質等の安全性を含めた非常にこれは大きな問題であるこのように私自身認識しております。ほかの自治体では、既に下水道事業を外資系の民間企業に民営化し、この水道事業についても非常に積極的な姿勢を示している自治体もあると聞きますが、このことを念頭に置きつつ、今後の水道事業計画についてお伺いしたいと思います。

○**土木部長（成田正博君）** 水道事業が抱える現状と課題としましては、人口減少に伴う料金収入減少、それと施設老朽化に伴います更新、それと人材確保育成が問題になっております。

この問題は、全国的にも宇城市も含めて同様の状況でございますが、この対策と

しまして、国からは水道事業の広域連携それとコンセッション方式の導入、いわゆる民間企業の導入ということが、先ほど話されましたとおり国会で挙げられております。

そのうちの広域連携といいますのは、幾つかの自治体が合同で施設の共同化・管理の一体化・経営の一体化などを行うことでございます。現在、熊本県内を6つのブロックに分けて各自治体がこのことについての協議を行っております。民間企業の導入は指定管理者制度・包括的民間委託などによる運営といった導入でございます。

民営化につきましては、現在新聞報道等でされておりますけれども、市としまして重要な問題として、慎重な対応が必要かと考えております。

○1番（原田祐作君）　ここで、ここの答弁の中で再度質問いたします。現在県内で6つのブロックの広域化の協議が行われている、このような文言がありました。できれば6ブロックの詳細について教えていただきたい。これは若干私の私見になるかもしれませんが、この広域化というのは民営化の前段というふうに捉えられるんじゃないかと私自身思っています。現在非常に厳しい運営を各自治体この水道事業行っております。その苦しい事業者を広域化してここでスケールメリットを生み出して、そして一気に多くの範囲を民営化にしてしまう。特に広域化された後には、他自治体が水道事業の民営化に賛成してしまえば、この宇城市が単独で反対してもどうにもならない。この大きな流れの中で民営化に巻き込まれてしまう。このようなことも懸念をしております。このことを念頭に置きながら、またこの動向についても慎重な対応とまた緻密な分析、これを成されなければならないと思うんですが。動向も見守るこれを十分理解はできますが、これ以上市民の負担、私たちの不安が増大しないように、先手の対応が必要ではないかと思っております。水道事業の民営化に対して、もう一步踏み込んだ見解というのはいただけないでしょうか。

○土木部長（成田正博君）　民営化の前にブロックの広域化、今年5月に熊本県が主体となりまして、熊本県水道事業基盤強化推進協議会というのを設置されております。その中で6つのブロックに分けて基盤を強化するというものでございますが、目的としましては、基盤強化のための様々な方策について協議を行うことを目的としております。6つのブロックの構成団体としましては、有明地域協議会、熊本中央地域協議会、阿蘇地域協議会、環不知火海地域協議会、芦北地域協議会、球磨地域協議会であります。宇城市は、環不知火海地域協議会というところに属しております。

広域化は民営化の前段ではないかという御意見でございますが、広域連携の協議会の協議事項の中に、官民の連携に関することの記述がありますので、若干の関連はあるのではないかと考えております。

民営化に対しましての見解でございますが、先ほど申し上げましたコンセッション方式の導入を推進するという内容になっております。所有権を自治体をもって運営権を民間企業がもつといった内容かと認識しております。私たち自治体と考えなければいけないことは、生活に一番必要であります安心安全な水を市民に提供することでございます。料金の問題もございますが、生きていく上では、まず水が一番大切でございます。熊本地震での経験もまだ記憶に新しいものでございます。今回の水道事業の民営化に関しましては、自治体の判断かと思っております。宇城市は多くの水を上天草・宇城水道企業団に委ねております。宇城市だけの判断ではないと思っておりますし、他の３市の市町村と歩調を合わせることが必要となってきます。先ほどありました外国において料金の高騰、それと水質管理といった問題の事例がありますので、市としましては慎重に検討、対応していかなければならないと考えております。

○１番（原田祐作君） この水道の民営化、これ最近報道で見るようになったんですけども、これは以前から非常に重要な問題であると懸念が持たれていた課題でした。世界の民営化水道の実態を調査している公共リサーチ連合というのがあるみたいなんですけど、ここの報道によると、２０００年から２０１５年までの１５年間に、世界３７か国で民営化された２３５水道事業が再公営化された、このように発表されたという記事も目にしました。さらに一旦民営化したものを再公営化するにあたっては非常に多額の契約途中であれば、この契約の違約金を支払う、このような事例も報告されています。今も水道料金ちょっと高いんじゃないかといろんな議論が行われているこの宇城市においては、やはり今後どのような流れになるのか、非常に注視していただいて、この民営化の流れ調査すればするほど、いろんなこの世界の大きなお金の流れといいますか、世界銀行とかＩＭＦ基金そういったものも背景にありながら、非常に複雑な中で進んでいるような環境も見受けられますので、是非とも慎重な対応、慎重な議論の進め方を期待するところであります。それでは、大きな２番の問題はここで終わりたいと思います。

それでは、３つ目の質問に移りたいと思います。小中学校の一貫教育について質問いたします。先日、小中一貫教育推進計画と書かれた印刷物を目にしました。宇城市の小中一貫教育というと、私の中でぱっと頭に浮かぶのが、やっぱり豊野町の小中一貫校、これがまず頭に浮かびます。そのほかについては、一貫教育ではなくて連携教育というふうに私はずっと理解をしていました。こんな場でこんなことを言うと、私の不勉強さを御披露するようでちょっと恥ずかしいところもあるんですけど、まず、基本的なところから押さえていきたいと思います。この小中一貫教育がこの宇城市においてどれほど浸透しているのか、まずその基本理念についてお伺い

したいと思います。

○教育長（平岡和徳君） まず、小中一貫教育といいますのは、小学校、中学校が義務教育9年間を一体と捉えまして、中学校を卒業するときの子どもたちの姿、子どもたちの未来、こういったものを共有して、9か年間を見通した教育課程を編成した上で、系統的に教育活動を展開するという内容です。

そこで宇城市としまして、各中学校区をブロックとして捉えまして、施設一体型、施設分離型の立地条件、そしてその地域の特性を踏まえまして、その実態に応じた効果的で体系的な小中連携、こういったものをおしながらの小中連携という形の中で実践しているところあります。

○1番（原田祐作君） 私自身、今回この文書またその計画書を読ませていただきました。その中で、やはり私自身県の教育委員会等の研修に行く機会があるんですけども、その中でも義務教育課程の9年間、小学校6年と中学校3年を今のとおり6年と3年で分けていいのかと。これは本来であれば子どもたちの成長発達の段階を考えるとそこで分けるのではなくて、この計画書にありました、小学校4年生と小学校5年生で1回分ける、そして中学校1年生と2年生の間に発達の段階としてはそこで分けるのが適当、このような議論というか説明を受けて納得した記憶があります。ですからこの小中一貫教育の計画については、私も非常に興味を持って、関心を持っているところでございます。

そこで、小問の2番について質問いたします。この計画について詳細をもうちょっと質問したいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） 宇城市では、平成29年に宇城市小中一貫教育推進計画を策定し、基本的な考え方や具体的な取組内容を定め、学校現場に示すとともに、教職員全員研修会等を通じて各小中学校への浸透を図っております。

中学校区で構成します各ブロックでは、学校施設の立地条件や地域の特性に合わせ、創意工夫しながら様々に取り組みされており、教育委員会としましては、各ブロックの実践が充実するような体制づくりや支援体制に努めているところでございます。

具体的には、全ての学校の校長及び小中一貫教育コーディネーター参加の下、小中一貫教育推進の核として位置付けております小中一貫教育推進会議を年に2回実施しておりまして、各ブロックの意識調査や実施状況調査を踏まえた実践内容の確認並びに進捗状況の把握を行い、指導助言を行っているところでございます。

○1番（原田祐作君） 本来であれば、この小中一貫推進会議についてもうちちょっと深めた質問をしたいのですが、ちょっと時間の都合もありますので、すみません、ここは割愛させていただいて、後でまた確認をさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたけれども、小中一貫教育やっぱり私も非常に関心を持っております。やはり社会の変化に伴って子どもたちの発達、この段階も非常に大きく変化している、このように私も認識しております。その変化に柔軟に対応し、またそのきめ細やかな対応、このようなものがこの小中一貫教育によってできることを私も期待をしております。

それでは、小問の3番に移りますが、小中一貫教育に伴う施設整備についてどのようなお考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） 小中一貫教育につきましては、教職員の意識改革、推進体制の構築、育ちや学びの連続性の確保など、いわゆるソフト面の充実を推進しておりますので、推進計画におきましては施設整備等の計画は行っておりません。

小川中学校の校舎等の整備計画につきましては、先日の永木議員の一般質問でお答えしましたとおり、耐力度調査の結果を踏まえて整備してまいりたいと考えているところでございます。

○1番（原田祐作君） ソフト面での計画ということは、私も理解いたしました。でも、この小川町についてお話をさせていただきますと、海東小学校、ここについては児童数も減少傾向で、来年からは複式学級も出てくるんじゃないかとそういった懸念もあります。また、小川小学校、小野部田小学校も同様でございます、やはり減少傾向。河江小学校、これ今340人程度児童がいますが、これもやはり減少傾向。河江小学校の減少は校歌が示しております。私たちの頃は学友600と歌っておりましたが今は学友400と歌っております。数年後にはひょっとしたら学友200となるのかな、こういう懸念もしております。こういう面においてやはりソフト面とハード面ですね、やはり小中一貫教育になったときに、やっぱり施設一体型、こういったところもひょっとしたら視野に入ってくるんじゃないかなというのをちょっと頭に思い浮かべております。そういった面で、やはりソフト面だけではなくて、ハード面これも含めたところでの計画というのが必要じゃないかなと思うんですけども、その辺について見解をお伺いしたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） 小川ブロックでは、学校施設の立地条件や地域の特性と合わせて施設分離型での小中一貫教育を現在推進しているところでございます。議員も御存知だと思いますけれども、小川中学校の校舎等は老朽化が著しい施設でございますので、早急に再整備が必要な学校かなと考えております。現在、耐力度調査を進めております。今から施設一体型への計画というふうな大きな変更となりますと、難しい状況ではないかと認識しているところでございます。

○1番（原田祐作君） そうですね、小川中学校に関しては確かに耐力度も問題なんですけども、やはりそれ以前に実際に学校に行ってみますと、やはり雨の日の暗い廊

下、また濡れた廊下、そしてところどころ剥げて段差もできていて、このような状況もありますので、やはり早急な対応をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、小問の4番に移ります。小中一貫教育を進めるにあたって学校、または保護者、地域、PTAだけではなくてPTCAですね、コミュニティも入ったPTCAこのような連携というのが大切と思っておりますが、その辺の地域への広報であるとか周知、この方法についてどのようにお考えなのかをお聞きします。

○教育長（平岡和徳君） 議員御指摘のとおり、教育委員会としましては、保護者、地域こういったところとの連携につきましては大変重要であると認識しております。

やはり小中一貫教育というのは、育ちや学びの連続性を重視しておりますので、9か年を通じた系統的・継続的な教育活動の充実を目指した中で、学校・家庭・地域、こういったところが一体感をもって連携した中で、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体、こういった育成が促されながら、子どもたちの自立に向けた大きな教育効果が期待できると考えています。

そこで、本市としましては、熊本版コミュニティ・スクールを実践しております。これにつきましては、保護者と地域の方々が各学校の教育課題等を共有していただきながら、その解決や改善に向けて共に話し合いながら協力し、一体となって組織的かつ継続的に教育にあたるという内容でございます。

そういった意味からも、この地域とともにある学校づくりのための熊本版コミュニティ・スクールと、宇城市総体としての小中一貫教育を一体的に進めていくことで、大変効果のある教育内容が実践できるというふうに自負しております。

なお、広報、周知につきましては、現在、宇城市のホームページへの掲載とともに、各学校の学校だより等を通じまして、その取組内容を地域・保護者へ発信していただいているところであります。

○1番（原田祐作君） 本来であれば、ここでアメリカの心理学者アブラハム・マズローという、このマズロー三角形というのを例に挙げながら、学びの段階、環境についてもうちょっと議論を深めたいところであったんですが、時間も無くなりましたのでここで終了させていただきたいと思います。今回も早口になりましてお聞き苦しい点もありましたが、今後共強く行政について関わり、そこに興味を持って議論を進めていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前11時01分

再開 午前１１時１５分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、２０番、中山弘幸君の発言を許します。

○２０番（中山弘幸君） ２０番、うき未来２１の中山でございます。今国会では問題がある法律が多く議論され、既に可決した法律もあります。特に渡邊議員、五嶋議員、原田議員から指摘がありました水道法の改正、移民法ともいえる入管法の改正、また種子法の廃止は私たちの暮らしに大きな影響があります。水道事業の民営化については、これまで３７の国の２３５都市で一旦民営化され、問題が生じ元に戻っております。なぜ、このような諸外国で失敗していることを今日本で導入しなければならないのか。移民政策ともいえる入管法の改正については、私は外国の人を差別するつもりはありませんが、実際特に欧州では移民政策により社会の分断、貧困などの問題で苦しんでおります。確かに農業分野など、人材不足は深刻です。だからといって現在ある技能実習生の問題点を放置して、新たな制度を取り入れることは大きな問題であります。毎年数千人の実習生が失踪し、昨年までの３年間で６９人もの実習生が死亡しているそうであります。まずは現在の制度の問題点を解決し、充実させることが先決だと考えております。さらには、消費増税の問題があります。これまでの２度にわたる増税で、消費が低迷し景気が減退することは明らかであります。だからこそ政府は、軽減税率の導入やキャッシュレス決済にポイントの５％還元、さらにはプレミアム商品券を低所得者、２歳までの子どもを持つ家庭に発行、自動車、住宅の購入者への減税、マイナンバーカードへのプレミアムポイントの付与などの対策を模索しております。２％の消費税引き上げで本来は５兆６千億円の増収が期待されます。しかし約４割の分野で軽減税率を適用して、増収が減少する上に住宅などへの減税、幼児教育の無償化などで家計に多くを還元し、さらに消費税引き上げ以上のポイント還元や公共事業によって財政赤字が拡大いたします。結局はキャッシュレス決済になじみのない高齢者、自動車や住宅に縁のない人には負担だけがのしかかります。また、中小の事業者には期限付きのポイント還元のための設備投資が重くのしかかります。一体何のための消費税引き上げか、本質を見失った議論が展開されております。また、現在の状況は景気の先行きに不安材料が多くあります。株価は乱高下しており来年にはオリンピック特需の縮小も予想されます。さらには米中の貿易摩擦、日米のＦＴＡなど挙げればきりがありません。仮に来年になり、景気の減退が現実となり消費増税が断行されれば、日本の経済は負のスパイラルに突入する可能性があります。なぜそうまでして増税にこだわるのか、諸説あるようですが、私は将来的な消費税１５％、２０％の布石ではない

かと考えております。私たち地方議員はこのような重要な問題から目をそらすことなく、正面から向き合っていかなければ、気づいたときにはこの日本の国の在り様が根本から変わり、取り返しのつかない時代になっているかもしれません。

そのようなことを踏まえて、質問に入ります。まずは合併特例債について質問をいたします。宇城市が誕生する前、合併協議が始まった頃は、バラ色の未来が約束されたかのような雰囲気でした。直前になり小泉内閣の三位一体改革により、一転して暗雲が垂れ込めていたことを思い出します。当初は約３００億円の予定だった合併特例債が、合併直後に約１６０億円で減額されました。財政調整基金も約１５億円でのスタートです。それでも約１０億円を取り崩さなければ予算が組めない状態だったことを記憶しています。その後、２代目の市長が就任された直後から、国の経済対策により宇城市の財政は余裕ができ、財政調整基金は貯まり続け、現在に至っております。まずは、これまでの活用状況と限度額についてお尋ねいたします。

後の質問は、質問席から行います。

○総務部長（成松英隆君） 合併特例債の活用状況等についてということでございます。

まず、最初に制度の概要と限度額について御説明申し上げます。

合併特例債は、市町村建設計画に基づく特に必要な事業に活用できるものとされ、当初計画では合併年度及びこれに続く１０年間で活用期間とされていました。

その後、東日本大震災の影響により５年間の延長、さらに本年度発行期限を再延長する改正特例法が成立しまして、現在では平成３６年度までの活用が可能となっております。

市の合併特例債の発行可能額につきましては、建設事業分としての３０１億４，８４０万円と、基金造成分の３１億４，８４０万円を合計した、３３２億９，６８０万円までの発行可能となっております。

また平成１７年度から平成２９年度決算までの借入実績は、平成２６年度に借り入れた合併特例基金造成分の３１億３，５００万円を除く建設事業分として、１４６億１，９５０万円となっております。今後建設事業分としまして、平成３０年度以降と平成２９年度からの繰り越しを含めまして、残りが１５５億２，８９０万円活用できることとなっております。

ただいま申し上げました約１４６億円と、基金造成分約３１億円を合計しました１７７億円の借入金のうち約８９億円、率にしまして５０％程度は返済が済んでおりますということをお知らせしておきます。

次に借入済額について、事業の目的ごとに主だったものを申し上げますと、生活道路やスマートインターチェンジなど道路関連事業としまして、４８億４，６１０万円、率にしまして３３．１％となります。用排水路整備や湛水防除事業などの河

川・水路関連事業が13億3,600万円、9.1%。松橋駅周辺地区都市再生整備事業が8億6,320万円、5.9%。教育関連では、統合三角小学校や不知火中学校整備など、学校教育・保育施設関連事業が45億4,960万円、31.1%。その他スポーツ施設整備で4億5,430万円、3.1%となっております。総務関連では庁舎別館や支所などで7億6,810万円、道の駅などのコミュニティ整備で4億7,220万円、消防関連では防災行政無線、排水機場の整備などで10億2,090万円となっており、これらで借入全体の15.5%を占めているものです。そのほかにも福祉施設や観光施設の整備、公共施設の除却等にも活用している状況となっております。

○20番（中山弘幸君） 一旦160億円に修正されました限度額が332億円に増額された経緯と、今後の主な建設事業の予定と事業総額が分かればお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 今後の発行可能額というのは、当初から先ほど申しました301億4,840万円というのは変更ございません。そのほか今後の予定ということでございます。まず、活用の考え方ということは説明させていただきますと、合併特例債の対象となる事業に該当すれば、地方の単独事業のみならず、国庫補助事業の地方負担分、いわゆる補助裏についても充当できることとされておりまして、起債の充当率は95%、そのうち70%は交付税措置があり、有利な起債であるということでございます。

ただし、合併特例債以外にも、事業の状況や、合併特例債と同様、有利な起債がございます。その1つとしてまず挙げられるのが、国の補正予算に伴う、いわゆる補正予算債でございます。各年度の状況により地方交付税における財政措置は異なりますが起債充当率はおおむね100%で、交付税措置は事業内容によって50%から80%となっております。

1例を挙げますと、昨年度の国の補正予算に伴う防災拠点センター整備などの復旧・復興事業につきましては80%の交付税措置があり、今年度の国の補正予算関連では、今回補正予算として上程しておりました、小・中学校のブロック塀・空調設備の整備について60%の交付税措置となっております。

また、過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債については、起債充当率100%に対しまして交付税措置が70%と、合併特例債を上回る有利な交付税措置があり、その他でも、事業内容にもよりますが、学校教育施設整備事業債では起債充当率90%に対して交付税措置70%、公共施設等適正管理推進事業債では起債充当率90%に対して交付税措置50%などの活用が考えられます。

このような地方債を、国の動向や事業の内容、起債を起こすか、基金を使うか、基金の繰入れを使ってやるのか、その折々の状況によりまして、どの財源を活用す

るのか判断していく必要がございます。合併特例債の活用事業及び実施年度については、以上のことから、なかなか具体的に示すことが難しいという状況でございます。

しかしながら、合併特例債というのは、財政措置が有利な起債には違いなく、事業内容を精査した上で、平成36年までの期間、発行限度額を踏まえつつ、効果的・効率的な活用時期や事業選択を行ってまいりたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 合併特例債は平成36年までですが、合併特例債だけでなくほかにも有利な起債があるということはよく分かりました。ただ、合併特例債もあくまでも借金でありますので、今後とも安易に頼ることなく、適正に運用していかれるようによろしくお願いいたします。

次に移ります。次にリバーサイトロードにつきまして質問いたします。9月の議会の引き続きの質問になりますが、簡潔なる答弁をお願いいたします。9月議会で私が調査の結果を説明し、市長に見解を求めた折り、市長は中山議員のサンプルは参考にならないと一蹴されました。私はコンサルではありませんので、徹底的な調査はできませんが、少なくとも3日間にわたり、実際に通行しその結果を基に見解を求めたことに対して、どういう根拠で参考にならないということを言われたのか市長にお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） 9月議会での答弁で、土木部長が交通量調査につきまして説明しました。その手法は、国土交通省が発表している交通量をベースに推計を行ったものであり、国・県が道路整備計画をする場合も同様であります。分析の結果は、渋滞解消に大きな効果が上がるというものでした。

中山議員が自分で調査された結果を話されましたが、あくまでも個人の見解であり、その調査では自治体を実施する道路整備計画の参考にならないという意味でございます。

○20番（中山弘幸君） 私は、リバーサイドロードに関係ある道路を自分で走ってみて、一番混雑する時間帯ですね、朝の7時から8時に実際走って、若干の混雑はあるが、どうにもならない渋滞の状況ではないということを私は報告いたしました。それがなぜ参考にならないのか、市長、それは参考にならないということは私はないと思いますけれども、それはコンサルの出した専門的なそれとは違うかもしれないけれども、実際走ってみて私の結果ですから、それが参考にならないということはないと思いますが、市長いかがですか。

○市長（守田憲史君） 国・県が道路整備計画をする場合も、この手法を使っておりますので、我々はその手法でいくということでございます。見解の違いでしょう。

○20番（中山弘幸君） 時間がないので先に進みます。では次に、再度交通量調査の

結果を報告願います。

○**土木部長（成田正博君）** 交通量調査につきましては、国道・県道の交通量は、国土交通省が調査を行った数字、交通センサスを基に現況交通量を配分しております。中山議員からの質問であります交通量につきましては、平成30年交通量推計値としまして、国道266号地点の不知火小学校から不知火支所前交差点までの間で日交通量が約1万9,200台が通っております。次に、県道14号八代鏡宇土線の宇城広域連合南消防署前付近でございますが、日交通量が約1万7,700台ということになっており、次に県道181号松橋停車場線中心部地点のパチンコつる・曲野交差点付近の日交通量が約1万2,400台ということになっております。

この交通量はあくまで平日の日交通量を示しておりますが、お盆や連休などの交通混雑期は考慮されておられませんことを付け加えておきます。

整備後の交通量についてということでございますが、国土交通省が発表しております平成42年の将来交通量をベースに推計を行っております。それに基づいた結果、大野川リバーサイドロードが完成した際には、現況道路の交通量が各交差点箇所におきまして、それぞれが約2,000台近く減る想定となっております。大野川リバーサイドロードには約4,000台の交通量が想定されますので、整備後の渋滞緩和には非常に効果が上がるとの分析結果が出ております。

完成後は、松橋不知火地区の渋滞する市街地を通らずに、東西の目的地にスムーズに通行ができることになると考えております。

○**20番（中山弘幸君）** 今の答弁によりますと、不知火小学校付近が1万9,200台の、2,000台で約10%の減、県道14号線の南消防署付近が1万7,700台の2,000台減の約11%の減、県道181号線のパチンコつる前が1万2,400台の2,000台減の約16%の減、要するに10%から16%がリバーサイドロードを通るという予測であります。これは余りにも利用率が低いと私は思います。一般的なバイパスができればほとんどが利用するようになりますが、しかしこの道路は単純なバイパスではありませんので、通行量の予測は極めて困難だと私は思います。この2,000台の減少の根拠と、この低い利用率からしてこの道路の必要性は私はないと考えますが、いかがですか。

○**土木部長（成田正博君）** 交通センサス、交通の国勢に様々な側面について行う調査でございますが、人口減少など推計いろいろ根拠に基づいて算出しております。交通量推計も同様にソフトプログラムに基づきまして推計を出しております。通常新しい道路をつくる場合、交通量を基準として進めていきます。その数値は推計であります。国土交通省でも利用しているプログラムを使って算定するのが一般的でございます。

○20番（中山弘幸君） 私はあんまり信用していません。

次に、渋滞状況について。渋滞の箇所を説明願います。

○土木部長（成田正博君） 宇城市の渋滞箇所は、インターネット等にも掲載されております。平成25年1月に国土交通省により記者発表されております地域の主要渋滞箇所の公表についての箇所を説明いたします。熊本県交通渋滞対策協議会が最新のIT技術を活用したデータを基に、渋滞候補箇所の抽出を行いまして、パブリックコメントによる道路利用者の意見を踏まえ箇所が選定されております。

発表された渋滞する交差点は、宇城市全体で14か所ありました。その中で大野川リバーサイドロードに関係する渋滞する交差点箇所は7か所ございます。

詳細な場所でございますが、1つ目としまして先ほど申しました不知火町高良交差点、これは不知火支所前の四差路の交差点でございます。それと不知火町高良東交差点、松橋駅の市道との三差路の交差点、JR不知火のこ線橋、松火橋付近でございます。もう一つが松橋町の松橋南交差点、マクドナルドが松火橋の先にありますがその三差路の交差点。もう一つが松橋町松橋西交差点、松橋駅から県道との四差路の交差点。それと松橋町松橋交差点、松橋の郵便局があります県道との四差路の交差点。それともう一つ宇城市松橋町松橋交差点、松橋に坂口医院がありますが、その県道と市道の三差路の交差点。もう一つが宇城市松橋町久具の交差点、松橋警察署があります変則五差路の交差点を宇城市の主要渋滞箇所として発表されております。この渋滞箇所は、交差点部分だけを示しているのではなく、この交差点を結ぶ区間も渋滞箇所として発表されております。

渋滞の時間としましては、朝7時から8時ぐらい。夕方が17時から18時までの通勤や通学の多い時間帯でございます。ただし宇城市総合病院、それと宇城彩館付近で一番多いピークの交通量が10時から11時頃となっております。これは病院や宇城彩館利用者の開店時間の影響と思われます。

市としましては、今回の幹線道路をつくることで、車両を利用する人がいららることなく、渋滞を回避してスムーズに生活道路を通行できるような道路整備網が必要かと思っております。

○20番（中山弘幸君） 朝の時間帯の渋滞状況は、9月の議会で説明したとおりですが、結論から申しまして多少の混雑はありますが、せいぜい信号の1回から2回待ちでどうにもならない渋滞と言える現状ではありません。朝夕の時間に混雑するのは仕方がないことでありまして、昼間はほとんど問題なく流れております。

9月議会では夕方の時間帯に調査する時間ありませんでしたので、今回は夕方の時間帯の調査をいたしました。12月4日天候は雨でした。9月の調査と同じコースでまず16時50分に不知火中学校前を通過し、不知火支所前の交差点は全く

問題なし、その後マクドナルド前を16時54分に通過し問題なし。その後仏壇の千寿前は右折ラインが整備され、スムーズに右折し、松橋の新四つ角もスムーズに通過し、道の駅には16時59分に到着し、所要時間は9分でした。その後コースを戻り、パチンコつるを左折し、旧3号線を通り市役所を通り、また不知火中学校まで帰りました。所要時間は9分でした。その後、再度同じ道を通りました。2回目は不知火中学校前を17時14分に出発、不知火支所前の信号は1回待ちでした。ちなみにウキウキロードの上りは混雑は無し。その後マクドナルド前は3方向とも問題なし、そして道の駅には17時25分、所要時間は12分で、3分余計にかかりました。その後17時27分に道の駅を出発し、先ほどと同じコースを通りましたが、その時はシモダ文具前と市役所前が少々混雑していました。その後ドラッグイレブン前は信号は1回待ちで、今回そこを左折し消防署に17時36分に到着。3キロの距離を所要時間が9分でありました。その後南消防署を出発しダイレックス前を右折、市役所前を右折、その後十徳やでUターンし市役所方面に左折、その時旧3号線の保健センター前は混雑をしていました。その後17時50分、ドラッグイレブン前のパチンコ屋にとめて交差点を観察いたしましたが、どの方向も混雑はありませんでした。それからマクドナルド前を左折しましたが混雑なし。また不知火支所前も既に混雑は解消しておりました。以上で報告を終わりますが、この調査で改めて分かったことは、多少の混雑はあるが渋滞と言えるレベルではないということです。大体17時15分頃より混雑が始まり、18時前には解消するということであります。それから不知火中学校から道の駅までの距離は、普通のコースで約4.2キロ、リバーサイドロードが完成し通れば、約5.8キロで1.6キロも長くなります。おそらく朝夕の時間帯以外では、ほとんど所要時間は変わらないか、逆にリバーサイドロードが長くかかることも考えられます。わずか5、6分の短縮のためにこの道路を整備する必要は私はないと考えておりますが、これはもう答弁は求めません。

次に、事業期間についてお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 事業期間についてでございますが、延長が約3キロと長い
ため、3工区に分けて事業を進めていきたいと考えております。

事業の手順といたしましては、まず工区ごとに道路の詳細設計を行い、事業整備
範囲を確定させ、用地測量、補償調査を実施しまして、用地買収・建物等の工作物
補償後、工事着手といった手順になります。

長崎久具線の実施期間を参考に、1工区5年程度をめどに事業を計画しております
ので、スムーズにいきまして3工区に分けると15年程かかるのではないかと
いう推計を出しております。

なお、本事業は、社会資本整備総合交付金事業にて事業実施を予定しております。国からの交付金の配分や多くの方々の大切な土地、建物等を提供していただくことになりますので、用地の取得の状況でも事業期間、進捗等は大きく変わってくると思っております。

○20番（中山弘幸君） スムーズにいつて15年、ということはおそらく私は20年以上はかかると考えております。

次に、概算の事業費をお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 概算事業費ということでございますが、現在、予備設計中でございます。現段階で正式に公表できる概算工事費はまだ算出はできておりませんが、道路規格が同一の路線に現在整備をしております長崎久具線がございます。長崎久具線は、延長が2.5キロメートルで、総事業費は約29億円となっております。そのことを考えますと大野川リバーサイドロード延長が約3キロメートル、JRのこ線橋や大野川をまたぐ橋りょう等もありますので、総事業費は長崎久具線と同程度かそれ以上掛かると考えております。

○20番（中山弘幸君） 長崎久具線が大体10年ちょっとかかって約30億円ですね。今答弁がありましたように、このリバーサイドロードはJRのこ線橋、これがおそらく10億円以上掛かると思います。と大野川の橋が2本、約10億円掛かると私は思います、素人感覚で。おそらくコストの上昇等を考えれば、その1.5倍ぐらいは私は掛かるんじゃないかなろうかと、約40億円から50億円、私はざっと見て掛かるんじゃないかなろうかと思っております。そこで、市中心部の慢性的な渋滞が緩和と言われますけれども、現状は多少混雑する程度、また時間の短縮も5、6分、そして15年から20年の歳月をかけて約40億円から50億円の巨額の予算を投じて進める意義がどこにあるのか、私は理解に苦しみます。確かに、無いよりはあったほうがましだと思いますよ。しかし、その費用対効果、その点はどう考えておられるのか。

○土木部長（成田正博君） 先ほどの長崎久具線の29億円と申しました。長崎久具線の橋りょうは約100メートルございまして、それにかかる橋の橋りょう費用が9億円掛かっております。その辺を100メートルと今回リバーサイドロードにかかります橋りょうは100メートルはございませんので、その辺は今おっしゃいました事業費に膨らむかは今のところは不明でございます。

それと事業の必要性和効果ということでございますが、宇城市が合併当初から計画してきました長崎久具線、平成31年度末には国道266号沿いの不知火中学校から県道八代鏡宇土線、南消防署までの区間が供用を開始する予定となっております。この路線は、合併当初国道3号までのバイパス道路として計画がしてありまし

た。計画路線の中に住宅の増加、また国道取付けの関係機関との協議により実施することができませんでした。

南消防署建設場所も、宇城市の南北東西緊急車両通行に最も適切な場所として将来の長崎久具線を見越して建設をされました。しかし、南消防署の交差点で事業をとめるとなりますと、松橋町中心市街地の渋滞緩和としての効果は薄く、十分に発揮できません。そこで大野川河川敷を利用しまして、南消防署の交差点から宇城総合病院の交差点までを結ぶ道路を計画したところでございます。

宇城市総合計画基本構想の重点プロジェクトとしまして、大野川リバーサイド整備による交通渋滞緩和と、幹線道路ネットワーク構築を掲げまして取り組んでいるところでございます。

中心の市街地を経由せずに通行できる幹線道路網を構築し、交通渋滞を緩和するとともに、市内の工業団地や物流拠点、観光拠点、それと旧町間などのアクセスを良好にしまして、地域産業の発展に資する幹線道路になると思っております。人口減少が進む中、宇城市はインフラ整備が進み、企業が進出しやすい環境を整え、宇城市に転入したい、住んでみたい、会社を出してみたいと思われるよう、こういった幹線道路の構築は今後人口減少のためにも必要かと思っております。

○20番（中山弘幸君） 時間がちょっとかかりますので。先ほど長崎久具線の話はされましたけれども、あれは順番逆ですね、あれもともと合併前の不知火と松橋の話し合いの中で、消防署の移転が先にあって、それから長崎久具線ができたんですよ。私はそう理解しています。その議論は今度しますから、もういいです。要するに、もう確かにあれば結構です。しかし何回も言うように事業費が幾ら掛かるかわからない、15年も20年もかかる事業を効果も限定的、それよりも宇城市はもっともっとやる事業があるんじゃないかと私は思っております。市長、その点いかがですか。

○市長（守田憲史君） 中山議員が、議員の本分として御主張なさるのは我々も真摯に受け止めなければなりませんが、先ほど成田土木部長が申したとおりでございます。

○20番（中山弘幸君） 時間がないので、また次回この続きは議論したいと思います。

続きまして、定住移住対策について質問いたします。ちょっと時間がないので、市長に対する質問はこの次に回しまして、今現在、宇城市に関わった移住者の現状の把握から質問いたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 移住者の数という御質問だと思います。宇城市への移住者の数についてですが、現在のところ移住者という定義が定まっておりません。このような状況から、本年開催されましたくまもと移住定住促進戦略協議会のワーキ

ンググループ会議の中で、移住者の定義を「定住を目的として生活拠点を移動した者」と定め、併せて県内自治体において、統一的な方法により県外からの移住者数を把握する必要があるとの意見が出されております。これを受けまして、市町村の転入届、受理窓口、受付窓口でアンケート調査をするなど、把握方法などを現在検討されているところでございます。

○20番（中山弘幸君） 私が取り上げております移住者というのは、田舎暮らし等を目的に、宇城市に魅力を感じて移住して来られた方々ということで今後質問したいと考えております。

現在宇城市でも、定住移住対策で様々な取組がなされておりますが、残念ながらまだ効果が上がってない現状だと思います。そこで、1つ宇城市の特性をいかした取組を提案したいと思います。日本農業新聞に次のような記事が掲載されました。49歳以下の新規就農者が、4年連続で2万人を超えている。農水省は田園回帰が若者層で続いていると分析。一方、山梨県中央市では、市が地域おこし協力隊を募集しJAと連携し、新規就農の支援を行っているということです。宇城市では第一次産業が基幹産業になっております。ほかの産地に比べて後継者は多いほうだと思いますが、残念ながら特に中山間地では高齢化が進み、後継者がいないところでは将来廃業しなければならないところが出てくると予想されます。そうなれば地域はますます疲弊し、有害鳥獣の被害の拡大も予想されます。また農業生産も減少し、地域の経済にも影響が出てきます。

そこで、宇城市でも地域おこし協力隊を募集し、有害鳥獣の駆除や農作業のサポートなどを請け負いながら、宇城市で新規就農を目指してもらおう。そしてその支援を宇城市とJAが連携して全面的にバックアップをしていく、そのような取組ができれば、少しでも定住移住につながっていくのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○経済部長（吉田裕次君） 農業関係の取組としましては、国の補助事業である農業次世代人材投資事業を活用して、定住を促しております。

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金や、就農予定時の年齢が45歳未満で2年以内及び就農直後の経営確立の支援、独立・自営就農時年齢が45歳未満で5年以内を条件として、交付金150万円以内を交付することで、生活を安定させ就農意欲の喚起と青年就農者の大幅な増大を確保することを目的としております。

宇城市では、就農前の準備段階においては、熊本宇城農業協同組合や農事組合法人宇土割営農生産組合が熊本県の認定を受けた研修機関となっており、独立・自営就農を目指す方を支援していただいているところでございます。

独立・自営就農後は、経営開始型の交付金を交付するとともに、宇城地域振興局や熊本宇城農業協同組合をはじめ、その他関係機関と連携し、栽培技術や経営技術など多方面からバックアップを行い、経営の早期確立に向け取り組んでおりますので、現状では先ほど話された地域おこし協力隊の活用等については考えておりません。

○20番（中山弘幸君） 要するに、就農前の準備年150万円の支援が2年間あり、就農後の5年間150万円の支援があるということです。私は、就農前の2年間ということは今まで知りませんでした。だったらなおさら私はいいと思います。3年間地域おこし協力隊として、まず宇城市に来てもらい、宇城市を好きになってもらい、その後農業に興味があれば7年間の支援で就農を目指す。就農されなくても別の仕事を宇城市で見つけてもらう。これは移住定住策としては、極めて有効ではないかと考えますがいかがでしょうか。

○経済部長（吉田裕次君） 先ほども申しましたが、現在のところは地域おこし協力隊は考えておりません。それと先ほどの答弁で申しましたが、市内にそのような方々を受け入れて農業研修をする機関があります。そして最大2年間の研修期間の中に、年150万円の補助を受けられる制度がありますので、早期の就農、定住に向けた政策として推進してまいります。

○20番（中山弘幸君） 今後の検討をよろしくお願いします。

次に、地域おこし協力隊の活用について質問いたします。9月の議会で河野一郎議員からも教育現場に活用できないかという質問もありました。また、私の小学校のスポーツの指導に地域おこし協力隊員の活用はできないかという質問に対して、教育部から前向きな答弁も頂きました。ほかにも考えれば、いろんなことに活用範囲は無限にあると考えます。もっと積極的に活用を検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

○企画部長（岩清水伸二君） 地域おこし協力隊の制度について、若干説明させていただきます。この制度は平成21年度から始まったもので、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票及び生活拠点を移した者を、地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱しまして、地域協力活動を行ってもらいながら、その地域への定住・定着を図るという制度でございます。

制度が開始されてからは、着実に地方自治体に浸透しておりまして、平成29年度においては、全国で約1,000の地方自治体で約4,800人が隊員として活躍されております。

宇城市におきましても、平成28年度に三角町の戸馳島の観光振興を軸とした雇用創出による経済振興、地域の活性化を目的に、3人の地域おこし協力隊員を委嘱

したところでございます。

さらには、今年度、地域おこし協力隊員2人を宇城市観光物産協会に配置し、観光物産協会が担うべきマーケティング機能や組織力の強化、及び収益力の向上を図る目的で隊員の募集を行いました。しかしながら、今のところ、まだ委嘱までには至っていない状況でございます。

繰り返しになりますが、この制度につきましては、隊員1人当たりの活動経費として400万円、起業に要する経費として1人当たり100万円、その他の経費として隊員の募集経費にも200万円を上限に特別交付税で措置されるなど、財政的にも手厚い優遇措置がございます。

今後につきましては、地域おこし協力隊の活動効果等の検証や他自治体での活動状況を情報収集しますとともに、協力隊の地域ニーズの掘り起こしや移住促進を図る目的で、様々な分野での制度活用の方向性を探っていきたいというふうに考えております。

○20番（中山弘幸君） 時間の関係で再質問は割愛いたします。今後よろしくお願いしたいと思います。

次に、金桁温泉について質問いたします。私はこれまで整備計画につきまして規模が中途半端でもっと充実させるべきだと主張してきましたけども、結局その意見は取り入れられませんでした。それはそれで仕方ありませんので、今後は限られた施設で、いかに地域の活性化と住民の福祉に貢献できるかを考えていきたいと考えております。まず、今後の予定をお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 今後の予定についてという質問でございます。

地域間交流施設金桁温泉整備事業の今後のスケジュールにつきましては、現在、基本設計が完了しまして、実施設計におきましても最終段階に入っております。今月中には完了の予定でございます。

今議会で工事費の増額補正を提案しており、議決いただければ、年明け早々にも入札手続きに入り、今年度内には契約締結の予定をしているところでございます。

本事業の工期につきましては、約8か月を見込んでおりまして、平成31年中には完成を見込んでおりますけれども、施設設備の試験運転などの開業準備も別途必要となりますことから、開業時期につきましては、これよりも若干遅れるものと考えております。

○20番（中山弘幸君） 時間の都合で再質問は割愛して、今度委員会でお聞きしたいと思いますので、最後には学校の教育問題に入っていきたいと思います。

教育行政の中で幾つか挙げておりますが、時間の関係で小学校の部活動についての質問をいたしたいと思います。9月議会に続き質問をしますけれども、今議会で

私を含め4人の議員から質問が上がっており、この問題がいかに深刻であるかを物語っております。これまでの答弁で音楽部は来年度以降もこれまでどおりということですが、また豊田議員の質問で来年度の予算ももう確保してあるということです。そうであっても、実際音楽活動が来年からどうなるのか、また音楽部の現状をどう把握されておられるのか、そしてまた教育委員会として今後どのように関わっていかれるのか。そして部活動でなくなった場合、楽器や練習場の問題がある中で継続が可能かどうか、以上、お伺いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 県及び市教育委員会とも、文化部活動の社会教育移行の方針はございませんので、来年度以降も従来どおりの取り扱いとしております。

各学校への聞き取りを行っておりますので、現状は把握をしております。指導者不足の問題や、楽器の購入・維持管理の費用負担など課題があるかと思っております。

聞き取りの結果を若干申しますと、部活動として存続するというのが1校、存続するが音楽専科教員の異動状況次第では活動内容変更があるが1校、外部指導者を確保できれば存続するが2校、地域クラブとして活動するが1校、廃部の予定だが外部指導者が確保できれば検討するが1校となっております。また音楽室や楽器等の備品使用に関しましては、地域クラブ及び外部指導者での活動の場合でも、使用することは可能ということでございました。

教育委員会としましては、学校と保護者の十分な協議を見守りながら、対応をしてみたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 教育委員会として保護者に対しての説明、または保護者に聞くということはないのか、というのが1点。先日行われました市内6小学校の音楽部の保護者の意見交換の中で、松橋小学校を省く全ての学校で、本年春頃ほぼ同じ時期に学校長から、来年度から部活動は無くなりますよと告げられております。それまでは音楽部は、来年度以降も続けられると思っておられた保護者たちは寝耳に水で、それから慌てて会議を開いて外部指導員の確保などに奔走させておられました。教育委員会として、保護者に対して正確な情報を提供すべきと私は考えておりますがいかがでしょうか。また校長が部活動廃部といった場合はどうなるのか、そして楽器や音楽室の使用は、これまでどおり全く同じ条件で使用ができるということなのか。以上、答弁をお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 先ほども申しましたように、文化部活動の社会教育移行という方針はございませんので、あくまでも校長を中心とした学校内での議論になってまいるのかというふうに考えているところでございます。

先ほど保護者への意見を聞くならという御意見をいただきましたけれども、やは

りその趣旨に則りますと、学校と保護者が十分な協議をしていただくというのが必要大事なかなという部分でございますので、やはり教育委員会としては、その対応を十分に見守っていききたいという考えでございます。

楽器等につきましては、クラブ等が存続する場合には学校からは使用可能というようことも聞いておりますので、そのような対応ができるかというふうに考えております。

○20番（中山弘幸君） 要するに教育委員会と言えども、学校の中のことには踏み込めないという側面も一部は理解しますけれども、しかしその学校と保護者の仲介といますか、その助言というか私は何らかの形で教育委員会も関わっていくべきだろうと考えております。幾つかの学校では楽器が足りないので、ほかの学校の余っている楽器を借りて、音楽部を続けているところもあります。そのような学校では、学校の部活動でなくなれば借りる手続きなど保護者の負担が極めて大きくなります。また外部の指導者も簡単には見つかりません。児童の中には、運動が苦手で音楽部に入っている児童もいます。また、運動部のようにほかに選択肢も多くありません。音楽部を運動部と同じように考えるには、かなりの無理があると私は思います。結論からいって、音楽部は学校の部活として残すしか私は選択肢がないと考えます。その上で先生方の負担や平等性を考えて、教育委員会も協力をいただいて、外部指導者の確保に努める。このことが最善の方法だと私は考えますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） 先ほどからこの問題につきましては、他の議員の方からも御質問ありましたし、今部長からも答弁ありましたけれども、学校においての部活動につきましては、校長を中心とした責任体制の下に、学校において計画、実施、教育活動、こういったものを執り行うものとなっております。1つ校長判断という言葉が出ておりますけれども、これは校長先生に私たちが伝達した後に、教職員の意見を吸い上げていただきながら、学校の状況そしてこういったものを踏まえていただいた特性を、最終的に校長先生が判断されるということになっております。ですから先ほどから部長が答弁しておりますように、学校と保護者のその協議について、その進展状況を見守りながら、教育委員会として適切な助言、指導ができれば思っているところです。

○20番（中山弘幸君） 結果的に、来年度の予算も確保し存続の意向であっても、学校長ができないと言われればできないわけですから、そこを教育委員会が中に入っていて、とりあえずは学校管理下に残した上で、保護者も努力して外部指導者を探すとそういった移行期間といいますかそういったことを設けながら、練習場所も同じようにと言ってもなかなか施設の問題とかありますので、そして私は楽器

の問題、変わらないと言われますけれど、なかなかその学校の管理下から外れれば、私は同じようにいけないと思いますので、その点は学校の管理下の部活動として、当面は残るように助言をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。少し時間が余りましたけれども、残りの質問は次回に回したいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後 0 時 1 4 分

再開 午後 1 時 1 5 分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4 番、三角隆史君の発言を許します。

○4 番（三角隆史君） 皆さんこんにちは。議席番号 4 番、会派彩里の三角隆史でございます。2 回目の一般質問になります。ただいま議長のお許しを頂きましたので、大きく 3 点、鳥獣対策、地域振興、廃校対策について質問させていただきます。

質問の前に訂正をさせていただきます。大きな 2 点目の（2）、寺島リゾート開発のところを平成 3 0 年開業としておりましたが、すみません、私のミスです平成 3 2 年開業に訂正をいたします。それと（3）ボートピアの質問は省略をさせていただきます。

まずは大きな 1 点目、鳥獣対策について質問させていただきます。今月の 4 日に兵庫県芦屋市で 8 6 歳の女性がイノシシに襲われ左手薬指を食いちぎられるという恐ろしい事件が起きています。また一昨日の夜には広島市の繁華街にイノシシが出没しております。もうこれはただごとではないところまで来ております。宇城市におきまして、平成 2 9 年度イノシシの駆除数は約 1, 4 0 0 頭、平成 3 0 年度になりました。昨年よりもかなりの勢いのペースで捕獲されていると伺っております。それだけ捕獲されるということは、まだまだかなりの数のイノシシが生息しているものと推測できます。このような状況が続くと、農業被害が深刻なものとなること容易に想像されます。

そこで、市長にお伺いしたいと思います。農産物に対する鳥獣被害の現状について市長はどうお考えになられていますか。

次の質問から、質問席で行います。

○市長（守田憲史君） 農作物に対する鳥獣被害については、年々深刻化しており三角地区をはじめ、宇土半島全域に広がりつつある状況と認識しております。

被害作物については、果樹・水稻・野菜など宇城市の主要作物全般に被害があり、被害額も年々増加傾向であると認識しております。特に近年深刻化しているイノシシの駆除頭数は、平成21年度の100頭未満から右肩上がりとなり、昨年度は約1,400頭の捕獲実績となっております。

また、シカによる被害もイノシシ同様増加しております。宇城市におきましては、猟友会委託による捕獲、鳥獣害防止対策協議会を通じて箱わなの貸与及び防護柵の補助を実施し、農作物の被害減少に向けた取組を行っております。

農作物の被害減少のためには、捕獲するのも重要ですが、一般的にイノシシの成獣は警戒心が強く、わなに接近しても中には入らない場合も多いので、メッシュ柵、電気柵等が効果的であると考えます。維持管理は大変ですが、有害鳥獣を引き寄せるえさ場を無くすことが一番効果的だと思います。

農政課より柵の設置要望を毎年度受付をしていますので、農作物被害の軽減に是非活用していただきたいと思います。

有害鳥獣問題は、宇城市だけではなく全国各地の自治体でも頭を悩ます問題となっております。猟友会及び関係機関等で連携し、意見交換を交えながら様々な対策を講じ、被害撲滅に向けて進めていきたいと思います。

○4番（三角隆史君） 市長のお考えが分かったところで、次の質問にまいりたいと思います。

宇城市も農政課を中心としていろいろな鳥獣被害対策を行ってこられたと思いますが、その中で見えてきた課題、被害状況をお伺いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 宇城市の対策としましては、有害鳥獣捕獲駆除委託、新規の狩猟免許取得補助、侵入防止柵の補助を実施しております。

現状と課題につきましては、駆除数の増加とともに箱わなの設置、見回り等、人的負担が大きく、効率化が問題となっております。

新規の免許取得者については、高齢化が進み若手の取得者が望まれるところでございます。

防護柵については、設置後の維持管理メンテナンスが必要であり、高齢化が進んでいる状況では非常に難しくなっております。

イノシシ被害につきましては、数年前までは生存確認のなかった地域まで出没し、農作物への被害が拡大しております。

宇城市全域での駆除実績としましては、平成28年度がイノシシ942頭、シカ201頭、平成29年度がイノシシ1,379頭、シカ269頭、平成30年度は9月末現在で、イノシシが713頭、昨年519頭とイノシシの駆除頭数は、宇城市全域で増加傾向にあります。特に三角町においては、前年比で233頭増加して

おります。また、イノシシによる農作物被害も、平成28年度が約1,500万円、平成29年度が約2,800万円と増加している状況でございます。

○4番（三角隆史君） こういった状況の中、イノシシから農産物を守るため、市はどういった対策をお考えかお尋ねします。

○経済部長（吉田裕次君） 宇城市としましては、主に2点を重点的に実施しております。

1点目は、農作物被害に遭わないための防除です。具体的には、国・市等の補助金を活用し、ワイヤーメッシュ柵、電気柵、忌避剤などにより、有害鳥獣を農地に侵入させないようにすることで、農作物被害の低減を図っております。今年度はメッシュ柵約8,300柵を三角、不知火、小川町で、電気柵約8,700柵を不知火町、三角町にて実施予定にしております。

2点目は、個体数を減少させるために、猟友会による捕獲を行っております。近年は年間通じて捕獲許可を出しており、猟友会の協力によって年々捕獲頭数が増加しております。駆除を促進するために、今年度は箱わな28基、くくりわな93基を導入し、猟友会へ貸与する予定でございます。また、新規狩猟免許取得者に対して補助を行っております。

この防除と捕獲を組み合わせることによって、有害鳥獣による農作物の被害を減少させていきたいと考えます。

○4番（三角隆史君） 農作物の被害を無くし、どうか農業を守っていただきますようお願いをいたします。

次に移ります。鳥獣被害対策については生息域の把握、防御、捕獲、処理、処分といった全て対策を講じなければ、抜本的な解決には至らないと考えますが、市としてはどうお考えかお尋ねをいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 宇城市においては、各地域における駆除頭数は把握しておりますが、生息域及び生息頭数の正確な把握は困難であります。

ドローンを活用して調査した事例はありますが、生息個体数を確認するのは困難だったと聞いております。

今後も、各関係機関と連携し、生息域、生息頭数などの把握ができるような方法があれば、情報収集し検討していきたいと考えております。

また、防除につきましては、柵を活用し有害鳥獣を侵入させないようにすることや住民の方々に対し、有害鳥獣のえさとなる生ごみや未収穫の作物を放置しないよう、地域住民の啓発を推進してまいります。

捕獲につきましては、毎年、猟友会へ箱わな等の貸与、新規狩猟免許取得者における補助、捕獲委託料などを活用して捕獲の強化に取り組んでおります。

処理、処分につきましては、埋設で対応しておりますが、今後は本市をはじめ、宇土市、美里町など宇城地域での広域的な検討課題であると考えております。

○4番（三角隆史君） 処理、処分につきまして、埋設も1つの方法だとは思いますが、三角町の場合、私有地に埋めておられる方もいます。こういう状況では限界が見えております。ほかの方法につきましても考える必要があるかと思えます。

次に移ります。喫緊の課題として、イノシシの捕獲数を上げることが必要であり、そのためにはICT等を活用し、捕獲手法を効率化するなどの対策が必要であると考えますが、市はどうお考えかお尋ねいたします。

○総合政策監（村上理一君） それではICTの活用に関してでございますので、私から答弁させていただきます。

まずはイノシシの捕獲方法でございますが、主に狩猟、箱わな、くくりわなによる3つの方法がございますが、捕獲数を上げるためには、これらの捕獲方法のより効率化を図っていくことが重要でございます。

一方、イノシシ被害につきましては、昨今では民家をはじめ学校・公園・道路など、市民が集う場所にも出没しておりまして、中には人的な被害も発生するなど全国的な社会問題となっております。多くの自治体がイノシシ捕獲に苦慮する中で、全国的に見渡しますと、イノシシの捕獲作業にICTを活用し、効率化を図ることで効果を上げている先進的な地域もございます。

具体的な事例を挙げますと、長野県塩尻市や長崎県五島市におきましては、センサーカメラによりましてイノシシの生息状況をモニタリングしたり、箱わなに鳥獣捕獲感知装置を設置し、捕獲情報を写真付きでメール配信することにより、わなの見回り労力の効率化を図るとともに、この捕獲現場を電子地図（GIS）上に表示し、猟友会などの関係団体と情報を共有化するなどの取組が行われております。

イノシシを含む鳥獣被害対策に係るICT機器の開発は、年々進化しております。今後全国各地域において活用が進んでいくことが予想されております。現段階でこのような取組については、国は鳥獣被害防止総合対策交付金等によりまして、ハード、ソフトの両面による支援が現在行われております。

本市においては、現在のところ鳥獣被害対策に関するICT活用の支援は、今のところ行っておりませんが、市内の民間団体による取組事例がございます。一定の効果が生まれているようでございますので、これらの取組を参考にしながら、農産物の被害を食いとめ、市民への人的被害を発生させないよう、効率的な対策方法の1つであるICTの活用について、早急に検討を進めてまいります。

○4番（三角隆史君） ICTを早く導入して、イノシシの捕獲の効率化をお願いしたいと思います。総務省ホームページによると、宇城市は本年7月9日に地域IoT

実装のための計画策定・推進体制構築支援事業に係る支援団体として採択されているが、これはどのような内容かお尋ねをいたします。

○総合政策監（村上理一君） まず、用語の説明をさせてください。まずＩｏＴですが、これはインターネット・オブ・シングスの略でございまして、一般的に「モノのインターネット」と呼ばれております。パソコン、スマートフォン、テレビ、エアコンなどの身の回りのあらゆるモノが、インターネットにつながる仕組みのことを言います。さらに「ＩｏＴ実装」という言葉ですけれども、これは少子高齢化等が急速に進む地域におきまして、経済の活性化や地域課題の解決に貢献するＩｏＴの活用を、これまでの全国的なモデル的な実証の段階から、行政サービスに機能として追加することを実装と申します。議員が御質問されました「地域ＩｏＴ実装のための計画策定・推進体制構築支援事業」と長い事業名でございすけれども、これは全国で７自治体が採択されておまして、防災、教育、福祉、観光など具体的な地域課題解決を目指す地域ＩｏＴ未導入の自治体に対して、導入に向けた計画の策定や推進体制の検討、導入に向けたスケジュールの検討を国が支援をするというものでございます。

具体的には、本市はこれまで地域情報化に関する具体的な計画を策定しておりません。また「宇城市まち・ひと・しごと・総合戦略」においてもＩｏＴ活用による地域課題の解決といったアプローチは盛り込まれておりませんでした。そのため、ＩｏＴあるいはＩＣＴですね、こういった利活用、情報通信インフラ整備が遅れている現状を踏まえまして、今般の事業を活用し、民間シンクタンクの知見やノウハウこれらを習得しながら、本年度中に先ほど申しました地域情報化計画にも準用できるような「地域ＩｏＴ実装計画」を策定し、本計画に基づき、具体的な実装の実現を目指すというものです。

なお、本市では、本年７月に国の採択を受けまして、関係課による宇城市ＩｏＴ実装計画策定推進会議というものを設置しております。この中で、地域や行政課題の整理、課題解決に有効な地域ＩｏＴの特定、将来構築すべきＩｏＴシステムの検討等に取り組んでいるところでございます。

○４番（三角隆史君） こういった支援事業に採択されているということで、このＩｏＴ実装計画を本年度中に策定するのであれば、鳥獣被害対策の課題解決のために、ＩｏＴを活用したイノシシ捕獲を効率化するためのシステム導入等の計画を策定できないかお尋ねをいたします。

○総合政策監（村上理一君） このＩｏＴの計画は、もともと観光、福祉、教育など様々な分野に及びますけれども、本計画の策定にあたりまして、まず担当課による個別ヒアリングを行っております。地域課題に関しまして、具体的なＩｏＴシステム

の実装によって解決できる可能性が高いものとして、特に防災それと農業、この2つの分野が挙げられましたので、現在その2つに絞って検討をしているところでございます。議員御指摘のイノシシ被害の対策の関係でございますが、このうちの農業分野では、農産物の鳥獣被害が急増して、特にイノシシの捕獲数が、先ほどの答弁のとおり年間1,300頭を超えておりますので深刻さを増していることから、捕獲の効率化を図るためのIoTシステムの構築・支援に向けた計画の策定、及び今後の市全体への普及展開の可能性について、現在検討を進めているところでございます。

○4番（三角隆史君） 農業被害が深刻な状況になる前に手を打って、宇城市が全国に先駆けたモデルになるよう今後の市の対策に期待をいたしまして、大きな2番、地域振興に関する質問に移らせていただきます。

人口減少も甚だしく、活性化へなかなか活路を見い出せていない三角町であります。天草の玄関口世界遺産三角西港、天然の良港三角東港、またミカン、洋ランの産地として潜在力は高いと私は確信しております。その潜在力をこの議会をとおして少しでも引き出せたらとの思いで質問をさせていただきます。

第2次宇城市総合計画、住み続けるまちづくりの重点プロジェクトでもあります済生会みすみ病院の移転、支援に向けて、現在、市はどういう取組をされているのかお伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 済生会みすみ病院の三角駅前移転計画についての御質問です。この計画につきましては、平成26年に済生会みすみ病院から初めて宇城市に相談がありました。

当初は済生会みすみ病院が中心となりまして、移転の検討がなされておりましたが、その後も、その後、済生会の熊本支部に移転のプロジェクトチームが設置され、そこで移転の審議が継続され、これまで7回のプロジェクト会議が持たれていると伺っております。

済生会みすみ病院とは、定期的にこれまで連絡を取り合っておりまして、今のところ最終的な移転の判断は出ていないということですけれども、何とか今年度中には、方向性を見い出したいという意向とお聞きしております。

三角駅前は、JR駅と産交バス三角営業所、三角港が集中している公共交通の結節点、要衝でもございます。

済生会みすみ病院は、職員や外来患者など、毎日約500人近い関係者の往来がありまして、移転による駅周辺の人口の集積、それから新しい人の流れが生み出されると思います。それに加えて、済生会みすみ病院と整備された現在の東港広場や駅前の交通ネットワークが融合することで、三角地区のコンパクトなまちづく

りが推進され、地域が大きく活性化する可能性が広がってまいります。

本市としましては、現時点では、済生会みすみ病院の移転に関するプロジェクトチームの審議状況を見守りたいと考えておりますけれども、今後、済生会みすみ病院の三角駅前への移転が決定されれば、市としましては、最大限の支援、協力を行っていきたいと考えております。

○４番（三角隆史君） 今年度中に方向性を見い出すということ、良い判断が出されることを三角町民として切に願っております。

次に、寺島リゾート開発は平成３２年開業となっておりますが、計画どおりに進んでいるのかお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 三角町寺島リゾート開発につきましては、福岡県の久留米市に本社を置きますベストアメニティ株式会社によって開発の計画が現在進められております。

ベストアメニティ株式会社としては、寺島開発をアイランドリゾート構想と位置付け、トレーラーハウスと高級キャンピングテントを使用した３００人程度収容の宿泊施設、それから温泉施設、イベント会場、バーベキューハウス、売店、レストランなどの整備を計画されております。なお、ここで使用されます電力につきましては、太陽光、風力などを利用した自然エネルギーを中心に賄うということでございます。

平成３２年までにはオープンしたいというこれまでのベストアメニティ株式会社の意向については、変わりはないという認識でございます。

事業費としましては、約９億円程度を見込んでおられまして、宇城市としてもこの開発計画が実現すれば、これに伴う経済波及効果も三角町だけにとどまらず、市全体にも広がり、地域の大きな活性化につながるものと大きな期待を寄せているところでございます。

なお、このベストアメニティ株式会社では、今年３月には大牟田市に温泉施設、それから１０月下旬には、上天草市にトレーラーハウスを利用した宿泊施設「マリーナフランピング・ビレッジ・天草」を開設されまして、また、先月の９日には同じ敷地内にステーキハウスレストランとスポーツジムを開業されております。

以上、状況でございます。

○４番（三角隆史君） このベストアメニティ株式会社がつくられましたこのステーキハウス、非常に週末等人気でにぎわっているそうです。ですので、早く結論を出していただき、平成３２年の開業に向けてやっていただければと思っております。済生会みすみ病院の移転にしても、この寺島リゾート開発にしても、また今日は質問をいたしませんでしたが、ボートピアの進出、こういったことが実現しない

と加速度的に過疎化していくのが目に見えています。どうか市の方からも実現に向かいますよう後押しのほどをよろしくお願いをいたします。

次に、三角西港の観光戦略についてお伺いいたします。これも第2次宇城市総合計画の中にも選ばれるまちづくりの重点プロジェクトとして挙げられています。宇城市の観光拠点として、三角西港はなくてはならない存在です。今後市はどういうふうに三角西港を考えられているのかをお伺いいたします。

○総合政策監（村上理一君） 観光振興戦略の関係でございますが、三角西港を含めた宇城市の観光戦略の策定につきましては、今年度中に地方創生事業の一環として策定をさせていただきます。

今回の観光戦略の策定にあたりましては、第2次宇城市総合計画及び宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略など、市の上位計画などを踏まえまして、また、宇城・天草地域の広域観光戦略との整合性を勘案しながら、戦略的な観光地域づくりを推進させるものとします。さらに、観光マーケティング機能を導入しながら、世界文化遺産である三角西港を核とした観光振興の方向性を明確にしまして、目指すべき将来像を定め、観光関連業者や関係団体、地域住民、行政が一体となって、観光振興に取り組むための指針としての観光振興戦略を策定し、地域の観光振興への参画を促進させたいと考えております。

今回の戦略の実行計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間としまして、計画の内容は、本市において実施している入り込み観光客数統計調査など、既存の観光関連調査資料や地域経済分析システム、通称リーサスと申しますけれども、リーサスを活用しながら、観光振興戦略に反映させる基本コンセプト、将来像、これらを明確にし、将来像実現に向けたロードマップを作成したいと考えております。この中で観光振興の事業アイデアやストーリー性のある観光ルートの開発など、戦略を盛り込みたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 三角西港も世界遺産に登録されて3年が経過し、観光地としての魅力が少し薄れてきている感じがします。しっかりとした観光戦略を立てていただきますようお願いをいたします。昨年12月議会で溝見議員が言われたような世界一素敵なトイレの設置を是非実現していただき、三角西港に新しい風を送っていただきたいと強く願います。

つぎに、三角町振興株式会社の経営状況についてお尋ねします。また、三角町振興株式会社は、西港のムルドルハウスの運営ほか三角西港の管理をしていると把握はしておりますが、どこまでが三角町振興株式会社の管理で、どこまでが県の管理かはっきり分からないところがあります。所有者等も含めましてそこをお尋ねいたします。

○**経済部長（吉田裕次君）** 三角町振興株式会社の過去３年間の当期純利益ですが、平成２７年度マイナス２２３万６千円、平成２８年度マイナス２６０万７千円、平成２９年度プラス１９万１千円となっております。平成２７年度には赤字部門であった三角駅前のラガール、正式名称がフィッシャーマンズワーフの物産館事業の経営から撤退し、平成２９年には龍驤館の入場料徴収を始めたり、DMO事業に取り組んだりと経営改善に取り組んでまいりましたが、厳しい経営状況が続いております。

宇城市三角西港観光施設の指定管理期間は、平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日までの５年間で、三角町振興株式会社と管理運営に関する協定を締結し、宇城市所有施設の龍驤館、宇城市物産館（ムルドルハウス）、旧三角海運倉庫、宇城市伝統工芸館、旧三角簡易裁判所等の管理運営にあたっております。

また、宇城市が熊本県から管理委託を受けている三角西港地区港湾環境施設内には、熊本県所有施設の浦島屋、旧高田回漕店、西港浮栈橋、東屋、駐車場や緑地帯等があります。こちらについては、毎年度ごとに県と市で管理委託の契約を結んでおりますが、一体的に業務委託をすることが経済的かつ効率的であると考え、市が三角町振興株式会社と再委託契約を結んでおります。

今後は施設の有効活用を進めながら、経営の改善を図ってまいります。

○**４番（三角隆史君）** 西港の施設の中で、西港浮栈橋だけが熊本県の管理というところで、あとは全て三角町振興株式会社が管理をしていると受け止めます。理解をします。三角町振興株式会社については目先の改善ではなく、本気で経営改善に努めないと大変な状況に陥る危険性を持っていると危惧しております。ちゃんとした経営計画を立て、地域からも信頼される会社を目指していただければと思います。

次に、空き家・空き店舗の対策についてお尋ねをいたします。熊本地震もあり、空き家・空き店舗の状況も変わってきていると思います。今後、宇城市はどういう対策をとられるのかお尋ねいたします。

○**総合政策監（村上理一君）** 空き家の実態調査に関しまして、まずお答えいたします。

平成２７年度に市全域を対象として全棟調査を実施しております。調査内容は、目視による外観調査などで、その結果１，６３５棟の空き家の存在が判明しました。またその空き家の所有者に対しまして、空き家の経過年数、状態、管理頻度、今後の利活用方法に関する考えなどのアンケートも実施しております。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、その後の熊本地震によりまして、公費解体事業による老朽家屋の解体も進みましたが、新たな空き地も増加するなどしておりまして、地震の前後では、把握している空き家の実態にかい離が生じているのが実態でございます。

昨年１１月に立ち上げました「駅まち☆未来創生会議」の中の「駅まち活性化検

討ワーキンググループにおきましても、地震による空き地・空き家の増減に係るデータ更新などの課題を洗い出すなど、今後実態調査を行いながら、空き地・空き家の利活用を促進させるべきとの意見が出されております。本会議の最終とりまとめにおきましても、地震後の空き地・空き家の実態を早急に把握すべきと整理されております。また、宇城市空き家等対策協議会の中でも同様の意見が挙がっておりまして、12月中に策定されます宇城市空き家等対策計画にもその必要性が盛り込まれる予定でございます。

この計画を踏まえまして、今後、国の補助事業などを活用し、市全域を調査対象とした全棟調査の再実施ができないか、現在検討しているところでございます。

○経済部長（吉田裕次君） 経済部の方から空き店舗の御説明をいたします。

空き店舗の利活用については、平成27年度にまちづくり観光課で、調査員による外観目視調査及び囑託員への確認調査が行われました。全体で97棟の空き店舗が確認され、そのままの状態若しくは一部補修して利用できる店舗施設が19棟、店舗兼住宅が8棟という状況でしたが、平成28年の熊本地震の影響により状況は変わっていますので、再度調査が必要となってまいります。

本市では、現在サテライトオフィスの誘致や、創業・起業の支援として経営塾を開催しております。サテライトオフィスの誘致や創業・起業による空き店舗などの活用を目指しているところでございます。

また企画部で、空き家、空き店舗の再調査について検討されておりますので、調査の結果を踏まえ、空き店舗の活用を図ってまいります。

○4番（三角隆史君） 今後この空き家、空き店舗対策において、新しい言葉ですけど、シェアリングエコノミーという言葉がキーワードになってくると思います。空きスペースの有効活用という発想です。先日9月に、小川町の風の館塩屋でそういったセミナーをしていただきました。東京のスペースマーケットという会社は、そういった考え方を基に作られた会社だそうです。売上げが1年で300%以上伸びている。空き家、空き店舗に目を付け、時間貸し、宿泊等いろいろなニーズに対応し、民泊、会議、パーティ等に活用できます。空き家、空き室、空き店舗などの情報をスマートフォンのアプリで非常に分かりやすい形で公開されています。こういったビジネスは、宿泊施設が少なく、イベントが多いこの宇城市において、非常に有効な手段であると思います。遊休資産、つまり空き家、空き店舗を宝に変えることができる1つの手段としてお知らせをします。

続きまして、大きな3番、廃校対策について質問をさせていただきます。現在三角町には6校の廃校があります。一部は生涯学習センターとして利用されているみたいですが、今後解体を予定している施設もあると聞いております。どこを解体し、

今後どういう計画があるのかをお尋ねします。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 学校は、地域の拠点として、市民生活や教育文化を支え、地域社会の連帯感を醸成する中心的な役割を果たしてきました。

そして現在は、旧校舎を三角地区生涯学習センター、郡浦地区生涯学習センター、大岳地区生涯学習センター、戸馳地区生涯学習センターとして宇城市生涯学習施設条例の規定に基づき、生涯学習課が管理をしています。

いずれの施設も築後40年前後を経過し、今後の活用方針として、現在利用しています戸馳の子ども会活動や、収蔵資料関係を保管している戸馳地区生涯学習センター以外の3施設につきましては、老朽化による劣化が顕著であるため、宇城市公共施設等総合管理計画に則り、段階的な解体を予定しているところでございます。

○**4番（三角隆史君）** 解体という方針も理解はできますが、今後少子高齢化及び人口減少の中、廃校の進むべき姿を利用計画として作成してほしいと思いますが、市の姿勢はどうかお尋ねいたします。

○**総務部長（成松英隆君）** 現在、文部科学省では、未来につなごう「みんなの廃校プロジェクト」～廃校施設の有効活用～として積極的に活用へ向けた取組を進めています。このプロジェクトでは、廃校になった施設を文部科学省がホームページで紹介し、活用希望者を募ります。内容は、廃校の立地条件、建物の状態や地元行政が希望する条件として、貸付・譲渡・活用アイデアの募集などが紹介されています。

このプロジェクトは、少子化による児童生徒数の減少により、毎年500校前後の廃校が発生し、平成27年度末の廃校数は6,811校に上っており、施設が現存する廃校数は5,943校にも及びそのうち約7割が何がしか活用されています。

本市においても、生涯学習センターやスポーツ・レクリエーション施設として活用しておりますが、旧校舎が使用されていなかったため、かなり老朽化が進行しており、現行の施設のまま若しくは他の用途として施設を存続するためには、老朽化した建物を改修し、耐震機能を向上させるなどの措置が必要となり、多額の費用を投じなければなりません。そのため、人の出入りを前提に旧校舎を存続・継続的に活用する場合は、利用可能な補助制度などを検討する必要があります。

教育部長の答弁でありましたとおり、本年6月に策定した市の公共施設等総合管理計画改訂版の中で、戸馳地区生涯学習センターについては、他の施設活用計画等と調整し、今後の活用を検討するとしております。他の施設活用計画等とは、隣接する農村環境改善センター、戸馳保育園などの施設を示しますが、防災・観光などを踏まえ、交流促進や地域経済の活性化につながる計画が必要です。

また、ほかの三角・郡浦・大岳の3施設につきましては、老朽化による劣化等が

顕著であることや耐震性に問題があるため、解体の方針としておりますが、解体までの間、冒頭に申しあげました国の施策であるプロジェクトを活用した民間への貸し付けや譲渡などを踏まえ、検討していきたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 3校は解体の方針ということで、非常に耐震強度に問題があるので致し方ないと思いますが、あれだけの広さのグラウンド、あれだけの建物の計画性がないというのは非常に寂しい思いがいたします。今後も何かいい考えが出るようにどうかよろしくお願いをいたします。

それと前回の議会で、戸馳小学校に少年自然の家誘致について県に要望をお願いしておりましたが、その後の回答についてお伺いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 前回御要望がございました少年自然の家等の誘致につきましては、施設増設の構想は現在のところありませんという回答を、熊本県社会教育課からいただいたところでございます。

そして、熊本県青少年体験活動施設の今後の計画といたしましては、現在ある天草青年の家、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家、あしきた青少年の家など4つの施設の充実を図っていきたいということでございました。

○4番（三角隆史君） 熊本県の方針はよく分かったところでありますが、戸馳地区の旧戸馳小学校なんです、学習の場であったり、部活動の合宿の場、また災害時には避難所となりうるのであれば、別に熊本県青少年の家でなくても構いません。この素晴らしい宝の島、戸馳は、洋ランの後継者も多く、冬も温暖で魅力あふれる地域です。そういったところに宿泊ができる施設を造ることで、来ていただく方々に十分な満足を提供することが、地域の皆様に計り知れない喜びを与えます。市独自でしてくれとは言いませんが、誘致等も視野に入れながら前向きにこの戸馳の方に宿泊施設を造っていただきますようお願いをいたしまして、時間はまだありますが私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、溝見友一君の発言を許します。

○10番（溝見友一君） 皆さんこんにちは。10番、会派彩里、溝見友一です。ただいま議長のお許しをいただき通告に従いまして質問させていただきます。

平成17年から振り返ってみました。この都市に新しい市宇城市が誕生しました。のちに5大プロジェクト事業がスタートし、豊野地区で小中一貫一体型学校建設5年前完成、小川地区スマートインターチェンジ建設事業4年前に完成、三角地区の戸馳大橋建設事業平成31年3月完成予定、不知火地区の長崎久具線平成32年3月完成予定、松橋地区の松橋駅周辺整備事業平成31年度完成予定となっています。計画から約13年ほど経っている事業です。5大プロジェクトの3つの事業が1、2年後の完成予定です。15年以上の歳月が流れています。なぜ完成していないのか。大きな理由の1つが、平成23年の4月に発生した東日本大震災、東日本の復旧復興のため、交付税、税金が集中して使われました。宇城市では合併によって発行できる期限は10年間の合併特例債が延び、平成26年だったのが平成31年度になりました。これが事業が遅れている原因の1つだと考えます。そして平成28年の4月に発生した熊本地震、その年の6月に発生した九州豪雨災害で、合併特例債の期限が平成36年まで延びることとなりました。宇城市にとって重要なことです。災害が発生したから遅れた事業、災害が起きたから考えられる事業、複雑な思いはしますが、私たちは前を向いて進まなければなりません。このような思いを踏まえて質問いたします。

1、復旧復興のまちづくりについて、（1）宇城市の駅周辺の整備について、松橋、小川、三角駅の方向性、現状について質問します。

後の質問は、質問席で行います。

○市長（守田憲史君） 平成17年の合併以降、市の人口減少が続く中、松橋駅及び小川駅に近い本市の中心部は、人口が増加している数少ない地域でございます。

そこで、アクセスの良さが強みである松橋駅、小川駅の周辺を新たなまちづくりの拠点と位置付け、駅周辺の道路整備など社会基盤を強化することで、優良住宅地としての民間投資を促していきたいと考えております。

さらには、教育環境の充実を重ね合わせることで、定住人口の増加を図り、住みやすさを実感できる都市（まち）、宇城市を実現してまいります。

一方、三角地区では、人口減少は続いているものの、三角西港をはじめとした観光施設が数多く存在することから、これらの強みをいかしながら、三角駅を観光拠点とした定住だけでなく交流人口の拡大という視点でのまちづくりが必要だと思えます。

今後は、済生会みすみ病院の移転計画や寺島リゾート開発などの動向や変化をしっかりを見極め、三角駅を核としたまちづくりを進めてまいります。

○10番（溝見友一君） 松橋駅、小川駅、三角駅の現状を質問します。

○土木部長（成田正博君） 市の重要な交通拠点であります松橋駅・小川駅・三角駅周

辺地域の交通インフラの現状を申し上げます。

松橋駅は、東口から都市計画道路であります県道松橋停車場線が接続されております。県道沿線の商店街の状況でございますが、熊本地震によりまして被災地が多く、空き地が目立っている状況でございます。現在、都市再生整備計画事業で西側、東側ともに広場、駐車場、駐輪場等の整備事業を進め、平成31年度完成を目指しているところでございます。駅西整備完了後は、民間による開発を期待しているところでもあります。

次に小川駅でございますが、東側は歩道、駐輪場、駐車場が整備され、大型商業施設への無料バスが運行されるなど、パークアンドライドの実現で利活用が増大している状況でございます。一方、駅西側には改札口はございません。県道竜北小川停車場線が鉄道と立体交差したこ線橋が完成したことにより、交通量が増え、駅西側の利便性が向上しております。今後、改札口や駅西側整備を進めることで更なる利便性が向上し、駅西側の活性化が期待できると考えております。

三角駅は、三角港に面しており、県の港湾整備の一環として三角東港広場へつながりますシェルターや三角港緑地公園広場の整備が進められました。JR観光列車「A列車」と天草方面へ向かう定期航路「天草宝島ライン」の船着き場を結ぶ移動経路も設けられており、既存の海のピラミッド等の観光施設と連携を図ることが必要と考えております。

さらに三角駅は、通勤・通学にも重要な駅でございます。これら既存施設をいかし、世界遺産であります三角西港を核とした観光の駅として重要な駅であると考えております。

○10番（溝見友一君） 小川駅は、大型商業施設への無料バスが運行され、線路を立体交差し利便性の向上、駅西側整備を進めることで更なる利便性の向上。三角駅は、観光拠点として、東港、西港、A列車等関連した整備、そして通勤通学にも重要な駅と整備がなされ期待されます。松橋駅も、西側からの乗り入れ、西側東側とも広場、駐車場、駐輪場等の整備と開発され期待されますが、駅以外の広がりを感じられません。原因の1つが都市計画道路における建物規制があるからだと考えます。新築をする際、道路から2メートル引いて建てなければなりません。昔からある建物は道路沿いにあり、新築の建物は2メートル引いた状態で建てられます。デコボコな街並みになるのではと危惧しています。松橋駅前の都市計画道路における建築規制の状況と計画変更ができないのか質問します。

○土木部長（成田正博君） 松橋駅の東口正面の道路は、県道松橋停車場線で現在12メートルの幅員で整備をされていますが、本来16メートル幅員の都市計画道路として計画決定がなされております。道路区域内におきまして建築確認申請をするときに、階層や

構造に規制がかけられている状況です。

規制の内容としましては、建築物の階数が2階まで、構造は木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などでの建築は認められますが、鉄筋コンクリート造は規制がかかる状況でございます。

過去に、都市計画道路の計画縮小を検討した経緯もございますが、国との協議が整わず、現在に計画の変更ということには至っていない状況でございます。

○10番（溝見友一君） 今の説明で分かりました。しかし今2_区引いて建てられる建物、構造物側の問題で例えば木造であればオッケーだということもありますけれども、実際に計画がなされるときには、2_区引いてくださいという条件が付いての建物かと私は理解しています。そうでなければ、2_区引かずに今建物を建てることができるということを、市民の皆様に早く知らせることが必要なのかなと思っています。しかしながら、もう実際建てられたり、建築されている方々は2_区引かれています。先ほどの答弁で松橋駅の完成後は、民間による開発を期待しているとありました。私も期待しています。しかし、今のままでこぼこの街並みは、民間でできるのでしょうか。魅力のあるまち、素敵なまち並みがあるから民間が動き始めると私は思います。県道都市計画道路、計画はあっても進まない、その2_区引いた土地を売っていただける土地を買い上げ、ベンチを置いたり駐車場にしたり、木を植えたり、コンテナショップを置いたりできる場所だと考えます。そういった素敵な空間ができれば、散歩、日光浴、日なたぼっこ、人が歩くまち並みになるのでは、夢も広がります。次は4回目の質問となりますので、次回の機会にさらに質問させていただきます。市長、執行部の皆さん検討をよろしくお願いします。

次の質問に移ります。インターチェンジ周辺整備について。駅に続く宇城市に玄関口である松橋駅と宇城氷川スマートインターチェンジでのアクセス道路について維持管理が適切に行われているのか。以前は、松橋インターチェンジを下りると草が生え伸びて案内看板が見えにくいときもありました。近頃は管理されているようですが、また宇城氷川スマートインターチェンジは小川小学校や海東小学校もあり、市道県道等の道路環境が良くなるよう整備すべきではないか質問いたします。

○土木部長（成田正博君） 松橋インターチェンジは、昭和53年に供用を開始し、約40年を経過しております。

インターチェンジを下りまして、正面にあります道路案内標識付近、夏場には雑草が伸び、標識が見えにくい状況であったようです、道路を管理します熊本県は定期的に除草作業を実施しまして視認性の確保を行っておられますが、そのような状況が発生した場合、市としまして、県に防草対策の要望をしたいと考えております。

また、宇城氷川スマートインターチェンジは、平成26年供用を開始し約4年が経過しております。近年、交通量の増加によりまして、県道小川嘉島線と市道東小川環線の舗装の劣化が生じております。市では、県道小川嘉島線の舗装が劣化している部分の補修につきましては、県に継続して要望していきたいと思っております。

また、県道までの区間の市道東小川環線につきましては、劣化した部分の約420mの舗装の打ち替え工事を今年度完了しております。

今後とも宇城市内の道路につきましては、パトロールを実施し、こういった玄関口は適切に管理をしていきたいと思っております。

○10番（溝見友一君） 県への強い要望をお願いします。さらに、松橋インターチェンジ、宇城氷川スマートインターチェンジの周辺はまだ開発の余地が残され则认为ます。道路整備をした上で積極的に企業誘致の施策を要望します。もちろんやられているとは思いますが、念には念をです。

次の質問に移ります。（3）学校施設、通学路について。学校施設は、熊本地震で被災した小学校の1つが、不知火小学校です。建替えて進められています。松橋中学校の体育館は、改修工事が済み2、3年後の新築が予定され、校舎に関しては耐力度調査の後、改善若しくは建替えを検討するとあります。永木議員も質問されました宇城市で一番古い中学校は、築昭和43年の小川中学校と聞いています。ほかの小中学校も被災したと考えられますが、宇城市として、計画並びに老朽化した学校施設の改修計画等はあるのか質問します。

そして通学道路についてです。松橋小学校付近の道は車両の通行が多く、車の大きさが20年前、10年前と年々車両が大型化しています。雨の日小型車両の頃は、まだ傘と車の間に隙間があったように思われますが、車が大型化している現在では傘が車に当たり、傘が回っている光景を何度も目撃しました。さらに来年には拡幅工事が始まると聞いています。その期間の児童の安全性を担保されているのか非常に心配です。復旧復興の道半ばです。朝夕は工事車両も多く通っています。仮歩道やう回路等を考えられているのか、通学道路の拡幅工事が完了するまで通学道路の変更も視野に入れて検討していただきたい。先ほども触れました海東小学校の通学道路も大型車両の通行増で危険だと聞いています。宇城市としてどのように考えているか質問いたします。

○土木部長（成田正博君） 先に通学路の方からよろしいでしょうか。松橋小学校から国道266号までの通学路整備につきましては、平成24年度に通学路緊急合同点検を実施しまして、社会資本整備総合交付金の通学路対策としまして平成26年度より事業を進めています。

現在、県道松橋停車場線から国道266号までの路側帯をカラー舗装をしている

状況です。本年度は国道266号から松橋小学校までの対象用地の買収及び補償を進めておりまして、工事の完了を平成31年度末に予定をしております。

松橋小学校からも、毎年通学路合同点検の危険箇所として対策を求められております。

多数の児童が利用する通学路でもあり、関係者の御理解を得ながら、通学路整備事業として早期完了に努めてまいりたいと考えております。

○**教育部長（蛇島浩治君）** 学校施設の改修等についてお答えいたします。

現在、小川中学校の校舎等は施設の状況及び老朽化の度合いを見極めるため、耐力度調査を行っております。

この調査結果が来年3月に報告されますので、構造体の長寿命化やライフラインの更新などによる建物の耐久性を高める施設の長寿命化を図る事業、あるいは、構造上危険な状態にある建物として建て替える事業のいずれかで整備を予定しております。

また、小川中学校以外にも、建築年度の古い学校及び老朽化が進んでいる学校がありますので、同じような考えで行っていきたいと思っております。

次に、先ほどの松橋小学校の通学路についてお答えいたします。国道266号から松橋小学校までの道路は、約50m歩道がなく、車も離合するのに狭い道路であり、児童生徒が事故に巻き込まれるおそれのある道路だと認識しております。

来年度に拡幅工事が始まると、工事完了まではさらに道路が狭くなり、危険が増してくると思われますので、学校と十分に協議を行った上で、仮歩道の設置やう回路を利用するなど、子どもが被害に遭わないような未然防止の取組を行いたいと思っております。

海東地区の県道小川嘉島線は、宇城氷川スマートインターチェンジ及び国道3号との接続道路が開通したことや、熊本地震で県道八代不知火線の横江大橋が被災したことにより、交通量、特に大型車の通行が増大しております。

県におきましては、歩道の設置工事を進められていますが、全区間に歩道が設置されるまでは、まだ期間がかかりますので、学校と協議を重ね、交通事故の未然防止に取り組みたいと考えております。

○**10番（溝見友一君）** 松橋小学校付近は、学校関係者、PTA、地域の方々が協議をして安全に登校できるように対処をお願いします。そして海東小学校のPTA及び地域の方々と連携して、子どもたちの見守りを行っておられます。これを踏まえて、地元でもある宇城市長の考えをお尋ねします。

○**市長（守田憲史君）** 海東地区の県道小川嘉島線は、ここ数年交通量が多くなり大型車の通行も大変増えております。県に対し、歩道設置等を機会があるたびに要望し

ております。

P T A及び地域の皆様が、子どもたちの見守りを行っておられることに対して、とても感謝しております。長谷議長、岡本議員もほぼ毎日見守りをなさっております。

私も、県道小川嘉島線の切迫した現状については認識しております。引き続き強い要望をしてまいります。

○10番（溝見友一君） 県への要望、よろしくお願いします。

今回は松橋小学校、海東小学校の通学の安全性について質問しましたが、宇城市にある小中学校全ての通学道路も危険箇所が多くあると考えます。子ども、児童、生徒はやはり宇城市の宝です。全ての子どもたちが安全に通学できるよう、交通事故の未然防止に取り組んでいただきたいと強く要望しておきます。

次の質問に移ります。ふるさと納税という言葉を目にするようになって10年近く経ちます。私はこの内容を知ったとき、国も地方のことを少し考えてくれたなど率直に思いました。この制度がスタートした平成20年度からは、宇城市は当初周りの市町村の様子を見ながらと決して積極的ではなかったと考えます。議員の方でも視察研修し、議会でも幾度となく質問してまいりました。3年ほど前から、宇城市でも本腰を入れていただき取り組まれたと記憶しています。それに加えて熊本地震もあり、ふるさと熊本、宇城市に関心が集まり、ふるさと納税が増えているとも聞いています。

（1）ふるさと納税の今までの納税額の推移について質問します。

○企画部長（岩清水伸二君） 宇城市のふるさと納税額の推移につきましては、制度が創設されました平成20年度から平成25年度までは、毎年10件から40数件程度で100万円前後の寄附額でございましたけれども、平成26年度が263件の約331万円、平成27年度は462件で約939万円、平成28年度は熊本地震の復興支援もありまして、返礼品なしの応援寄附約3,700万円を含む8,180件で約1億3,070万円と急増をいたしました。

さらに、平成29年度は前年度より県平均が減少する中においても、本市は増加が続き1万5,353件で約3億862万円と県内市町村の中では4番目に多い寄附額となっております。

このように寄附額が大きく増加した背景としましては、熊本地震の復興支援目的ということもございますが、ふるさとチョイス、さとふる、楽天という大手3つのポータルサイト、このポータルサイトと言いますのは、いわゆるインターネット上の受付窓口のことでございます。このポータルサイトと契約したことで、ウェブサイトでの周知が進み、認知度が高まったためと考えられております。

今年度は各地への応援の分散化や熊本地震の記憶の薄れなどとともに、夏までは前年度の寄附額の7割程度で推移しておりましたが、知名度の高い特産品を新たに返礼品に加え、寄附者が多い首都圏へのPRを強化するなどの取組によりまして、10月末時点ではほぼ前年度並みの寄附額となっております。

ふるさと納税は、1年間いつでも寄附いただくことが可能ですが、1月1日から12月31日までに寄附を行った場合が、当年度の所得税と次年度の住民税から控除を受けられますことから、本年におきましては、昨年12月に年間寄附額の過半数の寄附が寄せられております。

そこで、今月1日に開催されております東京宇城市会をはじめ、市外に在住する1人でも多くの方が宇城市に関心を持ち、また、ふるさと納税などを通じてつながりを持っていただけるよう、しっかりと周知を図ってまいりたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 年々ふるさと納税が増加していることが分かりました。今月の1日に先ほども言われましたけれども、議員17人で東京宇城市会に参加してまいりました。もちろん市長、副市長も参加され、市長をはじめ、議員もしっかりふるさと納税のアピールをしてまいりました。東京での夕方、ホテルでテレビを見てみると、30分に1回、いや15分に1回ほどふるさとチョイス、さとふる、楽天のどれかのCMが流れていました。もちろん時間帯はあると思いますが、なるほどと思ったところです。

少し話はそれましたが、（2）ふるさと納税での経済効果について質問します。

○企画部長（岩清水伸二君） ふるさと納税の経済波及効果につきましては、鳥取県知事や長野県飯田市長などで組織されております「ふるさと納税・地方創生研究会」という組織が昨年11月に報告書を取りまとめ、総務大臣が参加する「ふるさと納税・地方創生フォーラム」で発表されております。

この報告書によりますと、全国10自治体を対象に、ふるさと納税の返礼品の購買が地域内にもたらす経済波及効果が報告されております。

具体的な例で申しますと、ふるさと納税により市に10,000円の寄附をいただいて、返礼品代の上限でございます3割、3,000円を市が市内の特産品を購入して寄附者に発送する場合、この初期需要額3,000円に対しまして、1次波及効果として原材料費や雇用者所得といった地域内の直接効果、これらのほかに生産誘発額といった間接効果が発生いたします。

また、1次波及効果によります雇用者所得の増加によりまして、家計消費が増加し、結果、2次波及効果として新たな付加価値の創造が生み出されることとなります。

このことにつきまして、飯田市を事例とした定量分析結果によりますと、返礼品

の購入代金 3,000 円に対する経済波及効果が 4,770 円、率にしますと 159%にも及び、その他の 9 自治体におきましても経済波及効果は全て 140%を超える結果となっております。

これらのことから、報告では、1 つ、返礼品による経済波及効果が認められる。2 点目として、原材料を含め、地域資源を用いた返礼品を活用していけば、地域経済波及効果がさらに大きくなる。3 点目として、体験型の返礼品は経済波及効果が高いという報告がなされています。

経済波及効果はこれだけにはとどまりません。大手ふるさと納税サイトの返礼品事業者アンケートの結果によりますと、ふるさと納税によって全体の約 7 割で自社の商品や製品の認知度が高まり、その結果、全体の約 4 割でふるさと納税以外の販売ルートでの売上げが増加したと回答がっております。さらに、ふるさと納税の返礼品としてインターネットサイトで登録し、全国からの声が直接届くことになったことでいろんなニーズが判明し、自社商品の改善にもつながったという回答も上がっています。

これらは、返礼品購入代金として支出された 3 割分の効果でございますけれども、このほかの 7 割分につきましても、返礼品の送料や手数料をはじめ、寄附金の多くを自治体が基金として積み立てて、将来的に活用されていくことになりますので、実際にはそれよりもはるかに大きな経済波及効果となることが想定されます。

このように、ふるさと納税は大きな経済波及効果が期待されますが、これ以外にもふるさと納税をきっかけに、宇城市に関心を持っていただき、交流人口や定住人口の拡大にもつながり得る施策と考えております。今後とも、ふるさと納税制度や市の特産品のアピールをしっかりと行っていきたいと考えております。

○10 番（溝見友一君） ふるさと納税での波及効果が少なくとも 140%以上であることがよく分かりました。その中でも宇城市で体験型の返礼品の開発を積極的に取り組んでいただきたいと考えています。（1）の答弁でありましたふるさと納税の総額を計算すると、約 4 億 5 千万円になっています。経費（経済効果分）は引いて、基金は幾らになっているのか。そして（3）ふるさと納税の使い道、使い方について質問します。

○企画部長（岩清水伸二君） ふるさと納税の使い道についてお答えいたします。

本市のふるさと納税におきましては、寄附者が寄附を行われる際に、環境循環社会、それから健康づくり、教育文化、産業育成、観光振興、その他の 6 つの分野から指定をいただくことになっておりまして、これまで積み立てられました地域振興基金の残高が、現在約 3 億 5 0 0 万円となっております。

一方、寄附金の活用策としましては、昨年度までに環境循環型社会の構築に 10

0万円、これはごみステーションの設置でございます。それから観光振興に183,000円、若宮海水浴場の看板に使われております。それから教育文化向上として50,000円、これは寄附者の希望による奨学金特別会計へ繰入れでございますが、これら計123万3千円を活用しております。

さて、近年ふるさと納税の普及とともに、使い道に対する寄附者の関心が年々高まってきております。

自治体側が寄附を活用して、行いたい事業内容と目標額を事前に設定して寄附者を募るガバメントクラウドファンディングというものがスタートするなど、今や寄附先の自治体を選定する際にも、この使用目的が参考にされる機会も多くなってきております。

さらに、昨年9月に総務大臣が全国の首長（市長）にあてた手紙においても、ふるさと納税の使い道を地域の実情に応じて工夫し、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にすることが重要であると記載されております。

そこで、本市でも今年度から、ふるさと納税を活用した事業を実施する場合の手続きをルール化し、使い道を広く発信していくこととしました。

このことについて、現在庁内から複数の事業について提案が挙がっておりまして、庁内で設置しております選考委員会を経て、選定された事業につきましては新年度から取り組む予定としております。

また、事業の実施後にはその成果を広報誌やホームページ等で広く公表する予定としております。

今後とも、ふるさと納税の使い道を明確にし発信していくことで、多くの寄附者の皆様に御理解をいただき、1人でも多くの方々に本市を応援いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○10番（溝見友一君） これは私のあくまでも考えですが、ふるさと納税をいただいた金額、昨年いただいたのは今年度中でいるだけ使い切り、それでこういったものに使いましたということを明確に表現する、先ほど発信すると言われております。そういった要は今年度いただいたのは来年度しっかりこれに使います、そしてそれを使った分をきっちり表現すると、ああ、去年やった分でこういうことができたんだな、おとしやった分はこういうことができたんだなというふうに分かりやすい表現になるのではないだろうかと考えております。そういった意味で寄附者に使い道を発信していくことが、やはり次の応援につながると考えます。このことについて市長の見解をお尋ねします。

○市長（守田憲史君） ふるさと納税につきましては、宇城市への応援の意味を込めて多くの寄附をいただいております。

寄附を活用した事業の実施にあたっては、先ほどの選考委員会で十分に審査の上、事業を選定いたします。私としては、教育にも力を入れたいと考えているところでもございます。

なお、事業の予算額につきましては、事業内容により額が大きく変動してまいりますので、特に額の基準は定めず、寄附者の御理解を得ながら、地震からの復旧復興や市の発展につながる事業、教育に活用してまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○10番（溝見友一君） 先ほど市長から答弁もありました、地震から復興復旧の市の発展につながる事業、そして教育に使っていくということで、しっかりよろしくお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

3番、宇城地区で来年開催される県民体育祭について、（1）宇城市として大会を成功させるための考えを持っておられるのか、そして12年ぶりとなる県民体育祭の概要についてお聞きします。

○市長（守田憲史君） 来年の9月14日、15日の土曜、日曜に開催を予定しています「第74回熊本県民体育祭宇城地域大会」につきましては、県内各地から約8,000人の選手団を迎えて、宇城地域の宇城市、宇土市、美里町を会場に開催いたします。

宇城地域の2市1町により、本年4月24日に準備委員会、9月21日に実行委員会の設立総会が開催され、主催市長を代表して、その会長の職をお受けしたところです。

採点競技24種目と公開競技が実施される予定であり、今年の4月に宇城地域の2市1町で事務局を設置し、本市から1人の職員を出向させています。

事務局は、本市の松橋不知火浄水管理センター内に設置し、競技会場の選定、総合開会式・閉会式、選手団宿泊業務などの事務を行っています。

来年の本大会の成功に向けて、準備を整え、関係市町長で連携し、成功に向けて努力してまいります。

○10番（溝見友一君） 県民体育祭の会長就任、市長、誠におめでとうございます。絶対に成功させていかなければなりません。私も気合が入っています。少し冷静になりまして、採点競技24種目と公開競技が実施されるとありました。宇城市で実施される競技種目と会場はどうなっているのかを質問します。

○教育部長（蛇島浩治君） 本市におきましては、総合開会式・閉会式をウイングまっばせで開催を予定しております。

また、本市で実施される競技種目でございますが、軟式野球が、岡岳、豊福、不知火、稲川のグラウンド。水泳が、宇城市民プール。卓球が、豊野小中学校体育館。

バレーボール女子が、河江小学校体育館、それと農業者トレーニングセンター。バスケットボールが不知火体育館、松橋中学校体育館、松橋高校第1体育館、不知火中学校体育館。ハンドボールが松橋総合体育文化センター、松橋高校第2体育館。サッカーが観音山グラウンド。柔道が三角B&G海洋センター。銃剣道が三角中学校体育館。グラウンドゴルフが熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場で、10競技18会場が開催予定となっております。

○10番（溝見友一君） 総合開会式、閉会式をはじめ、10競技18会場で開催予定とありました。たくさんの県民選手、監督、コーチ、応援団の方が来られるということです。12年ぶりの開催に向けた市長の意気込みをお聞かせください。

○市長（守田憲史君） 前回の第62回大会以来12年ぶりの開催となります。

また、県下20郡市から約8,000人の選手団が参加し開催されますので、関係市町、実行委員会と連携し、会場整備、開会式イベント等、万全の体制で取り組みたいと考えております。

宇城地域は、平成28年の地震、豪雨により甚大なる被害を受け、現在も復興半ばの現状ではあります。そのような中での開催となりますが、同じく復興に御尽力されております地域の方々に対して、スポーツをとおしてエールを送れるような大会としたいとも考えています。実は、今年ある市は地震のためこの主催をお断りになりまして特別大会でございました。しかしながら、宇城市、宇土市、美里町はしっかりとこの大会を引き受けて、しっかり成功させ、宇城市民の方々も元気を出していただきたいという思いからでございます。

また、選手の方々が、本市の交通の利便性と競技施設の充実を認識され、再び訪れていただけるよう、そしてスポーツをとおして若者が希望を持ち、挑戦でき、夢の実現ができるよう環境整備に努力してまいります。

○10番（溝見友一君） 市長の意気込み、体で感じました。答弁にありましたように選手や県民の方々に宇城市の交通の利便性や競技施設の充実を認識していただき、再び訪れていただければ大成功となります。わたしが6月議会で述べましたスポーツ観光につながっていくと考えます。しかしながら、施設の充実も図っていかねればなりません。

（2）12年ぶりに開催される県民体育祭の施設の改善、改修の予定について、どのような改善、改修計画が立てられているのか質問します。

○教育部長（蛇島浩治君） 第74回熊本県民体育祭宇城地域大会の開催に伴う競技会場の選定については、実行委員会で施設の調査を実施し、宇城地域に既存する施設を第一候補として選定し、改修など必要な施設については、各教育委員会への報告がなされているところであります。

近々の市町の財政状況に鑑み、費用対効果を重視して宇城地域に使用できる施設がない場合については、地域外の施設利用を実行委員会で検討し、選定されております。

実行委員会が10月に実施しました県種目協会、郡市種目協会、各教育委員会、事務局による四者ヒアリングでは、競技会場の視察並びに協会意見の聴取も実施され、宇城市においては競技運営並びに駐車場に支障が出る施設はないとの報告を受けております。

本市における小規模な改善等の必要な施設につきましては、軟式野球の会場となる岡岳グラウンドの防球ネットの設置が主なものとなり、本年度整備してまいります。そのほかには、次年度の予算確保を行い、実行委員会と連携をとり、更なる競技施設の整備に努めたいと考えます。

また、実行委員会による県種目協会をはじめ、郡市種目協会からのヒアリングでは、会場の備品、消耗品の調査を実施されております。その中の備品につきましては、市町負担となりますので、調査結果の報告を受けて、現在、精査をしているところであります。

当市の体育施設につきましては、計画的な改修工事や災害復旧工事により使用状況は良好と考えております。

今後は、実行委員会事務局と施設の状況についての情報交換等の連携を図り、万全な体制で大会に備えたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 東京オリンピックでは、多額の予算を使って整備されています。もちろんそのような予算は宇城市にはありません。しかしながら、県民体育祭でできるだけ整備をすることで、宇城市民が開催後は使うことができますし、様々な大会が宇城市で開催されれば、宇城市の交流人口が増えるきっかけとなります。要望しておきます。試合会場のトイレ等の見直し、更なる整備をお願いします。

答弁にありました軟式野球の会場となる岡岳グラウンドの防球ネットの設置が主なものとありました。宇城市軟式野球連盟松橋野球協会の意見を交換しながら、進めていていただきたいと思います。さらに豊福グラウンド、不知火グラウンド、稲川グラウンドのグラウンド整備等もよろしくお願いします。熊本県民の皆さんが、宇城地区で開催されて本当に良かったと言っていただけのように、予算も含めて大会に備えていただきたいと思います。強く要望しておきます。

4番、（1）小学校の社会体育移行の現状についての質問ですが、これは豊田議員の質問で理解できましたので、割愛させていただきます。内容としましては、部活動総数38クラブ、部活動総児童数735人。既存クラブまたは総合型への加入合計25クラブ、550人。廃部等で個人で行き先等を検討中2クラブ、合わせて

185人となっております。25クラブで550人の移行が決まったことは大変うれしく思います。昨年の秋頃には、まだゼロに近い状況でした。教育部をはじめ、保護者、地域の皆様、そして総合型スポーツクラブの方々に深く感謝を申し上げます。しかし、まだ185人の児童が検討中とのことです。心配しているところでもございます。よって学童保育に集中することも考えられます。

(2) 学童保育の在り方、方向性について、宇城市の学童保育は市の直営、社会福祉法人の運営、保護者運営があると聞いています。私の考えでは、宇城市の学童保育を統一することが必要です。しかし早急にできるとはなかなか難しいとも考えます。今できること、少なくとも保護者運営から民間活用も視野に入れていただきたい。宇城市の考えを質問します。

○健康福祉部長（那須聡英君） 運営主体については、今溝見議員が言われたとおり、3つの運営主体がございします。運営主体ごとにそれぞれの運営内容で実施されているわけですが、特に保護者運営の学童保育所においては、役員が毎年交代されるところもありまして、支援員の労務管理と運営に非常に苦勞されている学童保育所もございします。

そのため、市では保護者運営の学童保育への支援として、各学童保育所間の意見交換や情報収集の場として、各学童保育所の代表者会議を開催し、他の学童保育所の良い点や問題点を共有しているところでございします。代表者会議の中の意見として、運営等に統一した基準等があればよいとの意見もありますので、学童保育所における安全管理マニュアルの作成や保護者運営の参考例として統一した運営細則等も作成していく予定としております。

保護者の運営負担軽減等考えた場合、民間団体の活用を図っていくことが必要だと考えております。その一環としまして、現在不知火学童保育所につきましては、不知火保育園の民営化に合わせ、学童保育所運営も委託していく方向で、保育園の移管先予定法人と協議を行っているところでございします。

今後も法人やNPO等への委託を視野に入れ、保護者会の意見を聞きながら協議を進めてまいりたいと思います。

○10番（溝見友一君） 答弁にありました安全管理マニュアル等、統一した運営、細則例を作成していただき、さらには保護者運営から民間団体の活用が必要だと考えます。しかし、保護者運営から民営に移行する際も時間がやっぱり少々かかると考えます。その期間をどうするのか私の提案です。地域おこし協力隊制度を利用し、学童保育の運営補助として働いていただければと考えます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 今、御紹介がございました地域おこし協力隊は、地方公共団体が委嘱し、隊員は一定期間地域に居住して地域協力活動を行うものでござ

います。全国の募集状況を見てみますと、放課後子どもプラン等の子育て支援や学童保育、児童の居場所づくり活動といった活動内容の募集も出ておりまして、様々な事業への活動協力ができるものだと考えております。

今後保護者運営の学童保育所への支援については、他自治体の学童保育所の在り方等について情報収集等を行いながら、学童保育の方向性について議論してまいりたいと思います。

○10番（溝見友一君） 答弁のように、学童保育は民間委託がベターだと私も考えています。地域おこし協力隊は移行の重要なポストになれると考えます。地域おこし協力隊の隊員が宇城市にもし残りたいという場合は、学童保育を受けた民間業者で働くことができるシステム等をつくれば、前に進んでいけるのかとも考えます。

最後の質問に移ります。（3）文化部の今後の方向性について、今まで議会で何度でも質問してまいりました。今議会でも私以外3人の議員が質問されました。もう皆さんが質問されていますので、直接教育長の考えをお聞かせください。

○教育長（平岡和徳君） 議員が話されましたように、度々の内容です。たくさんの方々が興味をお持ちだというふうに自負しているところでございます。

県及び市教育委員会とも、文化部の活動につきましては、社会教育移行の方針はありません。これについては変わらない部分です。したがって、来年度以降も校長を中心とした責任体制の下に、教職員が協議を重ねながらのそれぞれの学校現場での状況に応じた判断というものが中心になっていくと考えております。今回の社会体育移行に伴わない部活動につきましては、学校や地域の実態に応じたところで、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種機関との連携、こういったものが運営上の工夫に必要ではないかと。そして持続可能な運営体制が整えられるよう、学校と保護者での十分な協議を見守りながら、蟻の目と鳥の目を持ち合わせながら、必要に応じた助言と指導を重ねてまいりたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 教育長のリーダーシップを発揮していただき、持続可能な運営体制が整えられるよう学校と十分協議をして言っていただければ幸いです。

あと4分となりました。東京宇城市会のことで1つだけ話をさせていただいておきます。先ほどふるさと納税年々上がってきております。ところが東京宇城市会の補助金が年々下がっています。これは仕方ないことだと思いますけれども、やはり皆さん、宇城市に下さいと言いながら補助金を下げていくのは心苦しい点もありますので、今後とも検討をいただいて進めていただければと感じているところです。これにて質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで、溝見友一君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日８日、９日は市の休日のため休会であります。来週１０日月曜日は、午前１０時までに本会議場に御参集願います。

どなた様も大変お疲れ様でした。

—————○—————

延会 午後３時１０分

第 5 号

1 2 月 1 0 日 (月)

平成30年第4回宇城市議会定例会（第5号）

平成30年12月10日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 議案第73号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第74号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第75号 | 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第76号 | 宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第77号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第7 | 議案第78号 | 工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事） |
| 日程第8 | 議案第79号 | 宇城市市道路線の廃止について |
| 日程第9 | 議案第80号 | 宇城市市道路線の認定について |
| 日程第10 | 議案第81号 | 財産の取得金額の変更について（第1回変更） |
| 日程第11 | 議案第82号 | 財産の取得について（災害公営住宅等） |
| 日程第12 | 議案第83号 | 財産の取得について（災害公営住宅等） |
| 日程第13 | 議案第84号 | 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第14 | 議案第85号 | 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第86号 | 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第87号 | 平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第88号 | 平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第89号 | 平成30年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第90号 | 平成30年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第91号 | 平成30年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第21 | 諮問第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（古賀 秀一氏） |
| 日程第22 | | 休会の件 |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員 (なし)

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長 園 田 敏 行 君	健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君
経 済 部 長 吉 田 裕 次 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君
教 育 部 長 蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者 木 下 堅 君
総 務 部 次 長 天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長 中 村 誠 一 君
市 民 環 境 部 次 長 村 上 雅 宣 君	健 康 福 祉 部 次 長 稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長 杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長 坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長 吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長 内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員 原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長 村 上 伸 一 君

小川支所長	篠塚孝教君	豊野支所長	中村隆文君
市民病院事務長	伊藤博文君	農業委員会事務局長	蔵原正敏君
監査委員事務局長	横山悦子君	財政課長	木見田洋一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、14番、河野正明君の発言を許します。

○14番（河野正明君） 皆さんおはようございます。14番、会派公明党の河野正明でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。本日は5点に対して質問をさせていただきます。

まず初めに、観光危機管理の充実についてということで質問をさせていただきます。国内に多くの観光地を有する我が国にとりまして、観光業は主要産業となっています。また、政府は東京オリンピック・パラリンピックが開かれる2020年までに、年間の外国人観光客を4,000万人まで増やすことを目標とし、観光立国の実現を目指しています。こうした中であって、9月には台風21号の上陸や北海道東部地震で大きな被害が発生をし、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖をされ、札幌市内のホテルでは、ブラックアウトによる停電等で観光客に大きな被害が出ました。とりわけ外国人観光客にとっては、多言語での災害交通避難情報が十分でないなど、災害時の対応に大きな課題を残しました。災害の多い我が国においては、また熊本宇城市におきましても2年前に大地震が起きました。観光の危機管理は重要であります。本市においても、また外国人観光客を含みますけれども、防災や災害時の支援体制について質問をさせていただきます。まず第1番目に、地域防災計画に観光旅行者に対する避難場所、避難経路などの計画が定められているか。また2番目、地域防災計画に、外国人観光客へ情報伝達に関する事項が整備されているか。3番目、観光関連施設の耐震化はどのようなになっているのか、続けてまとめて答弁をお願いしたいと思います。

次の質問は、質問席にて質問をさせていただきます。

○総務部長（成松英隆君） まず、観光旅行者に対する避難場所についてということでございますけれども、市内各地域に指定した指定緊急避難場所のうち、災害時に開設している避難所を利用することが外国人もできるということになっております。また、避難経路につきましては、地域防災計画に具体的には示しておりませんが、地域防災計画の第2章の災害予防計画、第3節応急活動体制整備の中で、「市は、主要幹線道路、各防災拠点施設及び各避難所へ通じる市道等を避難路とし、地域住民や観光客等の安全を確保するための避難路の整備に努める」ということで記載され

ており、現在、都市防災総合推進事業におきまして市道を拡幅し、安全な避難路として工事を実施しているところもございます。

続きまして、外国人観光客への情報伝達に関しましては、地域防災計画の第3章風水害等応急対策計画、第10節の避難対策で避難所での広報活動については、「障がい者、高齢者、外国人等の情報の入手が困難な避難者に十分配慮する」としてありますが、災害発生時における外国人観光客に対する情報伝達手段については、現在のところ地域防災計画には整備されていないところが実情でございます。

平成30年3月に総務省では、「外国人来訪者や障がい者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を公表しており、その中で災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化、避難誘導に関する従業員等への教育・訓練の実施など、各施設において取り組むことが望ましいとしていますが、多数の外国人来訪者等の利用が見込まれる施設、具体的には駅、空港、競技場、ホテルなどを対象としているものでございます。

外国人観光客に対しまして、発災直後に市からメールや防災行政無線等により多言語の対応はなかなか困難な一面もあると考えられますので、今後、市のホームページの多言語対応により、在住外国人に対して市の行政情報や災害関連情報を発信できるように整備し、周知を行っていきたいと考えております。

○14番（河野正明君） 地域防災計画に、観光旅行者に対する避難場所ということで、市の答弁といたしましては、市内各地域に指定した指定緊急避難場所のうち、災害時に開設している避難所を利用することができるということであります。2番目に、避難経路などの計画が定められているかということに対しては、災害発生時における外国人の観光客に対する情報伝達手段については、現在のところ地域防災計画には整備されていないとの答弁でございました。最後になりますけど、多言語対応に対しては、市のホームページの多言語対応によって、在住外国人に対しては市の行政情報であったり、災害関連情報を発信できるように整備をされておりますけれども、外国人観光客に対しては、周知を今後図ってまいりたいというような答弁でございました。

今後、今は外国人観光客も少ないかもしれませんが。さほど来ておられないかもしれませんが。しかし、2年後は東京オリンピック・パラリンピックが開催され、来年は世界ラグビーも開催をされます。そういったことから、外国人の方も訪れるということも考えられますし、また、宇城市には、熊本では4か所そのうちの1つ、三角西港世界文化遺産があります。世界文化遺産になるために、2億円ほどの予算も費やしまして、大変皆さん方も御尽力をされ、また我々議員、市民の方々も期待をして、もう本当にそういった経緯がございます。また国も観光立国を目指しており

ますし、また、熊本県においても観光立県の実現に向けた取組を進めるために、観光立県条例を制定されております。宇城市においても、民間とそして行政が一体となった市民総参加によります観光立市というのも考えていかなければいけないんじゃないか。今回の質問はまだまだ先のこともかもしれませんけれども、それが実現するようにやはりその時に整備するじゃなくして、もう前から早々とそういったことは整備しておくということ、そういった観点から今回質問をさせていただきました。本当に私は、三角西港を基軸に宇城市の観光というのをやはり執行部も努力をされておりますけれども、今後外国人の方々がいっぱい訪れていただけるように、そしてまたこの宇城市三角西港は、我々の宇城市の宝でもあります、世界遺産でありますので世界の宝でもあるわけでありますので、その点をしっかりと肝に銘じて、今後こういったこともしっかり整備をしていかなければいけないんじゃないか、皆様方どうかよろしく願いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

2 番目の災害用備蓄食品の有効活用についてであります。本市の備蓄量は、どのような災害を想定し、また何人に何食、どのようなものを用意されているか。また、賞味期限を迎える備蓄食品はどのように有効活用され、その有効活用の割合をお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 災害用備蓄食品の有効活用ということでお答えいたします。

本市の備蓄品につきましては、熊本地震のような大規模災害を想定し、備蓄品を本年度から5年間で配備するように計画しております。また、発災後2日目からは流通や支援物資の供給が見込めるものとしており、熊本地震では最大避難者数が約1万1,000人であったことから、市の備蓄量につきましては、1万1,000人分の1食とし、1日分の食料及び飲料水は、住民・県・市でそれぞれ3分の1を準備することとしております。地域防災計画では、住民は災害に備えて、平時から最低3日間、推奨されるのは1週間でございますが、その分の飲料水、食料、生活物資を備蓄するよう努めることとしております。

備蓄食品はアルファ化米及び飲料水で、アルファ化米については食物アレルギー症状を考慮して、特定原材料等27品目不使用とし、飲料水ともに5年間の保存期間が可能となっております。

そのほかにも、日用品で大人用・乳幼児用おむつ、乳幼児用粉ミルク、トイレットペーパー等、資機材としてブルーシート、土のう袋、発電機、投光器などの資機材も併せて備蓄を考えており、現在、備蓄計画を策定しているところでございます。

賞味期限を迎える備蓄食品につきましては、これまでも備蓄食品の保存期間は食料、飲料水とも5年となっていましたので、毎年5分の1を更新のため購入し、購入から5年目のものは、その年の市総合防災訓練や各地区での防災訓練、防災教室

における啓発も含めた中で消費する方法をとってきておりますので、これからも同様の対応が可能かということで考えております。

○14番（河野正明君） どのような災害を想定し、ということですが、熊本地震の大規模災害を想定して、備蓄品は本年度から5年間で配備する、そのような計画であると。また、何人に何食、どのようなものが用意されているかという点に対しては、熊本地震においては、最大避難者数が約1万1,000人であったということで、1万1,000人分を備蓄、用意するということでございます。内容としては、アルファ化米そしてまた飲料水。そしてその他日用品で、大人用または乳幼児用のおむつ、乳幼児用の粉ミルク、トイレトーパー、ブルーシート、土のう袋、発電機、投光器といった資機材も、今回新たに5年計画の中で備蓄を考えておられるという答弁でございました。有効活用としては、賞味期限を迎える備蓄食品については今までどおり、その年の市総合防災訓練または各地区での防災訓練、防災教室における啓発も含めた中で、消費を考えておられるということであります。

今の答弁の中で、最大避難者数、想定されておられます1万1,000人、この内訳が1万1,000人分の1食を備蓄するということですね。1日分の食料及び飲料水は、住民・県・市でそれぞれ3分の1を準備して、朝昼晩の食事とするというような内容であると思いますが、今回北海道地震がありましたね。その中で被害を受けた北見市であります、北見市では災害避難者数、当時8,750人であったそうです。それを基に1人当たり2食。つまり8,750の倍で1万7,500食を備蓄していくという計画を立てられております。政府の方針ですけど、私が調べたところですけど、このやはり2食じゃ足りないというようなことであります。その食い違いというか、県のいろんな方向性とかいろいろあると思います。他市町村のそういったそれにやっぱり準じて、やはりこういった計画をされていると思いますが、しかしこれで果たしていいのかなという私は気持ちでおります。災害においては、やはり想定外の災害が起きる可能性があります。まずもってインフラ、道路、建物、もう本当に物資輸送が不可能な場合があります。何日かかるか分からないと。そういった中で果たして県からのそういった飲料水であったり、食料、これは当てにできるのかなと心配をしております。ここは予算も掛かることでありますが、宇城市民のやっぱり命に関わることでございますので、真剣に慎重に検討をしていただきたいと思います。

それともう1点再質問させていただきます。今回、新たに粉ミルクも備蓄の対象として備蓄されるということであります。先ほどのアルファ化米あたりの活用方法は分かりましたけれども、粉ミルクの場合はどうされるのか。そしてもう1点、これは乳児用の液体ミルクであります。これは製造の規格基準を定めた改正省令が今

回施行をされました。賞味期限は缶とレトルトパックが常温で、これ短いんですけども9か月から1年のことでありまして、乳業界団体によるならば、発売には1年以上かかるとのことであります。ですが、育児ノイローゼなどに悩む子育て世帯にとって、この乳児用液体ミルクの解禁が及ぼす影響というのは、大変大きいと考えます。また熊本地震の発生時には、フィンランドから救援物資として液体ミルクが届けられました。西日本豪雨でも東京都より海外からの緊急輸入体制の協定をいかして、岡山県や愛媛県に提供されたとお伺いしています。今後の災害時用の備蓄食品として、乳幼児用の液体ミルクの検討を考えていただけないか、併せてお伺いをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 備蓄品の中で、粉ミルクは分かるけど液体ミルクも今後検討したらどうかということをございます。なかなか私も液体ミルクについては勉強不足でございまして、今後しっかり勉強させていただきまして、どのような取り扱いができるのか、どのような方法ができるのかということをしかり勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○14番（河野正明君） 検討よろしくお願いいたします。次の質問に移りたいと思います。

3番目の津波、高潮、洪水時における高所避難場所について質問をさせていただきます。この4月から6月にかけて、我々公明党は、国会議員から地方議員約3,000人の全議員が100万人訪問アンケート調査活動と銘打ちまして、訪問調査活動を進めてまいりました。内容は、介護、子育て、中小企業経営者、防災・減災のアンケート用紙を持って1軒1軒訪問をいたしまして、今身近なところで市民は何に困っているのか、現在の介護状況や将来介護が必要となった場合の不安等々、どういった意見、要望があるのか。また中小企業経営者は何が必要か。さらに地域において危険箇所はどこか。災害時における避難は何が不安かなどといった調査を行ってまいりました。そこで今回、小川・松橋・不知火の河川堤防地域また干拓地の平野部にお住まいの人から、数多く寄せられた言葉がいざ津波や高潮、堤防決壊によって洪水が襲ってきた場合、学校や企業等、また病院ですね。近くに住んでいる人は逃げ場所はあるからいいけれども、我々平野部で高いところが何も無い住民はとても不安であると。さらに近くの防災公園とかに避難する高台、すなわちいわゆる東北復興のような津波避難タワーのようなものがあれば、いざというときとても安心といった声がたくさんありました。

そこで、高所避難所についての考え方、また、ここには高層ビルと書いてありますが、2階建て以上の企業所有のビルであったり、また病院等々、所有の企業との協定状況、また最大津波想定高や今後の高所避難所の設置についてお伺いをいたし

ます。

○総務部長（成松英隆君） 平成28年10月に内閣府が内陸部を除く38都道府県を対象に津波避難施設の指定または整備数を調査した結果、回答のあった652の市区町村で津波避難ビルが1万4,496棟、津波避難タワーが330棟となっております。津波避難施設の多くは太平洋側に整備されており、九州では大分県と宮崎県が多く、熊本県内では、八代市が津波避難ビル15棟、苓北町は津波避難タワー1棟があり、八代市は民間施設、ホテル、病院、大型ショッピングセンターなどでございますが、その施設利用の協定を締結して、緊急時に備えているということでございました。なお、本市では、津波避難施設の整備または企業等との協定の実績はこれまで結んでおりません。

津波の想定高につきましては、ハザードマップに浸水想定区域、浸水高を示しておりますが、津波想定高は最大で2メートルから5メートル未満と想定しております。

気象庁では地震発生から約3分を目安に津波警報・津波注意報を発表するとしていますが、大きな揺れを感じたら津波の情報を待つことなく、地震＝（イコール）津波と考えられ、津波からは離れるのではなく、一刻も早く高い場所に避難するよう意識することが大切だと言われております。

いざというときに避難するために、普段からの準備が必要であり、それぞれの地域で避難訓練の実施やハザードマップを確認するなど、事前に複数の避難場所、避難経路を確認しておくことが重要となります。地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、津波からの避難が困難と想定される浸水想定区域においては、周辺の民間施設等を調査した上で、施設管理者と協議を今後進めてまいりたいと考えております。

○14番（河野正明君） 熊本県内では、八代市が津波避難ビル15棟と協定を結んでおられるということであります。苓北町は津波避難タワー1棟がある。また、宇土市の網津だったですかね、1基新たに、2年前の震災で壊れたということで新たに建てられたという話も聞いております。近隣においてはそのような対応がされております。ましてこの企業との協定状況ですね、2階建て以上あるいは病院ですね。この協定、これは最低限だと私は思います。最低限の市の責任だと私は思います。先ほども申しましたとおり、やはりゼロメートル地帯の干拓地域の方々は、海が近いわけですね。津波とか高潮が来た場合は逃げる場所がないわけです。そういった方々の気持ちを考えるならば、最低でもこの協定を結んで、近くのそうしたところに即座に逃げられるようなことは、最低限するべきであると私は思っております。

これは、再質問になります。津波想定高が最大で2メートルから5メートル未満を想定。これは、私の認識のところでは、この水面から満ち引きしておりますが、いつ地震が起

きて津波が来るか分かりません。潮高が2メートル、また4メートルの場合は、もうその時によってもものすごく危険な状況でありまして、これは水面からの高さでしょうか。海拔ゼロメートルからの基準でしょうか。その点お伺いをいたします。

○総務部長（成松英隆君） ハザードマップに浸水想定区域ということを示しておりますのは、やはり浸水したときの浸水高ということになっておりますので、現状の地盤からだというところで考えております。

○14番（河野正明君） やはり最大5メートルの浸水高といいますと、もう2階は浸かるわけですね。そういったことを考えるならば、いち早く最低限でも、やはり避難施設の整備となれば大変ハードな面で予算も掛かります。これは無限大であります。ソフトの面でできることから、部長話されましたとおり、津波からの避難が困難と想定される浸水想定区域においては、周辺の民間施設等を調査するというところをおっしゃいましたので、しっかり調査をされて、また施設管理者との協議を進めて、いち早くこれは協定を結んでいただきたいということを強く要望いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

3番目の高齢者ドライバー対策についてということで質問をさせていただきます。近年、高齢者ドライバーによります自動車事故が増える中で、運転免許を自主的に返納する人が増えております。ちなみに2017年の自主返納者数は過去最高の全国で42万2,033件であったということでもあります。また、これは私がいろいろテレビ等で拝見いたしました芸能人の伊東四朗さん、また王貞治さん、ドリフターズの高木ブーさんといった有名人も運転免許を返納したことが話題になりました。自治体においては、自主返納を後押ししているところもあるということでもあります。

そこで、高齢者ドライバーによる事故が発生している今まさに大きな社会問題となっておりますが、それに対しての市の考え、対応をお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 高齢ドライバーによる事故が多発しているので、市はどのようなことをやっているかということで、まずは状況からお話させていただきます。

高齢化率の上昇に伴い、75歳以上の運転免許保有者数も、年々増加すると推計されております。

本市でも、平成29年度末現在で3,833人が保有されており、高齢運転者対策は今や社会問題化している課題であると認識しております。

一般的に高齢者は、動体視力や瞬時に判断する力が低下するなどの身体機能の変化により、運転操作に遅れが出るなどの特性が見られるということになります。さらに、加齢に伴う認知機能の低下も懸念され、運転が自分本位になり、交通環境を客観的に把握することが難しくなるなど、事故を起こしやすい要因の1つとなっているものと考えられます。

また、交通死亡事故の要因を75歳以上とそれ未満で比較しますと、75歳未満では、横断中の人身事故など、人対車両による事故が相対的に多いように見受けられ、75歳以上では、走行中車線を逸脱し、工作物に衝突するなどの車両単独事故の割合が顕著に多くなっているようでございます。

国においては、高齢運転者に対する講習、道路交通環境の整備、高齢運転者の特性を考慮した車両安全対策、高速道路等における逆走対策、運転免許証の自主返納など高齢運転者による交通事故防止対策を講じているところであります。

本市におきましても、老人クラブへの交通安全教室開催の促進、交通安全母の会による高齢者世帯訪問時の啓発、全国交通安全運動時の呼び掛け等で、できるところから対応を取っているところでございまして、今後さらに宇城警察署と連携をとりながら、高齢運転者の交通事故の減少に努めていかなければならないと考えているところでございます。

○14番（河野正明君） 75歳以上の運転免許保有者数が、本市においては、平成29年度末現在で3,833人が保有されているということであります。また、本市の対応としては、老人クラブへの交通安全教室開催であったり、また交通安全母の会による高齢者世帯訪問時の啓発であったり、また全国交通安全運動時の呼び掛け等で、できる限りの対応をしていらっしゃるという答弁でありました。今後さらにまた宇城警察署と連携を取っていかれて、交通事故の減少に努めていかれるといった答弁でありましたけれども、どうか本当に交通事故の減少に努力をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。免許返納後の市の対応についてお伺いをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 免許返納後の市の対策についてという御質問でございます。高齢者の免許返納後の対策についてお答えいたします。

近年、社会の高齢化とともに、運転免許証を返納される方が増えております。県内では、平成26年で2,135人でありましたけれども、平成29年には4,813人と、3年間で2.25倍の伸びとなっております。

一方、宇城警察署管内では、平成26年が91人でありましたけれども、平成29年は217人と2.38倍となっております。県平均を上回っているような状況にございます。

このような中、県内バス及び電車事業者6社は共同で、乗車の際に提示すると運賃が半額となります免許返納者割引乗車証の交付を行っております。

これにつきましては、県内在住の65歳以上の方が、運転免許証を自主返納いたしまして、警察署で運転経歴証明書等の交付を受けた方が対象となるものでござい

ます。

ちなみに、この運転経歴証明書というものは、運転免許証返納後の身分証明書代わりに持ち歩かれる方も多いもので、県内の一部の交通安全協会では、この申請手数料への助成等も行われております。

県がまとめた資料によりますと、県内市町村における免許返納者対策は県内12市町村で取り組んでおりまして、多くは自治体が運行しますコミュニティバス、乗合タクシーや福祉タクシーの運賃を割引したり、無料乗車券や回数券を配布したりするものでございます。

本市では、現時点では免許返納対策に取り組んだこういう制度はありませんけれども、今年度策定を進めております宇城市地域公共交通網形成計画の中で、公共交通網の再編と併せ、高齢者の移動支援や免許返納対策について今後議論していきたいと考えております。

○14番（河野正明君） まず、これは宇城警察署管内で調査されたことであります。平成26年に91人であったところが、平成29年は217人、2.38倍となっていると。これは運転免許証を返納された方でありまして。このような状況において県内バスそしてまた電車事業者6社が共同で、運転経歴証明書を持っていれば、これを提示すると運賃が半額となる免許返納者割引乗車証の交付を行っているということではありますが、それとまたもう1点、県内の一部の交通安全協会では、これは更新手数料が1,000円掛かるということでもあります。この助成を行っているところもあるということですが、宇城市管内においてはこの2点に対してどのような状況かお伺いをさせていただきたいと思います。再質問です、すみません。

○企画部長（岩清水伸二君） 宇城警察署管内にあります交通安全協会に確認しましたところ、経歴証明書への申請手数料の助成は行われていないということでございます。

バス・電車事業者は、県内全域でございます。

○14番（河野正明君） すみません、分かりました。申請手数料ですけど、今後どうか市の方からも交通安全協会、この助成等もいろいろと検討していただきたいとそうのように思っております。

宇城市地域公共交通網形成計画の中で、本市としては公共交通網の再編と併せて、高齢者の移動支援や免許返納対策について検討を進めていかれるということで、前向きな答弁に対して感謝申し上げたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。すみません、これは観光振興と逆になりまして大変お断りをしたいと思っております。すみませんでした。

次に最後になります。観光振興についてということで質問をさせていただきます。

○議長（長谷誠一君） 河野議員、順番を変えるときは事前に申し出をしておいてください。

○14番（河野正明君） 私の不注意で確認せずになってしまいましたので。

○議長（長谷誠一君） もう、今回はよろしいですけども、ほかの議員も一緒ですけども、順番を入れ替えられる場合には事前にとおしておいてください。

○14番（河野正明君） はい、分かりました。今後注意いたします。すみません。

これはマンホールカードと申しまして、これは議長よりお許しをいただきまして、皆様方に配布をさせていただいております。2016年4月に配布が始まりました。執行部の方でものすごく詳しく調べておいででございますので、私は簡単に趣旨を述べたいと思います。

マンホールカードの遊び方としては、実際にこのマンホールがある場所を訪れて記念写真を撮る、また配布場所をめぐってマンホールカードをコレクションするといった一見すると地味なようですが、実はマンホールカードについて調べてみると、とても奥深い遊びがあるということでした。まず、マンホールカードは実際のマンホールの蓋の写真が描かれており、カードに経度、緯度が記載されておりますので、スマホの地図アプリなどを利用いたしまして、ピンポイントでマンホールの場所まで訪れることができます。もちろん、スマホなどが無い方でも配布場所などで尋ねれば、マンホールの場所を教えていただけるということでもあります。マンホールカードのコレクターは、お孫さんと2人で配布場所をめぐりながらマンホールカードを収集されているそうですが、世代を越えて遊べるといったことでもあります。

マンホールカード、ここに文化遺産と書いてありますが、これについては今回マンホールカードだけの質問とさせていただきます。答弁よろしく願いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） マンホールカードとは、下水道の普及や国民への周知を目的といたしました下水道広報プラットフォームという公益団体が発行しておりますカードで、現在364自治体、418種類のカードが発行されております。近年、日本のマンホール蓋は、地域の特性が表現され、そのデザイン性も高いことから、日本が誇れる文化物の1つとして、世界からも注目されてきております。

カードは自治体負担で作成しまして、無料で配布されるということになりますけれども、当地でしか手に入らないということから、カードの収集を目的に現地を訪れる熱心なマニアやコレクターも数多いと聞いております。

このようなことから、マンホールカードの発行によりカード収集家が全国各地から訪れるということで、交流人口の拡大につながり、引いては観光振興面においても、少なからぬ波及効果が発生するものと考えております。

○14番（河野正明君） このマンホールカードの配布場所でありますけれども、これは自由に観光客が訪れる場所といいますと、道の駅であったり。私は西港に置ければと考えていたんですけど、世界遺産の場所はだめだということで、それは一番いいのはやはり道の駅、松橋辺りとかそういったところがいいんじゃないかなと思っております。これは、カードは手渡しで、1人1枚限定であってこれが条件でありまして、作成料がこれが2,000枚で37,800円です。1枚当たり18円90銭となりまして、今県内では熊本市、また八代市、玉名市、和水町、苓北町が発行しております。大変観光振興面においても波及効果があると聞いております。

次に、今後の取組についてお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 今後の取組ということでございますが、宇城市のマンホール蓋には、サクラ、コスモス、ウグイス等をモチーフにしたデザインを施したものを設置しております。

マンホールカードの発行で、下水道の役割の周知やカードの発行場所へ来ていただくということで、観光振興面でも効果が期待できると考えております。今後は、配布場所やカードの内容等を検討しまして、是非作成したいと考えております。

○14番（河野正明君） この前向きな答弁大変ありがとうございます。配布場所、内容を含め今後検討していただけるということで大変感謝をしております。まずもって、交流人口を増やすということ、また観光振興につなげていきたいという思いから、こういったマンホールカードの提案をいたしました。どうか今度ともしっかりと検討をしていただいて、実現に向けてどうか頑張っていただきたいと思います。

時間がまだ残っておりますけれども、以上を持ちまして、私の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（長谷誠一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、高本敬義君の発言を許します。

高本議員より撮影の願いがあっておりますので、必要最小限の中でこれを許します。

○7番（高本敬義君） 皆さんこんにちは。議席番号7番、うき未来21の高本です。

久しぶりの一般質問となります。今定例会最後の一般質問ですがよろしくお願いいたします。

たします。

まずは冒頭に私ごとで恐縮なんですけど、今年の夏7月に突然体調を崩しまして、入院して療養生活を送るはめになりました。救急車なるものに初めて乗ったというか乗せられたというか、異常な経験もしてきたところです。まだ、外から見た目は体調はよかったですねと見えますけれども、まだ中の方がちょっと、ふあんばいなどころがあつて、息の長い病気というふうに先生からも言われていますので、もうちょっと少しずつ快復していきたいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今申しました病気に関係するわけではありませんが、一般質問の順番を入れ替えて大きな4番、公立病院についてから先に質問させていただきたいと思います。私たちが日頃日常生活を営む上で大事なこと、それは社会が平和であること、そして個々人が健康であること、私はそう思っています。この健康に関わる医療政策について、国は公的病院、民間の病院問わず、その枠を超えて病院の再編、統合ということを進めております。国は、新しく公立病院の改革ガイドラインというのを定めて、それに基づいて全国全ての自治体、病院で、新公立病院改革プランというのが策定されてきたようであります。

まずは、宇城市民病院でのこの改革プランの策定を大きな方針の柱、また先の本議会で宇城市民病院については現状維持という守田市長の答弁、発言もありました。そこらあたりの具体的なことをお尋ねしたいと思います。

後は、質問席で行いますのでよろしくお願いします。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 市民病院では、総務省から示された公立病院新改革ガイドラインに沿って、平成29年3月に、平成29年度から平成32年度までを期間とする国民健康保険宇城市民病院新改革プランを策定いたしました。この市民病院新改革プランでは、現在の医療体制をいかに維持するかを課題とし、現在の医療体制を維持することで地域医療を支えるとしております。

この改革プランは、現在宇城市のホームページにも掲載しておりまして、広く市民の皆様にも御覧いただけるようになっております。

次に、改革プランにおける病院の経営方針でございますが、自治体病院の政策目的は、あくまで民間の医療と合わせて、地域の安全、安心のために医療を確保するために存在しております。昭和28年に豊福診療所から始まった当院は、地域の中核医療機関を担うため、「周辺地域のかかりつけ医として、満足度の高い地域医療の実現と、市民の健康増進を図るため関係医療機関との連携を推進し、地域に密着した医療機関として、現状の医療体制を維持していくことで地域医療を支える」としております。

次に、地域医療の健康・福祉・介護との連携についてお答えいたします。2025年に向けた地域包括システムの構築には、医療と介護の連携が重要であります。退院支援、日常の治療支援、急変時の対応、看取りなど、様々な局面で求められています。

当院は、急性期医療を提供する病院ですが、現在、看護師や理学療法士が主となり、入退院における病院間の連携、病院と介護事務所との連携を取り、患者様のスムーズな入退院や入院患者様の介護事務所の紹介などを行っております。

今後は、地域連携室の設置を進め、医療サービスから介護サービスへのスムーズな移行や患者様の介護相談等ができるよう努力してまいります。

最後に、今後の具体的対応でございます。近年、当病院での外来患者数は減ってきておりますが、入院患者数は、熊本地震のあった平成28年度を除き増えております。健診も年間1,300件を超えており、かかりつけ患者は約1,400人おられます。今後も高齢者が増えることを考えますと、地域にとってはなくてはならない必要な医療機関といえます。

市民病院としては、当面の間大学病院等の支援を受けながら、現状の医療が提供できるように努め、また老朽化した施設や医療機器に関しても、中長期的な更新の計画を進め、必要な資金を確保、例えば、経営の合理化（コストカット）や、価格設定の変更（収入単価の見直し）、そして利用者の増大を図るための営業努力をするとともに、救急医療等を含む政策医療の担い手として、自治体病院だからできる市民サービスに努め、長寿命化を図ります。

○7番（高本敬義君） 地域住民にとって、身近で非常に大事なかかりつけ医的存在であるということで、その点は理解をするところですが、今の答弁の中で、今後地域連携室を設置したいというような御答弁もありました。是非そういうことをやりながら、今後進めていってもらえたらいいんじゃないかなと思います。今回の私の大病した後も、いろんな病院に相談に行きました。そこは大きい病院ではありますが、こういった地域連携室という相談室などがあると非常に一般のこういった医療を受けに行こうか、どこに行こうかといろいろな相談ができますので、いい体制ではなかろうかと思います。是非御努力をお願いします。

それで再質問ですが、過去に医師3人体制というのがこの市民病院にありました。現在は2人体制ですが、その現状維持というプランの中もそういう方針でありますけれども、医師の3人体制の考えというのは、まだ継続してあるんでしょうか。それと具体的に大学病院などへの医師の招へいの具体的な取組は、これまでどの程度成されてきたのか。

それともう1点、6月の定例会で院長の定年が70歳に引き上げられました。し

かし、副院長は65歳のままであります。院長に対して何の偏見もありません。何の偏見もありませんが、このことは少し俗人的な労働環境の整備変更のように見えます。公に言える理由付けを改めてこの場でお聞きしたいと思います。

○市民病院事務長（伊藤博文君） 現在の常勤医師は、平成25年度から1人減になっておりまして、熊大病院等からの非常勤医師の協力を得ることで、現状の診療を続けております。全国的に特に地方ですが、専門職が不足しており、その需要の増加に対応しきれないのが現状でございます。市民病院につきましても同様であります。熊大病院への医師の補充をお願いしておりますが、現時点では、医局から今以上の常勤医師の出自は難しいのが現状でございます。

それと熊大への招へい依頼、具体的な経過、行動計画等ですが、医師の確保につきましては、今後も地道に院長、それから副院長を通じまして、熊大病院に派遣のお願いを続けてまいります。必要な人材を確保することで、継続的な医療体制を確保し、医業収入を確保してまいります。

○7番（高本敬義君） 院長の定年問題につきましては、医師の3人体制を維持するかどうかを含めて、市長から何かコメントはありませんでしょうか。

○市長（守田憲史君） 何度も熊大にも副市長が伺っておりますし、それなりに熊大にも協力もいたして全力を挙げておりますが、今後その2人体制を維持するのも、ものすごく大変ではなかろうかと考えております。その中での70歳定年延長でございます。

○7番（高本敬義君） 今は公務員もおいおい65歳になっていくんじゃないかというそういう社会ですので、労働力の確保という意味では非常に大変な難題かと思いますが、これまで以上の市長を含めた執行部の対応をお願いしておきたいと思います。さらに、市民から厚い信頼を受ける病院として、事務長含めて体制づくりに御尽力をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。大きな1番、人事行政についてですが、職員配置の現状と平成31年度に向けた職員の採用計画をお尋ねします。併せて職員管理計画との関係がどうなるのか。それともう1点は、今年6月に採用試験があっているようですが、合格者が不足したということで、11月に追加試験の募集が広報でなされているようですが、資格要件として前回6月の受験者は応募できませんという説明書きがありました。その理由も併せてお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） それでは、高本議員の現状の職員配置と平成31年度の職員採用計画というところで、2点まとめて答弁させていただきます。

まずは、今年度の職員配置ということでございます。退職者数、採用者数、全体職員数、また定員管理の数などについて説明したいと思います。昨年度の退職者数

が25人、今年度の採用者数が21人です。この結果、平成30年4月1日の職員数は、前年度から4人少なくなり506人となっているところでございます。

第2次定員管理計画の職員数は508人ですので、2人ほど少ない人数となっていますが、第2次定員管理計画の職員数には再任用職員をカウントしておらず、正職員のみ的人数で計画を策定しております。

しかし、現在では再任用職員も短時間ではございますが、正職員と同様の業務に携わっており、平成30年4月1日現在で14人の再任用短時間職員がおります。

この再任用短時間職員は週31時間の勤務で、正職員の38.75時間の8割の勤務時間でございますので、そちらを勘案しますと約11人の職員数とカウントすることができますので、この再任用短時間職員と正職員で市民サービスの低下を招かないような体制を維持しているところでございます。

また、平成31年度の計画職員数は、本年度より6人減の499人としておりますので、本年度中の退職予定者数から算出した採用予定者数は、19人の予定でございます。現在においても、まだ採用数を充足しておりませんので、追加試験を行っているところでございます。

なお、任期付職員、再任用職員を含めると、本年度同様、定員管理計画以上の職員数を確保する予定でしております。

追加試験の応募で、前回受験者を制限したことについてでございますが、本試験においての受験機会は均等に与えており、地方公務員法に規定されている受験資格要件は遵守していると考えておりますので、同一年度内に受験した職種は受験できない旨の試験要綱を定めたものでございます。

○7番（高本敬義君） 今最後方の追加試験の件ですが、地方公務員の規定を守っているから問題ないでしょうという答弁ですけれども、さらにちょっと詳しく御説明していただければと思います。

○総務部長（成松英隆君） これは、地方公務員法第19条、受験資格の要件というところがございまして、こちらに職に必要な資格、年齢制限等の受験資格を制限することは、必要最小限のものでなければならないと規定されており、様々な問題は個々に判断するとの条文の解釈があります。

本試験において受験の機会は、本市において1回ずつ与えてあるという意味でございますが、平等の条件に反していないものと考えております。

○7番（高本敬義君） 確かに言われたように、地方公務員法のその条文のところでは、一般的に採用試験をするときに、年齢とか学歴とか免許とかいろいろ設定をするわけですが、そういう設定は市長は定めていいですよというその条文ですが、定めていいものと定めてはいけないものが要はあると私は理解しています。この条文から

いくと採用しようとする職、その職について職務遂行上必要で、受験資格を限定することに合理的な理由、社会通念上妥当な範囲であれば、それは定めてもいいでしょう。しかし、その枠、適当な限度を超えた要件を設定すれば、それはこの法律の第13条に平等取り扱いの原則に反すると私は理解しています。例えば、消防職員の採用のときに、これは私が考えたあれですが、ものを書いてあったんですけども、住所をこの地区にある方、若しくはここに住める方という要件を付ける自治体があるそうです。それは、例えば先ほど危機管理の話もいろいろありましたが、災害発生時に一番迅速に動かないのは行政マンもそうでしょうが、やっぱり消防は即座に動いて現地に行かなければならない。そういう要件を満たすためには、合理的にはこの地区に住んでいくことと。そういう要件の設定であれば、あながちこれはだめだということにはならないだろう。そういうふうな条文だと私は思っています。その点でいくと、今回6月に受けた方はだめですよというのは、職務遂行上必要な要件なんでしょうか。合理的なんでしょうか。社会通念上妥当な要件なんでしょうか。その意味では少し問題があるんじゃないかと思います。いろいろ御意見はあろうかと思いますが、至らぬ例を、例え話をして申し訳ありませんけど、今全国の医科大学で、採用試験にあたって女性とか浪人生をやや低く点数を配分する、そういう状態が社会問題になっています。全くそれと一緒にと言いませんが、例え話で申し訳ありませんけど、6月に落ちた人はある意味宇城市の職員採用試験についていえば、1年浪人生かもしれないですね。表現は間違っているかもしれませんが。今回今年度2回目の試験を1年受けたけれども、落ちた浪人生が受けられないという不具合な、不都合な平等の原則がどこかに行ってしまったんじゃないかと思っています。その点だけ御答弁をお願いします。

○総務部長（成松英隆君） 若干、平等の取り扱いの原則の認識が違うんじゃないかと私は思っております。年度間内に1人の方に1度の受験の機会を与えるということで、そこで平等の取り扱いを守っているというところで、今回は年度間で1回の受験を認めているという取り扱いにしたところでございます。

○市長（守田憲史君） 今回の場合6月の試験に受けていただいた方で、こちらとしては不合格を出しているわけでございます。その不合格を受けた受験者の方が、来年は受けられるわけで、また追加的に今年はしましたが、私はその機会は平等に与えておりますし、むしろ2回受けること自体も、その平等性についてはいかがなものかと私は考えているところでございまして、浪人うんぬんというよりも一旦宇城市として不合格の判定をいたしました。そしてまた来年は受けていただける機会はあるわけございまして、今回の追加試験について受験資格を認めなかったというのは、6月の試験の不合格のその判断を間違っていないですし、すぐ変わるとい

うものでもないし、機会は十分に保障されているという認識でございます。

○7番（高本敬義君） 若干、意見、考え方の相違はあるようですが、来年度に向けて是非一考をお願いしたいと思います。それと、来年度もまた今回みたいに2回試験というのができればない方がいいですよ。それは願うところなんです、採用試験の計画を企画する段階において、そういうのが公に出せるような体制をとっていただければと要望して、次の質問に移りたいと思います。

次は（3）非常勤職員問題についてということですが、平成32年度から新しい非常勤の任用制度が始まるということでもあります。全国で5、60万人ぐらいいると言われるこの非常勤職員たちですが、この制度で全ての労働条件改善とはならないかもしれませんが、それに少しでも近づくような制度の運用が望まれると思います。現在の進行状況、進捗状況をお伺いします。それと今非常勤としてこの市役所で仕事をされている方は、新しい制度にどうつながっていくのか、どうつなげていくのか。また、現在雇用されている非常勤は新しい制度移行について、その取り扱いはどうなっているのか、その点もお伺いをしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 現行におきまして、事務補助の要素が高い者を地方公務員法の適用が除外される特別職として任用することで、守秘義務、政治的行為の制限などの制約を課すことはできない。逆に言いますと、公平委員会への審査請求など職員としての権利を受けることができないという課題が1つ生じております。加えまして、労働者性の高い非常勤の職員に各種手当の支給ができないなど、処遇上の課題も指摘されてきたところでございます。

このような経緯から、平成29年5月に御案内のとおり地方公務員法が改正され、会計年度任用職員という制度が創設されました。平成32年4月1日より施行されることが決定しております。

本市でも会計年度任用職員制度を円滑にスタートさせるため、制度設計を年度内に終えるよう努力しているところでございます。これまで、非常勤職員の待遇改善としまして、通勤費用の実費弁償にあたる費用弁償の新設、報酬額の見直し、任用の更新回数の見直しなど随時取り組んできたところでございます。新制度におきましても、これまで改善してきたことを捉えながら、さらには職務の責任、必要となる知識、技術、経験などの一定の要素を考慮しなければならないと考えております。

現在、本市では330人程度の臨時・非常勤職員を雇用しています。当該職員が業務を遂行する上で欠かせない存在でありながら、不安定な雇用状況に置かれているということは十分認識しているところでございます。

御指摘のとおり、非常勤職員の多くは、制度移行による雇い止めの不安を抱えているということもありますので、年度内の早い段階において概要説明を行うという

ところでございます。

○7番（高本敬義君） 新たな制度ですので、制度設計もありますが条例などの提示も当然議会にも出てくるんだらうと思いますが、そこらあたりのスケジュールの予定があれば教えていただきたいと思いますし、新しい制度になったときに初任給の格付けをされるというかしなければならないと思いますが、現在非常勤として勤務されている方々、この方々が例えば5年とか6年現状経験を積まれている場合に、その年数は初任給の格付けの折に反映されるのかどうかというのが1点。それから、新しい制度になって任用された後、1年更新ですが、試験なり面接なり受けて更新が継続されていかれた場合に、その勤務年数は次の給料決定に反映されるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 改正地方公務員法の施行日が平成32年4月1日でありますので、今のところでは、平成31年9月の議会で関係条例を上程させていこうかなというところで考えております。

先ほどの初任給の格付けと任用の更新ということでございますけど、今現在そういうことも含めまして制度設計しておりますので、総務省の方からも任用時の給与決定にあたっては、常勤職員の初任給決定基準や加えて再度任用時には、常勤職員との昇給制度との権衡を考慮する必要があると見解が示されています。ただし、これには1つ示されてはいるけど、一定額以上もある程度のところでちゃんと考えてねというところもございますので、全てが全て決定額以上のところをとるということでは、ある程度のやっぱり一定の上限というのは出てくるのかなと考えております。いずれにいたしましても、今後十分制度設計の中でそういうところも検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○7番（高本敬義君） 今言われたように、まだ解決というか検討しなければならない課題もまだまだありそうですので、十分な検討を行っていただきたいと思います。素案の情報については、できるだけ早く提供していただければというのを要望しておきます。

質問の（4）ですが、超過勤務の問題についてです。現状の残業と残業管理の現状をお尋ねしたいと思います。また、どんな部署で残業、超過勤務が多いのか分かれば、併せて市長部局でなく学校関係については教育部から答弁いただけたらと思います。

○総務部長（成松英隆君） 元来、熊本地震からかなり業務過多というところもあって、一部のところを除きまして大分落ち着きを取り戻しつつあるというところがございます。しかしながら、地方分権化が進み、より現在は自治体の自主性が求められている仕事が増えているということは認識しております。多くの部署において、仕事

量に対して限られた時間というのが不足しているというところも見られるところもあります。

平成29年度の職員の超過勤務の総時間は3万660時間で、職員1人当たり約60時間となっております。熊本地震が発災した平成28年度の総時間は、13万6,571時間と比較しますと大幅に減少してはいますが、本年度上半期の総時間は1万5,431時間で、年間では平成29年度と同様となる見込みと予想しているところでございます。

現在、超過勤務削減の取組としまして、毎週水曜日をノー残業デーとしております。もともとあった制度でございますが、なかなか形骸化してありましたので今年度から管理職が部下全員の帰宅を見届けて、最後に退庁していただくということを今現在実践しております。

さらに11月からは、毎日業務終了の時間を意識させる表示をパソコンの画面に終了の1時間前、終了時間、終了1時間後の3回全端末に一斉に出すことも始めておりまして、やはり仕事のコントロールを心掛けていくようにもなっているところでございます。

出退勤管理でございますけれども、電子化するまでには至っておりませんが、平日は退庁連絡票という形で宿直室に出してそれで管理をしておりまして、休日の出退勤はパソコンを1台入り口においておりますので、それで入力で全部データ化し、出退勤の管理を把握しているところでございます。

それとどのような部署が忙しいのかと、上半期の退庁時間から職員1人当たりの比較をしますと、どのような状況かというのはなかなかあれですけど、総務部の財政課、企画部の企画課、健康福祉部のこども福祉課などが忙しいのではないかと感じているところでございます。

○教育部長（蛇島浩治君） 教育委員会では、学校の超過勤務の実態を客観的に把握するために、タイムカード若しくはパソコン端末を活用した出退勤管理を全小中学校で行っております。

各学校に対し超過勤務の縮減に向けての取組を指導するとともに、ひと月に80時間以上の超過勤務者数の報告を求めています。

月によってはばらつきがあるものの、多い月では約2割に当たる76人が時間外労働時間数が80時間を超えている状況でございます。学校におきましては、先生お一人お一人に当日の退庁時間を予定ということで書いていただき、先生方御本人にそういう退庁、超勤の意識付けをされている学校もあるところであります。

教育委員会としましては、今後も、学校の業務改善や教職員の意識改革を進めるための支援を行ってまいりたいと思います。

○7番（高本敬義君） 総務というか市長部局の方は具体的な数字までは、部署は出てきましたが、今教育部でひと月に80時間以上の超勤者の報告を求めるということで、これはどういったものでその80時間のボーダーラインを設定する理由付けとか、何か説明をいただければと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） この80時間につきましては、国の指針といいますか、教育事務所等を通じ、この80時間を超える超過勤務者の報告ということもございましたので、こちらでも80時間を超える教職員を報告をしているところでございます。

○7番（高本敬義君） わざわざ現場から教育部にも報告をいただくのであれば、この80時間のことも少しお互い認識をされていて、先ほど言われましたけれども、現場で校長とか管理職が指導する材料にされているとか、してくださいとかそういう啓発というかそういうのができれば、そのこともこの80時間につながっていくのかなと思います。話に聞くと、教育事務所というお話ですが、県がその80時間以上者を何か報告を求めているという話もちょっと聞こえてきました。そういうことになっていくと、現場は行政も非常に多忙感はあるんですが、学校現場は今盛んに議論になっている放課後とか部活動とかそういうことも含めて、多忙感が非常にひどいということを聞いておりますので、是非この超勤問題については、学校現場にも教育部として手立てをしていただければと思います。80時間のボーダーラインがあるばっかりに、もうそれ以上は超勤を付けないとか、そういうことがあったらもうこれは元も子もないわけですので、是非御対応をお願いしておきたいと思います。

うち広報が来るのが遅くて、今朝出がけによろやく12月号が来たんですが、働き方改革というページが市役所はこんなことをやっていますよという話が、先ほどの部長の説明も含めて載っていました。それを具体的にもっともっと充実させるというか、深くやっぱり実行させていくということが大事だろうと思います。働き方改革と言われますけれども、俗に働かせ改革ともやゆされるようなこれまでもありましたけれども、いずれにしてもこの組織に雇われ、組織に管理されて、その中で賃金労働者として働く人たちが定年までやはり健康で安心して働ける、そういう労働環境を整えるというのは、雇用主の責務だろうと思います。それと合わせて総務部の答弁だったですかね、管理職が残業をチェックしながらということが答弁でありましたけれども、私も思うんですけど管理職たるもの所管の事業を推進していくことプラス労務管理だと思います。これは学校も一緒だと思います。管理職はやっぱりその職員の超勤については、管理職がやっぱりチェックをかけて、体調に悪いと思えばもうやめさせて退庁させると、そういうこともしていけないと本当に健康で働き続けるということができなくなるかもしれません。そのことを強く要望して、

次の質問に入りたいと思います。

(5) 労働安全衛生問題についてですが、取組状況がいろいろあるかと思いますが、衛生委員会やっていますよということでもありますけども、私から逆に先に1つ提案なんですけど、今の超勤問題等も含めて一定規模の事業所には労働安全衛生委員会、これが規模によっては衛生委員会という少し短くなっていくんですけども、これを定期的にやっていく中で、労働時間の改善委員会というふうなものにこれをみなしてその中で、年休とか超過勤務の内容、制限、制度を協議していくという方法も見られますので、衛生委員会の課題、テーマをしっかりと絞って、取組の充実を図ってほしいと思います。衛生委員会がどのように運営されているのか、ちょっと簡略によろしいですか。

○総務部長（成松英隆君） 衛生委員会とは、法の趣旨に則り、常時使用する労働者数50人以上の全ての事業場に設置義務がございまして、本市では、衛生委員会は年2回程度開催しまして、各事業所の衛生環境や職員の健康保持について審議しております。そのほかにも、いろんな意見が出やすいように心がけております。

ここ10年間の公務に起因する災害発生件数は、年間4件から大体10件程度の間で推移しております。発生事例は、除草作業中にハチに刺された、毛虫に刺されるとか、給食調理場で転倒したとか、いろいろ様々ございます。その都度部署と連携しまして、同様の事故を起こさないよう再発防止に努める対策を講じてきております。

以前は、余り実施されていなかった職場巡視も、現在は定期的に行うようにしております。

さらに精神疾患対策としては、ストレスチェックの結果に基づく分析で、高ストレス者への面接指導とこころの健康相談窓口開設を手掛けております。身体疾患以外にも、衛生委員会を軸に進めているところであり、本年度は熊本地震で被災した職員へセルフケアの機会を与えるため、心の健康セミナーも開催したところでございます。

年度当初4人いました精神疾患による休暇・休職者は現在1人でございます。平成29年度の8人と比較すると大幅に減少しているのではないかと考えております。先ほど高本議員の提案からもございましたけれど、職員の気持ちに寄り添いながら、職場復帰支援を今後は再発させないような職場環境を構築していかなければならないと考えております。

○7番（高本敬義君） もとより働き方改革の社会的なスタートは、やはり女性の民間労働者が採用間もない頃に、自分の命を殺めてまで仕事をしなければならなかったというそのことに非常に凝縮されるようなこの改革ですので、そういうことのない

ように是非対応をお願いしたいと思います。

次に人事評価ですが、これはまだ具体的に余り煮詰まっていないということと、ほかの自治体等の状況も勘案しながら考えていきたいと事前の情報をいただきましたので、これは次回にまた質問をするということにさせていただきます。

障がい者雇用の問題についてですが、各省庁の障がい者雇用の混乱というのが結果的には全国の各自治体にも存在していたということで、先だって県議会の方も県知事が少し改善策というか、採用等に含めて見解を出されておりましたけれども、宇城市の状況、それと雇用率、対象者の確認、今後の障がい者雇用の基本的な考え方、これが大事と思うんですね。雇用率を達成するだけならあれなんです、今後のことも含めてお願いします。

○総務部長（成松英隆君） 障害者雇用促進法で規定されました国及び地方公共団体に課せられている法定雇用率は2.5%でございます。11月末現在の本市の状況ですが、算定の基礎となる1年を超えて引き続き雇用されている非正規職員を含んだ職員数は589人であり、法定雇用率を乗じますと、14人の雇用が必要となっておりますが、該当する職員は13人で1人不足しているのが現状でございます。

これは、今年の4月から法定雇用率が0.2%引き上げられたこと、9月に実施しました障がい者対象の職員採用試験において合格者が出なかったということもあり、本年4月1日では、法定雇用率は達成していたところでございます。

障がい者の受験に対しては、負担感を配慮するため高卒程度の試験科目から英語を除外するなど、他市と比較しても特段変わらないものですが、2人の受験者がございましたが、どちらも合格基準点に至らなかったところでございます。現在追加試験を募集して、法定雇用率の達成へ努力していくところでございます。

それと障がい者である旨の確認は、規定に基づきまして全て障害者手帳の写しを提出してもらっているところでございます。

それと今後の採用にあたっての考え方でございますが、これまでの受験対象者を身体障がい者のみとしていたものを、現在募集しています追加試験から、知的障がい者及び精神障がい者を含め、全ての障がい者としたところでございます。

それと、法定雇用率だけが目的なのかということでございますけれど、そういうことではございませんで、やはり良い人材がいれば、必要とする職場の状況も踏まえながら採用していくところでございます。

○7番（高本敬義君） 今言われました、3障がい含めて募集要綱に載せていったということで、その点は非常に評価できると私は思います。宇城市も共生社会というか協働社会をうたって、総合計画に則って事業を進めているわけですので、そういう社会に向けて是非前向きな対応を期待をしていきたいと思います。

次に、大きな2番の質の高い公共サービスですが、時間が少しなくなってきましたので申し訳ありませんが、3番のプロポーザル方式の契約事務について、この点について確認だけさせていただければと思います。プロポーザル方式そのものがどうのという問題意識を持っているわけではありません。施設を造ったり、デザインのコンペをしたり、施設管理の時にプロポーザルでやったりとか、そういうのは別に悪いことではないんですが、私が問題にしていますのは、これまで公立保育園の民営化がなされてきました。その折に、工事入札に係る発注の規定をこの経営権を移譲するという、この契約事務に準用するのは果たしていかなものかなというのが1点ですね。それともう1点は、具体的に言ったが一番分かりやすいと思いますが、公立保育園のプロポーザルするときに評価をします。その評価委員会の所管はこども福祉課なんですけど、このメンバーに副市長、総務部長、健康福祉部長、こども福祉課長、その他有識者などが入っておられました。これまでの場合はですね。そこの決定を上にとにかく、次の段階に上げるときに入札審査会で決定をされてくると思いますが、これは所管は契約検査課です。この審査会のメンバーが副市長、総務部長、企画、土木、経済、教育の各部長と契約検査課長で、私は工事に余り詳しくはありませんが、契約事務にもそう詳しくはないんですが、この審査する段階で素人から捉えていくと、2つ段階があるところに同じメンバーの方がおられるというのは違和感を感じるんですが、問題はないんでしょうか。そこのところだけ。

○総務部長（成松英隆君） まず、公立保育園民営化の時にプロポーザル方式を準用するのは間違いではなかったのかというのが1点目でございます。公立保育園・保育所の民営化にかかる移管先募集のプロポーザル方式では、保育指針に基づく保育業務を引き継いでいくものとなるため、価格による競争では所期の目的を達成することができず、業務担当部署が必要とする専門性、事業の安定性、保育に対する理念及び保育の実施内容について評価することが困難であるので、宇城市プロポーザル実施要綱、取扱要綱に基づき、移管先を公募する公募型プロポーザル方式で設置運営者を選定するのが妥当であると判断して実施したところでございます。

次の評価委員会が妥当だったのかということでございます。評価委員は、今回の場合は宇城市保育所民営化に係る運営法人評価委員会設置要綱を制定し、先ほど御案内ありました副市長、総務部長、健康福祉部長、学識経験者、対象となる私立保育所の実務者及び保護者の代表等を評価委員に充てておりますので、適切であったと思っております。また、総務部長においては、これはもう行政改革の一環でございましたので、その担当部署の立場として委員に選任されたものだと考えております。評価委員長については、先ほど申しました宇城市保育所民営化の規定を運用しているものでございます。

それとプロポーザル方式の委員が、工事指名審査会の委員とダブっているというお話でございますが、プロポーザル方式での工事入札指名等審査会の役割は、1つにプロポーザル方式の採用の可否、1つに評価委員の選定に関する事、1つに受託候補者を特定するための評価基準に関する事、1つに参加条件や提案者の選定に関する事などを審議することになっております。

一方で、評価委員会は、評価基準により提案者を評価し、受託候補者を特定しなければなりません。つまり委員はそれぞれが評価基準に基づき点数を付け、全員の合計点数が高い提案者を1位のものと決定することになります。

また、評価委員会委員長は、提案者の順位を決定したときは、指名審査会に対し提案者の名称、順位、評価結果等を報告することになっております。

以上述べましたように、指名審査会の役割はプロポーザル方式の内容に係る審議でございます。評価委員会の役割は、受託候補者の特定に係ることでございます。仮に、指名審査会の委員が評価委員会委員に選任された場合でも、その委員構成が事業担当の長であったり、事業に携わる住民代表であったり、あるいは学識経験者が委員として選任されていれば、公平・公正に欠けるものではないと考えております。

○7番（高本敬義君） 私自身ももうちょっと精査をして、また次の議会の折にでも質問をしたいと思います。公共サービスについては申し訳ありません。ほかの（1）と（2）は今回省かせていただきます。

次に、子育て支援についてですが、こちらも2点（4）の残された公立保育園及び児童館について、具体的に言います。三角の3園をいつどうされるのか。豊野は当面現状でという文言が職員の中、現場にも大体定着しておりましたが、それをどうされるんですか。それと、児童館は基本的に近々閉館ということですが、例えば宇土市の児童館、保育型でない児童館、熊本市が幾つかつくっている児童館、近くは城南町の図書館に併設されている児童館、そういう児童館、就学前就学後も含めた放課後、休日の子どもと親の居場所づくり、そういうことを提案をしますがいかがでしょうか。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、残された公立保育園についてでございます。公立保育園は、順次民営化の方向性を継続して行っているところですが、三角地区の戸馳、青海、大岳の3保育園につきましては、平成29年度から保護者との意見交換会を行っております。本年度も、保護者や地元囑託員の皆さんとの意見交換会を実施する予定としております。以前から申し上げておりますが、将来の児童数等考えますと、公立・私立合わせて6つの保育園が今後も運営していくこと自体は大変厳しいものがあると思っております。そのような状況を十分考慮した上で、

皆様方の御協力をいただきながら、できる限り早い時期に今後の計画をお示ししていきたいと考えております。

次に、豊野保育園につきましては、現職保育士の受け皿として、当面現状維持の方向で運営してまいります。三角地区の3園の民営化後に具体的な議論をしていきたいと考えております。

続いて、松橋地区の児童館は先ほど御紹介がありましたように、平成32年3月をもって廃館という予定でございます。その旨は広報等により周知を行っておりますし、入所相談や受付の際にもお伝えしている状況です。

なお、3児童館とも地元の所有の土地を借り入れて運営しておりますので、建物・遊具等については基本的には解体撤去の予定でございますけれども、地域で活用したいという御希望も出ておりますので、それぞれの状況に応じて個別に対応してまいりたいと考えております。

それと、最後の児童館3館廃止後には、親子で遊べるような熊本市城南町にある児童館の設置の考えはあるかということでございますけれども、児童館自体は4館ということになっております。豊野の学童保育所は児童館の取り扱いになっております。児童館3館が廃館後には、将来的には親子が遊べるような施設も検討していかなければならないと、健康福祉部としては考えているところです。

○議長（長谷誠一君） 発言中ですが、議員の本件に関する質問はそろそろ時間になっておりますので、まとめをお願いいたします。

○7番（高本敬義君） 今、途中経過はそれぞれ執行部の方で対応せざるを得ないでしょうから、スケジュールを追いながらやっていただかざるを得ないんですが、最後の新たな子育て支援の構想については、是非検討をいただきたいと思います。市長も、学校だけではないと思いますが、次の宝である子どもたちのためにはいっぱい頑張るというお話ですから、そのことは就学前・就学児含めてやっぱり子育て、子どもたちの居場所づくりは検討すべきだろうと思います。それと併せてですが、学童保育の待機状況もいろいろあるかと思いますが、これはもう提案だけにしておきます。これまでも教育部と福祉部でいろいろ協議されて、ある意味学童が住み分けされて一覧でまとめられた状況になってはきました。結果的には教育部が空き教室でやるという子ども教室。福祉が学童ということでされようということで、それでいいんですが、今やっぱり国ももう動き始めているんですが、子どもは減ってはきてるけれども、お母さん方の就業率が高いので。

○議長（長谷誠一君） もう発言をまとめてください。

○7番（高本敬義君） はい。利用児童数が多い。要はこの放課後児童クラブ等含めて放課後の子どもの居場所づくり、それをやっぱり宇城市も十分検討していくときだ

ろうと。それは1つの部署じゃなくて全体で、私たちも含めて考えていきたいと思っていますので、是非検討よろしくお願いします。時間がオーバーしましたが、ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、高本敬義君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第 2 議案第 7 3 号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 7 4 号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 7 5 号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 7 6 号 宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 7 7 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第 7 議案第 7 8 号 工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）

日程第 8 議案第 7 9 号 宇城市市道路線の廃止について

日程第 9 議案第 8 0 号 宇城市市道路線の認定について

日程第 10 議案第 8 1 号 財産の取得金額の変更について（第 1 回変更）

日程第 11 議案第 8 2 号 財産の取得について（災害公営住宅等）

日程第 12 議案第 8 3 号 財産の取得について（災害公営住宅等）

日程第 13 議案第 8 4 号 平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 14 議案第 8 5 号 平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 17 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 18 議案第 8 9 号 平成 3 0 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 0 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（長谷誠一君） 日程第 2、議案第 7 3 号宇城市長等の給与及び旅費に関する条

例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第20、議案第91号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）までを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって通告なしと認めます。

議案第73号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議案第91号平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号）までにつきましては、お手元に配布しております平成30年第4回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第21 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について（古賀秀一氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第21、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（古賀秀一氏）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第5号は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第22 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第22、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日11日火曜日から14日金曜日までは、各常任委員会の審査及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、明日11日から14日までは休会することに決定しました。

なお、15日及び16日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。来る12月17日は午前10時までに本会議場に御参集願います。どなた様も御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後0時10分

第 6 号

1 2 月 1 7 日 (月)

平成30年第4回宇城市議会定例会（第6号）

平成30年12月17日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第73号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第74号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第75号 | 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第76号 | 宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第77号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第6 | 議案第78号 | 工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事） |
| 日程第7 | 議案第79号 | 宇城市市道路線の廃止について |
| 日程第8 | 議案第80号 | 宇城市市道路線の認定について |
| 日程第9 | 議案第81号 | 財産の取得金額の変更について（第1回変更） |
| 日程第10 | 議案第82号 | 財産の取得について（災害公営住宅等） |
| 日程第11 | 議案第83号 | 財産の取得について（災害公営住宅等） |
| 日程第12 | 議案第84号 | 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第13 | 議案第85号 | 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第86号 | 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第87号 | 平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第88号 | 平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第89号 | 平成30年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第90号 | 平成30年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第91号 | 平成30年度宇城市民病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 諮問第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（古賀 秀一氏） |
| 日程第21 | 選挙第5号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について |
| 日程第22 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員 (なし)

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市民環境部長 園 田 敏 行 君	健康福祉部長 那 須 聡 英 君
経 済 部 長 吉 田 裕 次 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君
教 育 部 長 蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者 木 下 堅 君
総 務 部 次 長 天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長 中 村 誠 一 君
市民環境部次長 村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長 稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長 杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長 坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長 吉 田 勝 広 君	三角支所長 内 田 公 彦 君

総括審議員	原田文章君	不知火支所長	村上伸一君
小川支所長	篠塚孝教君	豊野支所長	中村隆文君
市民病院事務長	伊藤博文君	農業委員会事務局長	蔵原正敏君
監査委員事務局長	横山悦子君	財政課長	木見田洋一君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第１ | 議案第７３号 | 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第２ | 議案第７４号 | 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第３ | 議案第７５号 | 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第７６号 | 宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第７７号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第６ | 議案第７８号 | 工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事） |
| 日程第７ | 議案第７９号 | 宇城市市道路線の廃止について |
| 日程第８ | 議案第８０号 | 宇城市市道路線の認定について |
| 日程第９ | 議案第８１号 | 財産の取得金額の変更について（第１回変更） |
| 日程第１０ | 議案第８２号 | 財産の取得について（災害公営住宅等） |
| 日程第１１ | 議案第８３号 | 財産の取得について（災害公営住宅等） |
| 日程第１２ | 議案第８４号 | 平成３０年度宇城市一般会計補正予算（第６号） |
| 日程第１３ | 議案第８５号 | 平成３０年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１４ | 議案第８６号 | 平成３０年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１５ | 議案第８７号 | 平成３０年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１６ | 議案第８８号 | 平成３０年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第１７ | 議案第８９号 | 平成３０年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号） |
| 日程第１８ | 議案第９０号 | 平成３０年度宇城市下水道事業会計補正予算（第１号） |
| 日程第１９ | 議案第９１号 | 平成３０年度宇城市民病院事業会計補正予算（第２号） |

○議長（長谷誠一君） 日程第１、議案第７３号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第１９、議案第９１号平成３０年度宇城市民病院事業会計補正予算（第２号）までを一括議題とします。

去る１２月１０日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） おはようございます。それでは、ただいまから総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件２件、予算案件１件、その他案件１件の合計４件の議案であります。委員会を１２月１１日に、大委員会室において開催しました。委員会には説明員として関係部局長、次長、各支所長並びに関係課長の出席を求め審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して申し上げます。

まず、議案第７３号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員から「宇城市特別職報酬等審議会のメンバー及び１１月１日に開催された審議会の状況は」との質疑に対し、執行部から「審議会のメンバーとして、嘱託員、地域婦人会、民生・児童委員、商工会、女性団体の代表及び民間代表者として九州電力松橋営業所長に出席していただいた。審議会においては、市長はじめ特別職の給料が民間の執行役員と比べれば安い、また議員報酬も合併以降のリーマンショックや熊本地震等により継続して改正されていない、報酬額に見合う仕事をしていただければ報酬・期末手当をまだ引き上げることも構わないなど、おおむね改正に賛同するという意見だった」との答弁がありました。

次に、議案第７４号宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員から「民間との給料格差が大きいとの説明であったが、格差は幾らぐらいか」との質疑に対し、執行部から「平均年齢４３．５歳で比較した場合月額６５５円、また初任給ベースで比較した場合月額１，５００円程度の格差がある」との答弁がありました。

次に、議案第８４号平成３０年度宇城市一般会計補正予算（第６号）について、委員から「金桁温泉工事監理業務委託料の予算１００万円減額の理由は、金桁温泉施設の面積変更によるものとの説明であったが、面積はどれくらい変更されたのか」の質疑に対し、執行部から「当初のプロポーザルでは、２８０平方メートルという提案があっていたものを２１０平方メートルへ縮小した」との答弁がありました。さらに、委員から「三角地区生涯学習センター解体工事費について解体工事のランク付けはあるのか」との質疑に対し、執行部から「解体工事について本市のランク付けはな

い。ただし経営事項審査の総合評定値（点数）は県で付けてある。解体工事の業者選定方法については未定であるが、地場企業の育成も考慮した上で行っていきたい」との答弁がありました。

また、委員からスクールバスの運用や複式学級についての意見がありました。

議案第 7 7 号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、委員からの質疑はありませんでした。

以上が、質疑と答弁の主な点であります。これらの質疑を終結し、採決の結果、総務文教常任委員会に付託されました条例案件 2 件、予算案件 1 件、その他案件 1 件の合計 4 件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福永貴充君） おはようございます。建設経済常任委員会審査報告を行います。

建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件 1 件、予算案件 4 件、その他案件 6 件の合計 1 1 件であります。委員会を 1 2 月 1 1 日に、第 3 委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第 7 6 号宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「企業会計にする理由は。また、水道の民営化に直結するのではと危惧しているが、その点はどうなのか」との質疑に対し、執行部から「水道整備から 4 0 年以上経過している施設が多く、施設の老朽化が進み、施設の更新等今後の方向性を決める必要がある。現在、簡易水道事業は特別会計ということで更新費用などが分かりづらく、計画が立てづらい。企業会計にすることで資産や運営費用が把握でき、今後の計画が立てやすくなる。水道事業全体の経営基盤強化が 1 番の目的であり、現段階で民営化に直結するかは不明である」との答弁がありました。

次に、議案第 7 8 号工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）について、委員から「変更は今回が最後だと思うが、総額は幾らになったのか」との質疑に対し、執行部から「新しい橋の建設費は今回の変更増額を入れ、工事関係、業務委託料等含めて 3 9 億 9 千万円となっている。また、平成 3 1 年度以降に既存の戸馳大橋の撤去工事を予定している」との答弁が

ありました。これに対し、委員から「既存の戸馳大橋を撤去せずに耐震補強を施し、釣りやバンジージャンプ等観光面での利用はできないのか」との質疑に対し、執行部から「撤去工事も架け替え工事の一連ということで、国から補助対象として認められている。将来撤去する場合は単独事業としての対応になるため、市の負担が大きくなる。また、現地調査の結果、既存の橋の状況は床版コンクリートのクラックの状況が進み、危険性も高まっている」との答弁がありました。

次に、議案第84号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第6号）の都市計画費について、委員から「危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金について、今までの実績は」との質疑に対し、執行部から「今から始まる事業であり、実績としてはゼロになる。相談が3件ほど来ている」との答弁がありました。これに対し、委員から「補助の基準はどういったものがあるのか」との質疑に対し、執行部から「通学路や避難路に面していたり、基準の高さを超えたり、要件に該当すれば補助対象上限額20万円となる」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました、条例案件1件、予算案件4件、その他案件6件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件1件、補正予算案件5件であります。委員会を12月12日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第75号宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「今回の改正でコンビニでの証明書発行手数料を減額し、マイナンバーカードを普及推進することが目的とのことだが、現在の発行状況と交付率の目標は」との質疑に対し、執行部から「現在のコンビニでの各種証明の発行状況は、全体の1割弱となっている。マイナンバーカードの9月末での交付状況は、合計5,127枚で交付率が8.6%で、県平均が11.2%となっている。今後は県平均まで交付率を伸ばしたい」との答弁がありました。それに対し委員より「この制度改正により手数

料が減額になったことのメリットを、市民に対してしっかり啓発を行い交付率を伸ばすように」との意見がありました。

議案第 8 4 号平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）について、委員から「宇城広域連合宇城クリーンセンター負担金が減額となっているが、その主な理由は」との質疑に対し、執行部から「今回の減額は、契約金額の確定による減額等が主な理由となっている」との答弁がありました。

次に、議案第 8 7 号平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、委員から「款 2 保険給付費の高額介護サービス等費が不足した主な原因は」との質疑に対し、執行部から「当初予算の金額は、過去 3 年間の高額介護給付費の実績を基に試算を行っている。予算が不足した原因は、今年度行われた介護報酬改定により単価が上昇したことなどが原因ではないかと思われる」との答弁がありました。

また、議案第 8 5 号、議案第 8 6 号、議案第 9 1 号につきましては、委員から特に質疑はありませんでした。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました条例案件 1 件、補正予算案件 5 件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 7 3 号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 9 1 号平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）までの討論に入りますが、通告はありません。したがって討論なしと認めます。

これから、議案第 7 3 号宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 7 3 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 74 号宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 74 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成です。したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 75 号宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 75 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 76 号宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 76 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 76 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 77 号熊本市町村総合事務組合理約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可

決です。議案第 77 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 77 号は可決しました。

次に、議案第 78 号工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸馳大橋）補助金（上部工）工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 78 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 78 号は可決しました。

次に、議案第 79 号宇城市市道路線の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 79 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 79 号は可決しました。

これから、議案第 80 号宇城市市道路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 80 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第 80 号は可決しました。

次に、議案第 81 号財産の取得金額の変更について（第 1 回変更）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 81 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 81 号は可決しました。

次に、議案第 82 号財産の取得について（災害公営住宅等）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 82 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 82 号は可決しました。

これから、議案第 83 号財産の取得について（災害公営住宅等）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第 83 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 83 号は可決しました。

次に、議案第 84 号平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 84 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第８４号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８５号平成３０年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８６号平成３０年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８６号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８７号平成３０年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第８７号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第８８号平成３０年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第８８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 89 号平成 30 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 89 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 90 号平成 30 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 90 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 90 号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 91 号平成 30 年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 91 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 91 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第 20 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について（古賀 秀一氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第20、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（古賀秀一氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって討論なしと認めます。

これから、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦について（古賀秀一氏）を採決します。採決は、起立によって行います。諮問第5号は適任と認め、答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、諮問第5号は適任と認め、答申することに決定しました。

—————○—————

日程第21 選挙第5号 熊本県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について

○議長（長谷誠一君） 日程第21、選挙第5号熊本県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議がありますので、選挙は投票で行います。準備をいたしますのでしばらくお待ちください。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（長谷誠一君） ただいまの出席議員は、22人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、7番、高本敬義君、8番、大村悟君、9番、福永貴充君の3人を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名で必ず名前まで記入願います。

（投票用紙配布）

○議長（長谷誠一君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○議長（長谷誠一君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

○議会事務局長（吉澤和弘君） 1 番、原田議員。 2 番、永木議員。

3 番、山森議員。 4 番、三角議員。

5 番、坂下議員。 6 番、高橋議員。

7 番、高本議員。 8 番、大村議員。

9 番、福永議員。 10 番、溝見議員。

11 番、園田議員。 12 番、五嶋議員。

13 番、福田議員。 14 番、河野正明議員。

15 番、渡邊議員。 16 番、河野一郎議員。

18 番、入江議員。 19 番、豊田議員。

20 番、中山議員。 21 番、石川議員。

22 番、岡本議員。

最後に、長谷議長お願いします。

○議長（長谷誠一君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。高本敬義君、大村悟君、福永貴充君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（長谷誠一君） 開票の結果を報告します。

投票総数 22 票

有効投票 21 票

無効投票 1 票

有効投票のうち、守田憲史君 16 票

中山弘幸君 5 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、市長、守田憲史君が熊本県後期高齢者医療広域連合議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開放）

○議長（長谷誠一君） ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議員に当選されました市長、守田憲史君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。市長、守田憲史君、当選承諾及びあいさつを求めます。

○市長（守田憲史君） ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に御選任いただきましてありがとうございます。謹んで承諾させていただきます。

この後期高齢者医療保険制度は高齢者の皆様の生命と健康を維持するためにも、最も重要な施策でありますので、安定した制度運営を図るため、今後も引き続き国に対し強く働きかけをしていきたいと考えています。今後、熊本県後期高齢者医療広域連合の発展に努めてまいりますので、市議会議員の皆様方におかれましては、御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、議員就任のあいさつといたします。

-----○-----

日程第２２ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第２２、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から議会運営委員会において調査中の事件について、会議規則第１１０条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第２３ 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第２３、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第１１０条の規定によって、お手元に配ります所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成３０年第４回宇城市議会定例会を閉会します。

どなた様もお疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午前１１時０４分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第 6 2 9 号
平成 3 0 年 1 2 月 3 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

総務文教常任委員長 高 橋 佳 大

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 7 2 号	宇城市一般会計補正予算（第 5 号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議第622号
平成30年12月11日

宇城市議会議長 長谷誠一様

総務文教常任委員長 高橋佳大

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第73号	宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第74号	宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第77号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	可決
議案第84号	平成30年度宇城市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議第 6 2 4 号
平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

建設経済常任委員長 福 永 貴 充

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 7 6 号	宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決
議案第 7 8 号	工事請負契約の変更契約の締結について（黒崎内潟線（戸 馳大橋）補助金（上部工）工事）	可 決
議案第 7 9 号	宇城市市道路線の廃止について	可 決
議案第 8 0 号	宇城市市道路線の認定について	可 決
議案第 8 1 号	財産の取得金額の変更について（第 1 回変更）	可 決
議案第 8 2 号	財産の取得について（災害公営住宅等）	可 決
議案第 8 3 号	財産の取得について（災害公営住宅等）	可 決
議案第 8 4 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決
議案第 8 8 号	平成 3 0 年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 8 9 号	平成 3 0 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 9 0 号	平成 3 0 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決

宇城市議第 6 2 8 号
平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 7 5 号	宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 8 4 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決
議案第 8 5 号	平成 3 0 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 8 6 号	平成 3 0 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 8 7 号	平成 3 0 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 9 1 号	平成 3 0 年度宇城市民病院事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
	【以下余白】	

平成30年第4回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件 名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章			
議案第72号 平成30年度宇城市一般会計補正予算(第5号)	●	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	●	○	議長のため 表決には 加わり ません。	○	○	●	○	○	原案可決	16	4
議案第73号 宇城市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第74号 宇城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第75号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1
議案第76号 宇城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第77号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第78号 工事請負契約の変更契約の締結について(黒崎内湯線(戸馳大橋)補助金(上部工)工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	20	0
議案第79号 宇城市市道路線の廃止について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第80号 宇城市市道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	●	○	○	可決	19	1
議案第81号 財産の取得金額の変更について(第1回変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第82号 財産の取得について(災害公営住宅等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第83号 財産の取得について(災害公営住宅等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第84号 平成30年度宇城市一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	20	1
議案第85号 平成30年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第86号 平成30年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第87号 平成30年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第88号 平成30年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	可決	21	0
議案第89号 平成30年度宇城市水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	原案可決	21	0

[illegible]